

事有之、其年商賣可申付船數不足し候所に、同所より渡來り候船にて、新例を守り割符をうくへき由望申者有之においては、商賣の事申付候て、其年商賣渡の數を合せ、其船歸帆の時、重ねての割符をも相渡し可然事に候といへども、若然るに於ては、割符をも渡さるる船共、年々に渡來る事相止み候期もなく、又此等の船も積戻しに申付候に於ては、ぬけ荷商賣の事斷絶の期もなく、新例を定められ候せんもあるへからず候、然れば其年の船數一二艘不足し候とも、其明年よりは又定數の如く渡來るへき事に候間、わづかに一年の船數を合候爲に、後來の煩を引出し候事は尤以不可然事に候、但し後々に至て定の數よりは船も減候事も出來候時、同所の者共うけおひ候て、たしかなる唐人に割符をも渡し、定數の内へ差加候事は格別之事なるへく候、すへて此等の所かねてより可有其心得事、

一今度條約を守るへき由を申し、割符をうけ候船共の中、重ねて渡來り候時に及び、違法の事等有之に於ては、すぐに國法を守る所なきものに候、然る

を新例行はれ候初に當りて、寛宥有沙汰に候、就而は此後國法を輕んし思ひ、違犯之輩多く成來るへき事に候間、たとひいかやうに申わけ候共、其割符を取上候て積戻しに申付、一船の者共永く渡海の事を禁絶し、後來の戒にせらるへき事、

附、或は海路乘筋をちかへ來り、或は荷物過分に積來り候類は、皆是渡來り候時に、ぬけ荷商賣仕るへき事を心かけ候ものにて、荷物等不足し候者は、すぐに拔荷の商賣仕たるものにて候、たとへ逆風のために他所に漂着し候由を申す船といふ共、これ又其疑なきにあらず候、此等の類其初を懲し候事なきに於ては、後來之爲不可然事に候間、急度可有其沙汰事、

右十七條

阿蘭陀人に新例申渡次第

一阿蘭陀人御沙汰の事は、當春かびたん參府之時、當秋其國之船入津之時、奉行所において、交替の兩かびかんに可申渡事候間、宜敷其旨を承知すへき由可被仰出候、然は當秋に至てかびたん交替之時、奉行所において御目付と立合、通事を以て嚴重に

通航一覽卷之百六十四

長崎港異國通商總括部二十七

○商法 正徳御改正

正徳五乙未年三月五日、唐船主等を奉行所に呼出し、海船互市の新例を讀聞せ、かつ旅館において通事より猶約條のむねを示諭し、各港の船主等に連署の答書を呈せしむ、同年八月また、彼等より令條を守るへきのよし證書を出す、是より唐商の入津必信牌を與ふる事となりぬ、

正徳五乙未年三月五日 覺

一新例申渡候日に至り、從去年留置候唐人共、按ず、前年八月、船帆をさ、皆々奉行所へ召集、奉行所にて書付讀聞せ、右之書付相渡し、旅館へ持歸り、通詞共と約條之旨を議定し候而、約條に隨ふへきと存するものは、通詞共方へ證文を差出し可申、約條に隨ひかたきと存るものは、其事の由を以て返答書を相認可差出由申渡之、約條并船數定等之書付、通詞

可被申渡事、

一奉行御目付被申渡候書付、并商賣方定例差遣候事、

一阿蘭陀方商賣の要旨は、持渡之金の數減し候様に可有之事に候、然は奉行所に於て、地下役人共の存寄をも承届られ、今度差遣候商賣方、定例よりも猶又持渡金減すへき事も候は、宜敷議定の上、定例之文言を改められ候て、可被申付事、

一當年阿蘭陀方商賣の事は、奉行所において兩かびたんに、別紙の書付之趣を申渡され、唯今迄の例の如くに可被申付事、

一阿蘭陀人へ相渡し候金子の事、是又唯今迄の例の如くなるへく候、來年の秋渡來り候かびたん、新例の事相守るへき由を申すについて、商賣の事被申付候に於ては、其後相渡し候銀子之事は、今度被仰付候新金世上にあまねく通用し候迄の間は、唯今迄の例に准し、正徳の小判を以て可被相渡候、新金可被相渡候時節に於ては、重ねて可有沙汰事、

右五條以上、正徳新令、

通航一覽卷之百六十三終

共へ可相渡遣候條、唐人共と兼而可議定事、
一通詞共と會議之上、約條に隨ひかたき由を致返
答候唐人共は、其節に至り沙汰之次第可有之候、惣
而新例の事に付て訴申旨有之候共、一切に不可有
許容候間、通詞共兼而可得其意事、

附、約條に隨ひかたき旨返答書差出候唐人共於
有之は、其船々は商賣相仕廻候船、いまた商賣不
仕候船、又は商賣半程に仕懸り候船も可有之事
に候條、其譯書付唐人共返答書に差添可出事、
一約條を可相守由證文仕候者共へ割符相渡候儀
は、歸帆之節に至り、於奉行所可相渡候事、長崎書附、
正徳二年三月、奉行中唐人共へ可被申渡書付案、
長崎奉行備後守姓備前守姓、爲海舶互市新例事照
得、本職等欽奉旨、我戴籍已降、有土有人、財用富
贍、未曾借外國之資、蓋三千餘年、近者海買通路、利
孔始開、稠載遠方之物、盡耗通國之財、況私販溢出、
併犯邊禁、宜裁折其貪濫、寓以懷柔之意、乃命有司、
更議市舶、著爲定例、而今以後海舶諸買、欲從我法
者我亦來之、其不欲之自當謝絕、欽此欽遵、該本職
等查得新例、著該大小通事、詳審條約、仔細說與客商

等、各陳甘結、其或不肯從約、治任疾去、勿得復來、
須至諭者、

右諭海舶諸客商准此

正徳五年二月日行按するに、二月とせば江戸に
て書せし草案なればなり、後聖堂
右草案之趣、通事共に見せられ候て、よろしからさ
る所をば改正させ候て書出さるべく候、姓ご候所
には、奉行中の姓はかりしるさるべく候、名をしる
し候には及はず候、日付はこの書付出し候日を以
て書入らるべく候、以上、正徳新令、
一奉行より唐人共へ申渡候書付、御草案を以て通
詞共相尋候處、昨今在留之唐人共の内には、下賤の
輩多く御座候に付、俗語を交へ不申候ては、心得兼
候儀も可有之候、其上讀つ、きも少々仕かたく存
候處も有之由、通詞共申之候、依之御書付之趣に奉
任之、猶亦吟味申付、向井元成按するに、元成は、この頃長
崎奉行備後守姓、備前守姓、時土着の醫にして、後聖堂
預りを命、并通詞共會議之上、文字少々書改申候、
示各港唐商諭、
長崎奉行備後守官原、爲海舶互市新例事、本職等欽奉
旨、我戴籍已降、有土有人、財用富贍、未曾借外國之
資、蓋三千餘年矣、近者海買通路、利孔始開、稠載遠

方之物、盡耗通國之財、況又私販溢出、併犯邊禁、固
宜裁折其貪濫、然不可不寓以懷柔之意也、乃命有
司、更議市舶、著爲定例、而今以後海舶諸買、欲從我
法者、我亦來之、其不欲之自當謝絕、欽此欽遵、本職
等謹奉新例、著該大小通事詳審條約、諄々徧諭、客
商人等各陳甘結、其或不肯從約者、治任疾去、勿復
來掉、須至諭者、

右諭海舶諸客商准此

正徳五年三月初五日行和漢寄
正徳五年三月、通事共唐人との約條草案
一今度外國通商の法を改議せられ、凡一年の間は
所々より渡來る所の船數を限られ、一船に載來る
へき荷物商賣の銀高を定められ、公驗を給りて古
例のごとく町々に安置して、商賣をゆるさるへき
事に就て、通事共唐人と約條を立て、新例を守るへ
きよしを申すもの共には、通事共もより約束の割
符を相渡し、重ねて渡來り候時の様子を試むへし、
新例のごとくにしては約に従ひかたきよしを申
て、割符を請取らざるもの共は、永く往來を禁絶せ
らるへきよし奉行所の仰なり、船數并一船商賣銀

高の定例は別に見えたり、
一一船の商賣物の銀高を定められ候上は、載來程
の物残らす買取へし、其年の物價によりて荷物の
多少有へき事に候間、定高より外三十貫目迄の餘
分の荷物は、代物替等を以て交易をゆるさるへし、
定高より外三十貫目にも、猶又餘り申候荷物有之
に於ては、皆々定の銀高の内におし入れて、不殘買
取へし、若その時に至つて、定の銀高よりは餘分の
荷物なるを以て、定の銀高を以ては賣渡しかたき
よしを争ひ申においては、其餘分の荷物は一切に
取上られ、重ねて割符をあたへず、一船のものとも
永く往來を禁絶せらるへし、若又荷物少分に載來
りて、定の銀高の荷物たるよしを申すにおいては、
當年の物價と其年の類船の物價とを見合せて、定
高の内三十貫目迄の不足においては、其年の一船
の賣高を減して商賣をゆるさるへし、すへて載來
る所の荷物、定め銀高より大きに餘分不足有之
船共においては、一切に重ねての割符をあたへず、
一船のものとも、永く往來を禁絶すへし、
一商賣の法は舊例のごとく、長崎の地にて定置候

役人共、其年の物價を定むへし、雖然商賣の事は、各其利を求むへき爲に候上は、只今迄の例のことく、入札を以て物價を定め、賣渡し候事を望申すに
 おいては、その望に任せらるへし、若然らば自今以後、入札の直段下直なるよしを以て、役人共その價を定むへき事を望申すといふとも、其所望をゆるされず、一切に商賣をとめて、其荷物を積戻し、割符をあたへす、一船のものとも、永く往來を禁絶すへし、

一約束の割符をうけて往來すへきものは、定めのごとく五島より南の海上を以て乗筋とし、定めの外
 の海路を乗へからず、若風波によりて意外の地に漂着する時の例は、おのつから只今迄の定法あり、若又入津の時に、定め
 の乗筋にちかひ來るに於いては、その年の商賣をゆるさず、重ねての割符をあたへす、一船のものとも永く往來を禁絶すへし、
 歸帆の時順風なくして、定め
 の海路を乗行かたきにおいて、長崎港内へ乗戻り、其由を申断り、順風を待て乗行へし、或は故なくして港内に船をこめて日を送り、或は定の外の海路を乗行において

は、重ねて渡來候時に至て、商賣をゆるさず、割符をあたへす、一船のものとも、永く往來を禁絶すへし、

一割符を請取候ものその期に及び、故ありて渡來らす、同所のものに割符をあたへ渡海せしめ候とも、其所の産物を載來り、その荷物も定法のかすに違はすして、割符たしかなるに於いては、商賣をゆるし、重ねての割符をもあたへらるへし、

一割符を持來るといふとも、常年の例とちかひ、その所の産物にあらざるものを載來り、或は下品或は偽造のもの等を載來るに於いては、商賣をゆるさず、割符を取上、一船の者とも永く往來を禁絶すへし、

一違禁の物載來り、載去る事はいふに及はず、一色の物といふとも、私に商賣する事等、たとへ年日を経て後にはあらはれしる、といふとも、商賣をゆるさず、割符をあたへす、一船の者とも永く往來を禁絶すへし、

一我國の人非理の事等堪忍しかたき事あるに於いては、其事の子細書付を以て奉行所へ訴申、その裁

断をあふくへし、私に鬭争に及ふ事をゆるさず、一我國の人を殺すものは下手人を出すへし、傷つけ候ものは其輕重に隨ひ過料を出すへし、
 右九條

右は唐人とも心得候様に、いかやうにも通事とも書記見せ候て、議定候様に可被申付候、
長崎御新例、正徳新令、

右翻文

譯司與唐商款約、長崎譯司符傳憲諭、與唐商爲約事、今般改定各港通商、一年船數、并每船載來貨物銀額、使遂生理等、因著該譯司將新例條款示諭唐商知悉、其欲確守條款母違者、今自譯司發給執照、俟其船再到之日、驗其從違、果能始終恪守母違者、官給照船公牌、復修舊時之例、而使之安插街坊者、必有日矣、倘或謂新例不便、而不領執照者、永革來販、如其船數銀額、另有所開、

一已定照船載來貨物銀額、則其所帶貨物、盡行全買、但有時價行情不等、則其貨物不能無多寡之殊、若其所帶貨物、多出於定額之外、止剩有三千兩銀額者、許將其貨抵換雜色、再多出於三千兩外者、除照船銀額外、悉將所剩貨物、估入定額之內謝賞、倘或

是時以其所刺之貨、估入定額內賣之、不爲甘心、而爭執不已者、其所剩貨物、盡行沒官、通船人衆永革來販、至若帶來貨物、原不足於定額、而妄稱足數者、較之每年貨價、及本年各船貨價、其所不足於定額、至於三千兩、尙照現貨實數、權令貿易、若乃減少定額、不止於三千兩者、不許生理、通船人衆永革來販、

一生理之法、照於舊時之例、互與本地執事人衆、講定貨價、然生理之事、各圖其利、爾等唐商謂今丟票自以爲便、則允其所願、既已丟票從事、而如遇丟價之賤、反謂丟票不便、又求批價反復多端者、不惟不許其所求、亦且罷其生理載回貨物、永革來販、

一領其執照、往來本地舟楫、當由所定五島以南之海駛爲針路、不當妄驚定路之外、若遇風波、不測飄到意外之地、自有制度在、當其來也、故違定路者、不許生理、通船人衆永革來販、及其歸也、風實不順、難涉定路、即當駕向本港、以報緣由、容待風順啓棹、或無故港內多日耽閣、或駕出定路之外者、至其再來之日、不許生理、永革來販、

一領執照者、屆於其期、因緣事故、不能親赴、將其執

照、轉與同夥、而使之到崎者、驗核所載貨物、果係其地物產、括其貨價、果符定額、其執照無詐冒者、許令交易、再給下吹執照、

一縱帶執照而來、其所載貨物與前不同、亦非其地物產、或低貨或賈假等貨帶來者、不許生理、通船人衆、永革來販、

一往來載違禁等項、固不待言、僅如一物之微、私自交易者、縱經歲月而發覺、亦不許生理、通船人衆、永革來販、

一我國人非理相加、至不可忍耐者、陳其情由、控訴鎮臺、聽其審斷、不許私自鬪毆、

一殺害我國人者、提出兇身償命、至若創傷者、從其輕重、納銀贖罪、

以上所約九款、爾等唐商各宜知悉、

正德五年參月初伍日和漢寄文、

正德五年三月

通事共唐人との約條に差副出すべき船數、并一船の商賣銀高定例、

右之定例は、別紙の唐船數并船別商賣銀高割合定例の書付の事、奉行所にをいて地下役人共の所存

咬嚼吧一艘 合三十艘、積り高一艘に付百九十一貫目、前年落札之直段を以、十貫目二十貫目之違は不苦候、銀高多候は、可積戻候、又は無數候は、同前、右之通唐人共へ被仰付候、月堂見開集、堺市尹書留、

正德五年三月

奉行所より別に唐人方へ可被申付條々

一船別置銀八朔禮物等、可准先例之事、

一商賣未始之前に、質荷物出し置法、可准先例之事、附、此質荷物も、定の銀高の内の荷物可爲事、

一留館之間つかひ料の物共は、役人共へ申斷、可仕差引事、正德新令、

正德五年三月

奉行より唐人ともへ申渡候書付に指添候書付の儀、御草案之内に、諸口錢并漂着之節、挽船賃等之儀相見之不申候、此儀は此節議定仕立可然儀に御座候故、書加へ申候、

每船照例雜費質當貨物所領伙食等項條款、

一每船定例銀、并各色用錢叫禮牽船使費照船照銀額、

一應雜費等項、

をも猶々承り届られ、議定有之候上に、其議定の旨を以て、所々の船數并所々の船によりて、一船商賣銀高割符の次第を唐人どもの心得候やうに、通事共に申付書記させ候て、約條と同しく唐人共へ見せ候様に可有沙汰候、正德新令、

正德五年三月、各港每船銀額單、

各港每船銀額開列于左

一南京港門每船銀額壹萬玖千兩 一寧波港門每船銀額壹萬玖千兩 一臺灣港門每船銀額壹萬參千兩 一廈門港門每船銀額貳萬貳千兩 一廣東港門每船銀額貳萬柒千兩

正德五年三月初五日

來往查驗行李示諭

當其起貨行李舖、蓋什物等項、從寬查驗、若有請求結封之物、一概不唯務要、打開嚴查、及其歸棹、一切載回物件、纖細必查毋容少鬆、

正德五年三月初伍日和漢寄文、

正德五年三月五日、唐船三十艘被仰付候、

一南京福州寧波合二十一艘 一廈門二艘 二臺灣二艘 一廣東二艘 一交趾一艘 一暹羅一艘 一

一起貨之際、照本船所定銀額内、先出貨物做當、一在館之時、所領使用伙食等件、

以上悉照舊例

正德五年三月初五日

通事共より唐人へ可相渡割符之案

何年渡來るべき何所の船何艘の内、一船の荷物銀高何はと、誰にあたへ候所へ割符、來る時に返すべき由を、いかやうにも唐人共心得候様に、よろしく書し、條約の大躰をも書加可然事共候は、書加候とも、其式は通事とも僉議の上に議定せしめらるへし、年月日をしるし、朱印を用ゆべき事勿論に候、

右割符眞文

長崎譯司某某某時奉鎮臺憲命、爲擇商給牌貿易肅清法紀事照得、爾等唐船通商本國

者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人混雜、无信者、稽以致奸商、故違禁例、今特限定各港船額、本年來販船隻内該某港門幾艘、每船所帶貨物、限定估價約若干、爾以通生理所

商 諭條款、取其船主某親供甘結、在案今合行
給照、即與信牌一張、以為凭據、進港之日、
牌 照 驗明牌票、繳訖即收船隻、其無凭者、即刻
票 遣回、爾等唐商務必愈加謹飾、倘有違犯條
款者、再不給牌票、按例究治、決不輕貸、各
宜慎之、須至牌者、

右票給港名船主某

正德五年三月日給

譯 司 限 到

但、臨時信牌之時は、來販船隻幾艘之外、姑加一艘、如此認、又其年計之牌は、來販船内只販該、年々一次、後不爲例、某港門云云、如此認、又其身一生別に與る牌は、姑加之字を另加と認なり、以上新令條款、向井元成彭城素軒等翻譯、井元成の事は前に辨す、彭城素軒は唐通事なり、

唐船主共御新例御請之文

春夏秋各港船主費元齡等、爲公具遵依事、伏以仁政新領、商賈欣蒙恩澤、甘霖下沛遐方、喜沐休風、頌諄諄之戒諭、悅自中心、沾浩々之恩波、幸逢盛治、至若始終守法、則安插街坊、自必有日、因思數十年之所

仰望而不可得者、今一旦聞之、寔喜從天降、不特交相互市之間、得荷優恤、即飲食起居之便、亦叨垂念、柔遠恤商、於斯爲至矣、齡等不勝踴躍、歡呼感恩無他、願論名條、誠至公至、切無偏、乃三代之遺風、古今之罕觀者也、敢不凜遵恪守致踏背約之愆、以貽罪戾、敬申鄙悃、鳴論以聞、

正德五年三月初五日

春夏秋諸港之船頭費元齡等、一同に御請申上候御儀、伏面おもんみれば、御仁政新に御施し被爲遊候へは、遠方の商民共、甘霖沐風の御恩澤を奉蒙候、誠に詳成の御意の趣、眞實歡喜仕、幸箇様の盛なる御政道候て、廣大の御恩波に奉潤候、殊始終御法を相守候において、必有日町屋、可被召置旨、此段私共數十年願望に奉存候へ共、不叶御儀に御座候處に、一旦右の御意を承、悦ひ天より降り候と奉存候、於然は私共交易の食物等迄、勝手に罷成候様に、御慈悲を被垂、別而商民を御憐被成候儀、是を至極と奉存候、私共飛立程に悦ひ、御恩を奉感候段、可申上様も無御座候、然は此度御意の御箇條、誠以公平の至、正敷御政、是三代の遺風にて、古今

に難逢儀御座候、誰違背仕、科を犯すもの御座候はんや、右の條々偏堅相守可申候、依之鄙しき心底を述、謹而御恩を奉謝候、

正德五年未三月

在津四十七艘船頭

以上

連 名月堂見

正德五年八月、唐人證文爲仕候に付書付之條々、一最前證文差出置候ことく、條約の趣不可有違背候事、

- 一 船積荷物の銀高、最前申渡候通、領掌の證文差出置候付、船別相定候銀高にて賣渡し可申程の荷物積來る事、
- 一 船別置銀并定例銀八朔禮物挽船賃等、先例に准し違背すへからず候事、
- 一 商賣未始前に、質物出し置法、可准先例之事、
- 一 在館の内遣ひ料の物相願候節、役人共へ申斷候上、差免し候儀、舊例に准すへく候事、
- 附、町宿に安置せしめ候節といふとも、在館の間
- の次第に准すへき事、
- 一金銀の器物些細のものたりといふとも、相調候義猶以令停止候事、

一 初船に乗せ渡候唐人之内、船拂迄隠れ相殘候族の儀令停止候、准舊例一船切に不殘可令歸帆候、若於相背は、其唐人は不及申、乗せ歸候一船の族、渡海可令停止候事、

附、跡船に便乞願候儀令停止候事、

- 一 相定る寄進物の儀は、員數可爲如舊例之事、
- 一 船別銀高荷物の外、少之物なりとも、館内より隠し差出商ひ候儀令停止候、猶相背においては、後日に令露顯とも、一船の唐人渡海停止可申付候、隠し商ひ候品買取候もの、可處嚴科旨相定候事、
- 一 入津荷役の節の次第、如先約たるへく候、然といへとも隠し物無紛品は、取上候儀可准舊例事、
- 一 惣して館内より出入の序を以、船の内并船具の内へ隠し物いたし候儀、長く令停止候、向後明き船は、番人の外のものたりといふとも、隠し物さかし求め被得候物於有之は、其者の可爲所得旨相定候條、可得其意候事、
- 附、町宿に差出候節も、可准本條之事、
- 一 先乗中荷積出船の節、金銀并制禁之品々は不及申、何様の品たりとも、隠し候て持乗、或は館内よ

り隠し候て肌に付、巧成仕形を以持出候等の儀、向後猶又嚴密に相改可申候條、兼而可得其意候、相背族於有之は、その次第によりて、一船の族又は其人渡海可令停止候事、

一失火の儀、唐人假館に候といへども、不可危略事勿論に候、然りとていへども鄙賤の族は不及遠慮、各遺恨の事等有之によりて、却而火災の難儀を仕出候等の儀有之候、向後若失火有之候は、其譯を相記し、危略不謹の仕形於有之は、主人或は一船の族ともに渡海令停止候事、

以上

右翻文

一向示條約、爾等已呈甘結、務須恪遵、不可背違、

一每船所帶貨物銀額、遵約甘結、業已在案、今當即依定額一船貨物盡行發賣、

一每船定例銀照船照銀額、一應雜費叫禮牽船使費等項、悉依舊例、

一起貨之際照舊例、將本船所定銀額内、先出貨物做當、

一在館所須使用伙食等件、照例告於員役、許之乃領、至若安插街坊、亦從此例、

一金銀器皿雖係些須物、仍不許買賣、

一禁甲船人衆過搭乙船、況又前番之人、詭跡淹滯、至於舟楫畢開際者乎、倘有背違者、不特本人、及本船不許再販、而彼受搭一船人衆、亦如其罪、

一送寺物件、可照舊例、

一禁定額銀之外、雖微物從館偷賣、若有違者、一經事覺、通船人衆、不許再來、至於買取者、處以重罪、

一起貨查驗行李、可照前約、然有物件果係隱藏無疑者、依例沒官、

一起貨之後、其空船及積具等内、或自唐深藏固匿而來、或假修理燻洗之便、以致藏匿、法在嚴禁、凡係所藏物件、看船者及外人但有搜得、即以其物歸之其人、

一目前梢上船裝貨并開棹之際、其金銀夾帶之禁、固不待言、且不拘何色託物貼身巧藏多端、從館而去者、向後愈加嚴查、故預告我、爾等可辨此意、若有干法之事、或罪止於本人、或罪及於一船、察其情由、而後施行、

一失火之患、爾等雖在唐館、豈可不小心哉、而無知下輩、因一時之忿怨、不能却顧遠慮、以致放火者、間或有之、向後若有失火、審察得實、罪止其本人、或及一船、自有明斷、

已上十三款、各宜知悉毋得背違、

正德五年捌月貳拾伍日

右御請之書付寫

謹奉憲諭十三款、其等敢不凜遵確守、倘有馮犯、法紀任憑處治爲此、某等僉名花押存證、

正德五年辰月日

第幾番某港門船主某 財副某

客長某 總 某

正德五年二月廿三日、長崎へ仙石丹波守、石崎三右衛門、其外御勘定方、御徒目付、御小人、江戸より罷下り、長崎唐物商賣の儀吟味の上、新例の御書付被仰渡、唐船三十艘に御極、午年入津之唐船歸帆之節、唐船一艘充御信牌御渡、御割符之文字、「太政官府」と有之候、此時奥船の儀は、先達而致歸帆、信牌御渡不被成、翌未年奥船唐船七艘入津いたし、新例の儀不承、御信牌無之候へ共、商賣被仰付、歸帆

之節、御信牌御渡被成候、堺市尹書留、阿蘭陀甲必丹にも新令のむね、歲船銀額減少の事等、漢文をもて諭さるゝといへども、こは甲必丹の即答なりかたきにより、現船の商賣例のこごとく命せしめらる、

正德五年正月、阿蘭陀人に申渡之書付、

當春江戸において、かびたん可被仰渡候御旨によりて、今度奉行所において交替の兩かびたんに申渡事、最初歐羅巴利未亞細亞等地方の人御禮を申上、御朱印を被成下、通商の事を免さるゝもの十餘國、其のち耶蘇の法禁を相犯す事によりて、永々往來を禁絶せらる、其中阿蘭陀暹邏の兩國はかりは通商をゆるさるゝといへども、暹邏の人御禮の儀は中絶し、阿蘭陀人は元の如くに御禮をも被仰付、然るに今度御國政を議せらるゝに當りて、凡て外國無用の物のために、我國有用の財を盡さるゝへき事、甚以不可然由を以て、外國通商の法改定められ、阿蘭陀船通商の法をも改定めらるゝ所の定例五條を成し下さるゝ所なり、當年歸帆のかびたん御條目の旨を承りて、咬嚼吧に至るの日、せねらる

と相議し、御條目の旨相守るべきにおいては、來年の秋其産物を載來りて、せねらる返答の旨を申上へし、若又御條目の旨において相守り難き事等あるに至りては、來年交易すへき物等載來るにも及はず、渡來りせねらる返答の旨を申上、出島に差置候ものとも引つれ歸國せしむへし、先年按ずるに、正徳元年なり阿蘭陀の一船私の商賣有之事、既に我國の法禁を犯すといへども、深く追咎めらるゝに及はざるは、我國通商の事始りしより、此かた百餘年の間、其人よく我國の法制を相つゝしみ守るかゆへに、寛宥の御沙汰あるによりてなり、然るに今我國の法相守り難き由を以て、みづから其通商を停め申へきに至ては、我國にても其通商を免さるへからず、其事の牀同しからすといへども、彼十餘國の人永く往來を禁絶せられしも、我國の法を相守らざる所においては其儀相同し、然則今度改定められ候法例においては、一事といふことも、相守りかたきよしを以て、申す旨有之につきては、一切に御許容あるへからず、宜敷此旨を相心得へき者也、

年號月日
かびたん某

右書付の旨趣、通事共に得心仕らせ候上に、兩かびたんに申渡さすへき事勿論に候、但し阿蘭陀のことにおいては、通事共も十分に相通し候事も聞えず候、先年阿蘭陀人訴訟の事につきて、其存する旨詳に通しかたき由を以て、咬嚼吧に住居の唐人に申付、漢字の訴狀を差出たる例も有之候、然は此度も書付の旨趣、通事とも申聞せ候所を、かびたん承知候はかりにては、心得違の事も出來り、せねらる傳承候ても、不審の事も有へき事に候間、此書付と商賣方定例との二通は、唐方通事共に被申付、漢語になをさせ、かびたんに申渡し、此漢語に記し候物は、咬嚼吧にて唐人ともに讀せ承り候て、事の道理をわきまへ候ために相渡候よしを申付られ候ても可然候はん歟、此事は奉行所においてよろしく思慮の上に沙汰有へき事に候、

阿蘭陀人商賣方定例
一凡一年に渡來るへき船數二艘に限るへき事、
一凡一年の商賣銀高三千貫目に過へからざる事、
附、金銀兩替の法、只今迄の例に准すへき事、

一商賣銀高三千貫目の内銅百五十萬斤を請取、銀百二十貫目餘は諸色買物代金として、百貫目餘は出島殘金として、相殘る所の金は持渡るへき事、
一商賣の法、商人の入札を用ゆべからざる事、
一我國諸物の價、年々の高下に隨ひて、其價を定め買取るへき事、
右五條の法例を相守り、違禁の物載來らず、載去らず、大法の如くに荷改をうくへき由、一船のもの共に可下知もの也、

年號月日
かびたん某
かびたん某

阿蘭陀人に可申渡別條の案
外國通商の事、當年より相改られ候といへども、阿蘭陀方の事は、かびたん所存にも任せ難きよし相聞ゆるによりて、別儀を以て、當年商賣方の事は、只今迄の例のごとくに可申付之由、被仰出候もの也、
年號月日以上、正徳新令、
正徳五年、於江戸加比丹へ被仰渡候御書付
今度長崎表へ上使を被差遣、異國船商賣之事御定法被仰出候、阿蘭陀方事は、當秋加比丹交替之時、

長崎奉行より兩加比丹へ可申渡候間、歸船之加比丹其旨を承知仕、咬嚼吧に至てせねらるへ委細申達、來年渡海之時、急度御答可申上候者也、

未三月
右之通於江戸被仰渡、長崎へ其段御奉書を以被仰遣、加比丹交代之節、未之御書付被相渡候、
阿蘭陀方御新例被仰出之漢文三通、咬嚼吧にて唐人に爲讀候而奉承知候様に被仰渡之、
爲今春於江都、有旨諭甲必丹、因茲今者奉行所欽遵上意、詳告交替兩甲必丹呢萬方思楊范具倫義鐵容牟段知會事、在昔歐羅巴利未亞亞細亞等諸蕃爭集朝貢、得賜符券以途生理十有餘國、其後干犯耶蘇法禁、永絶其往來、獨和蘭暹邏二國許其通商、然暹邏之朝貢亦中止、至今日容其朝貢不絶者和蘭而已、今當國政修議之秋、仍令外國無益之物以竭我邦有用之財、尤非理之所宜也、是外國通商之法、所以更改、而汝和蘭亦然、故所定新例五款、特示兩甲必丹、今歲畢務而歸者、到咬嚼吧之日、其與赫業喇兒相議、果爲新例可從、則明年之秋、載其產物來、陳赫業喇兒之辭可也、若以條款果爲難遵、則明年(年脫カ)發舟不必

裝載交易之貨、當使其來者陳赫業喇兒之所答、而使接回留班之衆、五年前和蘭回棹一艘、有私賣之事、已犯我國禁矣、然不深加追咎者、顧念其國通(商脫カ)以降百有餘年、其人能謹守我國法、不敢苟違、待以寬宥、職此之由也、今或以我之新例、謂爲難遵、自罷其通商、則與彼十餘國永絕其往來者、事雖不同、要之守我國法者、其揆一也、且今更定法制、雖或一事、謂有難遵、則一切交易盡在不許、宜自深體此意、而決進退焉、毋誤、

正德五年柒月

一外國通商之法、盡從今年改定、然聞和蘭生理、雖甲必丹猶不得自專、故獨今年生理、暫令照舊而行、是乃體恤和蘭之旨也、

正德五年柒月

和蘭交易定例

一每年來販船額、止收兩隻、一每年生意銀額通共三十萬兩爲限、但抵換金銀之法照舊、一生意銀額三十萬兩內、交給紅銅一百五十萬斤、又銀一萬二千兩零置買雜色、又銀一萬兩零存貯班內、除已上銀額外、所剩金版悉令帶回、一生意之法、互與本地執

事人衆、講定貨價、不許去票、一我國諸物、當隨年年時價、講定價錢買之、已上五款法制、務須恪守、至若違禁等物、不許往來藏載、當其起貨、囑付通船人衆、須要規矩從事、

正德五年柒月 和漢寄文、

正德五年二月、上使仙石丹波守、石河三右衛門當表に發向有、向後阿蘭陀商賣方御新例に被改定、毎年船數二艘に限り、銀高三千貫目、銅百五十萬斤可被相渡之旨、若御新例を守り難きに於ては、明年船を仕出し、當表在留之阿蘭陀人不殘載せ歸り、永く往來の道を斷へき旨、以漢文被仰渡之、享保元丙申年より御新例に成、長崎實錄大成、

正德五年五月、大岡備前守より年番町年寄後藤惣左衛門に渡す書付、并町年寄請書、

覺

一阿蘭陀方之商賣高、并金兩替之事、銅之員數、且亦商賣之仕方、買渡物持渡金等之儀、今年は累年之格のごとく不可有相違候、來年よりの義は、商賣高三千貫目金兩替六十八匁に、五萬兩にて三千四百貫目の商賣爲仕候事は、唯今迄の

通航一覽卷之百六十五

長崎港異國通商總括部二十八

○商法 正德御改正、

正德五乙未年、是より先長崎商船の事により、新井勘解由、この頃寄合備上疏建言之數條あり、これ御改正のま
た長崎奉行別所播磨守、久松忠次郎に御尋之むねにより、箇條をもて兩人より答之奉る、前後によりて推考す
解由の上書によりてなるへし、
○前後の卷併せ見るへし、

一長崎表之事相尋候返答書之趣、按するに、時勢を推考の事に、熟覽仕候、かねて存候處には、當地にてはしれかね申す事も可有之と存候處に、早速委細之返答先以日頃之心かけのほど感し存候、次に相尋候次第かれこれ入くみ候事共候處に、返答之趣事之外詳に候て、是又感し存候、自注、但し返答之様子は、長崎のり候事と相見候、權現様台徳院様、并大蔵院様御代初之事は分明ならす候、それよりなきものは、彌分明になく候歟、これは御日記并古き記録等見られず候故と存候、如此申上候事は、古き事も此返答書のごとくに候と思召候ては、相違可有之と奉存候に付、如此申上候、委細の事細々聞召しを、かれ候わん、此上は先日奉と思召候は、重而委細書付差上申へ候、

通航一覽卷之百六十四終

通に候といへども、銅渡方并買渡等之儀に付て、申付候次第在之候へ共、此段は追而可申付候條、今年

右之趣は、今度被仰出候御書付之内、兼而相心得可有之分、書付相渡之置候、以上、

正德五年五月

大 備 前

右兩通之御書付被遊御渡、御書面之趣奉畏候、以上
未五月四日

福田十郎右衛門

藥師寺又三郎

後藤惣左衛門

高木勘兵衛

松永市右衛門

高島作兵衛長崎書付、

行連署にて被上候書付共に付札被成、御尋には及
ひ申すましく奉存候事、

一此上は、まつ四人の奉行に被仰付、長崎表御仕置
之事いづれも存寄候所、いかやう之儀にても、相殘
さす一人つ、書付封印を以差上可申候と、被仰出
候様に奉願候事、自注、一人つ、書付差出し候様に存寄候
事には、條々子細御座候事に候、こゝにて申
上候へはまされ候
間下にしるし候

一先達而奉行中より被差出候書付、并此度之返答
書之趣にて、拙者かねてより存寄候次第いよく
落着仕候様に奉存候、しかしながら上之思召之所
をさくさくか、ひおき候はては、拙者存寄をも申
上かたく奉存候、近頃憚り多きたとへには候得共、
下々に而相談仕候にも、其人の本意をさくさく承り
をき候へは、其上には幾重にも存寄もつけられ候、
其本意を不存候てはさし切り候て、申かたき事勿
論に御座候歟、依之乍恐かねてうか、ひおき度候
條々書付差上候、

乍恐奉窺候條々、
一異國へ年々に取ゆき候金銀、并銅之事、いか、被
思召候歟之御事、

此度之返答書を見候處に、正保五年自注、此年改元に
より去年迄六十一年の間、異國に渡し候金銀銅の
數はまつしれ候歟、慶長六年より正保四年迄四十
六年之間の事はしれ申さずと相見候、但し、返答書
に見え候所は、長崎一所にて公儀をおそれ候而商
賣候金銀銅の數にて、ぬけ商賣の事ははかりしら
れず候よしに御座候、此外對馬薩摩より年々に渡
り候數は、いまたしれず候歟、其上慶長六年より
正保四年迄四十六年之間、長崎奉行も存せられず
候時分に、異國に取行渡し候金銀の數は、正保五年
より去年迄六十一年の間に取行候數よりは、猶々
多分の事と奉存候、其節には只今は渡り來り候は
ぬ國々より、年々に我國へ來り、九州又は東國にて
も商賣仕、又我國よりも奉書船并私の商賣船とて、
年々に國々を渡り商賣候事、大猷院様御代寛永十
一年戊の五月迄は有之候き、是等の子細事長く候
に付、爰には記さす候、如此之事は御政務乃大要
に候へは、聞召置るへく候は、重而委細に書付候
てさし上申へく候歟、しかるに只今迄の如くに、金
銀并銅を渡し遣し候は、これより後百年を経候て

は、我國にて遣ひ候金銀并銅は以て外乏しく罷成
へく候、しからは萬々世の御後、御子孫様の御代
には、何を以て天下の人民を養はせられ、天下の人
民は何を以て世を渡り申へく候歟、此所覺束なき御
事に奉存候、只今迄の御定の如くにて、長崎一所
にて公儀はれ候て、商賣の金銀の數十三萬兩餘に
て候歟、銅は一年に一億三千三百餘斤充渡り候よ
しに候、此外にぬけ商賣并對馬薩摩より渡り候所
の大數合て、一年に口口廿萬兩近く之事と被存候、
然れば百年の後は、我國の金銀二千萬兩程は失
せ候つもりにも候はん歟、只今の新金の數わつ
かに四千萬兩と申候たに、世上の通用以の外不自
由に御座候處に、此後年々に其數減し候は、天下
の人いか、世を渡り申へく候はん歟、世の財寶乏
しく候時、則天下大亂の日にて候得は、只今迄の如
くにては、天下の大亂百年の内外を出へからずと
奉存候、尤以て憂深く奉存候事に候、
一長崎表商賣の事に付、運上の金被召上候事は、い
か、被思食候歟の事、
異國の古よりの法に、商税とて商人の商ふ物を貢

して、商賣を許さる、事定れる事歟、自注、我國にて口
錢といふもの、如
し、宋元大明の代に、外國の商船中國の地に到りあ
き物するにも、我國の人かしこに行てあき物せし
にも、抽分の法自注、抽分といふは其貨物の中にて、
細物者十分にして其一つを取り、
粗物者十分にして其一つを取り、
自注、細物とは金珠銀
といふ、十分の一は、たさへは百五十貫目の賣り高
の物の中にて、十五貫目のぶんを賣するをいふ、粗物は十五
分にして其一つを取りし事も、粗物は、則あらものなり、
目の中にて十貫目、又細物は十分にして、其二つを取
り、
自注、十分が二は百五十貫目、粗物は十五分にして二
つを取りし、
自注、十五分の二は、百五十貫目、
代もありき、
今も大清の人商賣の爲に我國に來るに、關稅とて
其海口の關所にて、貨物のうちを公に貢して、後に
關を出る事を許さると見えたり、されは去る貞享
二年八月長崎に來れるかの國々の船、其數多くし
て、ことごとくにあきものする事を許されずして
歸されしに、彼のかへさる、所の船四十一艘の者
共、是をうれへて誣しは、異國には古より關稅を
貢す、日本には法を建させ給ふ事、苛からずして其
事なし、願くは異國の例によりて、載來る貨物の

内、細物は一萬兩之高より千五百兩を賣し、粗物は一萬兩の高より二千兩を賣すへし、其餘の貨物をあきなふ事をゆるし給ふへしとは申たりき、しかれは異國の商船より運上をせら給ふも、我國の商人の長崎に來り集りて、異國の物を買ふものより運上をせら給ふも、古今にその例なき事にはあらず、但し、先王の法に關議而不征自注、孟子といふは、凡關ある所々にて、往來の商旅の非常をうかかひみて、其貢税を是取らざるを申す也、されは我神祖より此かた四代の間、異國我國の商人より運上をせられざる御事は、先王の法にして末代にはありかたき御事なり、自注、これら次第我國の人不案内せざる事、故に、我國の萬國にすくれし事を存せり、但、古來より長崎に來り集る異國我國の商人等か許より、常例銀置銀懸り物など名付て、多くの金銀を出させて、これを長崎のもの共に配分せしめらる、公儀へはかの關稅抽分などといふものをめされすといへども、かの來り商ふ者共の許より金銀を抽て分ち出す事は、なほ關稅抽分の事のごとくなる歟、公儀へめざるへき所の物を、先王の法の如くにめされざるは、ありかたき御事なれ

とも、長崎のもの、ために、異國我國の商人の物をめされて、これを配分せらる、御事、尤心得かたき事の一つなる歟、自注、むかしは異國我國の商人等、長崎を出してあきものせしなり、奉行所よりこれを沙汰せらる、事は近代の事歟、近來の御定めに、異國商人賣の銀高八千貫目、限らる、これを金にするに、凡十三萬三千三百餘兩にあたる歟、異國の商人より長崎の者どもにあたる常例銀の法は、貨物の賣高銀百貫目につて、六貫四百四十五分を出すなり、船別銀の法は、大やう商船一艘の貨物十五分を出し置、かの常例銀の法に、大置銀なくばふる時は長崎のものとも異國の人より取得るごころ、異國關稅十五分の一ツを公に買するよりは猶重き歟、又我國の商人は七割の懸り物にて、異國の物の直段百貫目する物を、百七十貫に買ひて、その七十貫を以て長崎のものに配分す、これかれ合せて一年に十一萬兩はこの金を長崎の者共に配分せらる、しけれは異國我國の商人の長崎にて賣する事は、皆これ長崎のものごとの利用のためごのみなるに似たり、こゝをもて心得たりと申す也、長崎のものごも六十餘州の人民にすくれ、いかなる公儀の御奉公あるにもあらず、年々にいける公儀の御大恩を蒙れども、古來より此はづの事也、そのつれに習ひていかにごも存せず、世の人ごもまたあやしき事なりごも思はず、世の中の事にかゝる例は、なほ、いへば、むや又近來より長崎地下の者共、配分の外に運上をめされしかば、異國我國の商人得る所の利少なく、我國の中にもうりかふ所の異國の物ごも、年々に其價たかくはなりたり、こゝをもて近年に至りて運上をめざる、事、世には非法の御事のやうにも存する歟、自注、これは異國の商人より金銀を出

させて、長崎の者共に配分ありて、其上又運上を公儀へせら給へは、二重になりたるやうに心得ば、非法ごに存するなるへし、運上の法にはよりなしかれは異國關稅抽分の例によりて、公儀へ異國我國の商人より運上をめされて、長崎地下のものへかれらかわかち出す所を停止せらるへきもの歟、又我神祖より此かた四代の御例に任せられ、公儀へ運上をめされし事は停止せられ、長崎のもの共配分の所はゆるし給ふへき歟、自注、むかしは商人と長崎の者ごも相對して、むつかに口錢を出すやうになりたらんに、長崎の者共大きに難儀に及ふへし、これもまた不便也、異國商人より出す所の常例銀并置銀等は、今迄のごとくに長崎のものごもにあたられ、我國の商人に於けて金銀を出させて、長崎のものに配分する事は其數を減せられて、今迄の七割を六割にも五割にも定められは、我國の商人も悦び、異國の物の價もやすかるへき歟、

此二條の間をたしかにうか、ひ得たき御事歟、一毎年長崎に來る異國の商船の數を減せらるへき歟否の事、いか、被思食歟の御事、

只今迄のごとく一年に八千貫目つゝの商賣をゆるさるゝ時は、異國に取ゆく所の金銀并銅の數、金銀合て十三萬三千三百兩餘、銅は一萬三千三百餘斤に及ふ、たとへ中頃の法のごとく六千貫目に定められ候ても、一年に取ゆく所十萬兩に餘るへし、

しからは十年の積む所、百萬兩をうしなひ、百年の積む所千萬兩をうしなふへし、又異國の船一艘に載來る所の貨物、凡は三百貫目より六七百貫目に及ふご云々、しかれは春夏秋冬の間に來る所船、凡そ一艘に何百貫目の物を載來るへし、又一年に何艘を限りて外は來るへからすと定めて、定めのごとくに來る所の船共に、一船切りに其貨物をこご／＼に買ふ時は、ぬけ荷の弊も長く絶て、罪人もあらず、我國の寶も定法の外にもれゆく事もあるへからず、こゝをもて我國萬代の長策は、船の積高と船數を減して定めらるゝにはしくへからず、しかれごもさしあたる所、一二條の煩あるへきに似たる歟、其故は一つには、我國にて用ゆる所の異國の物、只今迄よりはすくなきやうにて、其價もすこしく高かるへき歟、自注、船の數も荷のさも減すれば、高しごてもこれを買ふ人の金銀多く出すのみ也、その金銀を取るものは異國の人にあらず、則我國の商人也、さればその金銀異國へさられてうすにはならず、其上又異國の物買ひ求る人は、財寶もさほしからぬか故なれば、今迄よりすこしく高く金銀を出し買ふごも、そのぶんの事、一つには、長崎のものごも今迄のごとくに多くの金銀をとり得る事たやすからされ

は、歎き申す事あるへき歟、自注、長崎地下のものもは、心なし、たゞ金銀銅の數多く商賣ありて、其利を得る事の多きを悦ぶ、これ一つ、異國の船數の多ければ、船別置銀の數を多くせり、其數の一艘も減する事を悦ばず是二ツ、わけうりぬけ荷などいふ事なれば、船の利をうしなふこれ三ツ、これらの三つを始めて、當分のうちには歎き申すしかれども、慶長六年より此かた百七年之間、異國へとられうせし金銀凡は一二千萬兩に及ふへし、されど彼國より我金銀にて代て取來りし物とて、一色も世の寶となりて、今に世のたすけともなる物はあらず、藥物の外は皆これ一時の間、目を悦はしむる無用の物のみ也、此無用之物のために、我國萬代の寶をうしなはむ事いかゝあるへき、今日もし一二千萬兩の金あらば、世に通し用ゆる所如此に不自由にはあるへからず、自注、新金にする時に、此金の數すなはち三四千萬兩なる也、しかれば只今世にある新金の一倍なる積り、これより後、百年の後にいたりて今日の事をあたし事と思はむ事、又々今日よりむかしよりの金銀のうせしを、惜しき事におもふかごとくなるへき歟、又長崎のものども歎き申さん事も、はつかの程の事なるへし、其舊染の汚れ年々にうせて、その驕奢の風俗改めは、實には只今迄よりは富み賑

ふ事あるへき歟、しからは終には御仁政の一つたるへし、今迄は力をも勞せずして多くの金銀を得るか故に、これを用ゆるもの塵芥を見るかごとく、されは長崎八十町のうちに一人も富めるものはなしと申す、此のちたやすく金銀の得かたき事をしらは、みたりて費やし用ふへからず、さらはまことには富む事を得へし、しかれども、小人は遠き謀なければ、當分は歎き申す事もあるへけれども、長崎八十町の商人等がしはしか程歎き申す所と、六十餘州の人民萬代の策を建られんと、いつれか重くいつれか輕かるへき、但し、いよく異國の船數を減せられ、商賣の金銀の數をも減せられて、我國の商人等が出す懸り物をも減せらるへきに事定らば、其上に一つ二つの秘策を出して、長崎のものどもをやすむへき謀はなきにはあらず、
右三條 此三條の趣によりて、御不審の所々も可有之御事と乍恐奉存候間、幾度も仰を承り候ての上、拙者存寄を言上可仕候歟、此一事において異國へその儘聞え申すへき事にて、第一我國永き代迄の所を思食れての御政務なれば、幾重にも

もろくの智慧を尋きめらるへき御事なれば、まつ長崎四人の奉行へ被仰下、一人つゝの存よりを書付差出候様に被遊、其書付之趣を以ての上、ごもかくも仰出しは可有之御事歟と奉存候、一人つゝの書付をさらせられ候様にと申上事は、一つには年久しく御役勤め候得は、いかさまにも此方存よらぬ所によりしき料簡も可有之歟、二つには面々の智の程を御ためし被成候にしかるへき歟、自注、此事は此後に必らず入用あるゆゑに如此申上候、三つには商賣の銀高并船高懸り銀などの減し候はん時に、長崎のものどもしはしか程、歎儀にと申す事も歸するところ、上にはかりかごとく奉行四人の存寄を、銘々に被開召候ての上なれば、いつれの人の中よりか申し上られ候ても、はかりかたしども存せは、をのつから恨の歸する所なきかごとくなるへし、これらの心つかひは陰謀に似たる事なれども、民をは囚らしむへし、知らしむへからずと孔子の宣ひしも、かかる心つかひをも申す歟、又一人つゝの書付を銘銘にとらせられ、可然と存る事は、たとへば病ある時に、醫者をあつめて談合配劑の藥を用ゆるに、よ

のつねの病には可然事もあり、もし大切の病にいたりては、談合配劑の藥は功驗ある事すくなし、其故は大功と申すほどの病なれば、よのつねの醫者の眼には及ひかぬる所あるか故也、さやうの大病はよのつねの人にすくれたる眼ありて、しかも手のきゝたる醫者ならては、功をたてかたき事勿論也、しかるに談合配劑になりては、餘人の目の及ばぬ事手の及ばぬ所を申し候ては、談合の相手の輩中々同心も仕らず、けくはあしき批判にもあふ事なれば、おもしろき存寄候とて、よのつねの人の合點すましき事は申出さず、誰にも同心すべく、誰にもそしるましき所はかりを申し出す故に、つひに病を治するに及ばず、これよのつねにいづらもある事なり、其外の談合には大勢打集り候ての相談には、まつ多分につくと申す事なれば、其中にも發端を出して、さのみ大きな料簡をこなひもなければ、尤々と同したるふんにて、かはりてよろしき事存寄たるも、口をとつるより外の事は無之様、よのつねの人の存寄の及ばぬ所にこそ、至極之正理はある事も有之様、其證據は孔子孟子の大聖

大賢の申し給ひし事ども、至極の正理にあらずといふ事はなし、しかれどもその時の人々これをききて、迂遠而遠事情とはそしり申したり、されはまかりを申され、しかも、今日の人情にあわぬ事に而、當時にはおこなひかたき事はかりを、申さるゝとのそしり也、これよのつねの人の存寄らぬ事は、聖賢の申し出され候も、猶世のそしりあり、まして其餘の人は寄り集りての相談の時は、大かたは年よりたる人か、座上の人の申し出したるを尤々と同するより外の事はなく候得は、此事とても何も相談の上に書付を出し候へど御座候は、大かたはかたりたる存寄をは申し出す事は遠慮あるへき事歟、しからは一人くゝに料簡の書付を召上られ、其上にて御斟酌あり、御決断の事可然御事歟、但し、此心つかひつねくゝにも入り申すへき御事歟と乍恐奉存候、以上、

四月白石上書○按するに、この書年代を記さ、れ寶永七庚寅年四月、年々船数を定る法、
一々年之唐船數、八艘歟九艘或十艘に相極、五萬

一阿蘭陀船商賣毎年金五萬兩之高半分減し、二萬五千兩に相定商賣申付候は、曾て請合申間敷候、唯今迄も金子古來と違ひ位惡敷御座候付、商賣利徳無御座難儀仕候段、年々訴訟仕候儀に御座候得共、一圓取上げ不申候、右之譯故、年々端物等事の外鹿相に罷成候、右之通に御座候間、只今迄の金高半分減し候得は、納得仕間敷と奉存候事、

異國船商賣高年わけ

一唐船阿蘭陀船丁銀のひ金之積難心得奉存候、唐船商賣一萬三千貫目之銀高に候得共、銀子はわつか百六十貫目ならては相渡不申候、其外に銅諸色俵物にて替物に致し候、然上はのひ金之儀御書面之通に者按するに、書面相違仕候事、
一阿蘭陀船金五萬兩の商賣にて御座候得は、例年金子一萬七八千兩、二萬二三千兩を限に相渡申儀に御座候、是之のひ金之儀御書面之通に無御座候事、

船わりの法

一唐船一艘之積之高、前々より相定候得共、一圓用不申候、其譯者商賣に參候唐人共、いづれも下賤者

兩之銀高を以、右之船の春夏秋冬三段に割付商賣申付候は、唐人共御請仕間敷候、其譯は古來の通不殘銀子にて商賣仕候ても、只今之銀は位惡敷、唐人共銅より其劣り候と申儀に御座候、其上俵物諸色に銅を差加相渡申儀に御座候得は、今年參候船八年目ならては不參候、八年に一度つゝ、參、右之俵物諸色銅取候ては、中々徳分御座有間敷候、たとへ古來之如く銀子計にて被遣候ても、商賣高半分減候上にて、年に一度つゝ之商賣之積にては、替て利徳御座有間敷候間、一圓御請仕間敷と奉存候事、

一唐船商賣銀高三千貫目、金にして五萬兩也、此銀高を以、唐物諸色買留候は、只今迄之四分一之積也、其譯は只今迄御定高六千貫目按するに、貞享二年定代物替五千貫目、按するに、元禄九年江戸町人伏見屋四郎兵衛頼ひて、御免ありし代物替銀高なり、追御定高二千貫目、按するに、元禄十年長崎町寄高木彦右衛門頼ひし代物替銀高なり、合而一萬三千貫目、金にして二十一萬六千兩餘にて御座候候處、四分一五萬兩之商賣に罷成候は、大分商賣減候に付、唐物藥種砂糖其外端物諸色も四分一に減少致し、日本の商賣事の外高直に罷成、上下之諸人可及難儀と奉存候事、

其之儀に御座候得は、法をも不存、約をも違へ、其段を恥辱共迷惑共曾て相通不申、其上異國者之儀に御座候得は、痛め申儀も不能成、渡海を致停止候迄之儀に御座候、渡海致停止候ても、さして迷惑不仕候、右之如くに日本に參候而、金銀澤山に設け候得は、それを第一に存、日本を好ましく可奉存候得共、只今は左様之儀者無之、結局損を致すもの多く御座候由、渡海停止を恐れ不申候、然上は約をたかへ法を背候者可仕様無御座候事、

初年唐船入津口次第

一唐船入津の節之事、毎年西國大名に四月三日に相定觸申儀に御座候、是は古來より定りたる法式にて御座候、唐人ども近年猥に私の商賣仕候儀、畢竟日本にて商賣利徳少々御座候故、少成共多く賣候へは、それを利潤と存候付、二十年以前私の商賣仕儀に御座候、西國大名衆領分浦々海上隨分入念被申付候得共、中々力に及び申儀に無御座候、其譯者近年唐人も日本人も拔荷商賣功者に罷成、及晩景唐船の二三里前後を乗り通り、日暮不及眼力時、唐船の漕付拔荷仕儀に御座候、たとへ五町三町の

間にても、夜中故中々見出し候儀不能成候、其上三十里も五十里も沖にて仕儀に御座候得は、此段防可申方便會而無御座候事、

一此度之御書付之趣唐人共へ相渡、御請難申旨返答書して役所へ持來らば、彌御請難申旨を差詰、右之船共皆々積返しに可申付旨奉得其意候、唐船不殘御請不仕時は、何艘にても積返し可申、左候は、其年の商賣相止、長崎地下の者は不及申、江戸上方迄唐物拂底に罷成、上下難儀可仕候、其上公儀より申渡儀不及異議、右之通に成行候上、重而唐船渡海可致仕方御座有間敷候、縦唐船渡海斷絶仕候而も不苦段、儘に相究申候て口口之段難申渡儀と奉存候事、

唐人宿定并逗留申次第

一唐人旅宿、古來のこころ長崎町中に可被差置旨奉得其意候得共、此段不可然、口口は唐人も日本にまれに參もの多く御座候付、諸事實跡に相慎、其上存分に金銀をももふけ候故、さして惡事もたくみ不申候、只今の唐人は毎年商賣に參り候もの相定り候跡に相見候、依之、事之外日本功者に罷

と奉存候事、

一唐人逗留中、つかい料の物望次第相渡候儀は勿論の事也、其外がい不成物は、望次第に只今迄も相渡申候、古來唐人町屋に住せし時は、思ひの外に金銀つかひ込、長崎のうるほひにも成候得共、只今の唐人は事の外功者に罷成、中々むさど金銀などつかひ申儀會て無御座候、尤古來のこころ金銀も取不申候得は、利徳も少く候故、事の外悉迫に仕事に御座候、諸事日本人唐人にたまされ損失仕もの多く御座候、いにしへとは左様之儀黑白の違ひにて御座候事、

一唐人逗留中長崎爲致徘徊、諸事ゆるやかに大やうに仕度事に御座候得共、昔の唐人と今の唐人とは各別の違ひにて御座候、其時の風俗世々の變化に隨ふ物に御座候故、只今左様にゆるやかに仕候は、晝夜に惡事は出来、能儀は少も御座有間敷奉存候事、

商賣之次第

一春夏秋船商賣之法、古來より久敷仕來候故、長崎地下の役人諸事仕方随分功者に罷成候付、唯今迄

成、や、も仕候得は惡事計たくみ仕候様に御座候、其上長崎のもの共、古來は諸事潤澤に御座候而、人身重く有之に付、さして惡事をたくみ申者もまれに御座候處、近年は次第に致困窮、一口口口口へも無之もの數多く御座候、依之、惡人多く御座候付、如何様の密談を仕、諸人の難儀に成候儀仕出し可申事決定仕候、其上唐人事の外不作法成ものにて御座候故、人の妻娘と致密通、前々もそれに付種々の惡事も御座候様に及承候旁、旅宿に差置候儀不可然奉存候、唯今園の内に差置、一重の門有之候て、番人稠敷改候てさえ、種々の惡事を日本人と相通申候、然處町屋に差置候ては、彌以惡事募り可申と奉存候事、

一入津の節、荷改之儀ゆるかせに仕候ては、入津の海路にて拔荷商賣いたし金銀を受取、其金銀を船底或は梶帆柱、其外船端諸人の心の不付所へ掘込、種々無量の方便をいたし候、其上日本人と密約の上如何様の異物を持渡り、諸人の難儀に可罷成儀眼前に御座候、依之、唯今迄も荷改稠敷仕儀に御座候、此段ゆるみ候は、諸人安堵不能成儀、出来可仕

之致方宜様奉存候事、

一荷物直段、京、大坂、堺、江戸、長崎諸商人共、其品目、之目利之者入札に仕候故、高直も下直も人々之存入次第に商賣之儀に御座候得は、可仕様無御座候、然共毎年諸事入札近年は高直に候間、随分引下け入札致候様に、毎度申付る儀に御座候、人々損を仕入札高直に入可申譯無御座候故、申付一通迄に而其上吟味可仕様無御座候事、

一荷物之内、下品之物多く又は拵物多く、殊藥種など近年別而惡敷御座候、依之、毎年吟味仕儀に御座候得共、古來之如く銀子に而之商賣に候得は、諸色共に宜物可持渡候得共、皆替物に而御座候得は、宜物持渡り利徳無御座候に付、次第に諸色下品に罷成候と奉存候事、

一御用物之事、地下之目利下見をいたし、御用物に可成物奉行之宅に取寄、諸目利を集め其上に而御用物直組を相究、御用之品買取申候、入札相濟候上に而御用物を撰り取候得は、入札入れ候者撰り層になり候とて請取不申候、依之、御用之物計分れ分れ直段をいたす事に御座候、毎度諸商人之入札

よりは、御用物は下直に買申候、譯は公儀之御用に差上候を、唐人も規模に存、損さへ不參候へはまけ申儀に御座候、いつこても入札直段よりは御用物は下直に御座候、ケ様之儀は外に而存不申儀に御座候事、

一入札濟候上に、地下役人共 内料簡仕らせ、可然輩奉行所々集め、入札を開、詮議之上に而落札を定る儀、曾而不罷成儀に御座候、元來唐人入札を相好候は、高札に落し可申ために入札仕儀に御座候、然處、奉行了簡之上に而安札に相立候事、唐人共會而納得不仕儀に御座候事、

一商賣物之惣數を三つ四つ分け、一つ者長崎に買取らせ、残り京、大坂などへ買取らせ候様に仕度物に候得共、商賣之儀は左様には不罷成候、商賣之上にも古來より法式有之、其上惣様之入札に而無之候得は、唐人一圓合點不仕、候撰買杯と申儀如何程高直に買落候ても唐人納得不仕候、古來より之法式之通に無御座候得は、唐人も日本人も合點不仕候、其上落札之者に荷物相渡し不申候而は、重而入札仕者無御座、色々障り申事御座候事、

長崎地下配分之次第

一唐人商賣物、間銀并口錢彼是合只今迄被下候配分金七萬兩程は可有之旨奉得其意候、右兩口にて七萬兩程無之候ても、間銀口錢不殘地下に被下候上は、右之金子に而配分金不足仕候ても、其段は地下の者可申上様は有之間敷候、御書付之趣逸々御尤至極成儀に奉存候、可罷成儀に御座候は、此趣に仕度儀に奉存候得共、商賣高船數致減少候ては、差支可申と奉存候事、

一唐人置銀、商賣の高下にて置銀之高下有之候、船數致減少候得は置銀大分にへり申候、畢竟長崎之困窮に罷成儀に御座候事、

一唐人寄進物不宜儀に御座候得共、古來より仕來儀に候によつて、今以少つゝの寄進物は其通に仕候、古來は誠の寄進物にて御座候、只今は持渡商賣物にて御座候、依之、色々惡事共御座候事、

唐船歸帆之節之事

一歸帆之節銀子持渡候事、商賣高百貫目に付二百貫六百六十目の積、六千貫目之銀高に都而百六十貫目ならては相渡不申候、其外銀道具は近年停止

に申付、少も相渡不申候事、

一積戻し荷物改候事は、古來より法有之少も紛敷事無之様に、奉行より檢使を出し相改候而封印いたし、藏に入置、出船の日右封印いたし候役人罷出、改候て積のせ申候事、

一積戻しの船は、入津の節より船に奉行より番船を附、晝夜相守り、荷物陸へは上げ不申、直に歸帆申付候事、

一歸帆之節荷改之儀、隨分稠敷相改申儀に御座候、然共奉行の存候程には被改不申候、其譯は元祿十四年巳六月十一番南京船歸帆之節、唐人共五三人銘々懷中に銀子少つゝ、かくし致乗船候付、役人共悉相改、右之銀子取上げ申候、其内船番安達彦之進と申者相改候唐人及異儀候故、稠敷改候得者先に乗居候一船之唐人共、理不盡に右彦之進に手向ひ候得共、異國人之儀に御座候得は、何とぞ其場を鎮可申と仕候内、大勢の唐人共彦之進取巻、船板木切れを以て散々打擲仕候付、無詮方をこしのため脇差を抜候得共、それをも事ごもせず、彦之進を海へつき落し、既に溺死可仕といたし候處を、近邊に繫

居候番船艘よせ、彦之進相助申候、右之節唐人揚徳上と申水主へ、不心成脇差切先頭を當り申候、勿論かすり手にて御座候得は別儀無之候、右彦之進儀、兼々何分之儀有之候とも、異國人に刃を以手向ひ候儀堅停止申付置候處、脇差を抜不心成事と申せ、唐人に疵付不調法成仕形に御座候段申上候處、役儀を被取放浪人可申付旨被仰渡候、依之、其以後改申役人共強く改候儀遠慮仕候故、段々吟味ゆるみ申候に付、毎度強く改申候様に申付候といへども、右之わけ御座候故いつれもうわへ計にて内心得心不仕候、依之、其以後は銀子をかくし持渡り候儀多く有之候様に及承候間、四五年以來別而改強いたし候得共、改の役人共得心不仕候故、存儀に改強不罷成候事、

臨時之沙汰之次第

一向後一年之船數十艘に相定、只今迄之御定高六千貫目之半分、三千貫目之賣高に申付、八年九年に一遍つゝ、渡海致候様に仕候而者、唐人共御請申上間敷候、納得さへ仕渡海致候は、いたし方は如何様にも可能成儀に奉存候、委細は年々船數を定る

法之所に相記候付按ずるに、船數を定不能詳候、
 一 毎年渡海之唐船百艘内外にて御座候、右之船之内かくし物不仕船は、五六艘も可有御座哉、其外は不殘かくし物仕候、右之船を改かくし物は取上げ申付、渡海停止をも申付度儀に候得共、百艘内外之船几十艘も積み返し渡海停止申付候ては、先其年之商賣物會而無御座候、左候は、長崎地下は不及申江戸京大坂之諸人も、唐物拂底にて可及難儀候、法は正敷可罷成候得共、先其一年日本に唐物拂底可仕候、然者急度渡海停止も多分之儀は難儀仕儀に御座候事、
 一 右取上げ物町年寄に預置、入札を以相拂、其銀子を以長崎中之役人骨折候者、分限相應に褒美銀も古來より爲取來候、其外類火或は風損半屋之繕ひ、所々公儀より仕候破損、ケ様之少許之儀は、公儀にも御願申程之儀に而無之事には、右之浮銀を以諸事儀申候、ケ様に細か成儀は御存無之に付、御不審に被思召候は御尤之儀奉存候事、
 一 唐人近年は一入我儘に成、日本之掟を會て用不申私を振廻申候、是は畢竟日本之商賣利徳無御座

候故、昔之如くに日本をしたふ志薄く御座候故、法を犯し日本によせられ不申候而も事缺不申候間、右之仕合に御座候、たとへば荷致し候ても、日本人計を罪科に行ひ、唐人は渡海停止迄にて御座候、右之わけ故唐人は渡海停止少も痛不申候事、
 一 唐人日本滞留中、日本之法を犯し候者乗船之節、荷改之砌制禁之物、其外金銀かくし置改出す事毎度之儀に御座候、前に書記し候通、奉行如何程能申付候ても、其役人心服不仕候故、改稠敷不能成候、此以後被仰付次第何分にて可罷成儀と奉存候事、
 一 荷改之節、かくし物見出し候者に、近年は爲取申候、然其年々參候唐人之儀に御座候得は、荷物をさかす輕き人夫之類皆々見知候て罷在、内證にて致密通、人夫共唐人之最負を致し、うわへには公儀の御威光恐れ候共得、内心には欲にふけり、唐人にたまされ候故、中々強改申儀にて無御座候、奉行之家來其外町使船番と申者、強改申儀に御座候得共、人少候故、此者共改届兼申候得は、下々之儀は不殘唐人と一味にて御座候、然りといへとも五人や三人に候は、仕置にも可申付候得共、地下之人夫共不

殘右之仕合に御座候得は、奉行も可仕様無御座候、向後は町使船番を只今之一倍にも相増候は、改も嚴密に可罷成と奉存候事、按ずるに、享保元年に、いたり町使船番共に八人増人あり、

阿蘭陀商賣之次第

一 前に書付候通阿蘭陀商賣半分減、二萬五千兩の商賣に申付候は、曾て請合申問敷候、阿蘭陀人は唐人と違ひ、奥國のものに御座候得は、人柄事の外へんくつに御座候間、右申渡候は、直に積戻しに可仕も難計御座候、其上阿蘭陀儀は唐人と相違ひ、權現様台徳院様御朱印をも致頂戴商賣仕もの、儀に御座候間、外の唐人のあいしらいとは、わけも可有御座様に奉存候、異國人之儀に御座候得は、理不盡に出島を立去、不殘積戻りに歸帆可仕も難計儀に御座候、惣て常躰阿蘭陀人之氣質、諸事するごとに御座候間、此段も難計奉存候事、
 右此度之御帳面之趣、差支候儀共御不審之事共には御請申上候、其外障無之儀は、逸々には御請不仕候、私共存寄之趣別紙口上書を以申上之候、以上、

寅四月廿九日

久松忠次郎
別所播磨守長崎奉行書留

通航一覽卷之百六十五終

通航一覽卷之百六十六

長崎港異國通商總括部二十九

○商法 正徳御改正

正徳五乙未年、御改革あるべきに由て、是より先御尋の事等、長崎奉行大岡備前守存寄數箇條之上書あり、
白石私記に載るる事、其よりこの事に關係すれは今條末に附録す、○前後の卷併せ考ふべし。

正徳三癸巳年十二月、長崎表唐方阿蘭陀方商賣之儀に付、乍憚私式存寄趣書付之覺

一ヶ年に唐船方は可相渡銅之員數百五十萬斤、阿蘭陀方は銅五十萬斤、合而銅二百萬斤に限之可申候、乍然阿蘭陀方は銅五十萬斤を限り相渡之商賣高減し不申候而者、持渡之金二萬五千兩可及候、此金子相渡候よりは銅多相渡候方可然御座候は、銅百萬斤相渡可申候、然れば一ヶ年の銅高、唐方阿蘭陀方合而銅高二百五十萬斤に而相仕舞可申候事、

但、阿蘭陀之儀者、商賣高減し候儀に付而者外にわけも御座候、依之、此儀者末に委く相記申候

事、
一唐船積荷物之銀高一艘に付而、平均二百貫目宛之積りに仕、都合船數三十艘に而銀高六千貫目之商賣爲仕候積りに御座候、此三十艘之出所割合せ、且又船數之極め様等之儀者、末に相記申候事、

附り、銅百五十萬斤を以商賣申付候積りに候間、船數を猶又減し申渡儀に御座候得共、船數三十艘より減し候而者、銅百五十萬斤に而、漸く二千七八百貫目之銀高之商賣ならては難成儀に御座候、其子細は船數三十艘より内にては、唐人遣捨之銀高減し、俵物其外諸色買渡り之船積之難成、此銀高も減し候故之儀に御座候、三十艘に而者俵物に口口積み合せも大抵には被成、遣ひ捨銀高もさのみ減し申間敷候、左候得は船數三十艘に而も、相渡候銅百五十萬斤之員數者増不申候而、商買高は凡六千貫目程に罷成可申儀に御座候、船數猶又少しく相極め候而も、銅百五十萬斤之員數者減し不申候而、商買高は過半減少仕候儀に御座候、これにより右のごとく割合せ申候、此割合せの積りは末に委く相記申候、

一右之趣之仕方而は、向後御運上は無之積り被相極、若御運上に差上げ可申金銀有之候は、其年年之様子により、御藏納仕候様にこの趣に不相極候而者、難罷成儀に奉存候事、

一右之通商買高に罷成候得は、銅代物替銀高五千貫目分之唐阿蘭陀荷物不足仕候儀に御座候而、日本に而商ひ候唐物之直段高直に罷成可申候、其段に御好に御座候而者事調ひ難く御座候事、

一右之如く相極り可申時節、夫より後も二三ヶ年之間者、諸國之風説長崎地下人之雜説、かれこれ風聞可有之儀に御座候、此段には會而構ひなく申付候様に無之候ては、罷成申間敷と奉存候事、

唐船一ヶ年に三十艘宛、此商賣銀高六千貫目、銅は百五十萬斤を限り相渡候割合せの凡積之覺

一商賣銀高六千貫目 此内は相渡し候品々の割合
一銀高百十貫目 丁銀に而相渡候積り、此儀丁銀を差交不申候ては勘定難成候に付、右之銀高相渡し候積りに御座候、尤船數減少有之候事、
一銀高二千廿五貫目分、銅百五十萬斤 但、賣

高百貫目に付て、銅二萬五千斤相渡候積り、
一銀高二千三百八十八貫目分、諸色 俵物品々、其外里燒物、長崎紙、此外諸物、伊萬品々相渡し候積り、 但、寅卯辰三ヶ年平均に而之凡積り、

一銀高千四百七十七貫目 唐人遣捨 魚野菜之代、唐置銀、八割禮金、船日用貨、船別等之積り、 但、右三ヶ年之平均凡積り、

右之通にて六千貫目之商賣高相濟候積りに御座候、然れ共俵物其外之品々之積に合せ、若難成儀も可有之候歟、其程者初年試みに可申付候上ならては、儘に難相極御座候、若初年積み合せ成りかたは御座候は、右之積りを以銅餘分を相渡し翌年よりは船數并商賣之方をくり合せ減し候様仕方可有之儀に御座候、其上一ヶ年之唐船三十艘と、先者割合せ候得共、其内に而三四艘も減可申候、左候得は此船之割合せ之銅残り候間、俵物積合せかたき船に者、此銅を相渡可申候間、銅極め之員數より、相増は仕間敷儀に御座候、然れ共難計儀に付、初年者銅之餘分用意仕候積りに御座候、若又俵物諸色積み合せ罷成、六千貫目之商賣相濟不申歟、若少々之残り荷物も有之、俵物之餘分も有之、猶又積合せも罷

成儀に御座候は、商賣爲仕候、俵物諸色に而商賣高相増し候分は、可然儀に御座候事、

唐船出所々に而三十艘を割合せ候凡積り之覺

一艘之積荷物銀高二百貫目づゝの積り、

一南京出し唐船七艘 此銀高合而千四百貫目

右同斷、

一寧波出し唐船五艘 此銀高合而千貫目

一艘之積荷物銀高百三十貫目づゝの積り、

一臺灣出し唐船四艘 此銀高合五百二十貫目

右同斷、

一廈門出し唐船二艘 此銀高合而二百六十貫目

一艘之積荷物銀高二百五十貫目、

一廣東出し唐船二艘 此銀高五百貫目

一艘之積荷物銀高二百貫目之積り、

一普陀山出し唐船一艘 但、是者南京唐人に申

付候は、此出所之船には及申間敷候、普陀山之

土産と申ものは無之候故之儀に御座候、南京人

に申付候儀におよひ候は、南京出之船一艘を

相増可申候夫にても銀高は相違無之候積りに御

座候、

一艘之積荷物銀高二百貫目、

一東埔寨出し唐船一艘 右同斷、

右同斷、

一漳州出し唐船一艘 右同斷、

右同斷、

一福州出し唐船一艘 右同斷、

右同斷、

一温州出し唐船一艘

一艘之積荷物銀高二百貫目、

右同斷、

一舟山出し唐船一艘

一艘之積荷物銀高二百貫目、

右同斷、

一廣州出し唐船一艘

一艘之積荷物銀高二百貫目、

右同斷、

一汕頭出し唐船一艘

一艘之積荷物銀高二百貫目、

右同斷、

一廈門出し唐船二艘

一艘之積荷物銀高二百五十貫目、

一廣東出し唐船二艘

右六艘、合而銀高千二百貫目、

右六ヶ所仕出し之唐船毎年入津仕候者、□□四五

ヶ年に一度、二三ヶ年に二度も入津候様成儀にて

候へは、先不殘入津仕候積り割合候に付て如斯御

座候、

此出所之船之内にて、二三艘も入津不仕候得者、

其船別之渡し物残り候得者、其分残りに成候故、

積荷物少々之餘分は、つり合せ積りに御座候、

一艘之積荷物銀高三百貫目づゝの積り 右同斷、

一廣南出し唐船一艘 一暹羅出し唐船一艘

右同斷、

一咬啣吧出し唐船一艘

右三艘、合而銀高九百貫目、

右三ヶ所仕出しの船□□り高之銀積りは、右之如

くに割合せ候得共、荷物積高は餘分を差免し不申

候得は不被出候、其子細者荷物あら物にて候故、船

□□遠海乘渡り候間、荷物少しく候得は船あし輕

く候間、渡海仕兼候故を以、積荷物之餘分を免し、

其餘分之荷物をは俵物、伊萬里燒、時繪道具、長崎紙

此類にて買留可申候間、荷物積に高多く候ても差

支申儀に無御座候、其上右之品々を專要に好み候

御座候、依之、たごへは來々年より商法を御改之儀

に御座候は、來年之商賣之節唐人前元直段を隨

分押下け、其銀高之荷物の程を以、已來之積りを相

極の置、其上にて唐人共可申渡、一艘積銀高之

儀、船別にて相極候以來、此銀高に相應之荷物積來

り可申候、如斯相極候上、此以後若銀高定之外之荷

物積來り候共、定之銀高に商ひ候て相應之荷物の

るへく候間、右之銀高を以荷物不殘買取らせ可申

候、其節におよひ銀高よりは荷物之員數多く候ご

て難澁におよひ候は、只今返の□□物同前に取

揚可申候、此程を堅く申聞せ相極候は、大躰者相

極り可申候、又荷物銀高小過之分は直組之仕方

にて不殘買取候様にも罷成可申儀に御座候、□□其

程其節之見計にて申付候様にて可然儀に奉存候、

船によりあら物多く候者、荷物不殘は買切かたく

御座候得共、あら物にて殘候分は抜荷物は罷成不

申儀に御座候條、くるしかる間敷儀と奉存候、

年々之船數を相定候儀、唐人に申渡、相極め可

申仕方之覺

一公驗を以、船數を相定可申儀尤可然御事に御座

も、此三ヶ所之船にて御座候、若積高過分に候ても

あら物にて候間、抜荷物は難成儀御座候、

右唐船三十艘積荷物銀高船毎に多少有之候といへ

ども、惣銀高合而五千九百八十貫目之積り御座候

事、此外若残り荷物有之候は、俵物其外諸色差交

へ商賣可爲仕候、乍然船之積み合せに難成様子に

候は、入札のかゝり物之割にて元直段を押下け

候得は、多かたは残り荷物無之積り御座候、其上に

も残り荷物有之候は、あら物之入札を相止、此類

にて殘し可申候、左候得は抜荷物無之積りに御座

候、

唐船積荷物銀高積り、大躰を相極可申仕方

之覺

一唐船積荷物之銀積之儀、只今迄之仕方唐國にて

之元直段難相知候に付、前之年之唐人前元直段と、

其年之日本にて商ひ候唐物之相場にて商人之入札

可仕□□一船之荷物之銀高を相極申儀に御座候、

然に近年以來商人入札せり合、唐人前元直段高直

に成來候處を、此儘にて銀高積りを相極候ては、以

來元直段下直に不能成、唐物一しほ不足可仕儀に

候、

一公驗を以、船數を相定可申儀尤可然御事に御座

候、

候得共、始より公驗にて相極候ては、輕々敷も相聞え差支候儀も可有之儀に御座候、其子細者初年に商法あらたまり候段、唐人の爲申聞候は、後々の利潤之儀を辨へ不申、毎年渡り來候儀難成と存候は、さま／＼の手たてを以惡事相たくみ可申候、地下人も船數商賣高共に減し候ては、只今迄之如くにはある間敷と存、是又後々之儀を辨へ不申、様々之儀をたくみ可申候、左候ては唐人も地下人も同様之心得にて、事之初に法の破れ候もとひをも仕出し可申儀に御座候、惡事あらはれ其科を糺し可申節、公驗相渡し候船も相渡し不申候船も、申付様にては、唐人之渡海を留め申候より外には、稠敷可申付仕かたも無御座候間、申付様は同様御座候、然るに公驗渡し候船にて、法を破り候所は一しは重く候處、公驗渡し不申船之法を破り候と、同様之申付様にては事忽せに相聞え、以來迄の儀相立難く可有御座敷と奉存候、是によりて初年には大小通詞共之方より切手を相渡し、翌年よりは此切手持渡候船中商賣可爲仕候旨にて、相極め候は、一二年之内にはあらまし相極り、渡來り候唐

人共も、大體は定り可申候、其節に至り公驗を以、堅く相極め候様に御座候は、以來相定り可申敷と奉存候、通詞共切手持渡候割合せは末に相認申候事、

商法改り候儀、唐人共の爲申聞、船數を相定、法式之趣可爲申聞節之覺

一初年唐船入津之節より、段々に爲申聞候様にては差支可申と奉存候、此譯は只今迄輕き儀にては、唐人共の申渡候節、二三艘之唐人共の爲申聞候分にては返答不仕、同出所之船共大形相揃候節、唐人共一同に相談相極候て返答仕儀に御座候、輕き儀にては右之通に候處、商法改り候儀に候間、猶更唐船頭共一同相談之上ならては御請申聞敷候、然るに入津之節段々に爲申聞候ても、御請仕候は唐船揃候節迄相延可申候、左候得は其内之日數相延候間、御請仕商賣爲仕候に成候ても、又日數相延候間、年内には相濟かたく可有御座候、其上入津之節段々に爲申聞、唐船大形揃候迄商賣不爲仕差置候ては、唐人共之難儀にも可罷成候、夫のみならず、商法改り候に付ては、一同之相談も何様に、決可申も難計

候得は、以來之儀も一しは難計故猶更惡事相たくみ可申候、左候ては御請可仕唐人も御請不仕候様にも可罷成儀に御座候、右之譯に御座候間、たごへは來々年よりの商法之儀を可申渡候は、來年入津の船を例之如く商賣爲仕候て、相濟候船もしはらく留置、惣船數之商賣相濟候以後に、諸唐人一同に申渡し候て可然儀と奉存候事、

一商法改り候儀、唐人の可爲申聞趣は、先年奉行共の御尋被遊候御書付之内に有之候通之趣を以、按るに、御尋の書付今所見なし、御下知次第可申渡候事、

一右御書付之趣を以可申渡節、御書付之外にも申渡候て可然と存寄候儀も有之候、此段は御沙汰相極候上にて、其節相伺候ても相濟可申儀と奉存候之條、長く候間書載せ不申候事、

一右之趣等之儀、唐人の可申渡節之仕かたは、御書附之趣に准し可申付候事、

大小通詞共切手にて唐船數を相定可申仕方之覺

人數にも無差別、南京出し之唐船一ヶ年に渡來り候數七艘と相定、一艘の一枚つ、之積り之切手七枚を相渡、南京船に乘來候惣唐人數之内の、右之七枚を相渡、翌年より此切手持渡候船計商賣可爲仕旨申渡、唐人共より證文取置可申候、其外何れの所之仕出し之唐船をも右之格に仕、船數割合せ之數程つ、切手持渡候て相極可申候事、

一右切手持渡候節、唐人共の可申聞候者、明年此切手持渡候は、其人者替り候共商賣可爲仕候、若縱は南京船の相渡候切手を、他所仕出し之船にて持渡り出所を偽り候儀有之候は、年月を経候て其段相知候共稠敷申付、以來之切手を相渡申聞敷由、且又切手を持不申候船入津仕申候は、同出所之類船之商賣高を減し候敷、或は積戻し申付候敷、品によりては翌年より之切手を相渡不申、船數を減し可申候間、出所々々に於てとくと申合せ候て、切手無之船は入津不仕候様に可仕旨、又は法式を犯し候船有之候は、尤其船は翌年より之切手を相渡不申、其切手をは法式よく相守り候唐人の相渡可申候由、ヶ様之儀共爲申聞、猶又證文に爲書入

候様に仕候は、船數相極可申歟と奉存候、
一唐人共相渡候通詞共、切手に一船積荷物之銀
高之儀書入可申候事、

商賣之次第之覺

一白糸之儀者、五ヶ所按ずるに、江戸、京、大割符之者共、
坂、堺、長崎等なり、并吳服師六人之者共、
按ずるに、後藤繼殿助、上柳松次、
糸屋長四郎、泉屋庄、耶、茶屋四郎次郎、三島吉右衛門、
右衛門等なり、只今迄之如く之糸丸數を、此者共
之直組にて買取可申候事、

但、商賣高被減候間、白糸之丸數を減し候様にも
御極め可被成歟、貞享年中六千貫目計之商賣高
にて、銅代物替無之節も、割符并吳服師六人之者
共買取候儀は、近年之通にて御座候由、此以後
商賣高減し候ても、凡六千貫目程之商賣高にて
可有之候間、右之者共買取候白糸之儀者、只今
迄之如くにて、差つかへ候儀は有御座候間歟と
奉存候事、

一糸之外惣して唐物類も、直組商賣に爲仕候かた
可然儀に御座候得共、當時日本にて商ひ候諸物之
直段高直成内は、差支へ可申儀に御座候、其上始之
間者唐人共、直組之儀をば得心は仕間敷儀御座候、

加へ、諸商人の賣渡させ候は、只今より下直に罷
成、唐人前もさのみ高直に罷成申間敷儀と奉存候、
然れ共此等之儀は、一ヶ年先試みを申付候では、段
段に者難相極御座候得共、大躰は右之通にて可然
歟と奉存候事、

一諸物相場下直に罷成、懸り物之高下を相止め候
て、入札仕らせ候節に成候はて、唐人前元直段年々
さのみ違有之間敷候、其節は直組商賣之儀、唐人共
得心可仕候、左候は、長崎一手にて唐物買取らせ
候仕方は、段々相極め様も可有之儀に御座候、只今
は右之通に難罷成儀御座候故、此儀者書付不申候
事、

阿蘭陀方商賣之儀に付覺書

一阿蘭陀方之儀は、商賣高減し不申、只今迄の如く
三千四百貫目之惣商賣高の内は、銅五十萬斤を限
り相渡し候は、一ヶ年の持渡り金二萬四五千兩
程にて可有御座候、銅百萬斤相渡し候は、一ヶ年
之持渡し金高二萬兩の内外にて可有御座候、然れ
は阿蘭陀方をば惣商賣之高を減し、千七百貫口
二千口口の商賣高に相極め、其内は銅五十萬斤

依之、右入札かゝり物高下商賣に爲仕候て可然奉
存候、諸物之直段も下直に成候節は、入札懸り物商
賣には不能成儀に御座候間、其節に至り候は、定
懸り物にて入札商賣に可爲仕候、又其筋は直組に
ても、唐人共得心仕候様にも可有之歟に御座候、左
候は、長崎一手の唐物買取、其唐物を諸國商人の
賣出し候様に仕候は、其仕方にて長崎地下人も
相續仕、諸國にて之唐物下直に罷成可申儀奉存候、
只今之如く諸物高直成うちは、此仕方にては唐人
元直段段々高直に成候て、不可然奉存候間、此儀者
時節可有之儀に御座候事、

一人參、麝香、龍腦、丁子、朱、水銀、此類之品者、入
札に爲仕候ては、元方おびた、しくせり上げ申事
に候間、只今迄は口口直組にて買留申候得共、向後
は一船之賣銀高之儀、年々不相替積りに相極り候
儀に御座候間、追賣直組之商賣は不能成儀に御座
候、然は惣入札商賣之内にて買取候ては、右之如く
元直段高直に罷成候間、此類をば長崎會所地下役
人共入札爲仕、元直段高直に不能成候様に買留さ
せ、其以後其品々に付候雜用之入目を元直段に差

相渡し候は、持渡り金高減し可申儀に御座候、然
共阿蘭陀人共唐人と違ひ、口口賣高減し候は、銅
五十萬斤をも買渡り申間敷かと奉存候、唐方の商
賣は元直段相極め候以後荷物商人の請取、其價を
は長崎會所にて割合丁銀口口、銅何程、俵物何ほど、
遣ひ捨の高何程と差引仕相渡し申事に候得共、阿
蘭陀人は左様の仕方には得心不仕、荷物之代金
手前を請取、其以後心次第に銅をも諸色をも相調
持渡り候儀にて、會所地下役人の割合せ候差引に
ては商賣不仕候、依之、商賣高減し候節、銅買もど
る間敷と申候ても、仕かた無之儀に御座候、惣して
阿蘭陀人の儀は、御朱印頂戴仕居候ゆゑ、奉行の心
得計にては商賣爲仕間敷と申口口儀不能成儀と申
事を、とくと相心得居申候、夫ゆる輕き儀を申渡
候ても、難溢仕候儀多く御座候、奉行より申付儀に
も難溢におよひ候、口口旨にまかせ候様に成行候
ては、後々の儀取計ひかたたく御座候間、難溢におよ
ひ不申候以前に事を濟し候様に、兼て申付候儀に
御座候、然る處、商賣高を減し申付候は、利潤う
す候間、向後渡海仕間敷など、難溢可仕候、其節

の御沙汰の次第を兼て奉承知候上ならては、何れ共難申付儀に御座候、此程をあやふみ候内は、可能成儀をも難澁可仕儀に御座候、難澁の上、萬一渡海不仕候共不苦儀と、相極り候上にて御座候は、結局難澁に及不申相極り可申儀と奉存候、阿蘭陀船渡海不仕候とて、藥種其外手つかへ候儀は有之間敷儀に御座候、然れば阿蘭陀に可相渡銅高を以、唐船方の商賣を相増し候へは、藥種其外買留多く、國用之爲にも可然儀とは奉存候、依之、阿蘭陀に相渡候銅高之儀は、御下知次第の事に御座候間、相極候て難申上奉存候事、

右之趣、私式存寄も御座候は、可申上旨被仰渡候に付、不願憚存寄書付差上げ申候、此儀銅二百萬斤又は二百五十萬斤を以、割合せ候て相認候は、銅之員數可成たけは減少仕候積之存寄を以、右之割合せに相認申候、然れ共二百五十萬斤之銅にて、右の割合を以隨分切詰候様割合せ候儀に御座候間、年により候ては商賣高少々は減少可申儀に御座候、右之通切詰候割合せに御座候間、此趣にて堅く相調可申儀には無御座候、其迄長崎地下役人共之

存寄をも、在勤中粗承合せ候處、先年商賣高九千四百貫目計之節も、銅四百五十萬斤程にて相濟候由に御座候、是を以考合せ候得は、四百五十萬斤之銅無之候ては難能成儀に御座候、然共、其頃とは時節も違候故歟、去辰年^{按ずるに、元祿十三年なるへし}三百五十萬斤之銅にて、唐方八千五百貫目、阿蘭陀方三千四百九十貫目之商賣相濟候儀も有之候に付、其積りを以二百萬斤歟、二百五十萬斤歟之内にても、可能成之存寄にて、右之如くに割合せ候儀に御座候、乍然事大^{成儀}に御座候間、私式存寄之如く二百五十萬斤之銅にて、切詰候様成儀にて事調ひ中間敷程も難計奉存候條、去年之格を以銅は三百五十萬斤に被相極、唐船數并一船之銀高積等之儀は、此書面之趣にも相極り候は、不大形法式相立可申と奉存候、先一兩年も銅三百五十萬斤にて商賣申付候は、其内には三十艘之船數之内にて少々は減し可申候間、其船々々可相渡銅を外船に不相渡、其分殘し置候極に仕候は、三百五十萬斤之員數も年々に少しつ、は減少可仕儀に御座候、銅三百五十萬斤相渡し可申候は、此内唐方二百五十萬斤、阿

蘭陀に百萬斤相渡し候様可仕候、左候は、阿蘭陀方之商賣高減し不申候ても、持渡り金只今よりは相増中間敷儀と奉存候、已上、

已十二月

大岡備前守^{長崎奉行}

正徳二年の冬、前代の御遺志を繼れ、長崎の事御沙汰起りしは、前代御代を繼れし初より、海舶互市の料とすへき銅の數足らすして事ゆかす、地下人等産業を失ひて饑餓に及ふへき由、長崎奉行所より注進す、

是は、是の唐船の數も交易之銀額も定まらざりしに、貞享二年乙丑より唐船交易の歳額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五萬兩と定られ、元祿元年戊辰に至て、唐船の歳額七十隻に定めらる、然るに元祿八年乙亥伏見屋四郎兵衛と云者、額外に銀千貫目交易をゆるされて、價銀千貫目に當る程の物共、銅をもて買取らん事を望申す、其望所をゆるされき、是を世に代物替と云事の始とす、元祿九丙子には運上の銀一萬兩を進らすへければ、銀五千貫目の代物替を免されん事を請ふ、又望む所をゆるさる、是運上の事の始なり、其明年

元祿丁丑に、長崎の商人高木彦右衛門と云者、船額七十隻の外に十隻を増され、銀額六千貫目の外に二千貫目の代物替を免されは、其運上の金二萬兩餘の銀を進らすへき由を望み申ければ、爰に於て伏見屋か代物替を停られ、高木彦右衛門か望み請ふ所をゆるさる、二年を隔て元祿十二乙卯に、萩原近江守、林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて外國の船貨を以て、我國の商人に賣得し、價銀を金に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の金銀遺ひ銀荷銀、又省金役料杯と云物、共に計金七萬兩餘の外は、悉く皆公に收らるへき法を定む、是地下配分金七萬兩と云事の始也、然に始船額七十隻の外に十隻を増れ、銀額六千貫目の外に、二千貫目を増されしに當りて、交易の料に用ゆへき銅の歳額八百九十萬二千斤と定れり、昔長崎にて海舶互市の事始りしより以來、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅を大坂に住せし銅吹屋と云共十六人にて運送してけり、元祿十年船額を増れ、代物替と云事始りし明年戊寅に、爰の商人結梗屋又八

と云もの、其事を承りて運送の銅年額に足らざる所は、銀をもて其員數に充へしと仰下されしに、運送の銅猶其數少かりしかは、十二年の己卯結榭屋運送の事を止められ、大坂の銅吹屋并諸國の商人に思ひくゝに、運送すへき由を仰下されしかと、七百萬斤の外は長崎に來集らす、十四年辛巳に至て銀座の輩に、銅座の事を兼しめられ、諸國より産する銅を買得て、長崎に運送すへき事を仰下さる、されど又年々に銅の數足らすして交易行はれず、外國の人歸るへき期を過し、年を越すに至る也、

其事の御沙汰有て、銅運送すへき事なりし銀座のもの共に催促しぬれど、諸國の銅山より産する所年々に減して、其價騰り貴く、其價を増加らるへくなど申事にて事ゆかす、正徳元年辛卯に至て銀座の者共銅四百五十萬斤を運送すへき由を申、其數足らざらん所を承るへし、と望み申者有りしかは、自注、中川六左衛門望所をも免されしに、銅の價猶騰り貴く成て、是も其利を失ひて事ゆかす、我國にて用ゆへき所の銅も用足らす、明れば二年壬辰

の二月に至れ共、銀座の者共運送すへきと申せし所の數にも足らざる所、百五十萬斤なれば、同三月十七日銀座の者兼しめられし銅座の事を停られ、同十九日大坂吹屋のもの共に此事を仰下されぬ、されど去年己卯諸國銅山より産する所の銅六百四十萬斤に過す、縦ひ我國の用百六十萬斤を除の外、長崎へ運送すへき所百四十萬斤には過へからず、是其價の騰り貴ければ、銅を商ふもの其輒くは賣渡すへからざる故也と申す、斯りし程に長崎の地下人交易の事行はれざるか爲に、飢餓の者多く弱きものはかしこに留る唐人と通して、館中に於私販の事あり、強き者はかしこを去りて唐船を待て、海上にして私販の事あり、外國の人も近年に及びては、定れる海路をも往來せず、近海に出て我國の姦商を待て私販し、剩へ此程は陸に上りて水を取木を伐り、魚船の網せし魚鰾、女童の拾ひし海藻等をうはひけり、居民これを制すれば戒悉を取りて防ぎ、番船近付けは火炮を發して切す、此程阿蘭かへる時にも私販の事あり、此國の長崎の奉行より是等の事人斯るこゝ有るは未嘗有の事也を注進して、如斯ならんには奉行所の法令行は

るへからず、急度其御沙汰なくして叶へからずと申たりけり、

唐人等如此成來りし事、貞享元祿の際より遠人をやすんし給ふ御事にこそあらめ、我國の人の外國の人に敵せんをいましめられ、奉行所の下部の唐人の爲に凌撃せられんとするを、刀を抜て少しく傷付けたりとて、其下部を按ずるに、元祿十四年六月南京船歸帆之時、唐船理不盡によて、船番安達彦之進傷付しなり立所に追却せられし程の事也しによりて、次第に外國の人ほしきまゝに成し流弊、つひに如此には成し也、

我此事を聞て、我國は萬國に勝れて武を尙ふ國と申こと、古より申傳へたれ、然るに今かゝる商船等か爲にも、侮を請ん事國牀に於ても尤不可然と申し、奉行所より唐人共に下すへき物の草をも、西國中國の大名にも下知せられへき物の草をも進らせたりければ、此事甲午の五月是を下行はる、

唐人を諭すへき物草、深見新右衛門、三宅九十郎、室新助等の人々して奉らしめられしに、深見の參られし所を少しく改正して用られたり、諸大名に下されし處は、某か草を進らす、皆是外方

の人を口口海岸に上下する者をは、其船を焚其人を切て進らすへし、我國の船の外國の船に近づくものをは、擄取て參らすへしと仰下されし處也、

是より先、此事の春二月海船五市の料の銅足らざるか爲に、其事の異見を長崎の奉行所自注、駒木根肥守、并地下の役人等に自注、高木作左衛門を始、後守、久松備後記して參らす所取用らるへき事共見えす、さらは前代の御時に議せしめられし所を以て、改行はるへき法令の事共、某か草を進らすへきにて、其大綱細目二百一十一條凡八卷に記して參らせたり、其事共たごへは糸の亂れたるか其端多して、其緒を尋へからざるか如くなれば、今爰にはいかにとも記し得へからず、其詳かならんことを知らんには、我前後の市舶并市舶新例等の草を併見つへし、當家世の事知し召れしより、先きの事共は今はた論するにも及へからず、慶長六年より以來外國の船の來商せし事、いまた定まれる所も非ず、其頃は大明の代も萬曆の頃おひにて、海禁の嚴なる時なれば、今の如くに唐船の來れるにも非ず、長崎

には只西洋の番船而已來り泊りぬ、寛永の始に至
てこそ、外國の船共長崎へ來商ひすへき由を仰下
されしかと、阿蘭陀の舟は猶肥前國平戸に來り泊
り、寛永の末に至て長崎にはうつされたる也、又大
名并商人共の御朱印を申請ふて、外國に趣き商せ
し事有しかと、寛永十一年に停止せられける、其
頃には外國より來れる船の數も、互市の銀類も定
らず、貞享二年乙丑に至て始て唐人互市の銀額六
千貫目、阿蘭陀人互市の金額五萬兩に定られ、元祿
元年戊辰に唐船の額數七十隻に定らる、此頃者大
清の康熙之天子海禁を開かれしかは、唐船の來る
事二百隻に及ひしか故也、同八年乙亥よりして、額
銀の外に銅を用ひて、代物替杯と云事出來て、同
十一年戊寅に唐船の額數十隻を増されて、八十隻
になされ、額銀の外二千貫目の代物替をゆるさる、
自注、是等の變革は、前の唐船の數定りぬれば、定額の外
記にありく記しぬ。唐船の數定りぬれば、定額の外
に來れる船をば、積戻しと云て交易の事を免さす、
又額の船といへ共銀額定められ、凡一船に積來し
物、其價銀百六十貫目計の物交易す事、ゆるさ
れて、其餘の物共をば殘荷物杯と云ひけり、遙の

風波を凌ぎ來て、手を空して歸らん事も、多くは
貨物を載せ來りて利少くして歸らん事も其志にあ
らねは、いかにもして積來る物共の賣なん事を謀
り、我國のものも額内の物を買さるに、掛り物など
云ふ事始て、其費用多く利分少く、いかにもして
積降らん物共賣行んと謀りし程に、年々に私販の
事共多成たり、自注、出買沖置の荷物、前代の御時長
崎奉行所に仰て、貨など種々の名目あり。前代の御時長
崎奉行所に仰て、長崎に於て海船互市の爲費用ひ
し所の金銀銅の數を聞き召れしに、慶長六年辛丑
より正保四年丁亥に至るまで、凡四十六年の間の
事は詳ならず、慶安元年戊子より寶永五年戊子に
至て、凡六十年の間に外國へ入し所、二百三十九
萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百二十貫目餘
也、銅の事は寛文二年壬寅より先六十一年の間の
事は詳ならず、寛文三年癸卯より寶永四年丁亥に
至て、凡四十四年の間一億一萬四百四十九萬八千
七百斤餘に及へりと申、是は只慶安元年戊子より
以來奉行所に聞えし所の事而已、夫より先の事共
は、長崎計りの事にも非ず、前に記せし事の如く、
外國の船共我國の中、爰かしこに來り商ひし我國

の舟共、外國の中、爰かしこに行て商ひす、此餘對
州より朝鮮に入し處、薩州より琉球に入し所の事
には、悉く其數を計知へからず、されど試に長崎奉
行所より記し進らせし處によりて、此法を設けて
慶長より此かた凡百七年の間、外國に入し金銀の
大數を計て、又慶長より以來我國にて造られし金
銀の大數にくらへ見るに、金は四分か一を失ひ、銀
は四分か三を失ふへし、さらは今よりして錢金は、
百年を経て其半を失ひ、銀は百年を出すして我國
にて用ゆへき物有へからず、銅は既に今海船互市
の料足らざる而已に非ず、我國の歳用も又足らず、
我國に産する萬代の寶貨と成へき物を傾けて、遠
方より來れる一時の奇翫と成へき物に易へ、是等
貨利の事の爲に、我國威を損するに至らしむる事
可然事共覺えず、若藥物書籍等を求得ん爲に止事
を得へからずには、當時我國に通し用ふる數ども、
歳ごと諸國に産する數を計りて、長崎并對州薩
州等の地より、外國に入へき所の歳額をは定へき
事也、都て此等の事にも及はず、長崎にして毎歳互
市の金銀銅の額數を而已定られしこそ心得られね

と、今よりして後、是等の額數を定らる、共、只今
迄の如く毎歳に來れる所の船の數をも、毎船に載
る所の物の數をも定られさらんに、私販の事止む
事を得さらんには、只今迄の如くに有へき、さらば
先凡毎歳我國に産する金銀銅の、外國に入らん處
の大數を計りくらへて、長崎にして海船互市の爲
に用ゆへき所の歳額を定られ、次に外國の船共に
載來る處の物共多少を計りて、其船數をも其載來
らん物共の數をも定て、載來らん程の物共、皆悉く
買取らんには、今までのごとくに、私販の爲に我國
の寶を失ふ事もなく、外國のもの共の我國の法を
侮ると云事もなくして、我國の威は萬里の外まで
も行はれ、我國の財は萬世の後までに足ぬへし、長
崎の地下人等産業を失ひて、飢餓に及ふ杯云ふ事
は、實には其貧民の事にして富る者の事にはあら
ず、其由を詳にせんには、其罪の口口する所あれ
は論するにも及はず、奉行人を選れ、會所の法を正
して、京大坂のこごとくに、御目付を差遣れ、其事を監
護あらんには、長崎の事而已ならず、西國中國の爲
にも可然事也、是等の事共前代の御時に議し申せ

し處要領にて、此度草を參らせし處は、只是其法例也、法を設け例を立し事共、たごへは常山の蛇の如く、首を救ひ尾を救ひ、首尾共に相救ひて、多かる事共、一事をも増し一事をも減すへきに非ず、されど前代之御時に、此事果して行れざりしも、長崎の地下人は、外國も多く交易の物も多からん事を思ひ、奉行人は進らする所之運上之金も其數を減せず、治むる所之地下人も其所を得へき事を思ひ、自注、其治むる所之地下人も其所を得へき事を思ひ、其治むる所之地下人も其所を得へき事を思ひ、其治むる所之地下人も其所を得へき事を思ひ、らんに又此外の事なり、諸國の商人共は外國の物共多來りて元價も賤敷、贏利も多く出らん事をおもひ、世の人は藥物の類多く來りて、其物共買求るに價の賤しからん事を思ひて、天下後世の事杯云事を思ふ者は、一人もなくして、本末知らぬ事共也、斯る謂有か故に、是より後も朝夕を謀らぬ人々、世の多言の爲誤られて、妄に其法を變する事有らんには、必其弊に堪さらん事、只今までのことくにこそ有へき、明れば正徳五年末の春正月の中頃、海舶互市新例を長崎奉行所に仰下さるへき御使の人々を爰を立、自注、大目付仙石丹波守、御使番石河三右衛門、勘定衆に相從へり、二月の末つかた、かしこに至り着て、三月の始に先新例之事共地下人

等に仰下されて、次第に唐人等に其事を告知らす、自注、其法、草を參らせし處也、我國の法を奉せんと申者には、信牌を分ち賜りて此後來商せん事をゆるされ、我國の法を受さらん者共をは生理を免さす、即時に放ち還され、同五月西國の大名にも、新例之事に附て仰下さる、旨あり、白石私記、

通航一覽卷之百六十六終

通航一覽卷之百六十七

長崎港異國通商總括部三十

○商法 正徳御改正、

正徳五乙未年五月、奉行大岡備前守より諸定書を地下役人に達す、また阿蘭陀甲必丹にも申渡すむねあり、前條併せみ

- 正徳五乙未年五月、地下役人に渡す書付、
- 唐船方 一春船之分何艘にても、荷役諸拂帳一冊に可致事、一同出銀勘定帳一冊、一夏船之分何艘にても、荷役諸拂帳一冊に可致候事、一同出銀勘定帳一冊、一秋船之分何艘にても、荷役諸拂帳一冊に可致候事、一同出銀勘定帳一冊、六冊阿蘭陀方 一荷役諸拂帳一冊、一出銀勘定帳一冊、二冊
- 一唐船阿蘭陀牛皮出銀勘定帳一冊に致可候事、
- 一唐船阿蘭陀出銀元拂御勘定帳一冊、
- 右帳數合十冊、外
- 一唐船阿蘭陀共に一艘限に差出候荷役帳不殘、

一會所内請込物色立直段積り帳、一諸色高下帳、一商人入札極り候落札之分不殘、一奉行所よりの諸證文不殘、一金線代物替帳、右之通、向後御勘定仕上之節、御勘定所に可差出、此外にも請拂帳出銀勘定帳に可引合品有之は、是亦可差出候事、以上、

正徳五年五月 同年六月

今度唐船積荷物銀高定之儀、唐人共々申付候處、領掌之證文差出候、然は船別相定候銀高にて賣渡候程之荷物可積來事に候、乍併唐船に而之元直段之儀は難計事に候間、荷物之員數は又は其品々善惡によりて銀高之員數増減可有之儀勿論に候、依之、積荷物銀積り之仕方左に記候條々、
一貞享二丑年より元祿八亥年迄十一ヶ年之間之荷物、上中之直段平均仕候上は、何程と申儀品々書付、先達而差出置可申候事、
一寶永五子年より去年迄七ヶ年之間之荷物、元直段之荒増も、前ヶ條之通書付差出置可申候事、
一唐船入津候は、船別定之銀高に賣渡し可申程

之荷物積來候旨、唐人共より證文可爲差出候事、
 但、此儀は奉行所より通事共を以可申付之事、
 一荷物帳前々のごとく唐人共より爲差出、其帳面
 之員數も爲書出可申事、

但、此儀は奉行所より通事共を以可申付之事、
 一荷役之節、如先格檢使、其外船番、町使、并諸役人
 諸目利之者共相定り候通立合荷物相改、其員數書
 付最前唐人共より差出候荷物之員數并銀相違無之
 哉、其譯書付可差出候事、

一右相濟候後、於藏元諸目利之者共唐人立合、猶
 又荷物之善惡員數之多少相改、其上に而貞享二丑
 年より元祿八亥年迄十一ヶ年之間之直段を以、荷
 物引合銀積り致候得は、銀高何程之荷物と申儀書
 付一通り、且又寶永五子年より去年迄七ヶ年之
 間之平均直段を以、荷物に引合銀積致候得は、銀高
 何程之荷物と申儀書付一通、并去年之平均直段
 を以銀高積候得は、銀高何程之荷物と申儀書付、都
 合三通りに銀積り書付可差出候事、

附、銀積り之儀は、唐人共不申聞、諸目利之者
 會所役人立合證議之上、書付可差出候事、

一寄進物幣禮銅口錢に可差出品、又は自分遣用な
 と、申候荷物有之、差出帳面よりは餘分之荷物持
 渡候事も可有之候、此分も前ヶ條之仕形に而直段
 積り致候得は、銀高何程之品にて有之段、是又書付
 可差出候、尤此類者此銀高計、外に積書可差出候
 事、

以上
 正徳五年六月
 大 備 前

同年同月定書の内、
 一唐船商賣之儀申渡候節、町年寄年番方に而向々
 之者共召出、可申渡次第之事、

一五ヶ所割符宿老召寄せ、糸代銀之書付之寫、并割
 符糸請取目錄相渡、五ヶ所商人買取候荷物代銀元
 増共に相定り候日限、無相違相濟し可申旨申付候
 様に可申渡候事、

一五ヶ所宿老共、兼て相渡候書付之通彌相守候
 様に可申渡候事、吳服所手代等召寄、御定糸請取
 目錄相渡候儀可爲如先格候事、

一月役乙名召出、申渡候儀、可爲如先格候、尤入札商
 賣に候は、商人入札差紙身上不相應成者は差出

間敷旨、是又萬一藏拂相滞候は、其町より爲辨可
 申由等之儀、入念可申付候事、

一會所役人召寄、入札商賣に而も直組商賣に而も、
 荷物并出銀請拂等之儀、別紙法度書之通堅相守候
 様に、急度可申渡候事、

一藥種目利、端物目利召寄、端物荒物商人手本見せ
 申儀、并其品之善惡直段積り等、随分入念廉直に可
 仕候、若しわたかまり候儀有之候は、急度可爲越
 度旨、法度書に有之候通、相守候様に可申渡候事、

一唐船一艘宛之銀高相定り有之儀に候條、向後は
 割符遣候に不及候、乍然惣商賣銀高之内、何程分を
 糸代銀と申儀は書付可相渡候事、

一入札商賣に候は、賣荷物書付唐人屋鋪乙名方
 より差出候を、宿町寫取勘判出候事可爲如先格候、
 直組商賣に候は、尤會所に買入候後、會所より勘
 判差出可申事、

一入札商賣に候は、於會所高下勘判差出候儀可
 爲如先格候、直組にて買取候儀に候は、於會所勘
 判差出させ可申候、此儀は其節可申付候事、
 一荷見世之儀、入札商賣に候は、荒物は於藏元商

人に爲見之、糸は五ヶ所割符方并吳服所に掛渡、餘
 糸□□長崎會所の掛渡、其節檢使差出候等の儀
 可爲如先格候、直組商賣に候は、唐人前を買取候
 以後、商人の見せ候儀は、尤一切藏米に而爲見之可
 申候、勿論檢使可差出候事、

右兩條之法度は、商賣方定書に有之候事、

一入札開之儀可爲如先格候、唐人前直組に而買取
 候は、於會所商人の入札爲仕候儀は其節可申付
 候事、

一小間物道具之儀、直組仕形且又商人共の賣渡候
 儀、并代銀取立等之儀は、可爲如先格候之事、

但、一度に而直組相濟不申品、追而直組仕候節、
 最前檢使封印附置候品之類は、奉行所に持出封
 印切可申候、猶又賣不申候は、其品役所に持出
 封印可爲仕候事、

一五ヶ所宿老の申渡、今度被相定候新例之趣領掌
 之證文差出、割符請取候唐人之外、向後初而渡來候
 唐船は、不殘積戻したるへく候、此船は何様に願候
 共、水薪飯米之外は一切相與へ中間敷候、右薪飯
 米之代、且又此等之船漂着し挽船に而送來候事も

有之候は、其挽船賃右之分は其銀高程荷物直組に而買取可申付候、其節荷物請取候儀は如先格、會所請拂之者目利之者立合、即座直組に而荷物請取可申候、尤其節檢使其外立合候人數之儀可爲如先格候、右荷物會所にて相拂元代分は、雜用品にて代に相渡、殘銀を惣出銀之内に差加へ可申候事、

附、水薪挽船賃相拂候程之荷物爲差出、其餘りは雜用賣不申付候之事、

一唐方商賣元増共に、金五分銀五分之可爲商賣候、阿蘭陀方は元代不殘金、出銀は金五分銀五分たるべく候事、

一諸色定掛り物之儀、只今迄も數度違候而定法無之候といへども、八年以前子の年按ずるに、實永五年なり、相究候掛り物之格を、向後定掛物と相極候條、入札商賣に而候は、右之格を用ひ可申候、因是、定掛り物之定書別紙相渡候事、

一五ヶ所割符系五百丸、唐阿蘭陀方共に諸系元直段に而相渡候儀、可爲如先格候、但し、現系に而可相渡候事、

附、右之系相渡候以後、五ヶ所宿老共より證文取

之、御定之通相渡、相濟候段町年寄共致與書、奉行所差出し可入披見置候事、

一吳服所系六十九、元直に而相渡候儀可爲如先格候、但し、現系に而可相渡候事、

一朱座買取候光明朱并辰砂、唐船持渡候分不殘元直段に而相渡候儀、可爲如先格候事、

一にへ商賣高三分一定掛り物に而、長崎屋に相渡候儀、可爲如先格候事、

右四ヶ條、其向々の相渡請取之證文取之、御定之通相渡無相違由、年番町年寄與書致印形、奉行所差出可入披見置候事、

一金線之儀、向後唐船殘り荷物有之候は、先格之通銀高三百貫目を限り、代物替可爲仕候、尤買高百貫目に付金三百兩之残り、金線屋より御運上取立之御藏納可仕候、

附、金線代之荷物之儀、金線屋に請取候員數證文爲仕、年番町年寄に取之、奉行所差出し可入披見置候事、

一唐荷物直組に而買取候は、何割増之法に而諸商人に可相渡候、但、其仕形は其節可申付候事、

一唐人前直組に而買取候何割増之法を以、諸商人に而相渡候儀に候は、右割之積り書帳面に仕立、奉行所差出し、差圖之上其趣於會所勘判差出、諸商人に爲見之、其以後荷、相渡、事濟候上請書仕立諸商人に相渡、請取證文取置候由書入之、會所役人、宿町附町乙名、并五ヶ所宿老連判仕、町年寄與書印形に而、控共に二冊奉行所可差出候、右二冊に奉行所押切致印形、一冊は留帳、一冊は町年寄に可相渡候事、

一入札商賣に而候は、掛り物高下之法に而、諸商人に入札可爲仕候事、

一直組に而買取、何割之法に而商人に相渡候共、又は入札懸り物商賣に而商人に相渡候共、右何も奉行所より差圖之外、内證に而割を増候義一切令停止候、若違犯於有之は後日に相聞候共、其儀に掛り候者共急度可爲曲事候事、

一直組に而買取候藥種、荒物風袋掛出候儀、向後一切令停止候事、

一五歩八歩銀之儀、只今迄も不相窺候而は不申付候事に候得共、向後は毎年は可爲無用候、無據子細

有之節は、奉行所相窺之可任差圖候、且又入札商賣之節、五歩八歩銀無之候而、入札直段高直に可罷成節は、五歩或は八歩の割程懸り物之高下の懸可申候、尤其節相窺可申候事、

一當地割符系代銀割方之儀、年番町年寄并系宿老兩人に而、勘定帳可差出候事、

附、向々の割渡候節、請取方より之證文年番町年寄に取之、勘定帳と一同に奉行所差出し、可入披見置入候事、

出島に出す書付覺

一今度新例就被仰出候、唐船方法式并商賣之次第條々定書差出之候、阿蘭陀方の儀も、條々定書可差出儀に候得共、阿蘭陀商賣之儀は、加比丹存念計に而は難成譯之故を以、今年は累年之格之通商賣爲仕、歸帆之節來年よりの儀を申含遣し、歸國之後也ねらるに申談、來年御請申上候様にと、當春被仰出候に付、委細之定書は來年事極り候上可差出候、依之、當年之儀は少々相定候趣書付差出候、右書付之外之儀、累年之格に可相心得候事、

一先年より段々數通差出置候諸書付之通、聊不可

相違候、是又來年事極り候上、委細可申付候事、右之趣、急度可相守者也、

正德五年六月

大 備 前

年番町年寄に渡す商賣方覺書、

條々

一阿蘭陀方商賣仕方之儀、今年は一切に仕形、去年之ことくたるへく候事、

但、勘定仕上帳之儀は、別に書付相渡候事、

一高木作右衛門方に而相調候御用物、尤元直段に而可相渡候、其度々に奉行所證文可差出事、

一聞金之儀可爲如先格候事、

但、銘々割渡候員數帳面に致し指出、奉行所押切印形取置可申候、尤銘々より請取證文、年番町年寄方に取置可申候事、

一阿蘭陀人の相渡候金子銅之儀、去年年之ことくたるへく候事、

一阿蘭陀人諸買物并誂物之儀、去年のことくたるへく候事、

一阿蘭陀持渡系五ヶ所割符の、元直段に而相渡候儀、唐方定書と可爲同意候事、

一奉行所八朔進物之儀、銀高四十五貫百五十目之積り、其年落札直段を以、何品に而成共指出候儀、可爲如先格候事、

一高木作右衛門の八朔進物之儀、銀高五貫九百目積、其年落札直段を以、何品に而成共指出候儀、可爲同前候事、

一町年寄六人の八朔進物之儀、銀高二十五貫八百目、右同前之事、

一出島乙名、通詞目付、大小通詞、稽古通詞、出島組頭、同見習并筆者、金場小頭方の土産糸九十六斤之儀可爲如先格候事、一出島筆者二十人、金場小頭五人の土産之事、一稽古通詞、筆者、金場小頭方の土産之事、一年行事出島乙名、通詞、稽古通詞の土産之事、年番通詞二人の、爲年番料土産糸之事、一京都阿蘭陀宿海老屋與右衛門の、宿札并賄料銀二貫百五十目之事、一大坂阿蘭陀宿長崎屋五郎兵衛の、宿札賄料銀二貫四百五十目之事、一江戸阿蘭陀宿長崎屋源右衛門の、宿札并賄料銀五貫六百三十三匁餘之事、一阿蘭陀人江戸行乘船賃銀之半分、船主高口惣太夫の相渡候銀子二貫四百目

之事、一出島組頭松尾善左衛門、林七郎右衛門の、爲助成家賃銀之内、五貫目分は諸色に而相渡候事、

一出島筆者二十人の、爲助成家賃銀之内、諸色に而相渡候銀高六貫目之事、

右十ヶ條、去年のことくたるへく候事、

一高木作右衛門方に而相調候御用物之儀、元直段凡銀高八十貫目程之積りたるへく候、但、柄鮫之儀は、先格之通元直段相究候上、定掛り物にて作右衛門方に可相渡候、其外之品は商人並高下増銀を以可相渡候事、

但、右相渡候節、請取渡之證文に奉行所押切印形可有之事、

一献上物并江戸行所々遺物品分ヶ員數書付に、奉行所押切印形可差出事、

一江戸行持參物之内、持歸候分品分ヶ員數書付、此分來何之年元に可立旨、奉行所證文可差出之事、

一珍陀酒江戸遺物并脇用之分、只今迄も從奉行所書付差出來候得共、猶又脇用酒代之儀は、御定高銀之外に而候間、右之銀子阿蘭陀人の相渡、此銀高は勘定帳に可除之旨、奉行所證文可差出事、

一阿蘭陀船荷積帳之儀、先格之通一艘つゝ之荷役帳相認之、出島乙名、年番通詞方より奉行所の一通り、年番町年寄方の一通り可指出之候、右奉行所に留置候帳面と、年番年寄方へ取置候帳面と引合之、於奉行所押切印形可有之事、

一こんばにや并脇荷會所の請込物直段積帳之儀、會所にて直段相積り帳面に致奉行所へ差出置、其以後阿蘭陀人と直組相極、會所へ買請候品々諸商人の可相渡候、右之通諸商人の相渡候以後、右之直段に而諸商人買取之荷物相渡、請取印形取置候、帳面委細に相認、奉行所へ可差出候、右帳面に押切印形いたし可相渡候事、

但、帳面控共に二冊可指出候事、

一諸色高下帳之儀、右同前之事、

一阿蘭陀人遺用品々之事、一阿蘭陀人着料品々之事、右二ヶ條は、願書差出候節奉行所押切印形致可相渡之候間、荷役帳之員數と相違無之様に、願書可指出候事、

一持戻り物之事、右は、其年商賣殘之品々荷役帳と引合、相違無之様に相改、帳面に致可差出候、右

帳面に奉行所押切印形致可相渡候、但、控帳共に二冊可指出候事、

一稽古通事仲々間へ土産物之事、一出島水代藏田伊七郎方合銀之事、一江戸荷宰領大坂伏見屋傳兵衛方合銀物之事、一内通事小頭之内、在津中之骨折として土産物之事、一阿蘭陀料理人の合銀物之事、一稻佐悟真寺の病死阿蘭陀人葬候節、謝禮物之事、一波戸場役二人の謝禮物之事、一江戸行筆者大儀料之事、一脇荷筆者の合銀物之事、一小使并杖寄、通詞小使、其外小役者の合銀物之事、一諸色高直に付、例年の直段にては出来不申物共之足銀之儀として、阿蘭陀人より指出候品々の事、一日雇賃銀爲足銀、かびたんより指出候物之事、一阿蘭陀部屋小使の置土産物之事

右十三ヶ條は、伺書差出候節指免候分は、奉行所押切致印形可相渡候間、右之口々の相渡候品々の員數、荷役帳面之内賣残り物と、十三ヶ條之類に差出候品々の員數と過不足無之様に、可相心得候事、

右之條々は、去年年之格を以相定之候、勘定仕上帳面此格を以仕立可申候、且亦來年之義は、來年かびたん入津之以後、其譯によりて相定可申付之候、以上、

正徳五年六月 大 備 前以上、長崎書付

一肥前長崎港近年令有りて、異邦の商客市井に居する事不能、且代物替等のことなると、もろこし人利あらざる故、我國の奸商等ひそかに異客に通して、よからぬわざ多かりし、去年の甲午秋、其奸商等ことごとく刑せられし、崎港の市人さまも困窮の愁を告て關東に申せしかは、此春乙未仙石丹波守及び石河三右衛門を崎港に遣されて、諸事令を改めたまふ、是より異客市井の舍に宿り侍りて、萬つ古へに近しと云、鹽尻、

享保元年より商賣方御新例に相成、阿蘭陀二艘入津、長崎志、

享保元丙申年二月、御新例のち廣東の船主李韜士渡來し、去歲信牌を領し、歸唐の者とも讒者のために、信牌を官所に收められしよしを訴ふ、よて大岡備

前守その始末を言上す、閏二月廿八日老中連署の奉書を達し積戻を命せしむ、此頃在崎の唐商本國の風説を聞、給牌の事踟躕せしか、郭亭統ひとり數枚給はらん事を直訴せしかは、遂に諸船主らも給牌を願ふ、同二丁酉八年にいたり、かの國官所の裁判濟たるよし、さきに給ふ所の信牌を持て漸々入津す、

享保元丙申年二月

廣東船主李韜士爲報明事、士等蒙王上厚恩、賞給譯司牌照一張、俾得來崎貿易、于去年三月十一日歸帆回廣、因風信不順至四月初六日、無奈收入寧波、詎料、不法商人莊運卿、謝叶運等糾衆駕禍、徑以叛聖私通外國擅領牌照、控告鄞縣縣知士等、同寧波南京四十二艘船主、共得連名自首、將貴國牌照并條約交與浙江戶部、鄞縣知縣見事關非輕、不敢擅專、通詳督撫兩院及布按二司、而浙江撫院批發二司會議、二司云、四十二艘不宜私領外國牌照霸佔生理、莊運卿等亦不宜以叛聖不經之語妄控、擬應將牌照入官焙舊貿易任從貴國去取、莊運卿等狼心不已、又往南京關部告發、南京關部亦詳文督撫兩院、以士等不宜擅領牌照、浙關亦不宜爲他請給牌照、文中云、欲劄

朝廷、南京撫院遂仰布政司查究報、去懼禍臨身、不得已于十月間脫逃回廣、至今年正月初三日在廣開駕、至二月初五日灣泊寧波外地、考探情由、始知四十二艘船主至今現在南京、候審未有發落、初七日即揚帆、今伏貴國培埴、不憚風波、買棹特來、所報是實、

正徳六年二月日○按するに、享保と改元ありしは、七月朔日なり、

廣東船主李韜士

廣東船之唐人共申口

一私共船之儀は、廣東城下に而仕出し、唐人數四十六人乘組候而、當正月三日に彼地致出帆、當月五日に寧波之外海に船を寄せ、同七日に乘出し日本地何國にも船寄せ不申、直に今日致入津候、船領李韜士儀は、去々年十五番船より脇船頭仕罷渡申候、乗渡り之船は初て致渡海候、然は私共船、去年三月十一日御當地より致歸帆、直に廣東に乘歸申管之處、風不順に御座候而、無是非四月六日に寧波に乘入、滯船仕罷在候處、不存寄御當地に而御渡被成候信牌所持仕候四十二艘、并私とも船共に、官府より穿鑿に逢申候、但、此儀は商人共本國に叛き、外國に

隨ひ申候由にて、謝叶運莊運卿と申者兩人頭分に成、其外十五六人相催、官府の讒訴仕候、依之、七月廿三日南京寧波共に嚴く遂吟味、四十三艘に所持仕候信牌之分、悉寧波之關部に被取上候而、船頭共儀は不殘蘇州に被呼越候、尤私共船之本船頭鮑元謙も其人數にて御座候、李韜士儀は、其節病氣に御座候而斷を申、落着を相待罷在候へ共、彌兪議稠敷罷成候に付、私共も禍ひに逢可申儀を懼れ、十月に寧波を逃出、廣東に乘歸申候而、彼表に而荷物積乘せ、右之日限に出船仕罷渡申候、但、此度寧波之外海に乘寄せ候儀は、若右之一儀決斷有之候哉と消息承申候處、今に落着可仕、諸船頭共にも蘇州に罷有候由に御座候、右之通之義に付、私船へ御與へ被下候信牌は、此度持渡り不申候、乍然御令條計は所持仕罷渡り申候、尤右之旨趣委細之義は、別に申上候に付爰に省略仕候、且又去年御當地にて信牌を申請候廈門船頭陳憲卿と申者、其身用事在之候に付、廈門に罷在、別に船頭を遣し御當地に赴申候處、於洋中度々大風に逢、其上帆柱をれ申候而廈門へ乘戻り、三度迄出船寧波之外海迄も乘參候而、御當

地の罷渡申候處、只今承申候へは、此船御當地に居不申に付、如何様に罷成申候哉と奉存候、但、此船頭は信牌所持仕居申候、

廣東船頭李韜士物語之覺

一私儀、去年三月十一日に通事中之信牌を申請、御當地より致歸帆、直に廣東に乘歸り申筈之處、風不順に御座候故、無是非四月六日寧波に乘入申候、私儀は、其節大病を受、則彼地に而養生仕候付、其間三ヶ月程滯留仕罷有候、其内五月頃、何者之所爲とも不相知、去年信牌を申請候商人共、日本に隨ひ申候由諸所に張紙いたし置申候、其後商人謝叶運と申者、是は去年御當地に罷渡り、積戻し被仰付候新來五番臺灣船頭にて御座候、又莊運卿と申者、是も前廉度々御當地へ罷渡り候船頭にて御座候、右二人頭分に成、其外に十五六人相催し、七月廿三日寧波府縣鄭之知縣鄭氏へ訴申候は、去年御當地にて信牌を申請候商人胡雲客、董宜日、李韜士等頭分にて、四十三人之船頭共、朝廷へ背き日本に隨ひ候て信牌を請取、外國の年號を用候由讒訴を認差出申候、依之、其後胡雲客、董宜日等も、信牌并條約之寫

共に寧波之關部保氏へ致持參置候、知縣も此儀は大切の事に候由にて、自分の了簡にも難任、則浙閩の總督撫院之兩官へ上達いたし候に付、兪議有之候て、胡雲客、董宜日等も罷出、御當地にて御新例之譯委細に演說仕候處に、信牌之内に甘詰の二字有之候は、於日本如何様成る儀を約諾いたし候哉と尋被申候に付、條約の寫を差出、此事を約諾仕候と申披き候、猶又關部よりも浙江之撫院へ上達いたし候、然所に、總督范時崇、撫院王氏より、布政司按察使の兩官被遂兪議候様にと被致下知、兪議の上、先右之信牌四十三枚其儘にて、寧波之關部へ召置候様にと被申渡候、其後撫院より、謝叶運莊運卿等へ被申開候は、商人共朝廷に背外國に隨ひ、外國の年號を用ひ候事は、決て有之間敷事に候故、此儀は偽にて有之候、年號之儀は、於外國各其所之年號有之事に候得は、其所より出候信牌に候故、其國之年號を書候事、無其謂儀には無之由被申開候、且亦胡雲客、董宜日等へ被申付候は、日本へ參候者共、彼地の商賣を占め請にいたし候儀は、法外成る事に候、信牌は此方へ取上置候間、日本へ商賣に參候は、

例年之通船數を不限罷渡可申候、其節信牌をも可相渡候間、日本に差返し、商賣の儀は、彼地にて差圖次第に可仕由被申付候、然共右謝叶運、莊運卿等不致納得、又々南京之關部へ訴へ申候處に、南京之關部より胡雲客等蘇州へ急度參候様にと申來候に付、皆々罷越申候處に、彼地之官所にて兪議有之候て、一決不仕候、其儀信牌四十三枚共に寧波之關部へ留置、日本へ商賣に參候儀を免申候得は、關部之官は稅務を司り、船運上を支配いたし、朝廷へ貢納仕役にて有之候處、向後寧波之關部一手より船を仕出させ申候て、南京之關部は手明に成事に候故、此段は朝廷に可遂奏聞由、南京之關部より江南江西之總督赫壽、并南京之撫院施世綸兩官へ被申出候に付、于今落着不仕候由承申候、

申二月

- 風説定役 穎川四郎左衛門 唐通事 彭城節右衛門 目付
- 同 西村作平次 唐通事 二本仁兵衛
- 同 彭城藤二右衛門 同 柳屋次左衛門
- 同 神代四郎八 同 官海三十郎

同河間八平次 同高尾甚八郎
同穎川藤四郎 同彭城源三郎

閏二月廿八日、在勤長崎奉行の下知狀、

二月廿八日之別紙、并石河土佐守方、按ずる石河土佐守は、此頃在府なり、又按ずるに、別紙二通とも今所見なし。別紙之趣可遂披見候、

一廣東之船主李韜士事之子細承知候、追々南京寧波等之船來候迄は、彼者留置、其真偽をも可相糺之由に候得共、其所申は、官所信牌をば取上られ、のかれ來候由に候、是則古來申候ぬけ船之類に候、此方にてぬけ荷商賣御嚴禁候上は、他國よりぬけ來候船可被留置候道理に無之候間、早速積戻しに可被申付候、但し、奉行所より、通事共迄被申付候書付草案差越候間、此草案之本意を以て、通事共を選ひ漢語に相認させ、奉行所より申付如此に候由にて、李韜士へ見せ、外に草々にうつし候を一通相渡し候様に可被仕候、此外に又通事共内々に奉行所之旨を承候所如此候由相調、李韜士に見せ、相渡すへき書付之草案差越候間、是又通事共に漢語に相認候様に、可被申候事、

は、如何様にも可有之候間、此儀において内々安堵有之、可被及其沙汰候事、以上、

閏二月廿八日

戸山城守 久大和守
阿豊後守 井河内守

大岡備前守殿

享保元年閏二月廿六日、老中の人々申給ふ事共あり、是は去年の春、海舶互市新例を定られ、通事共の信牌を請し唐人共の中、福建廣東等の者共は、期の如くに信牌持來りて生理を遂しかど、南京寧波等の船は來らず、如何成事にや抔云し程に、此年の春に至りて、福建の人按ずるに、廣東の誤りなり。李韜士と云者來て、去年南京寧波等の者の、我國の信牌をうけかへりし時に、是等の者共密に日本の正朔を奉りて、本朝に叛なんとする由の落書あり、自注、是信牌に我國幾年號有を云也。幾程なく莊連卿、謝叶運など云者共、彼書の事をもて官に告る、彼等は始め信牌を分賜る事を得ざりしか故也、胡雲客、董宜日など云者を始め、信牌受し者共、相議して其冤を訴る程に、其信牌悉く官に收められて、此國に來る事をゆるされず、某も寧波に止

附、此兩通は、李韜士持歸り候て、官所へも出さへ候事と相心得候て可被申付候、依之、南京寧波等之地名總督巡撫等之官名などはしるさず、諸國の事をひろく申候心得に可然候、右通事共差出候草案、追而此方へも可被差越候、不及申候得共、此方より差越候は草案候間、事の次第あごさきへなり候ども、此本意相聞え候様に有之候へは可然候、一自今以後、去年之信牌を持參致し候船人津候ども、歸帆の時信牌を可請候歟否の事、急度議定有之、もし歸帆之時分之信牌は難請候由を申す船共は、一に積戻しに可被申付候事、一南京寧波等の船往來を停止候ども、其地方產物に別事不可有之候由、存寄之趣尤に候、此等之儀は、料簡之上宜被申付候事、一畢竟去年被仰出候御新例之通、少も違變有之事不可然候は勿論に候間、被得其意候而可有沙汰候事、一去年渡來候船數少く候得共、地下人難儀之子細も無之段珍重之至候、自今以後、たとひ南京寧波等の船往來停止候ども、地下人難儀無之様之御沙汰

まりし程なれば、彼等と同敷信牌を收られたり、詮方なくて廣東に行てかしまり爰に來れり云、其申所を聞しに、彼總督撫院關部等相議する所、我國の新例行れ難くして、元の如くに多くの船共來り商せん事を謀るに似たり、されど彼申處も信すへからず、此後に來らん者を得て、重ねて又申へし、先其程は彼李韜士止め置へき由を、長崎の奉行所に注進す、自注、大岡備前守、按ずるに、御用此人間部越前守なり。詮房朝臣、人間部越前守なり。此事をもて某か思ふ所を問はる、我國の中にしてたに、猶令の行はれ難き事あり、金銀を改造られし事の如き是也、ましてや我國の外の事成るをや、されは新例行はるへき初に、事定らん事三五年か程を経へしと申せしは、是等の事の爲にこそ侍れ、前代朝鮮聘使の時の如き、可然人々を始まいらせ、彼使等か申事共聞驚て、兎角被申し事共有しを、上の英斷おはしませしに依てこそ、仰下されし如くには何事も行はれつれ、當時は御幼主の御事成を、某如何に申付ありとも、事行はるへきにもあらねば、議し申へき事も侍らすと申切たり、其後老中の人々と議せられし事有と見えて、可申事有と云ひ送ら

れしかは、其日に參しに、忠良朝臣按するに、御側御用人本多中務大輔なり出來りて、老中の人々常に祇候の所に案内せらる、此事は河内守正峯朝臣井上なり、老中奉られたりしかは、彼朝臣を始めて又被申し事共多かりけり、彼大要は、去年の春前代の御志を繼れて、長崎の事御沙汰既に訖ぬ、然に此程奉行所より注進の處は開給ひし、若聞えし事の如く成らんには、當時仰下されし事の行はれざる而已にあらず、前代の御志も空敷成りぬとこそ覺ゆれ、前代の此事を相議せ給ふ人にておはせは、是より後の事如何にも議し被申處に任せて、御沙汰可有由、爰に待る者共皆々、思ふ處相同敷由を被申、詮房朝臣にも申せし如く、此度長崎の奉行注進の事の如きは、前代の御時海舶互市の議を上りし日より、案の内なる事共なれば、今はた事の出來し共存せず、されと某年既に老て身も又病す、定らん日を待得つへし共覺えず、所詮如何成事共出來んにも、去年の春仰下されし事とも改させ給ふ處なからぬには、終ひには行はれすと云事有へからず、此外又議し可申事もあらずと申、詮房朝臣も事久して後に定まる處有らん事をこそ被

申侍ると云れしかは、只兎にも我議し申所に任せ、御沙汰有へき事の由、何れも餘儀なく被申しかは、自注、各被申所同し、此上は辭し可申にもあは、其大要異ならぬ所を記す、此上は辭し可申にもあらず、如何にも議し進らすへしと答へて罷出て、頓て奉行所に被下へき草を進らす、其事は李船士か申所の如きは、彼國の人、其商船の我國へ來るを免さるゝ也、然を船士ひそかに爰に來らば、其本國の法を犯せし也、天下の惡は一つ而已、我れ我國法に従はざらん者の來る事をゆるさず、いかんそ又彼法を犯す者の來る事を免すへき、速に返すへき由を記しぬ、既にして奉行所より、又寧波の人視武陳と云者、按するに、華夷變態に載る寧波元年渡來の寧波府船主の内に、視武陳の名見え、王在珍の事なり我國に來る事をゆるされ來りし由を注進し、其鎮海縣の照票を寫して併せ進らす、我其照票を見て、是我國に來る事をゆるされしにはあらずと申て、是より先き年々に來れる者の持來りし照票を寫して進せし也、自注、我國に來れる者に與へし處、武陳か持來れる所は、自注、只□□に告る奉行所に被下へき草を進らす、其大略李船士か事の如くにして、視武陳か持來れる照票は、我國に來る事をゆるされし者にあら

さる事を辨したりけり、白石私記
石河土佐守に相渡書付、覺

一長崎表御仕置之次第、去春被仰出候御新例もいまた間も無之、其方事御役初の儀にも候、如此之時は下々之批判雜説等も有之事に候へとも、兼て御目付をも被差越候上は、事の實否は被問召届候事に候間、下々之批判雜説等之事に付、此上之風聞にかゝわらず、正當之理に任せ、御新例立おほせ候て、地下人等不法無之、諸人困窮無之所を、專要に可有沙汰候、但し、事多き儀に候得は、唯今迄備前守申付候事の中、其方存寄には如何敷存候事も可有之儀に候、相改めずしては不可叶と存寄候事に至ては、備前守方へ申達し、如何様之存寄にて申付置候歟の事をも承届、其方存寄をも申談し候上に、彌以可相改事に候は、漸々を以て目にたち候はぬ様に可被相改候、此儀は同役交替候度々、相互に申付候様子變改候様に有之時は、地下人共心入も相定り難く、御新例立おほせ候ために、以之外不可然候に付、申達候事、
一此度廣東船主申す旨有之に付、備前守方へ申達

候趣も有之候、此後に如此之事共種々申來候唐人も可有之候、畢竟去春被仰出候御新例に相違候御沙汰は決而有之間敷候間、此儀たしかに相心得罷有、ついに御新例立おほせ候様に料簡仕、扱其上之儀はその様子次第に可被申付事、

一近來は中絶候へとも、古來は度々異國より其國の用事申達すへきたため、官人等罷越候事共有之候、此後とても右之通之事、有間敷事にも無之候、もし右之通之者も罷越候事候は、たとひ輕き官人にも候とも、あいしらひの心得はよのつねの商人の例には准しかたさ事に候、旅宿より以下申付候次第、其輩の様子次第に、輕からず重からず、相當之所を料簡仕、無禮に無之候ほごに可被申付候、勿論近國諸大名へも事かましく無之様に申觸れ、長崎表の様子油斷之牀に不見候様に、可被相心得候事、右之趣、長崎表到着之上備前守へも申達し、御目付へも可被申達候、以上、

三月以上、華夷變態、
長崎奉行所より、唐通事共へ申渡し書付の案文、按するに、新井筑後守草するところなり

去年異國商船新例被定候事は、近年以來、異國商船私之商賣止事なきによりての義に候、然るに、此度李韜士來りて所申は、去年通事共と條約を立罷歸候四十三艘之船頭共、本國官所よりして、此方通事共之信牌を受候事を咎められ、其僉議未決之由に候、然れば、此度李韜士來候は、其官所より商賣の事をゆるされ候て、渡來候には無之候、然らば、これ又私之商賣と申すものに候、天下の惡は一に候、他國より私に來り候もの、商賣をゆるすへからざるは、我國にて新例に違ひ候私の商賣をゆるされす候と申し理に候間、李韜士事は、商賣をゆるさず歸帆可申付候、

此意趣を以て漢語になをさせ、奉行所より如此御申渡し候由にて、李韜士へ見せ、外に一通うつしのごとくに仕り、李韜士へ渡し可遣候、此外に、唐通事共内々のごとくにして、書付李韜士へ見せ渡すべく候草案、

奉行所にて、其方書付之趣を以て、我等共へ御不審候は、天下之惡は一つに候へは、何國にても私商賣この事は制禁有之事に候、去年新例を立られ候は、

近年以來のごとく、外國商賣船の私商賣等、不法の事なきための事に候上は、何方之官所にても、尤の事と取沙汰可有之事に候、然るを新例を用ひず、船數の限なく罷越候へと沙汰候由は難心得候、これ一つ、いつれの國にても、すてに法を立られ候上に、たやすく改むべき事に無之候に、信牌を返し船數を定めず、商賣可仕由申候とて、免訴あるべき事に無之候は不及論事に候、然るを、官所にて其沙汰候由は難心得候、これ二つ、四十三艘の船頭共商賣を申請候事不届候由、此事は約條之旨不同心に候輩は罷歸り、同心之輩は信牌をも請候へは、此輩申請候事とも難申候、此方にて申合候所も、其人をは定めず、誰にても人はかはり候とも、信牌持渡り積荷定例之通に候は、商賣可申付候由に候へは、これ又四十三人のもの限り候事にても無之候に難心得候、これ三つ、外國の信牌をうけ候事は不可然候由、去年四十三人請取候信牌、奉行所より相渡候にも無之候、通事共と約定之事に付、通事共より相渡し候、凡そ一郷には郷約有之候、一社には社約有之候、郷社の約等、官所よりの沙汰に係り候事に

も無之候、海商と通事との信牌は、郷社之約になにの相違有之へき歟、然るを、外國の信牌をうけ、本國に背き候由は難心得候、これ四つ、必らず本國外國之差別を論すべく候は、外國之財貨を得候も、外國之信牌を受候も、共に外國に係り候事は同じ儀に候、外國の信牌は受へからず、外國の財貨を得候へとの由難心得候、これ五つ、此等を以て見候時は、李韜士申す所は、官所にての僉議には有へからず候、畢竟外國において、私の商賣を禁せられ候も、我國において私の商賣を禁せられ候も同じ義に候上は、自今以後いつれの國より來候商船に候とも、此方約條を守り難く、此方の信牌を受け難きと申すは、皆々事を本國の官刑にかこつけ、私の商賣を謀るべきための事不可疑候間、其通の船ともは、決して商賣をゆるすへからず候間、此旨を相心得、李韜士をも積戻しに申付候へと御申候、不及是非事に候、

此一通は、通事共心入にて、内々李韜士へ見せ候やうに仕、草にしるさせ相渡し候様に仕らせ可然候、

享保元年五月三日、寧波船之唐人共申口

一私共船之儀は、去年五月十九日御當地より通事中之信牌を申請、六月九日に寧波に致歸着候處に、於寧波南京信牌を領し歸唐仕候四十三艘之船頭共、莊運卿、謝叶運、劉以珍等難題を申懸け、刺諸官所及議訴候に付、信牌之分悉寧波府布政司之役所に被取上、其上寧波南京の諸官所にて、右四十二人之船頭共僉議に逢申候に付、色々方便を以申分立候得は、浙江之總督、南京之撫院より下知有之候を相待罷在、漸當二月に長崎渡海之商船、以前之通船數不限均く往來致させ候様に、兩所之關部の下知有之、則關部より商人共被申渡候、依之、去年は渡海難成御座候、定而右之始末并寧波表之消息は、先船之唐人共委細可申すと奉存候に付不及再說候、私共信牌無之、前約に背き渡海仕候儀如何奉存候得共、右之通之仕合、不及力事共に御座候、誠以數年來御當地之商賣を仕來り、今更餘に經營を替申儀も難叶、偏貴國之御憐愍を奉仰より外御座有間敷と各申合、私共船當四月九日寧波に而仕出し、唐人數三十六人乗組候而、同十五日普陀山に船

を寄せ、翌日普陀山出帆仕候、尤普陀山より私共船
之外、類船三艘前後に乗出し申候處、此間洋中風不
順に御座候而、類船をも見失ひ申候、只今承申候得
は、右之船共いまた到着不仕候由に御座候、私共船
も漸凌渡り、日本之地何國にも船寄せ不申、直に今
日致入津候、船頭王在珍儀は、去々年二十六番船よ
り船頭仕罷渡申候、乗渡之船は初而致渡海候、
右之通、唐人共申候に付差上申候、以上、
申五月三日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

同月四日、寧波船之唐人共申口

一私共船之儀は、去年七月朔日御當地より、通事
之信牌を申請、同廿八日に寧波に致歸着候處、於寧
波南京莊運卿、謝叶運、劉以珍等依議訴、寧波南京
四十二艘之船頭共、諸官所に而僉議に逢、信牌之分
は寧波布政司之役所に取上被申候に付、去年信牌
を領し候、渡海難成御座候、此段定而先船之唐人共
委細可申上奉存候に付、不及重説候、然は當二月に
寧波關部より商人共被申渡候は、長崎渡海之商
船は、例年之通船數を不限、致往來商賣仕候様にと

被申渡候に付、本より信牌を領し不申候者共も、私
共に先達而御當地に罷渡申候、私共儀信牌無之、貴
國に罷渡候儀、前約に背き申候儀にて、別て難儀に
奉存候得共、右之通之仕合、可仕様無御座候、數年來
御當地之商賣に而渡世仕、今更餘之經營も難計御
座候に付、一旦御嘆申上御鑒察を可奉仰と各申合、
私共船當四月九日に寧波より致出船、唐人數四十
人乗組候而普陀山に乘參、普陀山より同十六日に
乗出し申候所に、洋中風不順に御座候而、殊外日
數を込漸凌渡、尤日本之地何國にも船寄せ不申直
に今日致入津候、船頭鄭大典儀は、去々年二十二番
船より船頭仕罷渡申候、乗渡り之船は同年之二十
三番船に而御座候、且又私共船之外類船三艘御座
候、只今承申候得は、其内王在珍船は以前に到着仕
候由に御座候、相殘る船共も追々來津可仕と奉存
候、
右之通、唐人共申候に付書付差上申候、以上、
申五月四日

風説定役 唐通事目付 唐通事

同月七日、寧波船之唐人共申口

一私共船之儀は、去年三月廿九日御當地より、通事
中之信牌を申請致出船、四月六日寧波之内乍浦と

申所の致歸着候處、於寧波上海に、莊運卿、謝叶運、
劉以珍等、去年信牌を領し致歸唐候四十二艘之船
頭共の難題を申懸け、諸官所に及議訴候に付、右信
牌を悉く寧波之布政司之役所に取上げ被申候、其
上寧波南京之諸官所にて、私共度々僉議に逢申候
處、胡雲客、董宜日、李大成等、色々方便を以難題を
申通れ、御當地渡海之議、以前之通船數を不限往來
いたし可遂商賣由、當二月に寧波上海共に、關部よ
り商人共被申渡候、定而右之旨趣委細之儀、先船
之唐人共可申上と奉存候に付不及重説候、私共前
約に背き信牌無之渡海仕候儀、難儀千萬奉存候得
共、右之通之仕合、可仕様無御座候、乍然貴國に罷渡
り候而、右之苦情を相述、偏御鑒察を可奉仰と各申
談、私共船此度寧波に而仕出し、唐人數三十六人乗
組候而、當四月五日に致出帆罷渡候、
右之通、唐人共申候に付書付差上申候、以上、
申五月七日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

同日、寧波船之唐人共申口

一私共船之儀は、去年七月十四日に御當地より、通
事中之信牌を申請、致歸唐候處に、於寧波に去年御
當地より信牌を領し候四十二艘之船頭に對し、莊
運卿、謝叶運、劉以珍と申者共頭人にて、諸官所に
及議訴申候、其旨趣は四十二艘之船頭共、御當地之
商賣を占請いたし候て、畢竟他之商人は手明に成
候由を申募り、其外にも種々難題を構へ申候に付、
私共各致議定、寧波之關部の、自分より御當地御新
例之決を申出、銘々之信牌を差出置申候、其後寧波
南京之諸官所にて區々の議論有之、右四十二人之
船頭共、兩省之官所にて度々僉議に逢申候、私儀も
胡雲客、李大成等と相計り、色々方便を以難題を申
通れ候得共、右之信牌之分は悉く寧波之布政司之
役所に御取納の候故、去年は私共渡海難成御座候、
尤右之仕末委細之儀は、先船之唐人共可申上と奉
存候に付不能再説候、然處、當春長崎渡海之商船以
前之通、船數を不限均く往來いたし候様にと、於浙
江は惣督、於南京は撫院より、寧波南京之關部に下
知有之、則兩關部より商人共被申渡候、

一船頭董宜日儀は、去々年二十七番船より船頭仕罷渡り申候、乘渡り之船は初而渡海仕候、然は、董宜日儀、數年來御當地に往來仕、御國法を能存罷在候、其去年御新例を以、通商之條約逐一に承之、領掌之證文差上置、御法式を請し申候上は、前約に背き信牌を帶し不申貴國に罷渡り候儀は、決而有之間敷事に御座候得共、此度は存念有之、試罷渡り申候處に、果して御法式之通、諸船一同に御積戻し被成候由、御尤至極奉存候、然上は、唐國に罷歸り、私了簡も御座候間、強而只今商賣之儀を不奉願候、於然は、早速歸帆被仰付被下候は、右信牌を取戻し重而渡海、彌御仁風を奉仰商賣相遂申度奉存候、且亦於寧波表新説も承不申候、當春より之消息は、船の唐人共演説可仕候に付、別に可申上儀無御座候、

右之通、唐人共申候に付書付差上申候、以上、

申五月七日

風説定役 唐通事目付

唐通事共以上、
華夷、
變態、

享保元年、此頃在唐之船主共申合、去年信牌を領受

之者共は、日本之年號を用ひ、彼方命令に従ひ叛逆同前之由、訴書を官府に差出せし故、知縣官より布政司按察使總督撫院之三官に相達、遂に朝廷に奏聞有しゆゑ、容易に裁定難相成、今年も口船入津無之、與船計七艘入津す、

一當表按するに、
長崎、在館の船主共、唐國之取沙汰を聞、此後信牌を領する事、如何可有之哉と評議區々成し處、郭亭統と申者一人、當役所に直訴を差出し、諸船主信牌を難領においては、我等一人に何十枚にても可與給、我等手前より何艘にても船を仕立可令渡海、萬一於唐國此事答を請、一命を終ることも時運と存毛頭遺念無之旨、一心を定而訴出し候に付、諸船主共此義氣に勵され、皆々信牌領受する事と成れり、長崎紀事、

享保元年、口船之分は及論候よしにて致入津候、與船は七艘致入津商賣被仰付、此七艘歸帆之節、船數十艘御増都合四十艘に成候、此節御信牌所持無之船數多有之、來西年兩年入津船數程御割符御渡被成候、堺市尹留書、

享保二丁酉年六月十四日、福州船之唐人共申口

一私共船之儀は、福建之内福州太平港と申所より出し、唐人數四十七人乗組候而、當五月二日彼地致出帆、同十二日普陀山の船を寄せ、同廿八日普陀山乗出し渡海仕、日本之地何國にも船寄せ不申、直に今日入津致候、私共船仕出し候太平港より別に跡船とて無御座候、其外脇港より、渡海之船之様子も存不申候、船頭魏廷枝并乘渡之船共、今度初而渡海仕候、然は、於御當地渡海之商船に信牌を御與へ被成商賣被仰付、無牌之船は商賣御免無之由承知仕候處、當年よりは信牌無之とて商賣被仰付筈之由、於福州傳承候に付、私共船此度俄に仕出し申候、尤去々年南京寧波之船之信牌を領し致歸唐候處に、於彼地官所より信牌之分悉取納め置候由傳承候得共、其後右之落着如何様に成行申候も、曾て承不申候、但右船頭共は、只今大形寧波の船在候と承申候、且又當春御當地より歸帆之船共にも逢不申候、

右之通、唐人共申候に付書付差上申候、以上、

酉六月十四日 風説定役 唐通事目付

唐通事華夷、
變態、

享保二年八月十七日、三番廣東船之唐人共申口一今度朝廷よりの勅命にて、信牌を返し被與候旨趣は、去る未年於寧波、莊運卿、謝叶運、劉以珍等依讒訴に、寧波南京より各年々御當地に往來仕筈之船々四十二艘之信牌、并李縉士信牌共、布政司に取納め置、於南京浙江總督撫院より段々遂兼議、其後朝廷に致奏聞候節、南京船頭胡雲客信牌一枚相添、北京に被差送候、依之、朝廷より戶部尙書之官趙申喬に致議奏候様にと依勅命、則戶部之議奏之上、重而九卿詹事科道等之諸官に、致會議候様にとの勅諭有之候に付、右之諸官よりも議奏有之候得共、事重く不叶敷慮、其後否之勅裁も無之候故、去年十二月に浙江之撫院徐元夢より、重而此儀を被相伺候、其奏狀當正月十九日叡覽之上、二月十一日に戶部尙書趙申喬に、重而議奏仕候様にとの勅諭を奉畏、議奏仕候由、以來交易之道、互に印判を以致證據候事、商人常之事にて御座候處に、浙江之撫院徐元夢奏狀之趣により、古來より海外通商往來滯儀無之處に、長崎之通事より胡雲客等信牌を受來り、國典に事を以經奏聞候得共、通事より信牌を與

へ候と申は、買賣之便に商人の印判之票照を取替し候迄に而、少も國典に掛り候大儀にては無御座候由、及議奏候に付、朝廷此儀相叶御慮、則戸部の勅命有之候は、日本之票照に通事印判有之候は商人等往返し與へ、以前之通長崎の令往來商賣仕儀を差許候、但、票照有之者は可令往來候得共、票照無之者は、荷物空く難達商賣可爲難儀之間、胡雲客等と莊運卿等と令和議、船數并荷物之高共に、於長崎相定候差圖之通に隨ひ、或は各年々令渡海候か、又は荷物を催合候得は、致商賣候歟、先後共に宜く相計り、互に冤讎を不結して、均く長崎之票照をも融通し、各誠意を以可令商議候、胡雲客と云、莊運卿と云、共に以朝廷之國課を辨し、財用を通る事に有之候得は、彼是之無差別、一視同仁の恩化を施さる、事により、此旨を以浙江之關部の明らかに示さしめ、日本之票照を不殘返し與へ可申候、依之、撫院より差送り候胡雲客票照をも返し被下候間、浙江南京の惣督撫院より下知を傳へ、布政司へ取納置候票照、不殘關部の相渡、商人共の曉示して一同に令相談、長崎往來可爲致旨、寛大なる詔命を奉

して、戸部より海邊之惣督撫院の仰合候間、諸商人票照を請取候は、早速其段可相届由に而、趙申喬より三部文、當五月十四日浙江南京之撫院の到來仕候故、布政司より信牌を關部へ被相渡、諸商人は關部より相觸候に付、四十二艘之船頭共承之、相集り船を仕出し申用意仕候間、追々來朝可仕候、尤四十二人之船頭之内に死失五人御座候、其内胡雲客も當五月本杭州にて病死仕候、但、信牌四十三枚之内にて、何定扶信牌は上海之關部の取納め置候を、南京之布政司の差渡候由御座候、於寧波には布政司より關部の四十二枚差渡し候を、商人共船用意相仕廻次第、罷出請取筈御座候、
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、
酉八月十七日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

享保二年九月廿四日、十二番南京船之唐人共申口一私共船之儀は、南京之内上海にて仕出し、唐人數四十一人乗組候而、當月廿日彼地出船仕致渡海候、上海跡船之儀、數艘渡海之用意罷在候、扱又寧波表よりも數艘、御當地の赴申候船御座候間、追々來

朝可仕と奉存候、私共船今度船之内海上相變儀無御座、日本之地何國へも船寄せ不申、直に今日致入津候、船頭林特夫儀は、四年以前三十八番船より船頭罷渡申候、乗渡之船は同年之二十七番船にて御座候、然は、林特夫儀、去々年於御當地信牌を領し候南京寧波四十二艘之船頭之内にて、其節致歸唐候處に、浙江之布政司の信牌を被取納、其上朝廷の被達奏聞候得共、當春迄も勅裁無之候處に、當五月に勅許有之、關部より信牌を被返與候に付、則林特夫先達寧波の參、關部の被出信牌請取、其後上海の罷越此度仕出し申候、尤右勅許之旨趣、并に大清之安否、先船之唐人共段々可申上と奉存候に付不及再說候、此外別に異説無御座候、
酉九月廿四日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

一私共船之儀は、浙江之内寧波に而仕出し、唐人數四十一人乗組候而、當月廿日彼地致出船渡海仕候、私共出船之前後數艘乗出し申候間、追々來朝可仕

と奉存候、私共船今度渡海之内、海上順風に而罷渡り申候に付、日本之地何國へも船寄せ不申直に今日致入津候、船頭高隆候儀、并乘渡り之船共に、四年以前十八番之船人にて御座候、然は高隆候儀は、去々年御當地に於て、信牌を領し候南京寧波四十二艘之船頭之内にて、致歸唐候處、信牌之分不殘浙江布政司の取納、其後朝廷の被達奏聞候而、兩三年之間右之落着不仕、四十二艘之船頭共も勅裁を相待、心遣いたし罷在候處に、當五月に勅許有之、商人共の信牌被返與候、定而右之趣委細先達來朝仕候唐人共可申上と奉存候、且又今程は海賊も退散仕候而、商船之往來安堵之事共に御座候、於寧波異説承不申候故、餘に可申上儀無御座候、
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
酉九月廿四日

風説定役 唐通事目付 唐通事共

享保二年八月七日、陳祖船一艘入津し、於唐國去々年以來取上置れし信牌、上官の裁判相濟、當五月不殘本主に被差返候、近日追々可令入津旨注進す、則

當八月中旬より同十二月迄、追々四十三艘八津す、
長崎紀事

通航一覽卷之百六十八

長崎港異國通商總括部三十一

○商法 按衛禁令并刑罰

正保元甲申年、住崎の唐人林有官、本國に刀劔を贈らんとはかりしか、遂に露顯に及ぶ、寛文八戊申年七月、近頃唐國に武器を渡せし事訴人ありて、浪人蒔田勘左衛門はしめ數人刑せらる、延寶四丙辰年四月、長崎御代官末次平藏、かねて唐國に武器を渡し、猶商船をも渡さんとす、その事露顯して親族等にいたるまで悉く罪せらる、

正保元甲申年、林有官といふ唐人長崎に住す、異名を小歌八兵衛といへり、此もの刀脇差を、密に本國に可渡由、方便を致せし所及露顯、長崎覺書○按すに處すへきに至り、切支丹宗の唐人乗渡るへきよし訴ふるにより其罪を宥られ、切支丹目明役を命せらる、事は諸通事等の條にあり、

寛文八戊申年七月、近年唐へ日本の武道具どもを相渡申候もの共の事、長崎藏本に差置候立花左近將監家來一人、并長崎の町人共相加る、其外不斷長

通航一覽卷之百六十七終

崎に居住仕る浪人どもに、深見七左衛門、高木作左衛門、原左兵衛、名字不知休意、此外筑前博多の伊藤小左衛門、是は町人、筑後久留米のもの一人、對馬のもの一人、京都にて一人、右のもの共なり、此義訴人は柳原百姓なり、今度可相渡と仕候武道具は、二具足五十領、一鎗百本、一刀脇差十箇、一長刀數不知、以上、右之趣共を、京都所司代牧野佐渡守と、大坂町奉行彦坂壹岐守方より、速狀にて注進之其紙面に曰、

蒔田勘左衛門と申もの、近年大坂に居住仕候、此勘左衛門唐の十五度渡海仕候の由、大坂町奉行所にて白狀申候、然るに勘左衛門義、今度長崎の様子どもを承り候て、江戸に可罷下の旨にて、大津まで罷出候の處を、彼もの召仕訴人仕候付て、於大津小野惣左衛門按するに、大津御代官なり、并牧野佐渡守手もの早速捕之、京都に召列罷登候付、佐渡守所にて有増承之、大坂町奉行所相渡申候、右の勘左衛門荷物草葛籠四の内、二つは衣類并金子三百兩餘御座候、殘る二つには木乃伊珊瑚珠人參等の類にて御座候、且亦彼ものか記申候具足屋、

一々訴人申候間、重て其者を召寄委細穿鑿仕、追而注進可申上候、恐惶謹言、

七月日

彦坂壹岐守
牧野佐渡守

充所御老中

其後、右の二類并同類等、悉く死罪に行はれ畢ぬ、玉滴隠見、談海集、
延寶四丙辰年、末次平藏家頼蔭山九太夫、唐通事下田彌總右衛門、彌留九郎右衛門唐人に密談、異國の商船仕出へきよし内談す、此事露顯し、三人の者と、四月廿五日ふやふ島にて被斬罪、忤共も同罪或は流罪、此儀正月九日御詮議始り、二月十八日平藏同子比之助父子、同平左衛門は、松平右衛門佐藤の御預け、當地按するに、長崎、御藏屋鋪に被召置、四月廿七日、母長福院流罪配罪壹岐、同廿九日平藏父子隠岐國に流罪、松平出羽守より使者御越御請取被成候、平左衛門は御赦免にて、息女兩人とも京都に引越八幡に居住す、屋敷家財等は御缺所、長崎覺書、
延寶四年二月十八日、肥前國長崎の末次平藏事、年來密々に唐の日本の武道具を相渡申候義、令露顯

に付、彼者所帯を御欠所被仰付之、其財寶の覺、
 一現銀八千七百貫目餘 一金小判三千兩入三十箱
 一黃金千枚入十箱 一銀子一萬貫目餘、但、是は方々
に借し銀なり
 一正宗の刀脇差 一土藏一つ、此土藏の内に
 有之物には、一刀脇差 一伽羅、長サ一丈四尺餘、末口
六寸二分の木一本、
 一同、長サ九尺、末口
五寸の木七本、一同、長サ四尺五寸宛の悪木六十本、○
按するに、近代開書には、長サ四
尺六寸つ、一同小木共の入たる長持十八棹、(伽羅
にて造たる下駄五足、赤梅檀の入たる長持五棹、
 珊瑚珠の入たる箱三箇、但、珠の大
枝珊瑚珠の入たる
 箱三箇有之、水晶の玉の内に色々有之物二つ、銚子
 の芙蓉三かざり、セイコウの茶壺十七、眞壺五つ、
 尤も古し、新渡の茶碗七十五、同茶碗五百餘、チン
 ダ酒五樽、但、コクタン
の樽なり、唐繪の掛物七百幅、色々唐物
 の入たる諸道具の絹、一千五百箱、○按するに、武林珍談集
には、此次に銚子の家具十人前とあり
 一、染付の皿鉢、其外入たる箱六百箱、碼碯の硯一
 面、同屏風大小十七雙、古き切共、五長持、但、カントッ
金襴銀襦、
 刀脇差二百腰、但、何れにも
折紙札有之、以上、
 右之外、寶藏に詰たる諸色の道具とも、凡中積りに
 して金小判六十萬兩と見えたり、
 平藏か一類共の事

一末次平兵衛、是平藏か子也、一同平左衛門、平藏
 か甥也、一袋町下田彌惣右衛門、是唐人の本通事也、此
者は平藏の借し銀の差
引役、一常磐町伊豫留九郎右衛門、是も借銀の役也○按
するに、近代開書に
は、伊豫留を伊
豫留につくる、一蔭山九太夫、是平藏の家來なり、九太夫
も借し銀の支配人なり、
 一平田太右衛門、是は下田彌惣右衛門の兄也、○按するに、近
代開書、武林珍談集には、外浦にて店借なり
とあり、一柏屋吉野藤左衛門、是平藏か所縁のもの
 也、一蔭山九太夫か母女房、一平田彌惣右衛門か
 祖母、是尼也、同姉一人、男子二人、何れ十三より下也、
女子一人、下女二人、下男三人、外草履取なり、右の族
 も何も籠舎す、
 松平右衛門佐殿は平藏を御預なり、因是彼家來
 の鎌田九郎兵衛といふもの、人數百餘人召つれ長
 崎に相越請取之、松平主殿頭殿は平藏か子共を御
 預け、右平藏か科の儀は、今度於泉州二重底の船を
 造り、其船に刀脇差を五十からけ、長刀を二振、并
 日本國の繪圖を銀子二千貫目に賣申候事、
 同五月十三日に、末次平藏義御仕置の事、
 一末次平藏、并同人子の平兵衛 右二人をは隠岐
 國の流刑○一長福院、是平藏の
母なり、末次三十郎、下田次
 郎吉 右三人をは壹岐國の流刑○一蔭山九太夫、

下田彌惣右衛門 右兩輩をは臍にかけらる、○一
 伊豫留九郎右衛門、蔭山虎之助 右兩人をは斬罪
 に被仰付○一吉野藤左衛門、末次平右衛門 此兩
 人を追放之、是平藏か甥共也○一平田太右衛門、并
 平藏か妻ヨタ、按するに、武林珍談
集せたとつくる、此兩人をは、長崎の
 町人の御預け、依之、右の娘をは母方の伯父久松
 善兵衛といふもの引取之、此善兵衛は長崎の町人
 也、
 右之段御僉議の時、一として申分不相成に付て如
 件と云々、寛文中にも、筑前博多の伊藤小左衛門
 といふて、日本國の其名隠れなき大福長者の町人
 なりしか、いまの末次同前に、本朝の武道具を密々
 に異朝に渡したる科に依て、其家忽に滅亡して、其
 一類并同類等悉被行死罪畢、玉瀧隱見、談海集、近
代開書、武林珍談集、
 肥前國長崎御代官末次平藏政直御仕置被仰付ける
 子細を尋る所に、異國の贖し合せ、賣買の贈受數年
 なりしに依て、富榮へて豊饒なること、大抵百萬
 石の諸侯といへども、調度の珍奇集め藏する事、彼
 に及はずといへり、彼地の寶器を求めて、我國にし
 て價を得るのみにあらず、本邦の名作たる武器刀鎗

の類を以、年々是を相渡しけるとなり、延寶の頃泉
 州に於て二重底なる大船を造り、彼舟に刀脇差五
 十からげ、長刀二振、日本の大繪圖を書き贈りけ
 る、此繪圖の價銀子二千貫目といへり、天誅通るへ
 からず露顯に及び、御詮議のある所に、一門を始申
 開正しからず、依て同四年丙辰二月十七日平藏籠
 舎す、十八日渠か家内缺所仰付らる、近代開書、武林珍
談集○按するに、
是より以下の文、玉瀧隱見、
談海集に同じければ略す、
 元祿九丙子年春、長崎の商人に命し、九千貫目の内
 五千貫目は、按するに、此書九千貫目の内五千貫目代物替とせ
しは誤なり、九千貫目は貞享二年定められし唐阿
蘭陀兩國の銀高にて、ふに、ふ五千
貫は伏見屋四郎兵衛の願ひし所なり、金銀ならぬ物を代へ
 て諸色を買取へき由にて、銅の類、塗物等、かつほ
 ふし、干魚以下我邦の産物を以て代物替にす、異國
 人これを然へて、船中に我商人を招き、密に金銀に
 て物を賣侍る、我民利に惑ひ刑を犯すもの往々あ
 りて、身を亡し侍る、鹽尻、
 寶永七庚寅年四月廿九日、長崎奉行久松忠次郎、別所
 播磨守御尋によて、唐船入津ならびに濬商等の事を
 言上す、正徳三癸巳年大岡備前守もまた建白し、同五
 乙未年改革の令ありて、在崎の奉行より地下人に議

定を達す、

寶永七庚寅年四月廿九日、別所播磨守、久松忠次郎の御尋に付、存寄申上候書付數條の内、

初年唐船入津之節扱之次第

一唐船入津之節之事、毎年西國大名の四月三日に相定觸申儀に御座候、是は古來より定りたる法式にて御座候、唐人共近年猥に私之商賣仕候儀、畢竟日本にて商賣利徳少々に御座候ゆゑ、少成共多く賣渡候得は、夫れを利潤と存候付、二十年以來私之商賣仕儀に御座候、西國大名衆領分浦々海上隨分入念被申付候へ共、中々力に及び申儀に御座なく候、其譯は近年唐人も日本人も、拔荷商賣功者に罷成、及晩景唐船之二三里前後を乗通り、日暮不及眼力時、唐船の船付拔荷仕儀に御座候、たとへ五町三町之間にても夜中故、中々見出し候義罷不成候、其上三十里も五十里も沖にて仕儀に御座候得は、此段防可申方便會て無御座候事、

一入津之節荷扱之義忽せに仕候ては、入津之海路にて、拔荷商賣いたし金銀を受取、其金銀を船底或は梶帆柱、其外船端諸人之心之不付所掘込、種々

無量の方便をいたし候、其上日本人と密約の上、如何様の異物を持渡り、諸人の難儀に可罷成儀眼前に御座候、依之、只今までも荷役稠敷仕儀に御座候、此段ゆるみ候は、諸人安堵罷不成儀出來可仕と奉存候事、

正徳三癸巳年、大岡備前守存寄申上候書付數條の内、

唐船入津の節の覺

一只今までも累年春中に、長崎奉行所より西國大名銘々申越候は、唐船入津の時節に候間、領内入念被申付、怪敷船唐船の近寄候様の義有之候は、急度相改様子疑敷候は、召捕、長崎奉行所は差越候様に、書狀にて申越候儀に御座候、然共商法之儀唐人の申渡候翌年は、西國大名の急度被仰渡御座候は、領主々々より新番所をも建置、番船の數を増し無懈怠相廻し、稠敷吟味仕候にて可有之候間、拔荷の防にも可相と成存奉候事、

附、海上の儀は難計儀には御座候得共、唐船海路乗筋の儀は大抵相定り候様に有之候所、近年は以前とは乗筋を違へ乗來り候船共有之候、左候

得は、遠見番所よりも難相見候に付、一しは拔荷

をも仕儀と相聞え申候、以來の儀は、唐人共わは乗筋の儀をも申渡し、若乗筋あしく乗來り候船は、吟味の上渡海をも可相留由を可申付候間、乗筋あしき方の領主々々わは、別而急度被仰渡有之候様に仕度儀に奉存候、右唐船乗筋之儀、五島の沖に懸り來候は、以前よりの海路にて、遠見番所よりもよく相見え申候由、近年は平戸の沖方を乗筋に往返仕候由、此邊は平戸領志自岐山につかへ候て、遠見番所よりも相見え不申候、夫故、此所にて唐船か、も居候様に風説仕候、依之別而志自岐山の邊、并御代官所堅母浦、母木浦、其外薩州領内、此邊にて稠敷吟味有之候は、以來之乗筋は相定り可申かと奉存候事、以上、長崎奉行書留、

正徳五乙未年、御新令老中下知狀の内、

唐船入津の時定例

一毎年唐船入津の時に及び候は、近國諸大名に相觸れ、遠見番船等の備怠慢なく、唐船はいふに及はず、我國の船とも不審の體有之においては急

度可相改事、

附、自今以後は、唐船載來り候ほどの荷物は、皆皆買取候定法に候上は、割符をうけ候船とも歸帆の時に、ぬけ荷商賣の事は相止むへき事に候、拔荷商賣をも心掛へき事は、入津の時に候間、よろしく可有其心得事、

一長崎表遠見番所に申付、海上定の乗筋に違ひ渡來り候唐船有之においては、早速注進せしむへき事、正徳新令、

正徳五年六月、長崎奉行大岡備前守より地役人に申渡の内、

條々

一臨時銀之事

右は、唐方阿蘭陀隠し物、并拔荷一件之端物等の義は、只今まで改出候もの、又は惡黨召捕候もの共は、爲褒美爲取之來候、此分は向後も其譯により、其品にて成共、又は其品拂立候銀子の内より成共、褒美可爲取之候、拔荷の義訴人もの候は、尤御高札の通可申付候、右の如く申付候上、残り銀向後は、缺所銀に差加可申候、且又隠し物并拔荷一件の端

物、其外何によらず、此類の品々相拂候節、向後も於會所入札爲仕、相拂可申候、右之品々を買手の見せ入札爲仕候節、檢使可差出候事、長崎書付

○商法 八朔禮物

慶長年中より長崎奉行をはじめ、御代官以下地役人等、唐商よりの八朔禮物を受納す、奉行の事その條に出すに併せ出さず、寛文六丙午年、奉行松平甚三郎、河野權右衛門に加恩ありて、かの禮物を受まじき旨命せらる、奉行増減の條併見るべし、同十二壬子年、牛込忠左衛門、岡野孫九郎奉行の時より、其高を減して又八朔禮を受く、貞享二乙丑年商賣高を定められ、八朔禮大抵舊に復す、寛政二庚戌年御改正ありて、同三辛亥年よりまたその數を減せらる、

元和元乙卯年より、通事共唐人前より禮物を取はしむ、長崎覺書、

長崎にて糸貨物平貨物とて銀を取事あり、異船入津の初め、公用の爲出銀せし輩に、年々賜る利息なり、たとへは一貫目出せしには則一貫目の利、十貫目には則十貫目の利にて、下割符といふ事は五六百目なり、年々八月朔日に長崎役人中に謝禮に往け

り、自注、八朔銀とて役人に遺すことあり、人々おなじ、○石城志、寛文六丙午年、河野權右衛門、松平甚三郎唐人八朔禮御請不被成、依之、五百石御加増、同十一年までは諸役人計請申候、長崎志、

寛文十二壬子年、牛込忠左衛門様、岡野孫九郎様御代より、唐船一艘に紗綾二端或は四端、縮緬二端或は四端、卷物等も同前、賣高多少見合、貞享元子年まで市法中十三年御請被成候、

貞享二年より商賣銀高六千貫目に御定、先規之通八朔御禮御請被成候、但、積戻り船并破船等の難用賣銀高よりは、八朔禮は除之、八朔御禮御奉行御一所に、銀高千貫目に付四貫三百目つ、高木作右衛門に御代官なり、八百六十目、地方支配年寄の六百目、町年寄の三百五十目つ、常行司の百四十五目つ、賣高千貫目に付十一貫六百六十目つ、掛る也、

末次平藏も八百六十目つ、請來り候所、延寶四辰年御改易、夫より地方掛り高島四郎兵衛、高木一丸兩人に、右八百六十目之内二百五十目つ、割増被仰付、常行司兩人にて二百八十目の所十

勿増、二百九十目つ、に相成、残り三百五十目は唐人方へ返り候、其後一九町年寄役を彦右衛門に譲り、一丸儀は地方設計相勤る、此節三百五十目は彦右衛門受用、又其後地方役も彦右衛門に譲るによりて、六百目つ、受用之、以上、長崎記、
貞享二乙丑年、商賣銀高六千貫目に御定、先規之通に八朔御請被成候、
唐船引方商賣百貫目に付
一銀六百目、三ヶ寺 一同六百目、私縁 一同七十目、聖福寺 一同五十目、永興院 一同二十目、悟真寺 一同一貫二百目、通事銀 一同三百六十九目、二百五十七分九分船番、一同百三十四分五分、町役四十八分一分町使、一同百三十四分五分、町役一同四十目、散使 一同二十目、中村彌左衛門、岡田太郎右衛門、一同百三十五分、唐年行司五人 一同二十目、大波戸、千藏、七太夫、一同十五分、稻佐萬六 一同四十三分、野間山 一同四十三分、水神社 一同二十一分五分、諏訪社 一同十二分九分、松森社 一同十七分二分、八幡宮 一同八分六分、延命寺 一同六分四分五分、十五社 一同七十分目、靈鷹庵 一同十二分九分、萬福寺 一同八分六分、

瀧觀寺 一同七十目、廣福庵 一同二百目、辨當銀一同五十二分、碓銀 一同百二十九分、唐人請人一同六十目、兩年行司小使 一同十七分二分、兩御屋敷筆者 一同二十目、内通事小使 一同十七分、内通事筆者 一同五分、唐人中宿 一同百廿九分、唐通事筆者 一同百廿九分、唐通事小使 一同十、唐年行司小使 一同二十分、帳面役員方又右衛門一同八分六分、小帳目、白津勘左衛門 一同十七分二分、札讀禮 一同十、兩中宿 一銀二百目、筆者 一同百廿九分、唐人屋敷筆者 一同四十三分、唐人屋敷小使 一同八分六分、肥前太夫 一同四十三分、風呂代 一同八分六分、波戸場
元祿七甲戌年、惣賣高五千九百五十五貫五十二分七分九厘、一毛二弗 此御禮銀高六十九貫三百七十六分三分餘、但し、積戻り船雜用賣、八朔禮除之、
御奉行所、御一殿に、二十五貫六百目餘分、但、賣餘千貫に付四貫三百目○高木作右衛門殿 五貫百二十一分餘分、同八百六十目○地方支配役 三貫五百七十三分餘つ、同六百目○町年寄衆

二貫八十四匁餘つゝ、同三百五十目〇常年行司八百六十三匁餘宛、同百四十五匁

是は、阿蘭陀人同前、寛文十一亥年より始る、これまで十一貫六百五十目懸る、
但、末次平藏代賣高千貫目に付、八百六十目宛請取候所、延寶四辰年より地方支配役二人に割増被仰付候、高木壹丸地方役高木彦右衛門に被仰付候節より、町年寄一人分は三百五十目つゝ、唐人共方に返し申候、就夫、先規之定數賣高千貫目に付十二貫宛の所、十一貫六百五十目つゝ懸る、以上、長崎覺書、

元祿十一戊寅年

一八朔御禮之次第

御奉行御一所 銀高千貫目に付四貫三百目宛、高木作右衛門 銀八百六十目、地方支配 同六百目、町年寄 同三百五十目、常行司 同百四十五目、是は紅毛方同斷、寛文十一戊寅年より初る、但、賣高千貫目に付十一貫六百五十目懸る、但し、末次平藏代賣高千貫目に付八百六十目つゝ、請之候所、延寶四辰年御改易、夫より地方役高島四郎兵衛、高木一丸兩人に被仰付、右八百六十目之内、二百五十目宛兩人に割増被仰付候、元禮銀三百五十目加六百目に成、常行司元禮銀兩人にて二百八十目にて有之候所、此節十匁割被仰付二百九十目に成、殘て三百五十目は唐の方へ返り候、其後一丸町年寄役彦右衛門に譲り、一丸義地方役計にて相勤居申候、此節彦右衛門禮銀三百五十目、唐の方より差す、また其後一丸地方役彦右衛門に譲り、禮銀六百目も彦右衛門方へ請取、彦右衛門取來申候三百五十目又候唐の方へ返し申候、

一銀高四十三貫七百目九分 御一所分、右は寅年唐八朔禮、内、二十五貫六百四十一匁八分、御定高、賣高百貫目に付四百三十目、但雜用分除之、長崎集、寶永七庚寅年四月廿九日、別所播磨守、久松忠次郎に御尋に付、存寄申上候書付數條の内、
一唐人寄進物不宜儀に御座候得共、古來より仕來候儀によつて、今以少つ、之寄進物其通に仕候、古來は誠之寄進物にて御座候、只今は□□□商賣物にて御座候、依之、色々惡事共御座事、長崎奉行書留、寶永年中、長崎奉行覺書の内、

一八朔禮の節、年行司、其外町使、散使、筆者、普請方、唐人番人御屋敷に相詰候分、不殘料理給させ申候、以上、長崎御用書物、

唐人八朔御禮申上候事

一唐人共商賣濟寄次第、八朔御禮相願候旨、通事共より高木作右衛門に相候候に付、作右衛門より右之趣被申上候得は、追而日限之儀手紙を以申遣候、尤年番町年寄共へも兼而承置相極候て、作右衛門被申上候、延引候は、内意年寄番に承候事、文言如左、

以手紙啓上いたし候、然は明後幾日、何艘の唐船八朔御禮可被申付候間、何時可罷出之旨、御申渡可有之候、以上、

月日

高木作右衛門様

家老

一當日唐人爲警固、足輕唐人數に應し三人四人五人差出候、尤爲迎稽古通事罷出、唐人召遣候、尤乙名、組頭、年番之大小通事、目付、其外大小通事不殘罷出、杉戸をばし置、拭板に並居年番之大小通事際罷在唐人共、罷出候節の披露を遂候、唐人共御

進物は目錄に而差出候に付、右目錄臺之番進み、相改差出候得は、中小姓持出之、對面所下之間中敷居之際に差置、唐人御禮相勤、仕廻退候得は、坊主勝手口より罷出引之、
一御羽織御袴にて、對面所上之間に御成被成候と、唐人一人宛差出候、大通事番立に引合、何番番と申候得は取次を披露候、其節家老用人取次共に羽織袴にて内縁に相詰る、唐人共御禮前より相濟候まで廣間板舖に並居候、御禮畢て唐方役人共不殘罷出候由、家老遂披露候得は、御言葉を被爲掛候、唐人進物は中小姓持出、勝手口引候儀坊主相勤候、但、唐人共罷出候節、何れ逆も張番之足輕四人つゝ差出候事、長崎奉行勅方留、
正徳五乙未年正月十一日、長崎奉行に被仰渡奉行所制法之内、
一奉行所八朔の禮物受納の例、只今までの如くたるへし、此外地下人并諸國商人の中、長崎表商賣方に相係り候ものともよりの進物に至ては、奉行并家中のものともいたるまで、一切に受用あるへからさる事、

附、長崎表諸商賣方の事、いまた相濟さる間に、奉行中交替之期に及び、旅行の支度料難儀の事候に於ては、御目付に申達せられ、或は長崎に有之御金之内、或は大坂御藏の御金之内拜借の事を相伺ひ差圖に任せられ、其年八朔の禮物受納の時、急度返納あるへき事、正徳御新例、正徳五年六月、長崎奉行大岡備前守五ヶ所宿老の申渡の内、

一奉行兩人并高木作右衛門、其外町年寄六人々の唐人八朔進物之義、商賣高百貫に付一貫二百六匁之定法を以、一ヶ年之商賣高の割合、其年の元直段にて銀積りいたし、何品にて成とも差出候儀可爲如先格候、且又右八朔禮物色品荷物帳之差引之内の書入可申候事、附、向々の相渡請取證文、年番町年寄の取之、奉行所の差出可入披見置候事、一定例置銀商賣高百貫目に付、七貫六百八十三匁三分宛の定法を以、一ヶ年之商賣高の割合、右之銀子神社并諸役人の割渡候義、可爲如先格候事、但、銘銘割渡候員數帳面差出し、奉行所押切印形取置可申候、尤銘々より請取證文、年番町年寄方の取置可

申候事、一唐船修履銀之義、可爲如先格候事、一聖堂の幣禮物之事、一安禪寺新藏地土神爲修履料寄進物之事、一諏訪社松森社幣禮物之事、一唐寺四ヶ寺土神修履料之事、一太光寺の音物之事、一醫師の謝禮之事、一年番通事兩人、并直組立合通事、其外手傳の音物之事、一日雇賃之事、一幣物類他船の借渡候事、一所々の寄進物之事、一唐人遣ひ用物之事、一丸荷口錢之事、一唐船所の漂着之節挽船賃之事、

右十三條等之儀は、窺書差出候節、差免候分は押切印形いたし可相渡之候、右之品々荷役帳員數之内にて、物數之勘定相立可申候間、其趣兼而相心得可申候事、長崎書付、
寛政三辛亥年、去秋御改正被仰出候に付、以來御代官町年寄之分八朔禮物減少せられ、猶又唐館乙名、唐大小通事等、八朔禮物格別他役より多分に付、此度減少被仰渡、長崎志續編、
寛永十八辛巳年より、阿蘭陀人も八朔禮を勤め、奉行はしめ地役人にも禮物をさく、
往古平戸通商のとき、禮物の事詳ならず、また寛永十八年といへる證は見えざれども、同年より長崎に移りたれば、いま断して年代を記す、長崎覺書の傍注に、寛文六年阿蘭陀人はしめて

八朔相勤とあるは、其誤り辨をまたす、 寛政二庚戌年半減商賣となり、禮物もまた半減となれり、

阿蘭陀人於當地八朔御禮の事

當地にて八朔御禮、古來相對商賣之節より、毎年高多少にて違あり、明暦元乙未年より寛文五巳年まで十一年如左、

一御奉行所御一殿の 銀高二十五貫目より四十二貫目、一末次平藏、高木作右衛門へ 同三貫五百目より七貫二百目、一町年寄の 同二貫目より三貫四百目、

寛文六年

一河野權右衛門様、松平甚三郎様御代、八朔御禮御請不被成候、依之、五百石つ、御加増、同十一亥年までは諸役人計請申候、
同十二年、牛込忠左衛門様、岡野孫九郎様御代より、銀高七百三十目程より三貫五百目まで、貞享元子年まで市法中十三ヶ年御請被成候、
貞享二丑年より商賣高金五萬兩に御定、
一御奉行所一殿の 銀高二十一貫五百目餘、一高木作右衛門殿の 銀高五貫八百目餘、一町年寄衆

中の 同四貫三百目程つ、一常行司の 同一貫目程つ、是は、寛文十一亥年牛込忠左衛門様初而被仰付候而より八朔禮請來る、右先規相對商賣之格式也、長崎覺書、
元祿十一年寅年紅毛八朔御禮
一銀高二十七貫二百三十三匁 御奉行御一所の
内二十一貫五百目 御定高分、
五貫七百三十三匁 代物替分、 是は御定高八朔御禮銀
二十一貫五百目を三千貫に割、代物替八百貫分
如斯、長崎集、

阿蘭陀八朔御禮之事

一阿蘭陀人商賣中、八朔御禮之義、高木作右衛門相伺之候間、何日頃御請被成候旨被仰聞候得は、前日年番之通詞呼出、明何日阿蘭陀人八朔御禮御請可被成候間、何時頃阿蘭陀人召連、役人共可能出旨申渡之、當日警固之足輕迎として稽古通詞罷出候間、足輕四人出島に罷越、兩カビタンへトル召連申候、尤乙名一人、通詞目付兩人、年番之大小通詞拭板に相詰候、對面所中敷居際中程に御進物目録臺二行に並へ置、兩カビタンへトル使者之間に上げ置、夫より對面所下之間襖際に並居させ、年番大通詞爲

通辨附添居申候、内縁に家老用人宗門役相詰候、取次之家老は對面所下之間中柱際に罷在候、御羽織御袴にて對面所上之間に御出被成候と、兩カビタン通詞にて御禮之義申上候得は、通詞取次之家老まで申聞候に付、家老縁類通りより上之間に入り、御側の居より右之趣申上、御意之趣承之通詞の申聞、通詞より兩カビタンに申聞、又御請申上候ゆゑ、家老申上候得は、爲立候様にと御意被成候而立せ申候、カビタンへトル次之間に退候得は、取次之家老内縁の退、出島役人とも相詰候旨挨拶申上候得は、御辭被爲掛御入被成候、其後家老宗門役使者之間に罷出、首尾能八朔之御禮申上之重疊候旨、通詞の申聞候得は、相應之挨拶申聞候に付、此方よりも挨拶申聞立せ申候、いつにても唐人阿蘭陀人被召出御節は、玄關前白洲に棒突之足輕四人差出候事、

兩カビタン口上

益御機嫌能被成御座、乍憚目出度御義奉存候、今般商賣例之通被仰付、難有仕合奉存候、目錄之通ゼネラルより差上申候、御受納被遊難有奉存候、不相替

八朔御禮申上、本望至極奉存候由申之候、

御返答

兩カビタン彌無事に罷在重疊被思召候、無滞商賣も相逐一段思召候、追付御暇可被下候間、歸帆之時節候得は、商賣差急尤に思召候由、御意被成候、

又々カビタン

出帆之間餘日無御座候間、商賣方差急可申旨御意之段、逸々奉畏候由申上之候、右之段申上候得は、立せ候様にと御意被成候、御禮相濟、夫より高木作右衛門、町年寄にも、八朔禮に相廻り候間、警固之足輕附添參、出島に入候而罷歸候事、長崎奉行勅留、寛政二庚戌年、紅毛人半減商賣被仰出、八朔進物御奉行所を始め諸向共、此節より可爲半減之旨被命之、長崎志續編、

通航一覽卷之百六十八終

通航一覽卷之百六十九

長崎港異國通商總括部三十一

○地下配分金等

元祿十丁丑年より代物替運上殘金を代物替商賣はじまり、事以下條に見ゆ、地下人等に配分せらる、同十二己卯年、御勘定奉行萩原近江守、御目付林藤五郎等長崎にいたり、諸國の商人に賣渡せし異船の貨物代金の内、七萬兩及び唐人蘭人の遣用銀高、落銀、省金、役料等の外皆收公せらるへき法を定む、是を地下配分金七萬兩といふ、正徳五乙未年地下人に諭さる、旨あり、かつ其生計として飯米料、産業料、代物買入料、配分金等の事、七條の新令を出さる、奉行よりも向々に條書を出す、享保四己亥年正月廿九日、地下配分金七萬兩を新金五萬兩に定め給ふ、貨物代物替運上金の條併せ見るへし、元祿十丁丑年十一月二日、金一萬兩之代物替利銀、町方并諸役人の配分被仰付、六本長崎記、元祿十年、代物替利銀之内、爲御運上金三萬六千兩差上、相殘分惣町中に配分被仰付之、長崎志、長崎表舉要、

元祿十二己卯年、萩原近江守、林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて、外國船の貨を以て我國の商人に賣得し價銀を金に換し所七萬兩、此外唐人阿蘭陀人の遣ひ銀、落銀、省金、役料杯といふ物どもに通計金按ずるに、政所萬兩餘の外は、悉く皆公に收めらるへき法を定む、是地下配分金七萬兩といふ事の始なり、白石私記、寶永七庚寅年四月廿九日、別所播磨守、久松忠次郎に御尋に付、存寄申上候書付數條之内、

長崎地下配分之次第

一唐人商賣物間銀、按ずるに、唐人交易代銀の内金子を持歸の所、六十八匁に渡す、よて十匁充の利潤あり、これを間銀といふ、井口錢彼是合、只今迄被下候配分金七萬兩程は可有之旨奉得其意候、右兩口にて七萬兩程無之候而も、間銀口錢不殘地下に被下候上は、右之金子にて縦配分金不足仕候而も、其段は地下之者可申上様は有之間敷候、御書付之趣、按ずるに、御書付いま所見なし、逸々御尤至極成儀に奉存候、可罷成儀に御座候は、此趣に仕度儀に奉存候得共、商賣高船數致減少候而は差支可申と奉存候事、一唐人置銀商賣之高下にて、置銀之高下有之候、船

數致減少候得は、置銀大分にへり申候、畢竟長崎之困窮に罷成儀に御座候事、

正徳三癸巳年十二月、大岡備前守の御尋に付、存寄申上候書付數條之内、

出銀割方之儀覺

一唐船方阿蘭陀方合而銀高九千四百貫目之商賣に而も、當時の如く諸物高直にて、入札直段せり上候付、元直段上げ不申候ために、懸り物高下を申付候内は、出銀之員數さのみ減少仕間敷候、然共懸り物高下之儀は定格に不能成候間、右之商賣高にて、出銀何程可有之との凡積は難成儀に御座候事、

一商賣高右之員數に被相極候は、向後は御運上可被差止候哉、御運上之儀は銅代物替始り候以後の儀にて、先年も右之商賣高之節は、御運上は無御座候、此以後右之商賣高にても、近年の格にては出銀の餘分も可有之候、然る處、御運上差止られ候ては、右出銀の分不殘地下の配分仕候にて可有之候、左候得は大分之儀に御座候處、一旦は地下調ひの爲にも罷成可申候得共、諸物下直にて出銀減し候節の爲には、此節出銀不殘地下へわりとらせ候儀、

結句不可然儀と奉存候、然は船數減し候に付て、唐船置銀并遣ひ捨かれこれにて、地下落銀只今よりは減少仕候、此銀高を積り七萬兩の外に、右の出銀の内より是をとらせ候様にも、可有御座哉と奉存候事、

一諸物下直にて、懸り物の高下不能成候節に至り候ては、出銀減少仕、配分七萬兩も無之程に可相成儀に御座候、此節は御運上に差上可申出銀無之儀に御座候、然は商賣高減し候序に、御運上の儀は可被差止候敷、當時御運上差やめられ、地下の不殘配分仕候は、出銀無之節に至り候ても、地下人より何とも可申上様も無之儀と奉存候、

右出銀の儀は、畢竟不定の儀に候間、何れとも相定候ては料簡仕かたく御座候、依之、御運上の儀何れとも被仰渡候以後、存寄も御座候は、可申上候事、一御運上被差止、出銀不殘地下の配分可爲仕儀に御座候は、其割方の儀は相極め様可有之儀に御座候事、

一御運上可被差止に相極り候儀に御座候は、其節の被仰渡様可有御座候敷と、乍憚奉存候事、以上、

長崎奉行書留

正徳五乙未年正月十一日、長崎奉行に被仰渡心得之内、

一長崎地下配分金諸入用拂方の事

前御代の時、奉行中被差出候書付の趣、條々御不審有之候處に、奉行中御返答の旨分明ならず候を以て、猶又御不審を増れ候御事に候、就中地下役人役料等の事、過分の事共に候といへとも、今に至て其故なく相減せらるへき事にも無之候、無用の役儀においてこれを停止せられ、其役人共をば相應の役に割入れ、たとひ有用の役儀に候とも、人數多過候をば、その人の缺出來り候時に漸々に其數を減せらるへく候、此外所々修復料雜用等の類、たとひ町役の事に候とも、只今迄の例の如く、吟味の役人も無之においては、年々にその費用相増し、皆地下人困窮の根本に候、此等の吟味においては、會所役人共に被申付儀に無之を以て、高木作左衛門兼役として、毎年逐一に吟味の上奉行中に申達、無用の費を相減し、地下配分の料相増し候様に、よろしく其沙汰あるへき事、

附、奉行御役所修葺、并御役所年行事等の料、此等の費用減省の事は、奉行中心得等可有之候間、よろしく其旨を存せらるへき事、

同年正月十一日、地下人に可被申渡次第

今度改定められ候新例沙汰あるへき次第は、地下人どもへ書付相渡し、返答書差出すへき由を被申付、返答書付差出候以後に、唐人共への申渡しは可有之候、地下人ども返答之寫は、上使迄可被差上候、本書は御役所に留置るへく候、書付の案二通差遣候、

被下長崎地下人等草案

長崎は、西海の邊地なるを以て、むかし我國の兵亂うち續し世には、其亂を通れしものかくれすみて、纔に山田を耕し海濱に漁して世を渡りき、當家世をしらしめされ、天下の亂平きしに及びて、外國通商の道開きし始にも、いまた長崎の地に來り集し船共もあらず、其後國々において外國通商の事を停められ、長崎の地を以て交易の場と定められしに至て、六十州のうち、その類すくなき繁華の地とは成たるなり、然るに、其地の風俗怠惰にし

て、富める者各々其奢侈を好み、貧しきものは各々産業に懈り、常に財用の足さる事を憂て、其利を貪求むるかために、國法を犯すもの世々に絶す、家國開け始りしより此かた三千餘年の間は、國の財用をのつから足る事を得て、外國の助けによらざりし事は、凡天下の人智となく愚となく、ことごとく皆わきまへ知れる所なり、然れば我國の金銀銅は、六十州の中億萬年の後相通し用ゆへき所の寶貨なれば、みなりに遠方無用のもの、爲に、かたふけ費さるへき事は、國家の長策にあらず、又長崎一方の人のために國家萬代の患を貽さるへき事にあらず、これによつて、此年頃奉行所并地下役人等の所存を尋究められて、此度地下人の人、貧富おのゝ其風俗を改め、其生計を遂くへき事ともにおいては、其道を盡されすといふ所なくして、外國通商の法を改定めらるゝ所なり、江戸、京、大坂、駿府等は、皆是御城下の地にして、其所々のものとも常に公儀に相隨ふといへども、いまた此等の御沙汰に及はれし例はあらず、雖然、地下人等、その先祖の艱難なりし事も顧す、この國恩の重疊せる事を

も相忘れ、今度御沙汰の次第不可然事と存するに
おいては、古の例によられて、外國通商の道を此時に停めらるゝ歟、其交易の場を他所に移さるゝ歟、此兩條の間を以て御沙汰に及はるへし、地下人等此事の由をつまひらかに承りて、其所存を答申へきもの也、

正徳五年正月十一日

今度御沙汰之候々

一長崎地下人飯米の料として、御藏米を運漕せらるゝ事、一長崎地下人産業の料として、金をち借さるゝ事、一商賣料の銅運滞なく相廻し候御沙汰有之事、一代物共買入候料、前借として御金を分ら借さるゝ事、一唐人陀蘭陀人惣商賣銀高九千貫目と定められ、地下配分金の法、只今迄の例に准すへき事、附、唐人共新例を謹み守り、地下の風俗相改候時分に至て、唐人共町屋に差置候法舊例に准せらるへき事、一地下公役の事共、委細吟味之上無用の役を停止し、過分の費を減省し、地下配分金の數を相増へき事、一其年の商賣方勘定相濟、地下人金子配分候迄の間は、前借の御金を借さ

るへき事、

右七條、長崎地下人等生計のために被仰付候所也、

正徳五年正月十一日、以上、正徳新令、

正徳五年、地下配分金之法定例

一只今迄の例、地下配分金七萬兩の定に候といへども、此内に就て公役の料を引とり、他借の利を引とり候事等有之によりて、その名は七萬兩の配分に候得共、其實は地下人配分の數は以の外に相減し候よしに候、尤以不可然事に候を以て、今度會所の法委細に吟味を遂られ候て、地下公役の料として配分金の内を引とり、不可然事共一々に停止せらるへし、只今迄出役の物入共の事、これ又委細に吟味を遂られ、或は無用の事を停止し、或は過分の費を減少して、よろしく地下配分金の數相増候様に沙汰あるへき事、

一去年御運上として上納あるへき御金の内、七萬兩を以て長崎地下人配分金前借料になされ候、然らば只今迄の例として、其年の商業事濟、地下人配分金に配分し候迄の間、會所役人他所において、高利の會を借り用ひ候事共委細に吟味を遂られ、一切

に其事を制禁せられ、當年の春より月々入用の次第、是又委細吟味の上前借の御金を以て借し渡され、當年の商賣方勘定事濟、地下配分金相渡し候時に至て、前借の御金は急度上納せしめ、奉行御目付相封を以て預り置、當中會所役人の法、地下配分の躰を見合、自今以後毎年此御金を以、地下配分料前借の御金として、出し納れの法この例に准し可然事に候歟否の事、御目付と相談の上、委細に書付可被差上事、

附、會所役人共前借御金借り用ひ候次第はいふに及はず、私に高利の金銀を以て、地下の用事に借り用ひ候事にすへし、何事によらず、地下の困窮に及はせ候事有之においては、急度嚴科に行はるへき事、

一地下配分金の内、公役の料に引取候事その數を減し、他借の利に引取候所其例を改め候において、地下配分金の金は、只今よりは其數を相増へき事に候間、箇所竈數に應し、聊も偏頗の事なく配分し候様に、よろしく其沙汰有へき事、

附、自今以後は毎年配分事濟候上に、地下人共の

方より配分金請取候よしの判形仕候帳面を以て、奉行所に差出させ、若又會所役人等違犯の事相聞え候においては、たとひ年月を経候事に候とも、急度可有其沙汰事、

一地下落銀等の次第、毎年吟味を遂られ、是又違法の事相聞え候においては、年月を経候事に候とも、急度其沙汰可有事、正徳御新例、

正徳五年二月長崎奉行大岡備前守達書

町中并社方共に諸事申渡之控

今度被仰出候御書付之趣、各委細奉承知候上、人々存寄の旨於有之は、其趣致書付、封候て可差出候、尤存寄無之奉畏候者ともは、其趣書付可差出候、且又右御書付町々乙名共へ相渡、地下中不殘承知奉り候様に可仕候、然る上に地下人の中にて存念有之者は、是又致書付、縦令如何様なる跡のものたりといふとも、兩奉行所の内いづれへなり共持参いたし、於廣間當番役人共へ相渡候様に可申付候、以上、

未二月廿四日

今度被及御憐愍之御沙汰候上は、地下各難有奉存、

御法度の趣堅く相守り、若違犯のもの有之候は、相互に吟味仕出し可申出之、就中ぬけ買一件の儀は、別而相改候儀專要の事に候、此度被及御沙汰候上にも、ぬけ買の儀相止め不申候においては、被下置候御書付のことく唐船入津の場所も替られ候歟、又は渡海可被禁絶御事に候、及其儀候ては長崎一同の可爲難儀候條、兼而此等之趣致覺悟、相互に相慎可申候、且又最前被仰出候御高札の趣堅相守り、抜買の儀に付存寄候儀於有之は、早速可申出候事、

一主人に能仕へ、親に孝を盡し、兄弟從類に親しみ深く、其身持質素に可相心得候、主人に能仕へ、親に孝を盡し候もの有之候は、可申出之、吟味之上褒美可有之事、

一地下役人を始め惣町中の者共に至迄、常々衣類飲食等の儀、随分儉約を用ひ、曾て過分の儀仕間敷事、

附、女之衣類不相應に結構し候もの於有之は可爲越度事、

一各其家職の營みに心を盡し、無懈怠精出可申事、

一惣而當地の風俗として、女の心たてよろしからず、身持猥りかはしく、夫をも敬はず、甚きは夫に惡事をす、め、其惡事によりて少も金銀儲け出し候得は、自分の身を飾り、其上にては夫婦の縁を切候様の事有之よし、甚以不道の至、其科輕からず候、向後左様のもの於有之は、急度可爲曲事候事、

一地下役人并諸目利の輩に至迄、小分の役料を頼とし、各生計となるへき其營みの心當もなく、平日を暮し候によりて、若役儀をはなれ候か、或は因果候て其子供に至り候ては生計の便を失ひ、甚敷は飢餓に及び、或は賂賄を以役儀を望む等の事に至り候、甚以不可然候、向後は縦大分の役料有之候ものたりといふとも、平日其心いたし、其身持も隙なく候は、或子供或親類の内を相語ひ候てなりとも、生計の營となるへき事を心懸可申儀專要に候、小分の役料の者たりといふとも、其身儉約を守り、奢を省き候においては、生計營み候事可相成事に候、此等の趣を以常々可相心得候事、

一町内に住居し候もの、誰家内のものたりといふとも、其町内に住居候上は、其町々乙名組頭の差引

違背仕間敷事、

一町々借屋に差置候ものどもの儀、入念相糺し差置可申候、他町より引移候もの共の儀は、雙方乙名吟味の上、町内に差置可申事、

附、本條のことくに候得共、町内の人數相増候をいとし、乙名共何も事むつかしく申掛、町内の借屋に居候人數減し候様に成り來候よし、相聞え候、此等の儀甚以不可然候條、乙名共何も申合之、相互の附届分明の上は事不滯様に可仕候、右の趣に付て、以來明き借屋數多に及び候は、乙名共可爲越度事、

一於町内不宜者有之節、非人に相渡し候儀、只今迄は當人の親族の内にて納得の證文有之候へは、乙名存念計にて非人の相渡候儀も有之候得共、向後は其譯書付仕、奉行所へ差出し、下知可請之候事、

一缺落者の儀、只今迄のことく奉行所可申出候事、一宿なしもの、儀、町々にて無懈怠吟味仕候においては、明白に可有之事に候、向後無油斷相改可申出候事、

一町列五人組相立候上は、帳面はつれのもの明白

に可有之候、向後帳面を除可申もの於有之は、其度度奉行所へ可相達事、

一旅人の儀、只今迄も宿仕候節は、其町々乙名迄相斷義に候へども、其届日數を經候後に相達候様に相聞之候條、向後他國より頼來候もの有之候は、早速乙名へ相斷、其上にて宿可仕候、若乙名に相斷於不申出は、一宿爲仕候共、可爲越度候事、

一博奕の宿仕候者於有之は、其家の左右前後共に可爲曲事候間、兼而其心得仕、相互に致吟味、若博奕いたし候もの於有之は、早速乙名可申出候事、一時節に先立候初物、野菜、菓子に至るまで、他所より取寄せ候て商候義、一切禁止せしめ候事、右之趣、堅可相守もの也、

正徳五年未月日

備 前

同年五月同斷、七萬兩配分割方之覺

一銀高四千二百貫目 内、二千百十七貫七百七十五匁九分、是は、諸役料并町使、散使、筆者扶持銀、辻番給銀、散使小使給銀共に、二百四十三貫目、是は、唐船三十艘宿町銀、并宿町筆者合力銀共に、一町に八貫百目宛、百八貫目、是は、唐船三

十艘附町銀、一町に三貫六百目宛、六百九十九貫百二十目七厘一毛、是は、惣町箇所銀、三百貫目、是は、惣店借銀、三十五貫目 是は、諏訪社銀、七貫目 是は、安禪寺銀、四十貫目、是は、唐船見送三十艘、六貫六百五匁八分、是は、唐人番、船費、辨當銀、四十一貫三百九十三匁、是は、六ヶ所番所入目、九十貫目、是は、會所雜用、十八貫五百目、是は、出島雜用、八貫九百五十目三分二厘五毛、是は、野母小瀬戸放火山抹香薪代、丸山寄合町祭禮料、かせん堂火屋地子銀、六十貫目、是は、大波戸入用、唐船三十艘積り、六十五貫百九十五匁、是は、番船并鯨船水主合力銀、十貫四百三十目、是は、新舟番町、使家賃銀、并初村茂四郎宿代、九貫五百七十三匁四分、是は、御漬物諸雜用、四十三貫目、是は、年頭献上物入用、八十四貫二十六匁、是は、兩屋敷、御目付屋敷修葺料、并祭禮棧敷入用、二十六貫目、是は、年行司入目、一貫六百六十五匁、是は、御漬物所人夫賃銀、五貫九百六匁、是は、立山水樋代地子銀、二十一貫六百十二匁六分八厘、是は、町使、散使、筆者、普請方家修葺

銀、并垣銀、諸普請方番賃、帳面入候藏番賃、 殘る銀百五十七貫二百四十六匁八分二厘四毛、 同年同月、七萬兩配分今割方之儀に付申渡書付品品、落銀の儀申渡候書付割印之留、

年行司入用銀之定

一銀高凡二十六貫目、一銀十一貫五百目、御物藏入目、一銀百五十三匁、御藏廻磨き、武具虫干入目、一銀三百貫目、御役番所入目、一銀十四貫六百五十三匁、殘る銀十一貫三百四十七匁、

右殘銀を以、年行司部屋、定年行司部屋、中宿金場入目、并奉行御目付交代之節町使并小使送り迎、發駕之節散使に相渡候入目、同時定年行司部屋に相渡し候入目、且又奉行御目付屋敷修葺中入目、三屋敷松飾入目、宗旨寄せ關所銀拂帳面入目、此等之類先格之通、年行司方より仕拂可仕候事、

一右之外不時入用之儀有之候は、其度々藥師寺又三郎迄書付を以て申達、可請差圖事、 一神事入目之内、棧敷懸普請方へ相渡し候銀高、棧敷番雇ひ賃、此分は年行司より可致仕拂候、其外諸道具之分は從奉行所銀子可相渡候間、其銀子を以

賃銀に相拂ひ、損料物借り用ひ可申候、當座遺捨之諸いろ入用銀を以、積書付差出、奉行所より銀子請取候て、用事相達可申候事、 一年行司金場において、奉行屋敷用事不申付候間、兩替之儀は不及申、仕込物共に相止候事、 一奉行屋敷に借り物之儀、借賃取之候而借渡可申候、此儀に付て借主より相極候銀高を下直にいたし候而、屋敷へ借渡歩銀出來候様に成候儀、一切仕間敷候事、 一蕎麥小屋向後相止候事、 右之條々堅相守可申者也、

正徳五年五月

大 備 前

同年六月、同人より地役人に渡す商賣方定書の内、一町年寄除き物可爲定懸り物候、除き物銀高之儀は別紙書付相渡候事、 一深見新右衛門、栗崎道有、吉田自庵除き物之儀、商人前可爲直段候、除き物之銀高の儀は、別紙書付相渡候事、 一惣出銀之内、銅買金、地下配分金都合九萬五千兩引取、相殘候金銀は奉行御目付相封に而預り置、其

員數書付相窺候上、御藏納仕筈に候條、右金銀取立相集り次第早速書付可差出候、但し、一ヶ年之商賣相濟候以後、三十日より内に書付可差出之、若日限相延候は、其向々役人可爲越度候事、

一銅元代金并吹屋共、損銀之儀銀之儀可爲如先格候事、但し、於大坂吹屋も御藏より御前借銀相渡り候分之銀高は、從當地大坂御藏納可仕候事、

附、吹屋もより請取證文取之、奉行所へ差出し可入披見置事、

一配分金七萬兩之内、割方之儀別紙帳面之通無相違、向々に可相渡之候、右銀子請取渡し之節、請取方より奉行所へ書付差出し、渡し方よりも書付可差出候、右雙方よりの書付引合、奉行所押切印形を加へ相渡候、以後銀子向々に可相渡候事、

但、役料銀は年番町年寄銘々より請取證文取置可申候事、

唐方阿蘭陀方商賣之儀に付高木作右衛門町年寄共申渡、

一去年之年唐阿蘭陀方御定高、并代物替共惣商賣之惣出銀之内、銅買金二萬五千兩、地下配分金七萬兩、右二口之金子如例年之引取之、相殘て累年之通

爲御運上可相納分、此金高之内より七萬兩引除之、今未年地下配分金之前借として、外に一萬五千兩引除之、今未年唐阿蘭陀方商賣銀高之内に、相渡候代物相調候前借銀とし、其餘猶又相殘候金子有之候は、奉行御目付相封にて預け置、其員數書付差上、御藏納之儀相納可申之事、

右之趣今度被仰出候、依之、御書付之内書抜申渡之候條、去年之年惣商賣之惣出銀之高書付差出、其上にて右被仰出候御書付之趣に相心得、追々可相伺之候、以上、

正徳五年四月廿三日 備 前 御押印

覺

一去年年儀賣惣出銀之内、地下配分金七萬兩、銅買金二萬五千兩、此分引取、配分金は去々巳年の格の通り割渡し可申候事、

附、割渡候帳面追而可差出候事、

一右二口九萬五千兩引除き候残り、御運上に可相納金高の内より、未年配分前借として七萬兩、唐阿蘭陀に相渡候代物買入候儀、代金として一萬五千

兩、二口合八萬五千兩之金子、年番後藤惣左衛門に可相渡候事、

一猶殘候出銀、奉行御目付相封にて預り置、御藏納仕筈に候條、百兩包に仕立相濟候節可申出候、尤百兩包仕立候節、檢使可差出候事、

附、巳年銅買入金も右御運上金と一同に相納候積りに可相心得候、此金子も追而奉行御目付相封にて可差置候事、

一惣出銀之外、浮銀之儀委細追而可申付候條、其内混雜無之様可仕置候事、以上、

正徳五年六月 御押印

覺

一去年之年御運上金之内より、當未之年配分爲前借七萬兩、唐阿蘭陀に相渡候代物替入金として一萬五千兩、右二口合八萬五千兩之金子、去年之年番より當年之年番に可相渡旨申付候條、請取置可申候事、

一右配分金七萬兩、時節之相場に兩替仕候得は、出目録何程有之候と申儀、書付可差出候事、

一當未之年配分金前借、今月中來月益前迄に半分可相渡之、尤諸役所諸雜用共に右可爲同前候、但、銀高四千二百貫之積りに致し、其半分可相渡候、勿論追而委細申渡候上可割渡候事、

附、御運上金之内より引除き候事に候得は、不殘金子たるへき事に候、乍然若銀子にて時節之相場を以、取立置候事に候は、去年番に其譯承り届、委細書付可差出候、勿論夫共に出目録書出之儀右同前の事、

以上 御押印

正徳五年六月 大 備 前

同年同月、同人より五ヶ所宿老に申渡之内、

一唐方銅口錢之儀、銅百斤に付八匁三分七厘宛之定法を以渡し、銅斤高に割合、右之銀高風説役、通詞目付、大小通詞、稽古通詞、唐人屋鋪乙名、組頭、并相改候者に可割渡候事、

附、銘々割渡候員數之儀、帳面に致し差出、奉行所押切取置可申候、尤銘々より請取證文年番町年寄方に取置可申候、但し、銀口錢反物にて唐人

差出し、右之反物相拂、其代銀を以、向々に定之通割渡儀に候は、相殘候銀子之儀は別帳勘定仕上可申候事、
 一牛皮出銀半分は町中の割渡し、半分は行家救米爲代銀高木勘兵衛方へ相渡し候儀、可爲如先格候事、

附、出銀勘定は別帳に仕上げ可申候、且又貧家救米代銀請取渡し證文可差出候、并右米代銀勘定帳は高木勘兵衛方へ仕上、年々勘定相濟候以後、奉行所押切致印形可相渡置候事、

一會所請込候餘糸之儀、可爲如先格候事、以上、長崎書付、
 正徳五年十月、同人に相違書付之内、

去頃石河三右衛門歸府之時、連名之書付并久松備後守方へ被差越候書付等披見之上、三右衛門言上之次第、委細承知之申入候條々、

一去年御運上金、當表被仰出候旨を以て地下人前借申付候外に、其方御目付相封仕置候御金大坂御藏納之事、并商賣方勘定のため、地下役人共當地に可差越候事等、委細承知之上、以別紙申入候事、
 附、當年地下配分金商賣料之代物買入金等、御前

借之事存寄之次第承知候事、

一當春御勘定所役人中被遣候に就て、後々迄の法式のため、去年分分勘定申付候時相談有之候次第、三右衛門委細言上之趣、承知一々尤之至候事、
 附、會所浮銀出來り候に就て、拂方存寄之書付披見之上、以別紙申入候事、

一地下配分金割方、并出銀拂方之書付之趣委細承知候事、

一地下人産業のため、拜借金出納の事に就て書付之趣、遂披見以別紙申入候事、

一御定高出銀之事に就て、存寄之書付之趣委細承知候事、

一野母權島茂木日見等番所存寄之趣、一々尤之次第に候、委細以別紙申入候事、

附、室七郎左衛門方へも申遣候子細等有之間、其表に相談之事候は、御目付申合せ宜被示合候事、

一唐船荷改之場所存寄之趣尤之事に候、委細以別紙申入候事、

一當春被仰出候御書付に不被記候事等存寄之旨、

書付之趣委曲承知候事、

一當春仙石丹波守旅宿に落書候事に就て、書面之趣遂披見候、一々尤之事に候、其内除物之事以別紙申入候事、

一新例に就て地下へ沙汰せられ候條目の事、三右衛門言上之趣委細承知、一々尤之至りに候事、

右之通り宜被得其意候、其表之儀、猶又毎事入念可有沙汰候事專要に候、以上、

朱書第一御運上金大坂の御藏納之書付

去去年御運上金之内、今年長崎地下配分金御前借、商賣料代物買出置御前借等を相除き候外、奉行御目付相對にて差置候御金七萬六千二百四十三兩三分、銀三匁六分大坂御藏納之事書付之趣委曲承知候、奉行御目付相對にて差置候御金銀の事は、當分大坂御藏納仕候に及はず候間、其表に差置此後奉行御目付交替之時引渡し、相封仕置へ候、何事に限らず其表不時御用に就て、御金入用之事候時に、當地よりの指圖可承合程の間も有之候は、可被相伺候、若又急事の時奉行御目付相談之上に取用ひ、其由を以て可有注進候、然上は去去年商賣

方勘定の地下役人、當地に差越候事は御運上金の内、地下に御前借之外は、奉行御目付預り置候由を以、御勘定相立候様に可被申付候、此方においても御勘定所其旨可申達候、以上、

朱書第二會所浮銀拂方之書付

今度於會所、去去年分勘定申付候に就て、出來り候浮銀拂方之存寄書付之趣、委曲遂披見尤之至候、但、此浮銀之事は、其方存寄を以て勘定申付候子細に依て出來候所に候、御目付屋敷作事荷改之場所作料等之事に至ては、たとひ此浮銀出來らすとも、不被申付しては不叶事勿論に候、惣して近年以來地下人等公役の料として、會所にて年々に高利之銀をかり用ひ候によつて、地下之困窮には成來り候、依之、當春地下配分金御前借之御沙汰も有之候處に、此等の借銀返濟之事遲滞候て、歩銀等相加り候は、地下人のために不可然候、然れば此浮銀においては、一圖に會所借入銀返濟の事に用ひ候は、今度の新例毎事地下人御救の御沙汰に相叶ふへき儀に候間、會所に有之浮銀千六百一十一貫三百四十八匁餘を以て、借入候銀高歩銀等都合千六百四十

五貫四百五匁餘の所を返済可被申付候、然らば猶又浮銀の方三十四貫目餘之不足有之候て、皆済には及はず候得共、永く地下人等難儀をまぬかるへきたために、此等の御沙汰候よしを以て、借し主共の方へ被申付候は、此等の不足は料簡も可仕事に候、若又料簡及ひかたき子細も候に至ては、今年之商賣に付て出来り候浮銀を以て、相残り候借銀は皆済可被申付候、御目付屋敷并荷改場所作料等之事は、今年之商賣に付出来候浮銀を以て勘定候様に相心得候て、宜有其沙汰候、以上、

朱書第三地下人産業相借金出納之書付

長崎地下人産業之ため、拜借候御金出納之事に付、書付之趣委曲承知候、存寄之通尤に候間、彌其通に可有沙汰候、以上、

朱書第六除物之儀書付

今度除物銀高相定候書付之趣遂披見候、高木作右衛門に町年寄共の申付候子細、尤之事に候、栗崎道有、吉田自庵、深見新右衛門三人除物之事、今年も先例之通に仕候由是又承知候、但、其表地下人等公役相勤候物入有之候上は、除物可申付事勿論に候、

此外三人之事も其表より當地迄引越候海陸路料のため、又は當地不知案内之間は、不勝手之事も可有之に就て、奉行芳志を以て、當分此事申付候は尤に候、公儀にて相應之御切米をも被下、御奉公候面、永々迄も其表地下役人と同しく此事可申付候儀にも無之、其上又公役相勤候役人よりは、銀高過分之事無其謂候、此面々除物之事、來年よりは不可有之候よし、かねて内意をも可被相通候、自今以後は其表地下人之外除物申付候事、一切可有停止候、若又右三人の面々のことこの事も有之、其表引立かたき事も候て可申付に至ては、御目付相談の上相伺候て可被受指圖候、以上、正徳新令、享保四己亥年正月廿九日、於松永市右衛門殿宅、御仲ヶ間御立合にて、役人中に被仰付候は、地下中に被下置候七萬兩拜借金、去戌年より大形金五萬兩被仰付候、尤割方之儀は追而可被仰付候、依之、惣役人中上下にて翌晦日御禮に罷出る、同年三月十四日、

一三萬兩御増金被仰付、是は小形金七萬兩を大形金五萬兩に成、十萬兩之積り也、右割方、

通航一覽卷之百七十

異國渡海總括部

按するに、大日本史及び異國來往記に、垂仁天皇八十六年日本の使者始て漢土に通せし事見ゆ、後漢書東夷傳に、光武中元二年倭奴國奉貢朝賀とありて、正にこれと合せり、これ異國渡海の權輿なるへし、爾後彼土に通するもの、曹、魏、隋、唐、宋、明の世に絡釋たり、就中唐の世には遣唐使の職あり、舒明天皇二年八月、犬上君三田相等渡唐す、時に唐の太宗貞觀四年にあたる、これを遣唐使のはしめとす、寛平六年八月、參議菅原道真を遣唐大使とし、紀長谷雄を副使に命せられしか、唐朝亂國たるをもて往事を果さず、これより遣唐使中絶す、これ日本書紀、續日本紀等に載る所にして、其開帆の港は西鎮要略等によるに、筑前國博多及び太宰府等なり、中陵漫錄に僧空海等の渡唐せしは、みな薩摩國坊津より纜を解く、今に至りて彼津には古船を繋さし石ありと記す、また應安四年南朝の皇弟關

一役料新銀一貫目に付、乾金三十一兩二步餘宛、但、百六十目替、一箇所割一つ所に付、新銀三十四匁四分二毛五弗宛、一店借一竈に付、同十七匁一分八厘八毛餘宛、
同年七月七日、御屋敷にて被仰付候由、惣町中ね廻狀を以被相觸之、
一役料四寶銀高二貫目宛増 惣町乙名、一同四十目宛増 惣町組頭、一同三十八貫九十五匁 丸山 唐船掛同筆者、一同一貫二百九十目宛増 丸山 町寄合町兩乙名、一同四十目宛増 同組頭、一同宿町雜用銀八貫目、新銀半減被仰付、附町銀三貫六百目、同半減被仰付、以上、
享保五庚子年、惣町筆者新銀二十五匁宛に成、同六辛丑年二月廿七日、一ヶ所に新銀口口宛、借屋一竈に付同二十六匁宛被仰付、尤後藤惣左衛門方わ月役乙名中被召寄被仰候は、役料并ヶ所割竈銀一年に四度宛相渡候は、勝手にも成候哉と被仰候處、役料ヶ所割は四度に相渡され候ては、諸方借り銀等に不足仕候由書付を以御斷申、竈銀計四度に成、二月廿七日新銀九匁五分宛被仰付候、以上、長崎書、
通航一覽卷之百六十九終

西親王良懷書を明朝に遣はし、自ら日本國王と稱せらる、時に太祖洪武四年なり、應永五年八月將軍義滿もまた使を明朝に遣はす、同十三年義滿明の冊封を受く、同年壹岐對馬の海賊彼國に渡り、其沿海を劫掠す、かれ防禦に苦み使者を渡來せしめて、其賊を制止せん事を請ふ、義滿これを諾し、賊首を誅して告報せしにより、明主書儀を贈りてこれを謝す、永祿天正の頃、また諸國の亡臣無頼の輩、明の邊地に渡海して侵掠を恣にす、中にも淺井備前守長政か舊臣、近江國佐和山の城主磯野丹波守秀昌は、織田信長に罪を得て身を置に所なく、上杉家を志し越後國に赴かんと出船せしか、洋中にて難風に遭ひ、蝦夷より遙東の方トヨノといふ地に吹付らる、是より海賊共を引率して所々を経歴し、盲船といふ船數十艘造り出し、これにて明の邊海まで漕渡る、時に唐布の四半に八幡の二字を出して船標とす、これ往古異賊を退治せられしは神功皇后にて、八幡大神の母君なればとて、かくはしたりしこそ、さては漢土にてこれを八幡船と呼び、甚だ忌憚せしといふ、また洋中にて通商を妨害する事をバハンするといへるも、みなこれに據りしなり、

近くは文祿二年朝鮮和睦の事にて、渡來せし明使歸朝の時、豊臣太閤内藤飛騨守忠俊をしてこれを送らしむ、忠俊終に帝都に入りて和睦の約を議す、これより彼土に渡海せし事絶てなし、これ異國來往記、朝鮮征伐記、本朝一統志等に載る所なり、また朝鮮國渡海の事は、仲哀天皇九年神功皇后、天皇の崩御を祕して、同年十月新羅國を親征し賜ふ、これ三韓の地に渡海のはしめなり、これより我蕃國となり、しはく往來ありし事國史に見ゆ、三韓は則今の朝鮮國是なり、應永五年八月朝鮮使來朝して鄰好を修し、將軍義滿返簡を贈る、宗氏世世其紹介たり、また商船渡海の事は、文明六年九月將軍義政書を朝鮮王に贈りて、明國勘合の印を求む、大永三年管領細川入道常桓、及び周防國主大内左京大夫義興はしめて商船を渡し、これより年毎に渡海せり、其船主に授けし掟書とて、今載せて憲教類典に在り、大内氏は多々良姓にて、後漢靈帝より出、漢土に由縁ありしとて世々勘合符を預り、明朝通船の事を奉祈せしか、義興の子兵部卿太宰大貳義隆、天文二十年九月二日、其家人陶尾張守晴賢

か爲に、周防國山口に於て生害せし時、勘合符焼失し、これより漢土の渡海中絶せり、此事また異國來往記及び歴代記等に見えたり、朝鮮國の通商は、嘉吉三年、彼國王李藝より宗讚岐守貞盛に、勘合圖書を贈りて商船の渡海を許し、その後断絶せしか、慶長十二年其事再興ありしより、今にいたりて連綿たり、餘に唐國及び朝鮮國之部に詳なり、長崎記等によるに、足利家の時代までは、異國渡海の禁制等はあらずしか、文祿元年より豊臣太閤朱印を賜り、唐造の船にて、廣南、東埔寨、東京、六昆、太泥、臺灣、呂宋、阿媽港、暹羅等に渡海する事を免許あり、これを朱印船と唱ふ、然れども船印は舊によりて八幡の二字を標せしかは、彼國にては猶八幡船と呼べり、かの朱印船の外は渡海禁制たり、此時も猶漢土に往く事なし、當家これに因循せられし事、本文に記載するかとし、

○渡海御免并禁制

慶長六辛丑年より、豊臣家の時のことく、異國に商船渡海の事御免ありて御朱印を賜はる、これを御朱印船といふ、異國渡海御朱印に載る所は、慶長九年正月十三日安南渡海の御朱印をはじめとす、國朝舊章錄に六年より

とするもの、其據ありしなるへ、其船九艘に過す、みな唐造にければ、今姑くこれに従ふ、長崎は彼杵郡、平戸開帆の港と定めらる、其事舊制の如し、茅窩漫錄に載る彼商船積渡りし本邦の渡物を載す、また御所望の品には金銀を渡され、御書に添られし御贈物は、刀、銀、鐵、磁、馬、金屏風を遣はされし事、暹羅國、東埔寨國等の部にあり、かつ別本天竺德兵衛物語によれば、船中の役者すへて唐船の式を用ひしと見ゆ、たゞ其記載實は信し、たけれとも、他に其事を記せしものあらざれば、参考のため姑く存す、往昔は異國に渡る事、遣唐使其外の船にて渡海ありしか、唐造の船にて商賣の爲渡海の事は、文祿元年より廣南、東埔寨、東京、六昆、太泥、東寧、呂宋、亞媽港、暹羅等の國にいたる、依之、秀吉公、權現様、台徳院様より御朱印頂戴、文祿元年より寛永十一年迄四十三年の間年々渡海仕、商賣之利潤餘り有、世の人争ひ往ん事を思へとも、御免の者制限有之、

- 從長崎 末次平藏、二艘、船本彌平次、一艘、荒木惣右衛門、同、糸屋隨右衛門、同、從堺
- 伊豫屋、一艘、從京都 茶屋四郎次郎、一艘、角倉與市、同、伏見屋、同、右合九艘也、長崎集、長崎御用書、拾芥集、

慶長六辛丑年より、寛永十二乙亥年迄三十三年の間は、御朱印船として我國の商人とも、自注、吳服所共の人商ともゆるさ、亞媽港、ノビスバン、暹羅、安南、呂宋等の國々に年ごとにゆきて商賣し、此外にも私に行てあきなふ事年々に絶ず、國朝舊章録、

むかし長崎より異國渡海の船五艘は、末次二艘、船本一艘、荒木一艘、糸屋一艘なり、泉州堺伊豫屋船一艘、京都船三艘は、茶屋、角倉、伏見屋なり、三所の船合て九艘より外、他所よりは渡海なし、いつれも皆長崎にて唐船造りの大船に作りて、皆長崎の津より出帆す、此時も大明には往事なし、東京、交趾、塔伽沙古、呂宋、亞媽港、東埔寨、暹羅等の外國へ往來せしなり、唐土には倭寇として、明朝の初より日本の船々甚禁制せしゆゑに、大内義隆よりの勘合船の外には、曾て唐土海邊の湊に日本の船到る事、堅き制禁にて往たる船なし、此故に皆外國へ往來せしを、世俗唐渡りと號せし、長崎より渡海せし人近き比まで存命なりしも多かりし、長崎夜話草、我朝中古より寛永十五年の比まで、按するに、十五年迄さいへるは誤りなり、異國へ商船通路自由なりければ、京、大坂、奈良、

堺、長崎より、唐渡りとして、交趾、暹羅、東京、東埔寨、西土の外諸國へ渡り、肥州長崎に商船を調へ渡唐しける、其船を御朱印船といふ、是官印を賜はりて渡海せし故なり、毎年往來せし商人定りて二十家計あり、後に我朝外夷に渡り交易する事を、官より制禁ましめて、異國より渡り來る所の貨物を長崎にて分賜はり、本國にて商賣する事免し賜ふ、其家を貨物所と名付、山田仁左衛門紀事、勘合符失て後は、御朱印船として公儀より免許の御朱印を申請て、東京、交趾、及び東埔寨、暹羅等の地へ往來せし商船九艘あり、茅窓漫録、寛永十二年迄、肥前の平戸及び長崎より商船を出して異國へ渡る、然も九艘に過す、此時異國にて高利を得て歸りたるもの、大なる額を作り長崎の清水寺に懸く、今此額三枚を存す、中陵漫録、寛永三年丙寅の冬、角倉與市の船天竺へ渡るへき評議にて、船頭及び水主の役人を撰れけるに、先夥長といふ役人は、天文地理の法を察し磁石にて東西を觀見し、國々の寒熱等天氣風雨を見る役人なり、次に舵工と申て舵をこる役人あり、次に頭控

と申て碇をこる役人あり、次に亞班と申て楫をこる役人あり、帆の上げ下しをする頭なり、次に財附と申て算用勘定を主る役人あり、次に總官と申て船中諸事の主りあり、次に杉板公といふ役人あり、是は大船に添ふて小船あり、是を用て雜事をなす、世話頭なり、次に工社といふ役人あり、水主頭にて大船にて一艘に百人、小船には一艘に四十人あるものなるか其頭なり、次に香工といへる役人は、船菩薩の御前へ香花灯明を捧て、船中渡海の無事安穩を祈る者なり、次に船主と申すか即船頭にて、總頭を致すものにて大役なり、既に是等の役儀定りて都合三百九十七人なり、また其船頭は長さ五十間自注、一間は六尺三寸なり、横十九間にして、日本より船に積所の品々は、蚊帳、傘、紙帳、扇子、合羽、刀劔、銅、漆塗描金の器物等なり、別本天竺德兵衛物語○按するに、此書は寛永年中播磨國高砂の船頭德兵衛なるもの、即角倉與市の商船に乗りて、渡天竺の物語を筆記せるものなり、東寧へ日本より渡る物、銅、鐵、藥罐等の類、是も地の者は多不買、所々の商人買之、呂宋へ日本より渡る物、小麦粉、銅、鐵、蒔繪の類、扇子、紙帷子、藥罐、水風呂、小刀、鋸、萬器物食物の類、廣南、交趾へ日

本より渡る物、銅、鐵、萬器物、藥罐、水風呂、帷布、扇子、傘、東京へ日本より渡る物、銅、鐵、錢、梳、藥罐、扇子、水風呂、傘、鏡、萬器物、東埔寨へ日本より渡る物、銅、鐵、碗器、樟腦、扇子、傘、藥罐、萬器物、暹羅へ日本より屏風、疊、其外カボチャ同前、四夷八蠻船行記、慶長十乙巳年春、本邦の商船呂宋、東京、暹羅等に渡海せしか、其船一艘も歸朝せず、こは洋中にて覆没せしか、或は賊船の害に遭たるかといへり、證は、各國の部渡海の條にあ、慶長十五庚戌年十二月十六日、本多上野介正純奉はりて、明國福建道の都督陳子貞に書を贈り、勘合符再興の事をいふ、長崎奉行長谷川左兵衛も同じく書牘をもて其事を乞ふ、林道春其書を起草し、金地院崇傳これを清書す、其の書は彼商賈周性如に附して達せしむ、されども彼國狐疑猶豫して答書なし、是より先、慶長十二丁未年五月、朝鮮使來聘の時、其事を議せしむべき旨仰ありしか、豊光寺承兌と、め奉りしにより、延滞せられて、ことし此事に及はれしなり、同十八癸丑年、島津少將家久も此事を奉はり、琉球國中山王尙寧して福建軍門に書

を贈らしめしか、また調はず、天文二十年勘定符焼失して、漢土の渡海中絶せし、寛永十年今此事に及ぶ、證は唐風福建省福州府之部、入津拜禮奉書、御朱印、來簡等の條、及び琉球國之部、唐國往來の條にあり、往年よりしは、渡海し、或は邪宗門に執着して、異國に放流せられし輩には、其國主より地を借して居住せしむるあり、其地を日本町と稱す、其國々は暹羅、安南、呂宋等にして暹羅最多く、寛永の頃は本邦人子孫八千に及ぶといふ、證は各國の部にあり、また琉球國にも日本町あり、るよし定西法師琉球物語に見え、寛永年中薩藩高島其六といふもの、其國にいたりて日本、また暹羅國には本町に止宿せし事、琉球國和録に載せたり、また暹羅國には本邦の商船着せし時、國境波年天亞城にて御朱印を改めしとぞ、諸蕃みな此事ありしなるへけれ、もと今暹羅國の外所見なし、

中天竺摩訶陀國より按するに、摩訶陀國は暹羅の舊名なる事、暹羅國の部に載す、流れ出る流砂川を登り往く事三百里にして、波牟天亞といふ城下に至る、按するに、波牟天亞城は、暹羅の邦内六昆國の中に在りしなるへし、爰にて日本國の市船の極印を改る故に、奉行役人衆來て倭國の募書を請取、早船にて摩訶陀國の王へ訴へて、後に國へ入る、事を許され、漸く關所を開て通さる、此波牟天亞の城主は、官名は於夜加羅保牟といひ、實名は於牟不宇と名く、もと日本人にて駿河國府中の淺間の前の町に住居せし山田仁左衛門

といふ人なり、此人暹羅國へ渡りて住りしに、或時鄰國と合戦あり、其時仁左衛門大に戦功ある故に、國王より娘を娶せ、此波牟天亞の城主となす、是に依て、日本の様子を能く知りたる故に、日本と天竺との通用をして、極印を取替して往來を自由にするなり、別本天竺徳兵衛物語、○按するに、前に注せし、せるものにて、これ、事及び山田仁左衛門、寛永八辛未年、是より先、御朱印にて異國に渡海せしもの、自今渡海の時長崎奉行に奉書を添らるへき旨令せらる、これを奉書船といふ、同十癸酉年二月廿八日、已後奉書船の外、異國渡海嚴禁の事及び異國居住の日本人歸朝の時の罪科等を、老中より長崎奉行に達す、同十一月廿八日、それ等の事三章の制札を長崎港に建らる、

寛永八辛未年六月廿日、自是已前御朱印にて異國渡海仕者之分、重而商船差渡に於而者、竹中采女正方へ按するに、此頃、當年より奉書可差添之旨、兼而御治定也、依之、末次平藏東京へ商船差遣に付、則今日采女方へ之奉書相認之、獻朝日記、寛明日記、人見私記、慶延略記、寛永十癸酉年二月廿八日、老中下知狀之内、

覺

一異國に奉書船之外、船遣候義堅停止之事、
一奉書船之外に、日本人異國に遣申間敷候、若忍候而乘參り候者於有之者、其者は死罪、其船并船主共に留置言上可仕候事、

一異國に渡り住宅仕有之日本人來り候は、死罪可申付候、但、不及是非仕合有之而、異國に致逗留五年より内に罷歸り候者は遂穿鑿、日本に留り可申に付而は御免許、併異國に又可立歸に於而は、死罪可申付候事、按するに、已下の箇條は、吉利支丹及び、異船荷物賣買等の事なるにより略す、右條々、可被守此旨者也、仍執達如件、
寛永十年二月廿八日

伊賀 丹後 信濃 讃岐 大炊
曾我 又左衛門殿

今村傳四郎殿慶長記、憲教類典、先例政典集成、按するに、大炊は土井利勝、讚岐は酒井忠勝、信濃は永井尚政、丹後は稻葉正勝、伊賀は内藤忠重にして、皆老中なり、
寛永十一甲戌年五月廿八日、長崎湊高札、

禁制
一伴天連日本に乘渡之事、
一日本之武具異國に持渡之事、

一奉書船之外日本人異國に渡海之事、

附、日本住宅之異國人同前之事、

右之條々、於違犯之族は、速可被處嚴科者也、仍下知如件、

寛永十一年五月廿八日 奉

行慶延
令條

肥前國長崎港禁令

一西洋邪蘇會人載渡日本國事、

一日本國兵器齎渡於異域事、

一奉書船定額外日本人渡異國事、

附、投化異國人准此、

一右所定三章須守禁法、若有犯之則可處重罪、施行如件、

寛永十一甲戌年五月日慶延略記、憲教類典○按するに、漢文の制札は、外國人に示さるゝものなるへし、

寛永十二乙亥年五月廿八日、自今日本船異國に渡海の事一切禁制仰出され、忍び渡るもの、ならひに異國居住の日本人歸朝せは、ともに死刑たるへき旨、大老中より長崎奉行に下知狀を授く、然るに、廣南國に在りし日本人五人歸朝せしかは悉く誅せらる、同十三年五月十九日の下知狀前年と同じ、寛文十二年閏八月廿五日、老中より其事をまた長崎奉行に達す、慶長年中より渡海

の御朱印賜りしもの凡六十二人なり、こは、異國渡海御朱印帳に載る所、慶長九年より元和二年までの人数の總計なり、同二年より寛永十一年までの人数今詳ならず、

寛永十二乙亥年五月廿八日、日本人異國渡海之儀停止被仰出、大老老中下知狀の内、

條々

一 異國に日本之船遣候儀、堅停止之事、
一 日本人異國に遣申間敷候、若忍候而乘渡者於有之者、其者は死罪、其船并船主共留置言上可仕事、
一 異國に渡り住宅仕有之日本人來候は、死罪可申付事、按ずるに、已下の箇條みな異國の荷物買右、可被守此旨者也、仍執達如件、

寛永十二年五月廿八日

加賀守判 豊後守判 伊豆守判

讃岐守判 大炊頭判

榊原飛騨守殿

仙石大和守殿

慶延令條、諸法度、御觸書、但し、
さす○按ずるに、令條記にのする寛永十三年五月十九日、大炊頭判勝已下五人より、長崎奉行榊原飛騨守、馬場三郎左衛門に贈る下知狀、今年のものと同しければ略す、但し、伊豆守は松平信綱、豊後守は阿部忠秋、加賀守は堀田正盛にして老中なり、大炊頭讃岐守は前注に注す

吉利支丹邪法の傳はりし根元は、外國往來自由なる故との御上意にて、寛永年中より向後和人の入唐渡天、悉く御禁止と成、僧徒商人武士儒者まで一切外國へ渡らす、又外國の船とも、長崎に宿坊を定て役人を附、國へ猥に入られず、
兵衛物語
黒船停止の前より耶蘇の教正法にあらざる事を、公邊の御いふかりにて、日本の人安りに異國へ渡海の事は、いかなる災ひもやとて、寛永十二年日本より異國渡海の船御停止仰出されぬ、是より先、長崎より御免許の御朱印賜はりて、年々異國へ渡海せし船も留りぬ、長崎夜話草、
寛永十二年、大猷院様御代、榊原飛騨守奉行の時、異國渡海之義御停止に成、是より已前は從日本異國渡海之上、滯留心に任せしか、渡海御停止と成候節、異國滯留之日本人、堅く歸朝之事制禁之由被仰出、然るに、廣南の國に在りし日本人五人、小船に乗組歸朝す、去れども御制禁を背くにより、不殘被行死罪、長崎集、
寛文十二壬子年閏六月廿五日、老中下知狀の内、日本人異國に不可遣之、若異國住宅之日本人於令

歸朝者、可爲死罪事、
右、相守此旨可及沙汰、仍載下知狀者也、

寛文十二年閏六月廿五日

長崎奉行中

異國渡海御朱印被下候人名

角倉了以 市上市藏 小西與左衛門 木津船右衛門 木屋彌三右衛門 長谷川忠兵衛 長谷川權六 高尾次右衛門 木田理右衛門 長崎船頭彌右衛門 壽庵 船本彌七郎 大文字屋忠兵衛 等安 高木作右衛門 天滿茨木屋又左衛門 細屋喜齋 末次平藏 島津陸奥守 原彌次右衛門 榮任 堺皮屋助右衛門 西野與三 有馬修理 田邊屋又左衛門 伊丹宗味 浦井宗普 松浦法印 高瀬屋新藏 窪田與四郎 今屋宗忠 大黒屋助右衛門 檜皮屋孫兵衛 尼崎屋又二郎 六條仁兵衛 長崎惣右衛門 大賀九郎右衛門 長崎後藤宗印 平戸助太夫 平戸傳助 五島淡路守 長井四郎右衛門 原彌二右衛門 豆葉屋四郎左衛門 大黒屋長左衛門 京の河野喜三右衛門 西村隼人 鍋島加賀守 長崎喜

慶延略記○按ずるに、年月の下の老中の名を脱せしなるへし、

安 山口駿河守 加藤肥後守 龜井駿河守 長崎高橋掃部入道 大坂藥屋甚左衛門 角倉大膳 角倉與一 伊藤新五郎 大村丹後守内江島吉左衛門 羽柴越中守 負田木右衛門 船頭空右衛門 長谷川左兵衛 總計六十二人、異國渡海御朱印帳、
延寶年中まで、異國に居住の本邦人猶存在のものに、寛永十二年渡海禁制已前、その親戚より書翰音物の往復をゆるされ、入津歸帆の唐船に託して贈答す、長崎にて其改方等規定あり、長崎夜話草によるに、此事元祿の頃より禁密に歸帆の唐船に便りて、彼國にいたり留るものあり、
延寶年中、異國に住宅之日本人二十九人、

○咬啗吧 男女八人、村上武右衛門、
自注、長崎上町本後藤町原左衛門爲に弟、
忍すてる、自注、長崎藥町山崎今魚町森田喜兵衛爲に兄、
其左衛門爲に姉、
濱田助右衛門後家、
自注、長崎今魚町濱田長左衛門爲は、
自注、長崎藥町小柳理右衛門爲に養子、
同酒屋町、
蜂七兵衛爲に姪、
同袋町本田與三郎爲に伯母、
こるねりや、
自注、平戸判田五右衛門爲に娘、
自注、平戸善三郎爲に妹、
同所三好庄左衛門女房爲に姉、
同所森田傳右衛門女房爲に姉、
同所三吉爲に妹、
みや、
自注、平戸立

自注、長崎上町本後藤町原左衛門爲に弟、忍すてる、自注、長崎藥町山崎今魚町森田喜兵衛爲に兄、其左衛門爲に姉、濱田助右衛門後家、自注、長崎今魚町濱田長左衛門爲は、自注、長崎藥町小柳理右衛門爲に養子、同酒屋町、蜂七兵衛爲に姪、同袋町本田與三郎爲に伯母、こるねりや、自注、平戸判田五右衛門爲に娘、自注、平戸善三郎爲に妹、同所三好庄左衛門女房爲に姉、同所森田傳右衛門女房爲に姉、同所三吉爲に妹、みや、自注、平戸立

門、自注、長崎本大工町木村久右衛門爲に弟、同平戸町辻、北島
 八兵衛、自注、長崎北島、德永長三郎、自注、長崎藥町
 石橋加兵衛、自注、長崎濱町原、三宅次兵衛、自注、
 野中市右衛門、自注、長崎本紺屋町、吉
 原太兵衛、自注、長崎本博多町吉原、石津伊左衛門、自注、
 下町石津市郎兵衛爲に伯父、次郎兵衛、自注、長崎馬町松田
 廣島渡邊四郎兵衛爲に親、次郎兵衛、吉左衛門女房伯父、
 ○安南 男四人、内城加兵衛、自注、長崎上町彦
 喜多次郎吉、自注、長崎油屋町喜、角屋七郎兵衛、自注、
 町松本市郎兵衛弟、伊藤松坂角屋七郎次郎弟、堺いわ、平野屋
 しや九郎兵衛兄、長崎下町荒木久右衛門女房弟、
 四郎兵衛、自注、和泉堺町松本市郎兵衛養子兄弟、○廣南
 男四人、具足屋次兵衛、むかでや勘左衛門、自注、長
 麻布半左衛門親、泉屋小左衛門、自注、長崎石灰町具足
 以來知る人、
 崎小左衛門、自注、長崎毛皮屋町大、
 和田理左衛門、自注、長崎本後藤町和田利兵衛、同 ○在國不
 知者 男三人、多賀源左衛門、自注、豊後府内多賀
 豊後町豊後屋和、高屋久左衛門、自注、島原有馬町山村久
 右衛門、○脱文、古手島次兵衛、自注、長崎四町
 脱文、都合男女

二十九人、内男二十二人、
 右、異國住宅之日本人共には、日本に居候親類共よ
 り書狀取通之、
 唐船入津より歸帆までの覺書の内
 一たごへ異國住宅之日本人たりといふとも、異國
 より差越候書狀、并送荷物等迄奉行所にて改之、
 年行事方より其主々相渡之、年行事手前に手形
 取置候事、
 一日本人より異國に遣候書狀荷物等者、用人と與
 方と改之、別條於無之は書狀にも荷物にも相封い
 たし遣候事、
 寛永十六年の事にや、紅毛國も蠻國に類せし水土
 なれば、其種子日本の種子に混雜すへからずとて、
 則平戸長崎に在し紅毛血脈の輩十一人咬啗吧へ放
 流せらる、此地には紅毛人住居あり、紅毛船は日
 本渡來停止にもあらねば、年毎に來れる紅毛船又
 は唐船も其地に往來あるゆゑに、故郷の親き族或
 は友たちなどへ、文遣はし送物など品々ありし、其
 中に長崎何れの町の女人、父は紅毛人にて名をは

るといひ、此よし十四歳なるを咬啗吧へ流された
 り、此女後に其國人の妻となりてありけるか、故郷
 を戀しく思ひつゝ、商船の便りに文おこせしあり、
 見る人落涙せぬはなし、此女頓て子などもありて、
 其後も日本へたひく文おこせたり、元祿九年の頃
 まてなからへ、七十六七歳にて死せしよし、便りに
 聞え侍りぬ、其後子なるか文おこせしかと、公けよ
 り止させ給ひて後は、いか、成行けんしらす、
 ○按ずるに、前に載る異國住宅日本人二十九人の内、その名も見
 え、かつ其往復を禁せられし年代を見るべきを、こにも存す、
 木邦の人唐國住居物語、自注、唐國の人物語といふ、
 先年は唐國の人も長崎に居住し、日本の人も唐國
 へ渡海自由なる事にて、京都の角倉茶屋、泉州のか
 ら金や、筑前の伊藤、長崎の末次などは船を仕出
 し、暹羅、柬埔寨、廣南、東京の諸國へ渡り商ひを
 し、其國々に止りしものは妻子を持ち、暹羅、廣南の
 地には、今に日本町とて本邦の人の子孫あるよし、
 其後本邦の人異國渡海御制禁に成て行ものなし、
 しかりといへども、唐國へ行て見度志しあるもの
 は、唐船歸帆の頃、竊に彼船に便りて唐國へ行もの
 あり、自注、これを飛、又難風に逢ひ時々漂流するもの

ありて、或は送り歸され、或は其國々に止り、其地
 の人となりしもあるなり、三十年以前、長崎のもの
 歸帆せんご、沖懸りせし唐船へ密買に、
 行しに、暴風にて沖より吹出され、泉州府へ着けれ
 は、其所に止り一人は石細工を業とし、一人は福州
 府へ行煙草屋の聲と成、日本煙草肆といふ看板を
 出し、煙草を包む紙の内へ、貝殻一つ、包込ければ、
 唐國の人これを蛤子煙といふ、一人は浙江の内森
 江府に居住し、孫などもまふけ、三人ながら其國の
 風俗に成しぬ、されども額をぬきし跡はつきりと
 あるゆゑに、唯今にても日本の人なるへしと見ゆ
 るなりと、また長崎棧津町のものどやらんにて、長
 五郎といひしもの、唐船へ密買に行、買取し代銀不
 足なれば、夫を皆濟するまで人質として船に在し
 に、俄に難風に逢ひ唐國へ行しに、其船主張氏元こ
 の長五郎をいたはり、張氏を與へ彼地に住居さす、
 張三官と稱へ、寧波府にて妻子を持、唐銀六七十貫
 目の身代となり、酒を賣富榮へけると、されども本
 邦通商の船の渡海に赴くを見ては、流石に古郷な
 つかしく、其帆影の見ゆるまで詠め暮し、いつも袖

をしほりぬる事なりと、また唐國の人と座席を同しく、酒汲かはしぬる時は、今に至ても本邦の小うたなど唱ひ興しけると、また林火輔といふ臺灣船の船主の船へ、長崎のもの兩人密買に乗りしに、難風に吹出され寧波府の沖なる舟山の近き邊り漳浦といふ所へ至りけるに、船底に潛ませ置て、終に陸へは登らせず、こゝに五日居しに、林泉寔といふ唐國の船主本邦へ渡海せし船に乗て歸朝し、長崎の湊口より夜中杉板自注、唐船の端船也に乗て長崎へ揚し由、また薩摩の國の蘭助といふもの臺灣へ渡り、そこなる材木屋の智に成しか、數年以前より、福州府の長樂縣なる魏弘丹といふもの、所に勤居しか、酒興遊女等に耽り、弘丹にも疎まれし由、また長崎のものにて名を長太郎といひしもの、程才城といふ南京の船主の船に乗居しか、難風に逢ひ南京のうち沙理といふ所に着、夫より南京にても殊に繁華なる蘇州府にありしに、其地の衣服は本邦にて着も馴れざる事なれば、暑寒の分ちもなく、稍もすれば袴を脱捨しゆる、本邦の人を連越せし事人に知られし時は、船主程才城も迷惑する事なれば、廣南には

日本町もあれば、この所へ遣すへしとて、銀子一貫目を興へ彼地へ送り遣りしに、漸唐國の風俗になり、其後蘇州へ立歸り住居せしに、また長崎産れのものにて、唐船の歸帆に伴れ、寧波府の内崇明縣に居住せしか、このもの船を乗る事に妙を得、只今は山東といふ所へ行て夥長の事也自注、船頭と成名も子新と改めし由、また何ものやらん、島原の内須川といふ所の權之丞か弟なる七助といふものを、密買船の水主に雇ひ連行しに、兼て巧みしと見え、正銀百貫目に、また五十貫目ほど皮袋に石を入持行、唐船へ漕寄せ百五十貫目の銀を持來しか、天氣のほども心元なければ、其心得にて彼價ひ程の品を渡し候へと、船主へいひければ、これを誠と心得、代物を出し小船に積、其銀を唐人打寄改めし内に、小船のもやひ綱を切、密買の船は臈を早め逃去たり、このとき水主七助は酒に酔ひ、彼石を入し皮袋の上に、前後も知らず熟睡して居たり、唐人ども是を見て不審に思ひ、七助を引立皮袋を改しに、其袋の内は銀にはあらで悉く石なりければ、船主并工社自注、水主の事なり共驚き騒ぎ、逃去て密買船を追かけしに、遙に隔

りければせんすへなく、責ての憤りはらしに、此七助を海中へ沈めんと手取足取せしを、船主これを宥め、某不運にして斯欺き損失に及へり、しかりといへとも其憤に人命を截ん事、其道理に叶はず、いつれ別の小船もきたらば、其船に便りて返すへしとて、數日か間帆をあけず、沖にまきれ居るといへ共、小船の通もなし、此上はとて唐國へ連れ越し、普陀山に船を寄せ、普陀落寺へ祠堂銀一貫目を附て、此七助を出家なし賜へといひ入し内、彼か不運にや、また惡風に吹出され、海防といふ海邊へ漂ひ寄りければ、其所の役人來り日本の人を乗せ來りしとて、船主迷惑におよふを見て、七助これをなげき、海中へ身を投して死したりとぞ、

右、本邦の人唐國に居住せし物語は、享保八癸卯年長崎の町人金右衛門といへるもの、密買密賣および唐國の人館内より手たてをもつて、本邦の人へ拔物を商ひなとせし事を書上しといふ事、書の内に見ゆ、異國紀聞、

○渡海御朱印御用掛

按するに、此地異國に出さる、御書御返簡等も、元信、崇傳、これを役し、林道春にも命せられしなり、

慶長十三戊申年正月十一月、是より先、異國渡海御朱印の事豊光寺承兌奉はりしか、示寂によりて自後國光寺元信京師相國寺の塔中にして、字を三葉といひ、また開室と號故、或は學校、寺社の事を司る、はしめ下野足利學校の住職たりし故、或は學校、沙汰すへき旨命せらる、同十七壬子年五月廿一日元信遷化し、金地院崇傳これに代る、崇傳も、慶長十五年より寺社の總領司たり、かつ長崎奉行はじめ、老中本多上野介正純、及び後藤庄三郎等も異國御朱印等の事に與りしよし、異國渡海御朱印帳に散見

自日本到西洋舟也、

慶長第十三戊申年正月十一日

御朱印但、此御印も年號之通也

此異國の船を被遣御朱印は、大高一重に端を三寸計明て、御朱印迄者以上五行り、様子見計て能ほどにかい合、よき様に書、印も年號も國の名も自ら同じとほり也、右之字は一字下けて書也、按するに、外藩年荒木宗太郎に賜はりし交趾國御朱印の高眞を載す、其書式いさゝかにいふと、こゝと異なれば、因に下に附載す、上包

は高大一枚也、其上を杉原二枚にて包、假名にてこの國の御朱印と書て、下に其望む人之名を書付て被渡候也、何も銀一枚或者無量等筆功也、本上按ず、本多上野介の有狀、此裏に案を留、
略稱なり、尚々何れも御朱印共に持來狀被添申候間、其こ

とく可被遊候、以上、
一書合啓上候、仍異國へ之御朱印とも、いつも免長老のこことく貴僧被遊候て可被遣旨御誼に候間、其心得可被成候、恐々謹言、

正月十一日 本多上野介 純判

圓光寺

右之狀、嵯峨之角倉大膳、正月廿二日に被持參候、此返事正月廿六日に調遣候、但、片便宜也、猪兵衛頼入候、

慶長十七壬子年五月廿一日、圓光寺閑室和尚遷化、其時傳長老は在洛、六月十九日下府仕、廿日に大御所様に仕申、濃毘數般之御書之儀、御直に被仰出候云々、以上、異國渡海御朱印帳、○按ずるに、此書文中に、
えされとも、東京の御朱印留に、崇傳の奉はりの分三通あり、其三通は慶長十八年、同十九年、元和二年にして、十八年御朱印留の

奥書に、去年正月十一日の御朱印持來、圓光寺被書也とあり、然れは、前年遷化までは元信沙汰し、遷化の後崇傳の奉はりし事、彼を推考して、
神祖世を知し召れし始は、外國より書を奉りし事共多かりし、其頃は三要長老といひしか其事を承りたりき、これは秀吉の代に東國に移らせ賜ひし時、下野國足利の庄の學校の住持なりしかは、是等の事共仰蒙りし事共ありしによりてなり、後に圓光寺と聞えし是なり、此長老なくなりし後は、京の傳長老此事を承りたり、これは後僧録になられし金地院と申せし人なり、此僧なくなりしよりこそ、林道春法印是等の事を承りたりけれ、白石私記、
元和二丙辰正月八日
一請取申銀子之事

合八枚者

右、これは異國渡海之御朱印八通之分なり、此うち、四通は去年寅之年天王寺にて相認候分なり、四通分は舊冬卯之年相認候分なり、儘に請取申所如件、
金地院内 松首座判
元和二年丙辰正月八日
長谷川左兵衛様御内

渡邊内記 國師日記

慶長十七壬子年七月七日、前年出されし異國渡海御朱印の員數書を呈すへき旨、金地院崇傳に命せらる、則書寫してこれを獻す、寛永元甲子年六月十九日、崇傳また台徳院殿御代に出されし御朱印の員數書を、老中土井大炊介利勝に送る、

慶長十七壬子年七月七日、於御城上州按ずるに、本多上野介正純なり被申渡候は、去年慶長十六年中、異國に被遣候御朱印程有之哉、書披所望之由御上意之旨に候間、則圓光寺弟子同宿に尋、寫可上由申候て歸院、則圓光寺へ取に遣候而書て上る也、

慶長十六年辛亥、異國へ從日本國渡海之御朱印覺

- 正月十一日 一安南國へ一通 角藏與一拜領、同日一同國へ一通 平戸松浦法印拜領、同日一呂宋國へ一通 平野孫左衛門拜領、同日一暹羅國へ一通 羽柴越中守拜領、同日一交趾國へ一通 船頭空右衛門拜領、同日一同國へ一通 長谷川左兵衛拜領、右圓光寺之留書覺見候而書披進上仕候、以上、右本多上野殿へ、慶長十七子七月七日に書て上候留

書也、異國日記

寛永元甲子年六月十九日に、豐光寺、圓光寺、金地院三人分、
相國様御代之内、異國へ被遣候御朱印之數書付清兵衛に持せ、土井大炊之のへ進候也、其案左にあり、

- 異國渡海之御朱印被下候覺、豐光寺分、
一安南國の四通 一東京の六通 一占城の四通
一呂宋の十四通 一信州の二通 一信州の二通
一大泥國の五通 一暹羅國の十二通 一順化の一
通 一東埔寨の十六通 一西洋の十八通 一迦知安の一通 一蜜西耶の二通 一荖萊の二通 一占城國の一通 一田彈國の二通 一摩利伽の一通
以上、
同圓光寺分、
一安南國の四通 一東京の四通 一呂宋國の六通
一暹羅國の十一通 一東埔寨の三通 一交趾國の五通 以上、
同金地院分、
一東京の三通 一呂宋國の十通 一暹羅國の十二

通 一東埔寨の四通 一交趾國の二十一通 一高砂國の一通 一摩陸國の一通 以上、異國渡海御朱印帳

通航一覽卷之百七十一

安南國部一

按するに、安南の名はしめて唐に見ゆ、廣東通志、明史、安南國傳、清一統志等に據るに、この國古への交趾なり、帝顓頊の時、南交趾に至る、祗属せざるなし、帝堯義叔に命じてその地に宅らしむ、周のはじめ交趾の南に越裳氏あり、成王十年來朝し白雉を獻す、使者歸途に迷ふ、周公賜ふに指南車を以てす、また秦の始皇南越を撃て、桂林南海象の三郡を置しよし、史記及び通鑑外記に見ゆ、西漢の高帝にいたり、秦置くところの南海等の長吏を殺し、郡を并せ趙佗を封して南越王とす、武帝の時子孫叛くにより、南越を撃て地を定め、儋耳、珠崖、南海、蒼梧、鬱林、合浦、交趾、九真、日南の九郡とすと、廣東通志に紀す、東漢光武の時、交趾の刺史を置く、儋耳、珠崖の二郡を廢して七郡とす、三國吳分て交州廣州の二郡を置く、南北朝の時、都督府を置、又總管府とし、唐の貞觀の初、十道に分つるとき、嶺南

通航一覽卷之百七十終

道に屬し、安南都護府と改むるよし、明史中夏古今州郡圖譜にのす、唐書に、開元の初、粟田遣唐大使粟田眞人なり、復朝す、其副仲滿華を慕ひ、姓名を易て朝衡といひ、官祕書監に至り、檢校に累遷し、左補闕儀王の官を歴て後還る、この時、本邦に歸らんとして、天寶十二載、朝衡また入朝し、これ安南國より再、上元中左散騎常侍安南都護に擢らるるあり、續日本紀に、天寶五年、藤原清河遣にあひ、唐國南邊の驩州に漂着すとのせ、日本紀略にも、天寶十二載、留學士朝衡聘唐大使清河と同船して歸朝、海路颶風のため、安南に漂泊すと記せとも、天寶十二載は我勝寶五年にして、朝衡安南より再び唐國にいたりし年なれば、其說頗詳なり、宋の開寶八年、安南の丁璉を交趾郡王に封す、後丁氏の臣黎桓、黎氏の臣李公蘊ともく、篡立し、隆興二年我長寬二年にあたる、李天祚を封して安南國王とす、是より國王また陳氏、黎氏、莫氏あり、其國主は嘗て帝と稱し王と稱したれども、明の嘉靖十九年、我天文九年なり、莫氏明に降りしより、安南國王を削て、安南國都督使司となし、莫登庸に都統使を授く、萬曆九年、舊主黎氏の裔孫潭なるもの漸く強大にして、同二十五年に至りて、遂に莫氏に代る、明また都統使を授く、されども明末より清初にいたるまで、黎莫の兩氏こ

の國に分據して、歸一する能はず、清の康熙二十二年に至り、我天和三年、黎維正に削封ありて、再び王號を復せしなり、この國も漢唐の時の内地にして、五代の時、交趾の曲承美なるもの、かの地に割據して、中國の令を受さりしより、始て蕃夷に淪みたれば、其制度みな唐山の餘風ありて、自ら年號を建て、三司十五府兩都十三道を設け、東西千七百六十里、南北二千六百里、其職名も多く唐制に倣ふと、清一統志等に紀せり、また長崎志、華夷通商考に、其地夏は大熱、冬は本邦長崎九月頃の如し、文字みな漢字を用ひ、衣冠も明の制法にして、三教通達の國なれども、唐土の外なりとあり、また安南雜記漂民等の説話に、地形みな淨砂にて曠く、海は遠淺にして入江あり、王都に遠見臺あり、登る事五六丈、四方山を見ず、遙に唐國の方青山見ゆ、都下人居稠密なり、人物色薄黒く、惣髮にて髪を結び、髻には香蠟を傅く、縮緬絹等丈餘の切をもて頭を包み、その端を卷鉢にして前にて結ふ、衣服は筒袖の大なるを着し、下には袴を着く、杓は革或は縹子毛織等にて造る、卑賤のものは皆跣足なり、女子は耳に環

を穿ち、服は赤白等の緋を用ふ、男女とも齒を黒く染む、居室は國王のみ瓦を用ひ、其餘はみな檳榔の葉にて葺くよし、飲食四時ともにそなはれり、王城には所々に石火矢を任掛置、しばし軍陣の訓練あり、國王みづから巡視して指揮す、陣立には象四疋を牽出し、一疋に卒二人つゝ乗、武器は鐵砲の筒先一寸六七分の劔を附け、石火矢は車臺にして長四尺餘、十二貫目程のよし、長刀劔とも鐵錐なりとそ、生産は漁者多く、市店の商賣多くは女子これをなすよしみえたり、我國より渡海の御朱印に、安南交趾即東の外、廣南、西京、占城、古越、雲氏、東京、順化、天南の唱あり、慶長年録に、安南國また越の國といふあり、又或説し、題して大越永祚七年欽授曆あり、永祚七年は我寛永二年に當る、また明和四年歸朝せし、安南國に漂流せしもの、持歸りし層に、越景興二十七年とあるよし、即明和三年なり、あもふにその開國越裳の舊號を略して、後世越越と唱へしものによ、是みな安南國中都會の地にして、交趾を東京といひ、國王の都城なり、廣南を西京といひ、その大臣阮氏の鎮府なり、就中順化港、廣南港は、賈船の湊泊するをもて、其名他邦に顯ると、明史等に見えたり、占城は古の越裳の地にて、秦に林邑と號し、漢に象

林縣といひて日南郡に屬す、其後唐にいたり、元和の初、鑑州に入寇せしによて、安南都護張丹これを撃ち、國を占に徙して占城と號す、元の至元中、命を拒むを惡み、兵を擧て之を征す、され共定むる事能はず、明に至り論して阿答阿なる者を封して占城國王とす、のち道を失ふにより、大臣閣勝王を殺して自立す、成化七年、安南より兵を發して占城を撃ち、前の王孫を立て王とすと、清一統志に見えたり、また華夷一覽志にも、占城は古への林邑國にて、唐の時改て環といひ、又改て占城と唱ふ、明の中頃、安南に破られて、廣南の屬となるとあれば、從來交趾の屬土なるへし、采覽異言に、燕八また占八と元史に見え、蕃名ヨンバイまたヨンバと稱するよし紀す、交趾船は文祿四年、はしめて入津ありし事、外國入津紀に出つ、當家にいたりて安南の通信は、慶長六年にはしまる、然れどもその呈書によるに、是よりさきかつて往復ありしなるへし、華夷通商考、四夷八蠻船紀行等に、日本より海上千四百里を隔て、唐山の西南雲南省より陸續なり、唐山の人餘多居住し、往昔本邦よりも渡海し、留て居住せ

しもの多く、即其地を日本町と號し、其子孫ありとそ、長崎地下人荒木宗太郎家傳に、元和八年御朱印を賜はり、廣南を渡海し、彼國王に謁見し、國王懐柔の餘情、女をもつてこれを妻せ、阮氏を授け、好渡來の船は、唐國福州、漳州等の商船此國に行く、産物を調へ來るを交趾船といふ、その商船にかの地の人も乘來る、占城、東京等もまた同じきよし記せり、

○通商并呈書獻物御返簡等、

按するに、安南の來書等に稱するところの名號一ならず、はしめ安南國天下統兵都元帥瑞國公とあり、その後或は安南國大都統瑞國公阮といひ、或は安南國大都統瑞國公、或は天安國欽差雄義營副都統瑞國公とあり、明史及び清一統志等によりて推考するに、これ皆安南國王の書にあらすして、その大臣廣南總領官阮氏の獻書なるへし、いんとなれば阮氏は、安南國の外戚、奕世の大官にして、廣南に駐劄し、威權諸部に行はる、廣南は貿易の要津、賈船の輻湊するところ故に、其來書みな阮氏の上に係り、その瑞國公は、また阮氏封號の通稱なるへし、但疑ふべきは、この國明朝に至りて王を稱するを得ず、たゞ都統使を授るのみ、然ればいふところ大都統は、即ち國王黎氏なるへしと思はるれども、すへて阮氏に係れば、その國王にあらざる事明らかし、また疑くばその國王は明の都統使を受るさいへとも、その國に於いては借して王と稱し、都統は却てその重臣に授けしも知るへからず、慶長十四年の移文に、平安王舒郡公、文理侯、廣富侯等の稱あり、元和五年には華郡公、寛永元年には清郡王といひ、元禄元年には直に安南國王と稱す、是みな各府に駐劄して、各自に王公を僭稱せしものなるへし、王公

慶長六辛丑年夏、安南國の商船渡來し、この國の船、はしり、都元帥より書を奉り、方物を捧けて隣交を修せ

ん事を願ふ、よて同年十月、東照宮御印書を賜ひ、呈書に遺はされしなり、今快す、渡海の證となさしめ、且武器を贈らせらる、同七壬寅年六月、書を捧けて禽獸を獻す、同年十月、御返簡及び兵具を遣はさる、

慶長六辛丑年より、海外數ヶ國入貢、夏交趾按するに、前南の都城の地なり、舶來る、當御代海舶の來る始なり、如官日簿抄、

慶長六年、安南始て書を奉り物を贈りしより、寛永九年に至るまで通路絶す、御返書をなされし也、按するに、慶長十一年より後は、御返簡は遣はされず、執政よりの返書なり、其後の通路絶えぬ、外國通信事略○按するに、此書寛永九年まで通路絶えず云々、其後絶えぬと記せしは、いつの頃を指せしにやふしんなり、寛永以後に中絶に似たれども、元禄中しばし書を奉り、長崎奉行等にも贈書あり、且長崎志に、元禄六年八月、破船の廣南人、歸帆の廣南船二船に連歸らしむと載、また享保十一年、東京の船主に象御所望ありしを見れば、享保中にいたりても、猶通路絶えざりし事知るへし、但し、これらの船は、唐國福州、漳州等の船主ら、この地にいたり、産物を積來る船にして、彼國の船にはあらざるなり、

慶長六年

安南國天下統兵都元帥瑞國公、茲屢蒙家康公按するに、異國出契に、御諱の所を王成公に作りしは、其意解し難けれ共、御返簡によるに、こは東照宮をさし奉りしなるへし、但し誤字なるも知るへからず、されども他書に御諱を載す、貴意、前差白濱の分明なるにしかされは、いまさらず、

顯貴、發船往販、通商結好、又蒙賜文翰、乃前任都堂
 往復、今我新任都統元帥、欲依前事兩國交通、不幸
 至舊年四月間、顯貴船在順化處海門被風蕩、船
 破無所依、侍順化大都堂官、不識顯貴良商與船、衆
 爭氣、不意都堂官事誤身、故諸將帥與兵報怨、且日
 日要殺死顯貴、我在東京、聞此消息、愛惜難勝、於上
 年按するに、上年は前年弘定元年をさすなるへし、我奉命天朝、復臨巨鎮、見顯
 貴尙在我國、我本欲發船許回、奈天時未順延至今
 日、幸見貴國商船復到、顯貴暗曉事由、我無不悅、爰
 謹具菲儀、聊表微意、庶容少納、外專書一對、煩爲傳
 口上位、示下予顯貴返國、以結兄弟之邦、以交天地
 之義、誠如是、則助以軍器、日、生鹽漆并器械以充國用、我
 感德無涯、異日容報、至祝茲書、

弘定二年五月初五日

別副 計 一財物五項 奇南香壹片參斤

白熟稻三疋 白蜜拾掙 檣木壹百枚 孔雀子五疋

書

弘定二年五月初五日、外藩書翰、方策新編、古文書錄○按す
 の紀載にして、二年は我慶長六年に當れり、

安南國天下統兵都元帥瑞國公、致書于日本國兄大
 相國家康公、書曰、孟子七篇曰交鄰、中傳九經曰柔
 遠、此古今之常典、天下之通義、且我與大相國前約
 已定、結爲兄弟之邦、永爲萬年之好、曩因我國有事、
 徵我還京、不意大相國人、白濱顯貴招商往販、到順化
 處、奈天時不順風蕩舡破、致使順化、大都堂官與顯
 貴商客、事皆已誤、我不之知、至茲我復臨巨鎮、因見
 顯貴尙在我國、我想及前由更加厚寵、欲遣歸國以尋
 舊約、幸見上國商船復到、顯貴招入、陳達情由、我欣
 然曰、誠千載之奇逢也、爰具菲儀於篋篋、聊表寸忱、
 敬憑尺楮於封函、略申大義、倘大相國曉知此義、復
 遣使通、一則因產國利、助其軍器、生鹽漆并器械日以克吾
 用、一則急賜示下予、還顯貴以寶善人、直第一之好
 事、兩國之洪福也、茲書、

弘定二年五月初五日、異國出契○按するに、これ我慶長六年
 疑なきにあらざる、また外藩書翰に收めざるもふしんなり、たまた
 ま方策新編に載せしを聞するに、その書同文にして、たゞ大相國秀
 吉公とあるを異とす、然れば前の一通は東照宮に奉り、此別封に豊
 臣太閤に呈せしものと知らる、いかんかなれば、前書に外專書一封
 煩爲傳口上位云々あり、これ豊臣家文祿慶長の初より交通の因
 によりて、かれ此頃猶或は太閤の薨せしを知らず、贈りしも知るへ
 からされば、方策新編の記載その實を得たりとすへきか、
 されども彼此の異同今決したければ、姑らく疑なき存す、

慶長六年十月

日本國源家康、復章安南國統兵元帥瑞國公、信書落
 手、卷舒再三、自本邦長崎所發之商船、按するに、この船をさし給ひしなるへし、於其地逆風破舟、凶徒殺人者、國人宜
 教誡之、足下至今撫育舟人者、慈惠深也、貴國異產
 如目錄收之、夫物以遠至罕見爲珍、今也吾邦四邊無
 事、郡國昇平也、商人往返、滄海陸地、不可有逆政、
 可安心矣、本邦之舟、異日到其地、以此書印可爲證
 據、無印之舟者、不可許之、按するに、これ御朱印船の張本なるへし、その事は専ら慶長九年より、弊邦兵器聊投贈之、實千里鵝毛也、維時孟
 冬、保裔珍重、

慶長六年辛丑小春日

御印異國日記、異國近

慶長七壬寅年六月、黒船着、按するに、慶長見聞書には、土より長崎に入津、船中人千二百人在之、交趾より内府公へ捧げ物あり、生虎一、象一、孔雀二、但虎は不京着、創業記、官本當代記、
 慶長七年六月廿八日、肥前國より飛脚江戸に到來
 す、黒船着岸するのよしを注進す、船中に乗る處の

者凡二千二百餘人、家忠日記追加、

慶長七年六月廿八日、肥前長崎より飛脚江戸に至
 り、去月下旬、商賈交易の交趾船入津す、乗る蠻夷
 千二百、献上の品々、生虎一匹、象一匹、孔雀二羽と
 いふ、虎は長崎に留置、其餘は上京せしむへしと
 いふ、按するに、此頃東照宮御在京なれば、江戸に注進して、奉行小笠
 原一庵歿て、跡役長谷川左兵衛尉藤廣、外國入津記、
 慶長七年十月三日、安南國御返翰、按するに、この國より
 里、明年の弘定四年の來書に、去歲致遺片楮、陳其悃誠、并方物小
 禮さあるは、この時の事なむ、なるへし、且外國入津紀に載せ
 進し、長崎より交趾船入津の注進し、その上書の時なるへし、
 日本國源家康、報章安南國大都統瑞國公幕下、遙傳
 珍章、近見玉宇、千里迢迢、不異暗對、況又靈區之異
 產、遠方之芳情、不勝歡仰、貴國懇求之方物、敝邦所
 產土宜者、可隨商人所思、地已雖阻海山、其情不減
 尺五、他日商船往來、風波難者天也、敵國之四方海
 陸、叨不可有凶賊、本邦兵器、別楮具其物雖菲薄、志之
 所之也、維時孟冬、霜氣稍嚴也、爲國家宜保重、不
 備、
 慶長七年壬寅小春初三

御印異國日記、異國出契、異國近年御書草案

慶長八癸卯年、安南國大都統より書儀を獻して賜物を謝し奉る、同年十月、東照宮御返簡及ひ長刀等を贈り給ふ、時に商客の願によて、渡來の御朱印を賜はる、同九甲辰年八月、同十乙巳年九月、また武器を贈られ、かつ不正の商賈は其國法に任すべきとの御返簡を出さる、老中本多上野介正純よりも奉書あり、彼また返書を來す、

慶長八癸卯年

安南國大都統瑞國公阮、敬書日本國內大宰執原王殿下、遙聞宰執德聲含詠、仁風騰十地之雄、道化偏謠、惠露灑兩天之渥、職欲成貴貴之義、去歲敢憑片楮、陳其悃誠、并方物小禮、幸蒙宰執垂納、會茲年仰見宰執玉札、遙傳芳情、道達曉成昨日之事、職不勝欣賀之至、頓首稽首、拜之讀之、增其水谷、況又贈以甲冑軍器、錫以珍重如此、非榮何賜之乎、其恩深滄海、義重丘山、真宰執含弘兼愛之度、即欲遣人詣于塔前拜謝、其奈堯天舜海何、徒懸念而已、感云、海雲里隔千餘、信義心孚一片、此職書中第一義也、且職之陋邦乃卷石勺水之區、無有奇貨異物、曷足以彰其

賜、茲因驛使言還、輒以土產小物、聊表微忱、爰及折簡、謹陳肝膈數言、冒達宰執殿下、禮雖云小、伏乞笑納、願自茲以後、共信此心、莫違其儀、使兩國相親之厚、百年至于千萬年必矣、

弘定四年五月十九日、異國出契○按するに、外蕃通書に、この書相國寺書輪屏風に載するに、

慶長八年十月

日本國源家康、復章安南國大都統瑞國公床下、華紙芳言、金札刊字、共歸掌握、遙難阻溟渤、簡牘頻往來、則其盟齊鄰境、特投贈貴國方產、如目錄領之、實至情也、渡海商人請寡人曰、異日來弊邦之時、于海濱于島嶼到府縣村邑、任船主心、可寄寓之大望也、即命陋邦士民、而書商人住居可隨所思、商舶貨財不可侵掠之印札付與焉、只要使旅客安居、敵國軍器長大刀壹拾柄、寄贈以伸寸忱、今也歸舟忿々、不能委委、按するに、異國日記、外蕃也、不具、書輪、悉く一字に作る。

慶長八稔星次癸卯小春初五日

御印異國近年御書草案、異國出契、異國日記○按するに、外蕃通書に、書印札而付與とあれども、その朱印今佚すこあり、されども外國入津紀、慶長九年條末に、前にたまく交趾商船に賜はりし御朱印を載す、た、年號等を記さ、れば詳なら

されども、前後の御書を參考するに、まさに御書にいふところの御朱印なるへし、但し、年代の合さるは、かの船或は明年に至りて出帆ありしか、然れば其時賜はりしものや、或は錯雜して九年に係けしも知るへからず、御朱印は下の渡來御朱印并渡海制令の條にあり、

慶長九甲辰年八月廿六日、御返書按するに、この年安南國よりの呈書また佚せり、

日本國大將軍源家康、啓安南國大都統瑞國公、來翰披覽、年年聞音問者、方域如不隔絕、特三種之方物、懇意不淺、自本邦赴貴國之商賈、若侵法政、任國務可誅罰、委曲上野介正純可按するに、異國出契、傳説焉、即今托船主而腰刀備州片山、脇刀、鎌倉、廣次、一文字、脇刀、廣次、投贈之、以寸志不顧微物也、所希者采納、

慶長第九曆歲舍甲辰仲秋二十有六賞

御印異國近年御書草案、異國出契、○按するに、御書に、本年の復多正純傳説すへしとあれども、その書令所見なし、明書あり、

慶長十乙巳年九月、自安南國、獻書及數般信物于大御所、被贈答書并長刀二柄太刀一把、紀年錄、

慶長十年

安南國大都統瑞國公、啓日本國源王殿下、雲海雖殊地域、星象正一天樞、比者貴國商船主彌七郎按するに、

長崎の人、船本彌七郎なり、駕來本鎮、兼親玉箋瑤翰寶劔腰刀、其厚恩如此、無償可答茲焉、即月言還、便風附報、所有小禮、具在、投贈貴殿、幸蒙笑納、以表鄰國之交、謹啓、

弘定六年五月初六日

- 書押
- 別幅 計 一信物六項 銃二柄 奇藍香一塊 白絹十匹 蜜香一瓶 香蠟一瓶 火香一千株

弘定六年五月初六日按するに、弘定六年は、我同年九月、慶長十年に當れり、

日本國從一位源家康、報章安南國大都統瑞國公足下、邨雲飛來、披而讀之、則近似接眉目、殊以註記贈數般之土宜、寔芳誠也、陋邦商客、每歲到其國、不厭海陸遠、不畏風浪災、貪小利輕一身、共非有道輩、於異方者、想是以無族類之親、不得口舌之便、若吐惡言作惡行、究盡理之正邪、辨別罪之輕重、而可被刑戮、服遠人者德之至也、巨細分付本多上野介筆頭、長刀二柄太刀一把、雖薄物述賀儀而已、

慶長十載龍集乙巳秋九月日

御印按するに、また本多正純の書を缺く、

安南國大都統瑞國公、報書日本國本多上野介正純幕下、遙觀雲箋、如接風采、比者彌七郎、天教一見篤實忠厚、我結爲義子、無愛諸客、曲加勸戒、体如鈞意、玆焉、彌七郎回國、不勝想望、爰裁斤楮附風、獎保方望、幕下見幸彌七郎、我知其惠、且勸懲國之常典、理宜稟白國王、明年復許彌七郎、整飾參禮、便來本鎮、一平交易、兩全恩義、所有小物、白絹二匹、聊贈爲信、其餘他客商不得混進、倘有暴惡、正以國法、謂不能容、書不盡言、至矣、必矣、

弘定六年五月初六日、以上、異國日記、異國出契○按するも載す、その文恐らくは國書の草ならん、書中甲辰六月云々、さあれば、この頃なる事明らかし、また前使不徳故處之以國刑、さありて、前後の御書と類せるもあり、故に姑らく、こゝに附して後勘をまつ、

日本國□□□□致書安南國頭目黃公、比年鶴船往還、二國之情好稍可徵矣、感佩惟深、甲辰六月、我舟人亡恙歸辱復書、添以嘉幣若干、青貝肆匹、白絹大香燭一瓶、意不可言焉、書中所謂一止於信之一語、誠是家國治教之要矣乎、夫信者吾人性中之固有、而感乎天地、貫乎金石、無以不通、豈管交鄰通好而已哉、雖是千里不同其風也、所以五方皆不殊此性者也歟、

通航一覽卷之百七十一終

由是見之、則其不同者、特衣服言語之末而然、則千里萬里雖遠、衣服言語雖殊、有其不遠者不殊者而存、是以所謂一信也、前使不徳、往還彼此之間、上下其手、表裏其言、而多誤事情、故處之以國刑、想在貴國亦如此乎、凡舟人者、命市兒販夫之徒、而僅見小利則忘大辱、其言多任喜怒之姿、而不足取其信、自今而後、二國之信者在書、書之信者在印、以是爲證耳矣、故今附舟人以今夏之復書、貴國子細檢焉、方物數事、聊寓綏好之禮、書中又言、貴國者詩書禮義、而非市貨會集之地、荷市貨商賈之事、惟利是務、真可鄙焉、然亦通論之、則四民孰非民、八政孰非政、安民爲政之外、無詩書禮義、詩書禮義之外、無安民爲政、是亦五方固有之定性、而乃一信之所主在也、貴國之所誠者、在彼失信而屢生不好之事而已、二國不失其信、則縱雖有小人、何至生不好之事乎、然亦不可以不誠、若生事則二國各有刑法乎哉、撰高文集

通航一覽卷之百七十二

安南國部二

○通商并呈書獻物御返簡等

慶長十一丙午年、安南國大都統より東照宮、台徳院殿に書と物とを奉りて恩賜を謝す、よて東照宮御返簡等を出され、台徳院殿よりは御返簡に及はれず、老中本多上野介正純奉書を贈る、同十五庚戌年九月、かの船薩摩國に著して獻物數品あり、同十九甲寅年九月、また書儀を奉る、

慶長十一丙午年

安南國大都統瑞國公、敬回翰日本國本主一位源家康殿下、曰交鄰之道、以信爲重、玆日本國與安南國、封域雖殊地軸、星象正一天樞、伏荷國王量同滄溟、惠及陋邦、每歲遣通商船、資以兵器之用、職蒙恩厚矣、奈其報答、未孚於心、何復親玉章、芳情道遠、實有含弘之量也、玆職欲堅信義、爰達雲箋、虔將土產小物、遙贈爲贄、所望國王兼愛心推、曲垂笑納、以通兩國之情、以結億年之好、至矣、

弘定柒年五月十三日

計 敬信物肆項 帛熟絹十疋 奇藍香一塊

火香一千株 蠟香一瓶 臺香五丁

弘定七年五月十三日 異國出契、外書書翰○按するに、外蕃書翰には、相國寺屏風に貼する所

慶長十一年九月

日本國源家康、回章安南國刺史足下、遙寄華箋、披閱再三、其地封疆、如在眼界、抑貴國方物、如筆記領受、厚意不勝感荷、年年商舟到邦內、則足下施仁澤、親遠人者偉哉、自陋國赴貴邦之商人、若不隨國政、宜正深淺罰如厚薄刑、本邦兵具長刀十柄、不憚薄物、以表寸忱、餘蘊分與後音也、

慶長十一年星輯丙午季秋十七蒙

御印 異國日記、異國近年御書草案、異國出契○按するに、此のち上書しは、くあれども、御返簡等の事には及ばざりしなり、

慶長十一年九月、天南國大尉瑞國公より 按するに、安南國一に天南國と稱す、證は渡海御朱印 沈香二十斤、白熟絹五疋、日本國王へ進上也、自御所様は無御報、本上の 按するに、本多上野介の略語なり、下再ひ 一札九の十九日渡之、異國渡海御朱印帳、異國近年御書草案、○按する

に、御所様とあるは台徳院殿をさし奉る、いかんぞなれば、東照宮より、御返簡を出されて、この書無御報と記し、また献上の品數も前と異なれば、かたくそのさし奉ることを知るへし、よて本文に掲ぐ、又按するに、異國渡海御朱印帳に、慶長十一年八月六日、船本彌七郎に、天南國渡海の御朱印を賜はり、御書と申卷とは、十月廿五日渡すされども、御書所見なければ、かの御返簡を指したるにや、今決し難ければ本文に懸す。

慶長十五庚戌年九月、安南國、自注、天竺國の内と云、云、又越の國ともいふ、日本へ爲音信船薩摩浦へ去頃着岸、

献上物 一沈香木之柱二十本、但一本に付、人四人持、

一沈香彩柱一本 一象牙二つ 一糖水十壺

一沈香十斤、但上沈 一鸚鵡一 一孔雀生一

一りんけい生一、是も鳥 一もんの絹二疋

右の通、以書立注進、今日駿府へ可有運送となり、是は以來商船を可越爲のよし、按するに、この年長崎奉行に贈りしと覺しき呈書の外所見なく、かつ月日符合せず、その書下の諸來簡等の條に出す併せ見るへし、惣別日本に銀多きよし、近年唐南蠻の島々に沙汰有之と云、慶長年録、如官日、慶長日記、簿抄、

慶長十九甲寅年九月五日、於駿城出仕の次、後藤庄三郎出示書簡一通、三寸計の圓竹長六寸餘、朱塗口木金薄を打寶珠形なり、その書云、

安南國大都統肅書、達于日本國王殿下知照、修睦、講信、春秋所貴、我與貴國素知久矣、向者式是南邦既通前好、我茲焉、兼持國政、又惠厚施、珍重不勝、無由可答、所在土產菲物、琦南香一斤、白絹十疋并片楮一絨、遙贈爲信、以表兩國通和之義、茲書、

朱印

弘定十五年五月初八日

書判形黒印也、

右書、日本のわるき薄き鳥の子のやう成紙に、四方くるりから草の印金あり、二ツをりにして書之、庄三被申は、阿蘭陀國の書と御申候間、文言安南國の書と相見申候、何の船人の便宜に來候哉、阿蘭陀船使の便宜候哉、重て相尋可申由也、右の書、翌日六日御前にて披き讀之、返書可相調旨御誼なり、翌日後庄三へ、按するに、後藤庄三郎の略語なり、下再ひ辨せず、相尋候得は、此書は長崎の舟人船右衛門、船便宜に來候間、當年は御返書不入候、來春渡海の船便宜に、御返書可有之旨被申候間、返書可相認也、異國日記、

元和四戊午年、安南國渡海の商賣不法の事によりて、かの國大都統より、老中本多上野介正純、土井大炊助

利勝の許に書を贈りて令札等を乞ふ、よて兩人より船主船本彌七郎に制令をもたらし渡海せしむるの返書を出す、以後寛永五戊辰年に至るまで、しはく書儀を奉れども、老中より奉書賜物を贈るのみ、あるひはその書不敬にして御覽に備へざるもあり、

元和四年戊午十二月十二日、傳按するに、傳とあるは、傳長老自らいふ略語にして、即崇傳なり、出仕申候、大炊殿、上野殿按するに、大下再ひ辨せず、勝にして、西丸老中、上野は本多正純にして、老中なり、松に、松首座の略語なり、御申渡候、安南國より書來候、返書可調よしなり、大炊殿直面にも返書頼候、具は松に被仰渡由なり、上野殿は安南國の書を、則松に渡し給ひ候、大炊殿は十三日に虎之助に爲持小屋の給候、安南國の書の案、奥に留置なり、

安南國大都統、書于日本國柱國本多上總介麾下、按するに、安南人、上野介を上總介と思ひ誤りしなり、自年以來、常通翰札、屢屢承命、不勝欣悅、數年間音問淵疎、思想思情、無時忘却、不知足下亦能常念我否、茲今貴國人民不同舊日、敵邦貿易放肆生端、商民被累、我欲法之、恐隔兩國情義、切思先年貴國嚴令札示、船本彌七郎顯定來邦、諸人無不遵守法度、令也小人無知、不依先令混擾、各商

難以拘束、幸念舊恩、仍令七郎持札親來以副我望、使通兩國之好以便商民貿易、是禱是念、厚亮不恭、

弘定十九年五月初四日

書自注、大文字 墨印判

野を總と誤り、本文如此、

右の書、唐紙の様なる地はたの厚き紙、はゞ一尺九寸計、長一尺二寸計、四方のへりに印金あり、私の覺書に、此書計紙にざつとつゝみて、上州松に渡給候、是は包物竹筒可有之歟、右の書も本上州に、十三日に松首座に持せ返進申候なり、

安南國大都統、書于日本國柱國土井大炊助麾下、屢荷清音、情通兩國、不勝欣悅、茲者先年敵國諸商貿易、俱得歡悅、公平皆頼貴國命令札嚴、恪守法度、土民商客、無不欽仰、邇今數年之間、無知小人、逞強放肆、商旅受害、貿易變更、幾欲法處、恐隔情義、何以爲便、願將來貴國商船訪果誠實、准其敵邦貿易、使兩國交通、萬民歡悅、是素望也、船本彌七郎顯定自就我邦、已二十餘年、我視之猶子、終始無間、上年回國、近侍貴邦、來春仰任親來、仍給舊令嚴札、以副我愛、因便并具信物、聊表誠心、茲書恭肅、

弘定十九年五月初四日 書

右の書も、上野殿への書の如く、紙以下同前なり、但竹筒を朱漆にぬり、上に金薄にてところ／＼繪文あり、ふた木法師なりにして、金薄にてだみて、筒を黄絹の袋に入る也、則本文筒袋以下、即日大炊殿に返す、松使虎之助に按するに、土井利勝家、渡由な來來荒木虎之助なり、渡由なり、大炊殿は安南國より書の來候事、これか始となり、

右の返書可相調由候也、

日本國臣大炊助藤原利勝、復章安南國大都統麾下、芳帖落手、披而閱之、眷眷情義見于辭矣、殊受兩般之嘉賜、有自遠方來、不亦樂乎、吾邦商民到貴域者、背舊合作非法之示諭、實暴惡之至也、蓋商賈者非賢人達士、所業只以貪利爲心、小人之所爲也、自國他國不守法令焉、播治教乎、辨事之正邪、究罪之輕重、速可被制之、到吾邦聊不可有隔礙之思慮、船本顯定於貴邦、以有舊令之理、重被求渡海、聞吾大樹源君、遣之件件相共計議、守舊令是是非、兩國商船之往來綿綿無絕期者、自他大幸也、不悉頓首、

元和四戊午年十月十二日 朱印

右の書、間に合鳥の子、端五寸計明て書之、一行に十六字つゝ、以上十五行に書之、奥一行のけて年號を書す、奥よりひた／＼とたゝみて、架籠へ入て上に書付あり、架籠も同じ鳥の子なり、架籠の上の書付左にあり、

日本國臣大炊助藤原利勝、復章安南國大都統麾下、謹封、

日本國臣上野介藤原正純、報章安南國大都統書麾下、忽領遠書、茲知來意不忘先契親切之情義、無處欲謝、加焉兩種之芳惠、采納多幸、抑吾國之商民到貴域者、不遵先年所示、船本顯定之令札、貿易放肆、生端被累之告報、於事實者、罪過難逃遁、自國他國背法令者、爭有寬宥之義乎、依所求聞吾大樹源君、重遣顯定副以札書、相共計議、而究犯人之是非、糾罪過之輕重、任國政可被制之、聊莫訝復舊時嚴令、除新義邪曲、商船之往來行自由者、懷遠惠近之政事也、楮餘期來音、不備、

元和四年戊午十月十二日 朱印

右の書兩通共に、元和五年己未正月十一日に、土井

大炊殿の持參渡候、振丁舞事有之、又御法度書の折紙被遣之、按するに、御法度書とあるは、商人渡海の制令なり、こは渡來御朱印并渡海制令并官商規則の條に出す、元和六年庚申二月十五日晚、茶屋四郎二郎來、御年寄衆よりの使なり、傳その時は水野備後殿の數寄に參る、松右衛門に被申置候書付被歸なり、その書付案左にあり、

交趾申候、上様の伽羅、同油、鐵砲二挺上る、船本彌七郎上る、大炊殿、上野殿御披露候所に、御祝着に被思召候、上様より、屋形御太刀二腰、御具足二領甲共に被遣候、上野殿、大炊殿の音信有之、右の如く書付置て被歸候、傳極晚歸院、右の書付并松首座口上聞候得共、交趾より書を申上候とも、又はいへ船本彌七郎歸朝候哉分も不聞候間、其翌朝松を四郎二に遣し相尋候得は、則十六日晝四郎二も來りて直談可申候、交趾は安南國なり、安南國の内の交趾となり、交趾より船本彌七郎去年歸朝、自注、元和五年なり、伏見に御座の内なり、交趾より金札上候へとも、文體意外と永喜申出候て、其金札上様へは不上由、按するに、この呈書今所見なし、四郎二に物語なり、一伽羅、一同油、一鐵砲二挺、此進物計披露のよしなり、きやらも油

もいか程も員數なきよしなり、右の進物を上野殿、大炊殿兩人披露の所に、御満足に被思召候よし、兩人よりの書可相認よし也、上様より安南の屋形へ御太刀二腰、具足甲一縮被遣由なり、一上野殿、大炊殿より面々に書を被遣度候、その書も可認よしなり、是も安南國よりは、大炊殿の計書を上候て、上野殿は不上候ゆる、御兩人ながら書不上等にして、進物計上候よし、去年伏見にての返と四郎二物語なり、兩人への進物は、重て書付可給よしなり、兩人より返しの進物も、重て書付可給よし也、

右の書、下書三通ともに只今書候得と、四郎二郎申候得共、左様に候には成間敷候、今日相調、明日是れ各被出候時、直に可掛御目筈にして、四郎二郎被歸候、その晩に御年寄衆より折紙來りて、明十七日御城に論議に付、齋には御出有間敷由、被仰越候なり、四郎二よりも切紙來る其文言、先刻の通、各様の申上候得は、明日は御登城可被成の旨被仰遣候間、其刻御下書被成御持參、可被成候由、被仰候に付、爲其申上候、恐惶謹言、

二月十六日

金地院様

中島四郎二郎

猶於御合點は、不及御請候、以上、
如此切紙來候由、

一十七日早天、御社參御目見過て歸院、齋了登城申候、右論議過て、右の三通の下書、大炊殿、上野殿掛御目候、案左になり、

本多上野介正純、土井大炊助利勝、安南國大都統に與る書、

日本國臣上野介藤原正純、大炊助藤原利勝、相共呈于書安南國大都統麾下、去歲船本顯定歸朝、聞取口陳、知貴城之風土、海晏清祝、抑琦楠香付油汁鐵砲二挺、見獻吾大樹源君、兩臣相議以奏上之、忤納無他矣、遠方之異種、珍奇之芳意不淺矣、吾邦之兵器鎧二領、具、共六太刀二柄、見投贈之、實消埃之報也、私趣載別楮、不悉、

元和六年庚申二月十一日

右三通ともに間に合に書、上野殿、大炊殿に掛御目候、文言一段と可然由なり、連署の一通をば、上様御次てを以可掛御自由にて、大炊殿懷中へ御入候、

殘二通は清書を頼入候由候、傳取之歸院す、兩人の音物又兩人よりの返しの音物は、書付て可給よしなり、

一同廿一日の極晩に、大炊殿の内、荒木虎之助使に來る、連署の下書掛御目候、御意に入候に付、清書可仕よし也、交趾より大炊殿への信物は北絹十卷、鐵砲一挺來りよし也、大炊殿より交趾への返禮は馬具鞍鎧輿等一縮となり、廿二日に清書するなり、日付をば二月の吉日を見て書候へこの事に候、十一日と書なり、連書は右の下書のことく、但間に合鳥の子を口五六寸明て書之、年號迄十三行、一行に十六字、年號は四行のけて書之、兩人の連判の朱印を年號の行をはさみて兩方に押候様に認之、奥に來紙あり、をくよりひたくと巻て架籠に入、架籠も同じ鳥の子をきりて如常認之、架籠の上の書付、

日本國臣上野介藤原正純、大炊助藤原利勝、相共呈于書

謹封

安南國大都統

麾下

右大炊殿の書も、如右清書する、間に合鳥の子上行一行に十六字、架籠も同前也、大炊介と一人の名な

り、書の年號二行のけて書之、朱印年號の行の下に押様に認也、

一十三日早朝に、右の書を大炊殿に持參、則御對面、朱印の押所以下具に申渡す、連署朱印奥口の賞翫御請候て、口を上りに御押候へと申渡す、年號の行を兩印の真中にと申渡して歸るなり、

一廿六日、本上野殿より使に高木藏人來る、交趾の清書頼由也、交趾より音信北絹五卷、伽羅一本となり、又交趾の返禮は金屏一雙となり、則右の下書のことく音信物を書清書する、間に合鳥の子架籠以下、大炊殿の書と同前なり、廿七日上野殿へ持參する、則御對面なり、眼病にて奥の間に御着候、書候様子共具に申渡す、印押す事も藏人に印を持せ可被越候に付、印肉にて押候様にとなり、數剋對談にて歸院、則高木藏人印を被持下候付、對面して印肉取出し印を押、架籠に入、のり付にして渡之、印肉の合様をも教るなり、

日本國臣大炊藤原利勝、謹呈安南國大都統麾下、獻短札矢愚慮、吾大樹源君之慈意、以連署達之可知云云、抑至微臣亦密絹十卷、鐵砲一挺賜之、遠邦之珍

種、厚意難報、不違先約、商船來者往者、海上無恙著岸、兩國士民之寬幸也、彌止非義非法、專至正直者、自國他國之仁政也、馬具鞍鎧輿等一縮贈進之、聊表微志矣、餘事期望來信、不具、

元和六年庚申二月十一日

日本國臣上野介藤原正純、呈上安南國大都統麾下、連署之外、別裁愚意述私意、貴邦之異產伽羅一枚、芳密絹五卷、芳惠、感佩感佩、如先約商舶往來、自他之大幸也、遙雖隔渤海、其志相通、則情義不異並隣者乎、於吾邦聊不可有疎濶矣、押金屏風一雙贈進之、以表微意、餘蓋期他日、不備、

元和六年庚申二月十一日

寬永元甲子年

安南國大元帥統國政清都王、爲建新本國、恢復中興土宇、版章都歸一統、四方鄰國和好相交、惠澤仁施、各成大義、茲年夏節、見日本貴國船長號角藏末吉等、其二艘到國買賣、我志欲親於大、不在於小商、乃究問詳言、聞日本國主年春正長、性德寬賢、我欲結爲兄弟邦、仁義道愛、先以正義名爲始相交、本國所產貴財、茲我有密物寶枕一件、直金所作菜兩、真琦三

十捌兩、付船長角藏末吉等領回、寄與日本國淳主和
弊學大政大官日本大將軍源家光爲信、結千年之義、
勿爽毫釐、其日本國主有敬愛之心慕貴貨之意、願來
年又寄日本甚好劍柄七刀十柄、細腰刀十柄、以爲本
國上上最好之美物并各異貨、付與船長角藏末吉等
船將來、本國或答義若干、或交易安南貴產若干、我
再答還如情所寄、海程萬里、視一心同、義結兄弟、絲
毫不爽、信情如此、大義千年、義本財末、以聲名於兩
邦、筆不盡詞、真心玆寄、

永祚六年五月二十日按するに、我寛永元年に當れり

右の書、三尺四方なる黄色唐紙に、大文字に一はい
に書之、句切又人名あひしるし有之、二つ〜下疊
み以上は也、二つに折返し、又折返し有之、上包
は定て可有之、我等に御見せ被成候時は、美濃一枚
にてざつと包、その上を御奉書にて角かけて包、の
り付にして、上にとんきんよりの状と書付あり、以
來の爲覺書付置也、以上、異國日記、

寛永二乙丑年、大猷公復賜安南國王御書、

日本國源家光、報章安南國王麾下、遠書忽來、近意頗
顯、方域已雖隔絕、通心交足呢親矣、寶枕一枚領之、

得以置泰山安、而神遊經過十州三島、則貴域亦在目
擊耶、何惠加之、所懇求腰刀大小若干、記別幅送之、
年々商舶往來、自他之大幸也、餘期來音、不悉、

寛永二年正月異國往來記○按するに、此書異國日記に載せ
國へ遣されりしに
よりてなるへし、

寛永二年正月廿日、御本丸へ出仕、安南國への御返
書兩通下書、酒井雅樂殿按するに、老中忠世、御披露にて、御目
懸候、直の御返書可被遣歟、年寄衆返書可然歟、兩
様に得上意候、

相國様の時按するに、東照以來、安南國へ被遣候書の
留六通、按するに、六通は慶長六年より同十一年
迄、連年に遣はされし御返書なるへし、其後は皆年
寄衆よりの書にて候、その書立逐一、一ツ書に一紙
に書付得上意候、年寄衆の返書可然と思召され候、
猶も大御所様の御意候様にと被仰出、それより
直に西の丸へ出仕、雅樂殿も西丸へ御出仕候、即大
炊殿へ具に申入候、雅樂殿も同前なり、但成瀬隼人
死去に付て按するに、正成この
年正月十七日卒す、大御所様無出御候、重て
下書持參可申由にて退出、右の安南國より上候書
本文如本包、御本丸にて雅樂殿へ返上申也、三月三
日西の丸へ出仕、土井大炊殿御取成にて、從將軍

十柄 計

様、安南國へ直の御返書可被遣歟、奉行衆の可爲返
書歟、將軍様は大御所様の可得上意由、御詮の旨申
上候處に、先例御尋なされ候間、相國様以來の書翰
の留を書拔、即應御目候、奉行の返書可然旨被仰出
候間、其上書備上覽候、案在左、又奉行衆は誰々の
名を書可申哉と、重て得上意候へは、雅樂頭、大炊
頭、讚岐守按するに、大炊頭は土井利勝、讚岐守は酒
井忠勝にして、ともに西丸老中なり、可然由
被仰出候、

日本國臣雅樂頭藤原忠世
大炊頭藤原利勝
讚岐守藤原忠勝回翰安南國王麾下、介于本邦

之船長、獻一封書、諸臣共議、奏上吾新大樹源君、披
讀者數過、寶枕一枚自愛無他、抑本邦之利刀若干、
依所求具別幅投贈之、采納惟幸、年年商舶往還、自
他通寶之政事也、互不可間濶矣、餘附船長舌端、順
序自齋、不宣、

寛永二歲舍乙丑正月日

日本國臣讚岐守藤原忠勝印

大炊頭藤原利勝印

雅樂頭藤原忠世印

別幅 一太刀十振 一大腰刀十柄 一小腰刀

寛永四丁卯年十一月八日、大炊殿、雅樂頭御兩人道
春、永喜召連御出、東京より船便に言傳書を上げ
候、一覽可申由、則去子の年捧候書の留書、次の丑
の正月に奉行衆よりの返書の留書、取出引合吟味
候也、今度の書以の外無禮の間、取次も何如、進物
も上間敷かとの義なり、此書は只餘所へ音信を遣
す覺書の様なるものにて候間、その通被仰上由申
なり、書の案在左、

安南國元帥統國政清都王手書、達日本國淳和獎學
兩院別當氏長者征夷大將軍源家光、會曉得日、與國
人交止於信、上年余有書與日本國主、寄問金鏡二
口、生絹廣好肆拾匹、象牙二十枝、付船長角藏、將國
納與國主、至茲年未見信來、信安在乎玆、備回本國、
備將我書札、遞與備國主、搜尋得角藏正身、究問上
年余所寄財物遞達與否、得憑信來以通懷遠之情、以
盡交鄰之義、書不盡言、玆計開一玆年、寄貢絹廣好
拾匹、頌與日本國主、

永祚九年五月二十二日

寛永五戊辰年

安南國都統官、敬書奉于日本貴國國王殿下、知會某會開貴國威聲久矣、實所慕焉、奈何未便使通交鄰兩國、已承大王好意、使年年商客往來、利及萬民、某同威繳、豈期前年、其有外姪背天從逆失孝失忠、共聞天下、某誨訓而致讐、故教多而成怨、與兵犯境、天理乖違、膽喪心寒、敗兵逃竄、昨得大王恩厚、戒艚客禁赴東京、此難量、萬無報一、茲某有方物寄附大王、以表寸忱、參其納受、茲書、

計 手鏡二口 琦楠一片大好 沈香一片好
白領花大段五匹 白絹二十四匹

永祿十年四月廿五日

書押以上、異國日記、

元祿元戊辰年、通信再修の事、寛永五年、かの永祿十年以後、論、來簡も見えざるは、彼此往復、今年にいたりて、御返簡は勿論、一日中絶せしなるへし、及び鑄錢の事を乞ひ奉る、異國によりに、慶長十一年の後は、御返簡はなかりしなり、こたひもまた然るや、御返簡所見なし、

元祿元戊辰年、公儀に安南國王より差上候書簡寫、安南國國王、恭書日本國大國王殿下、書云、王者交鄰、當以信義爲重、眷惟貴國與本國、各居絕域、非相吞之國、昔開貴國會已遠交結爲通好、何其厚也、比開貴國絕無交質、書、傍注、廣南の字、見通好、何其薄也、

下に致進上候、

書に云く、王者の身として、鄰國の交を致す事は、信義を專と可仕事に御座候、依夫おもんみるに、貴國本國とはたかひに爲遠地に依て、元より相争ふ國土にて無之候、前廉は貴國の御事遠方の交を被成、好を相通し申事親切の至に御座候、此頃にいたり貴國より絶て交りのしるし無之候得は、好を通ずる事稀に罷成候儀、ちなみ薄き事に御座候、只今は本國も若年の某領し罷在候といへとも、前廉の好を追ひ、因みを結ひ申度心底決し罷在候、然るに依り去年もかろき微物を貴國へ奉るも、兩國交りをいたすしるし迄の所存にて御座候、傍注、朱書、去年も彼地より書簡并御唐船に被越候處に、此元よりは思望しき日本へ無着、船行無之由に候、依り、本國をして奉慕事一日もたゆみ無之候、今度重て鄙物を捧げ、新に恩愛を結ひ申候、縦最初は疎御座候とも、畢竟親からん義を希所に御座候、然は本國の義も用費大分の義御座候得は、只古錢を用申事に候、然とも拵之手立も不如意に候、依之財用不足に御座候、遠國ながら承申候は、貴國の土

今本國忝以冲人欲修舊好、傍注、廣南の疑の字なり、欲通好之意、庶可復定矣、且於往年寓已薄來微物、奉上貴國、以爲國交之止信、奈此封域懸望、翰羽遙形、傍注、廣南の短の字、使本國愛慕之心、未中嘗一日不在也、今又聊將鄙物、用結新恩、冀以始雖疎而終亦親之情也、竊思本國經費多資、惟錢爲用、但未能操造之、傍注、廣南の切の字、致使財用之不足哉、遙聞貴國地產良銅、權知造幣、若此曷不廣鑄以濟其乏乎、所望貴國權時用之宜、布稱錢之令、立一時之圖法、鑄三品之利源、通流本國、營生買賣、於茲兩國俱得兩利焉、但願貴國仁推通貨意體、移財出百萬之緡錢、澤九州之黎庶、此則四鄰之人、咸親其義、自茲向後、兩朝通好、信義往來、邇遐如一體、胡越如一家、斯爲美事矣、恭惟丙鑒、尙候乙祈、令書、

計 一信物 琦楠香一斤 絹二十疋 魚皮二十張 花藤二十株 樺木二十株

正和延年陸月十三日

書、自注、大文字、

安南國王より御江戸に參申候書簡の和解、安南國の國王、うやうや敷書簡を日本國大國王殿

地に銅出產の由、殊に鑄手有之義に御座候、しからは手廣く御鑄させ、乏所を御救不相成候哉、願くは貴國時の宜に御任せ、古錢被施御赦免の法令、古の圖法を御立、上中下三品利用の錢を鑄させ、本國へ流通被仰付、商賣を經營於申は、兩國共に利を得へき事に御座候、此上なからも貴國御仁政の御上、たかひに貨利を通し、財寶相替の心にて、百萬の貫錢を御出し被下候得は、九州の人民迄その潤を得、諸方の者共其恩義に可親事に御座候、然る上は彌此後とても、兩期信義のよしみを通し、往來の者共遠國近方一躰となり、自他一家同意に候は、爲善事間敷候哉、仍てうやうや敷御鑒可有之義を仰き申義に御座候條、此元よりの願御容納御報意奉待候、依て書簡如斯御座候、

覺 一進物 伽羅一斤 絹二十疋 鮫二十本 斑藤二十本 棕櫚竹二十本

正和延年六月十五日

書判和漢寄文、

通航一覽卷之百七十二終

通航一覽卷之百七十三

安南國部三

○渡海御朱印并國書等

按するに、此條に收むる處、安南稱呼の外も、全く同國異稱等にして、その來船の出來によりて、各名を舉しものなり、すてにこの國の郡は、總論にこれを辨せり、

慶長九甲辰年正月十三日、大坂の商人茨木屋又左衛門に、安南國渡海の御朱印を賜ひしより、同十六辛亥年正月十一日、松浦式部卿法印鎮信にいたり、すへて十二通なり、

安南國

一慶長九年甲辰孟春十三日、天満いばらき屋 取次尼崎屋又次郎 一同年八月六日 舟本彌七郎 巳年御朱印請取 一同年同月十三日 細屋喜齋 一同年同月廿六日 末次平藏 一慶長十乙巳孟秋初三日 島津陸奥守按するに、少將 家久なり、 一同年八月廿八日 舟本彌七郎彌七郎參る所はクイカムといふ也、按するに、クイカムは廣南なるへし、南京語にてクイナンといふよし、華夷通商考に見えたり、

自本上按するに、本多上野介正純なり、下再ひ辨せす、狀來、巳の九月十七日渡之、小樽二、銀一惠之、請取在之、去年御朱印請取、御太刀一、御長刀二枝被遣、上野殿より音信在之、一慶長十一年丙午八月六日 舟本彌七郎 本上有狀、請取在之、竹丹、宗任同道也、普界一、治有一惠之、御朱印は八月十八日、御書ご中卷ごは十月廿五日渡之、請取は柏原作十郎也、彌七郎煩に付如此、

一自日本到安南國商舟也、
慶長十二年丁未八月廿八日
本上之一札は七月廿日なれども、今日も吉日之間書之、普界一、砂糖一壺、けいひろ一惠之、昔者安南、蓋今者號天南國乎、不分明、故書以上之國號者也、別切紙書て遣之、彌七郎請取來遣之、

一自日本到安南舟也、
慶長十三年戊申正月十一日
嗟峨角藏了意御朱印也、取次意菴、本上狀あり、了意普界一被惠之、慶未十二月廿七日、免長老遷化故、角藏御朱印一つ分、二月書之也、正月十一日之日付也、
猶々何れも、御朱印共に持參、狀被添申候間、其こ

とく可被遊候、以上、

一書令啓上候、何國への御朱印共、いつも免長老のこく貴僧被遊候は、可被遣旨御誼に候間、其心得可被成候、恐々謹言、

正月十一日

本多上野介正純

圓光寺

右之狀嗟峨之角藏大膳、正月廿三日に被持參候、此返事、正の廿三日に調遣候、但片便宜也、猪兵衛頼入候、

一自日本到安南國舟也、

右

慶長十五年庚戌正月十一日

角藏了以拜領御朱印、後藤庄三郎、本上州ね入、酉の九月十三日書之、

右

慶長十六年辛亥正月十一日

角藏與一拜領御朱印、本上州狀あり、普界一被惠之、戌十月十一日書之、

一自日本到安南國舟也、

右

慶長十六年正月十一日

平戸松浦法印拜領御朱印、長谷川左兵衛取次也、普界一被惠之、戊十二月十六日書之、以上、異國渡海御朱印帳○按するに、慶長九年八月十八日條に、こさし府記、大三川志、如官日簿抄等、慶長十七年八月十八日條に、こさし角倉與一安南國へ商船を渡すよし載せられたるも、異國渡海御朱印帳等に所見なし、こは角倉了以に賜ふ所の翌十八年正月、東京渡海の御朱印を、同月廿日駿府において與一に渡し給ひしかば、混淆して記せしなるへし、

慶長九年四月十一日、西野與三、同十乙巳年八月廿八日、有馬修理大夫晴信に、占城渡海の御朱印を賜はる、同十一丙午年八月十五日、明人林三官に御朱印を賜ひ、さきに商船の便をもて、かの香木を御所望ありしか、答書も奉らざるにより、猶御書及び鏡等々彼に附して贈らせ給ひ、これを覓めらる、然るに三官洋中にて賊のために害せられしかば、かの國に達せずして歸朝す、同十二丁未年十月四日、亦晴信に御朱印を賜はり、前年の御書信物に、豊光寺承兌か書簡を添られ、其船より達すへしと命し給ふ、よて明年晴信家臣を南蠻船に乗組せ渡海せしむ、此船、阿彌港にて順風を待し内、國人のために書せられ、また彼國に達せざりし事は、南蠻阿彌港國之語、御誅伐の條にあり、同十四己酉年、また香

木を究め給はんと、占城に御書及び銀を贈らる、同十六辛亥年、かの使者香木を持渡る、其事によて、長崎奉行長谷川左兵衛仰を蒙り、九月四日、かの國主に書簡及び賜ふ所の腰刀等を使者に附し、左兵衛よりも贈物あり、

占城

一慶長九年甲辰四年十一月 西野與三 一慶長十年乙巳八月廿八日 有馬修理殿 直に御詔也、九の十七日、修理殿内林田右京請取在之、遍境一鉢惠之、

一慶長十一年丙午仲秋十五日 林三官有御書、請取可有、沈香御所望、過分之御音信有之、異國渡海御朱印帳、

慶長十一年八月十五日、大御所命明人林三官、製教書信物、被寄占城國、其趣爲求上品奇楠香也、先是以商船之便、雖被告之、終無答書、因茲今如此、紀年慶長十一年八月

日本國源家康、謹白按するに、異國近年御書草案、古文書には誤書あり、占城國主麾下、按するに、異國出契前年以商船之便寄音書、海雲隔絶、不知相達否、未見答書、今也命明人林三官、

投贈愚翰并陋國微物、目錄在別格○按するに、異國出契には別幅に作る、於貴國所懇求者、域中上品之奇楠香也、中下之沈香、陋邦亦多之、搜索國中而可賜陋邦者所憑仗也、自今已往、商船互作往來、則非兩國庶幸事也、

慶長十一年丙午仲秋十五日

御印異國日記

慶長十一年九月十五日、占城國之御書并目錄、鏡六領共六具、太刀四把、腰刀一把、脇刀五把、自本上有狀、林三官通事明溪請取、但十本上被相渡候に付、請取は本上に可有之、

占城國

一慶長十二年丁未十月初四日 有馬修理殿

去年林三官に所與遣之兵具等、當年可遣由仰也、銀子も八貫目とやらん在之、屏風便當など之と云云、拙者に按するに、此書承兌の筆副狀可遣之由、使者申候由、占城國執事老爺幕下と書し可遣之、副狀の案在別冊、遍境二箇被惠、異國渡海御朱印帳、

日本國前龍山見鹿苑承兌、自注、押此印 端典兩所奉書占城國執事老爺幕下、去歲星集丙午中秋、吾國主遣明人林三官於貴國、雖通音書投贈陋國軍具、三官羅海寇不

測之難、被誅戮、幸而國主書翰并信物不失却之、故今年以其書令渡海、吾主所懇請者、極品奇楠香也、搜尋域中而寄贈、則國主尤可有歡喜、異日貴國商船亦到陋邦、可作往去者、非兩國幸事乎、邦域之中海濱島嶼諸國縣邑、共以不可有賊難、莫恠也、不備、

慶長十二年龍集丁未冬十月上旬 印異國近年御書草案、方策新編、

慶長十三戊申年正月、神君肥前長崎の船司長谷川左兵衛藤廣に仰付られて、占城國の伽羅香を獻すへしと有けるを、有馬匠作傳へき、ければ、幸所持せられし名香を、駿府に獻せられけり、神君是を御賞翫ありて、肥州は占城國への海路なれば、伽羅を求むへしとて、銀一萬五千兩、其外甲冑屏風を與へ給ふにより、匠作よりも其使者に引出物を得させ、南蠻の商船に家臣を乗せて、纜を解て渡海せられけり、東運基業、

慶長十四己酉年正月、長谷川左兵衛奉行にて、占城へ船被渡候、爲御意、圓光寺御書御調候、此案文、元古を以南禪寺へ見せ給し、一覽候、重而可寫由申而返し申候、同年七月、於駿府承り候へは、右之船は

風に吹もとされたる也、書の案未寫、駿府へは圓光寺不持下由に候間、重而寫可申也、按するに、御書右今所見なし、之船戻り候は、本文も返り可申歟と御申候、灰吹銀廿貫目御渡候、伽羅御所望之爲也と云々、異國日記、に、此説によれば、この船風喰のために、かの國に到らざる如くなれども、此書に載する銀數下の藤廣の書に符合し、かつ書中いふところば、かくて求め給ふ香木なる事必せり、然れば、こゝに歸船すさいふは、一時駿府にての風説にして、其實はかの國に達せし事知るへし、よて決斷して本文に掲ぐ、

慶長十六辛亥年九月、長谷川藤廣贈占城國主書、日本國臣使船司長谷川左兵衛藤廣、謹呈書占城國主閣下、風舶往來、千里如面談、爲慰爲喜、前日伽羅香百斤來、吾邦遣白銀二十貫目、何爲銀多而香少哉、所深怪疑也、有佳香則以東埔寨之便、可被相達也、腰刀一柄附貴使去、一是吾主君之所贈於殿下也、又被物二領被寄貴夫人、又二領被寄貴姉、又二領被寄貴妹、且又吾儕信物脇刀一柄、獻之于殿下、以往益修盟好之道者、豈有佗乎、及有佳香、而必可有其告、吾邦遣人須買取之、所乞者以風便、而待佳香而已、事事附使者之舌頭者、再拜頓首、羅山文集、慶長十六年九月四日、按するに、三日の誤りなり、占城國に書簡を

遣し、國王の刀一腰、夫人姉妹の衣服を贈賜、伽羅
商賣の事被申遣、書簡は林道春是を書、五本慶長日記、
見秘録、羅漢書等に、伽羅木の出所を記す、抑、の奇楠香は、交趾
國の深山に朽木有て、谷水に流れ来るを拾ひ取、是を上品伽羅と
す、又一木を伐て、數年土に埋め、其腐たる所を去て、心を用ふ、此
木は我邦の檜に似たりとこそ、また或人占城國の數百里山奥に里あ
り、此地天然に近く、人猿のこゝくにして、言語通せず、毎年秋の
頃、交趾占城の商人彼山の麓に來る、假の小屋をしつらひ市を立、
海鼠を煮て待に、彼奥山の人の根朽木を背負ひて來り、一荷を
海鼠一皿にへてさる、其内に上品と下品の奇楠有、又一荷に一木
ちあらぬも有、此幸不幸にして、商人の福也、持來る人は何の
辨もなく、只かへて海鼠を喰するを足とするのみなりとあり、
慶長九甲辰年八月より、元和二丙辰年正月にいたり、
東京渡海の御朱印を出さる、事十通に及ぶ、寛永八
辛未年、向後異國渡海の商船に、長崎奉行奉書を添へ
きの令あり、よて長崎御代官末次平藏の商船、東京渡
海により、六月廿日かの奉行に奉書を出す、

- 一 慶長九年甲辰八月廿六日 角藏了以 無御朱印請取
- 一 同年閏八月十一日 榮任 一 同年十一月廿六日 堺皮屋勘右衛門 無御朱印請取
- 一 慶長十一年乙巳九月三日 角藏了以 九月十日渡之、請取在之、去年御朱印請取、普界一被惠、

東京

一 同年九月十日 皮屋勘右衛門 九月十四日渡之、請取在之、去年御朱印請取、普境一惠之、
一 同十一年丙午八月六日 角藏 八の廿四渡之、本上有狀、請取も了以子也、按するに、了以は與一なるへし、
一 自日本到東京舟也

右

慶長十四年己酉正月十一日
角藏了意拜領、後庄三按するに、後庄三郎取次、本上州狀あり、八月六日於駿府書之、
一 自日本到東京舟也、

右

慶長十八年癸丑正月十一日
角藏了以拜領、與一來る、子の八月廿日、於駿府書之而與一に渡也、本上州狀あり、北絹一端持參、又普界一惠之、去年之御朱印持來、圓光寺被書也、年號日は慶長十七正月十一日とあり、一覽して與一に返し、御前へ可申上由申候、
一 自日本到東京舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

三官自注、けつあん拜領、本上州、後庄三狀あり、慶長十八丑八月四日、於駿府書之、功不來、
一 自日本到東京舟也、

右

元和二年丙辰正月十一日

唐人はら拜領也、長谷川左兵衛狀あり、此時交趾にも二通、以上三通、元和元十二月廿六日、駿府にて書之、功不來、以上、異國渡海御朱印帳、

寛永八辛未年六月廿日、自此以前、御朱印にて異國渡海仕者之分、重て商舶異國へ差渡すに於ては、竹中采女方へ、當年より奉書可差添之旨、兼て御治定なり、依之末次平藏東京へ商舶差遣に付、則今日采女へ奉書相認之、人見私記、猷嗣日記、慶延略記、

順化

一 慶長九年甲辰八月廿六日、平戸助太夫、異國渡海御朱印帳、
慶長十一丙午年八月六日、同年九月十九日、天南渡海の御朱印を出さる、
慶長十一年丙午八月六日、天南國の渡海之御朱印、舟本彌七郎に被下、御朱印は八月十八日、御書ご中

卷とは按するに、此書を遣はされし事、異國日記に所見なし、九にや、今決し難し、また、十月廿五日渡之、中巻は進物なるへし、
一 自日本到天南國商舟也、

右

慶長十一年丙午九月十九日

原彌次右衛門自注、天南國之ヌノ、九之十七日渡之、自本上州有一札、異國渡海御朱印帳、
慶長十四己酉年正月より、寛永六己巳年にいたるまで、交趾渡海の御朱印を出さる、事三通に及へり、
一 自日本到交趾國舟也、

右

慶長十四年己酉正月十一日

加藤肥後守拜領御朱印也、本上州取次也、於駿府書之、
一 自日本到交趾國舟也、

右

慶長十五年庚戌正月十一日

負田空右衛門拜領御朱印也、本上州取次也、普界一被惠之、酉之九月廿一日於駿府書之、
一 自日本到交趾國舟也、

右
慶長十五年庚戌正月十一日
唐人五官拜領御朱印、本上州狀あり、普界一惠之、
酉之十二月十八日於京都書之、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十六年辛亥正月十一日
船頭空右衛門拜領御朱印也、本上州狀あり、普界
一被惠之、戌十月十一日、於駿府書之、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十六年辛亥正月十一日
長谷川左兵衛狀あり、亥之正月十二日、於駿府書
之、吉日を用る故に、昨日十一日之日付也、以上、異國
渡海御朱印帳、
慶長十七壬子正月、御朱印頂戴仕候寫、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十七年子正月
右之御朱印、寶延三年乙卯三月十四日、岡野孫九郎
殿按するに、長崎、真享船業丹後守書上載茶屋四
耶次郎書上○按するに、此朱奉行なり、指上申候、

印、異國渡海御朱印帳に所見なしといへども、御朱印帳は承兌の筆
記せし所なれば、われ手にかゝらざるものは漏しこさ有へけれ
ば、全しこはいふべからず、
猶下に擧る所皆同し、

慶長十七年正月十一日、茶屋四郎次郎の御朱印被
下、自日本到交趾國船御免許之、茶屋四郎次郎書上、
慶長十七年正月、大商茶屋四郎次郎道晴、自注、童名
稱又四郎、
是は晴延嚮に長崎へ遣はされ、蠻船入津の様子、本朝
の商買等と、貨物交易の趣を窺はせらるゝ處に、糸
類は織物の元なれば、唐朝諸蕃の商客より其價を
軽く買得たらは、甚た洛陽の織人利潤を得て、貴賤
其便の宜しきに至らんと請ふ、神君是を許され、其
黨を組て是を買得て割賦しけるか、按するに、糸割定め
られしは、慶長九年
なり、今度亦訴望し、御朱印を賜り、貨物交易の爲に、
交趾國へ渡海す、武徳編年集成、
外國入津記、
慶長十七年八月十五日、京師商人大黒屋交趾國に
行く御朱印を賜ふ、武徳大成記、増補慶長日記、但、
武徳大成記には日次を缺く、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十八年癸丑正月十一日
上州狀有之、慶長十七壬子十月二日、於駿府書之、
拜領之主は、上州御書中に不承候也、後庄三より申

來、御夏様按するに、後清
雲院といふ、御拜領かご使者申也、功不
來、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十八年癸丑正月十一日
後庄三狀來、御夏様より急に申來由也、明晦日御鷹
野御立に付候て、今夜御印被押由也、庄三書中に具
にあり、上野殿御狀不來、庄三殿御理可有御申由也、
御夏様より庄三郎殿への文もあり、功不來、
應長十七子十月廿九日酉刻、於駿府書之、長崎居住
の唐人しんによるに被遣之由也、晦日にしんによ
ろ使來、銀一持參、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十八癸丑年正月十一日
壽菴拜領也、長谷川左兵衛殿より申來五通之内也、
慶長十七子十二月廿六日、於駿府書之、功不來、長
谷川左兵衛殿狀あり、
一自日本到交趾國舟也、

慶長十八癸丑年正月十一日
舟本彌七拜領也、長谷川左兵衛殿より申來五通之
内也、慶長十七子十二月廿六日、於駿府書之、左兵
衛殿狀あり、功不來、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十八癸丑年正月十一日
唐人五官拜領也、長谷川左兵衛殿より申來五通之
内也、慶長十七子十二月廿六日、於駿府書之、左兵
衛殿狀あり、功不來、以上、異國渡海御朱印帳、
京都樂長巳町 米屋新右衛門
新右衛門伯父大黒屋利兵衛儀、慶長十八丑年、交趾
國に渡海仕候節、從權現様御朱印致頂戴候、利兵衛
儀致病死、跡目無御座候付、私に讓置候得共、無勿
舛奉存候間、差上申度候、右御朱印寫、
一自日本到交趾國舟也、

右
慶長十八癸丑年正月十一日
御朱印真享船業丹後守書上載京都樂長巳町米屋新右衛
門書上○按するに、異國渡海御朱印帳に所見なし、
慶長十八年八月八日、異國への御朱印之下書三通、

筆功請取候よし、松首座切紙を渡す、案左に右、

御朱印之下書覺

一交趾わ はう拜領一通 一同 四官拜領一通
一どうきんわ 三官拜領一通

以上三通之筆功、銀子三枚請取申候、以上、

慶長十八丑年八月八日 金地院之内 松首座 在判

長谷川左兵衛様之御内 森忠 右衛門殿 國師日記、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

唐人はう傍注、拜領、本上州後庄三狀あり、慶長十八

丑の八月四日、於駿府書之、功不來、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

唐人四官拜領也、本上州後庄三狀あり、慶長十八丑

の八月四日、於駿府書之、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

唐人五官拜領也、後庄三狀あり、慶長十八丑の八月
十二日、於駿府書之、五官に渡候、普界一惠、
一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

唐人六官に被遣也、予在南禪、長谷川左兵衛殿より
御鷹場より、十一月五日之狀來、使者木田理右衛門
來、此理右衛門は京三條之者之由、舊巷内に居る
か、當年初て上様御禮申上由物語にて候、但左兵衛
殿よりの書立には、御印紙七通來由候へ共、五通之
分來也、使者理右衛門に不審申處に、まのしるこん
さゝると、三官使藤右衛門と兩人は駿府に下候、傳長
老下を待候故に、御朱印を渡置也と被申候、大事之
儀と存候故理右衛門に書物させて置也、一交趾へ
唐人六官一同舟本彌七、慶長十八年癸丑十一月廿
二日、於南禪金地書也、則木田理右衛門に渡候也、
按するに、此時呂宋東埔寨
等の御朱印も出さる、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

舟本彌七拜領、右に理り有之五通書之内なり、慶長
十八年十一月廿二日に書之也、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

唐人三官拜領、長谷川左兵衛殿鷹場より狀來、七通
之書立之内也、右に書付候ことく、七通之内、三官使
者藤右衛門まのしるこんさゝる二人、駿府へまいり
候、我等下府迄相待候由にて、五通分來也、廿三日
夜に入て、此二人使者來、左兵内之横井久左衛門狀
來候間、慶長十八十一月三日夜、燭下にて書而渡
候、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長十九年甲寅正月十一日

まのしるこんさゝる拜領、長谷川左兵衛殿鷹場より
狀來、七通之内也、慶長十八十一月廿三日夜、燭下
にて書て渡候、理右にあり、
一自日本到交趾國舟也、

右

慶長二十年乙卯正月十六日

唐人はう拜領、長谷川左兵衛狀あり、慶長十九極月
十五日、於天王寺書之、此時交趾へ三通書之、按す
此時呂宋の御朱印
も一通出さる、

一自日本到交趾國舟也、

右

慶長二十年乙卯正月十六日

唐人三官拜領、長谷川左兵衛取次右同前也、一度に
書之、

一自日本到交趾國船也、

右

慶長二十年乙卯正月十六日

舟本彌七拜領、右同前慶長十九年十二月十五日、天
王寺御陣場にて書之、交趾へ三通書之、何も長谷川
左兵衛取次なり、狀あり、
一自日本到交趾國舟也、

右

慶長二十年乙卯二月二日、

誰人拜領は不知、長谷川左兵衛殿より狀來、御印紙

上野殿にて、早々書て越候へど申來候に付、慶長二十年二月八日、南禪寺にて書之、則使者に渡之、左兵狀あり、

一自日本到交趾國舟也、

右

元和元年乙卯九月九日

大文字屋忠兵衛に被下候由也、長谷川左兵衛殿狀あり、七月廿七日、二條御城にて出之、

一自日本到交趾國舟也、

右

元和二年丙辰正月十一日

唐人三官拜領、長谷川左兵衛狀あり、此時交趾へ此二通と東京へ一通と、以上三通、元和元年十二月廿六日、駿府にて書之、功不來、

一自日本到交趾國舟也、

右

元和二年丙辰正月十一日

舟木彌七郎拜領、理りは右同前、以上三通、東京と共也書之、元和元十二月廿六日駿府にて、一自日本到交趾國舟也、

右

元和二年丙辰正月十一日

誰人之拜領は不知、長谷川左兵衛殿より狀來、即元和十二月廿七日、駿府にて書之、功不來也、後に來、以上、異國渡海御朱印帳、

一自日本到交趾國船也、

元和八年十一月四日

御朱印

荒木宗太郎交趾渡海之節賜はる所にして、其玄孫伊太郎か時、天和元年官府へ返納し、其摸本を家に傳ふ、荒木宗太郎所藏御朱印、

文祿之初より、外國へ貿易の爲、京より三艘、堺より一艘、長崎より五艘、都合九艘の船主、東京、交趾、東埔寨、太泥、六昆之諸國へ渡海せり、其内一艘は荒木なり、

元和八年、台徳公より御朱印被下、廣南へ按ずるに、此廣南別國の如く記せども、皆安南國の内にして、交趾は東京、往廣南は要津にして、買船船渡の地なれば、則交趾渡海なり、往來す、彼國王懷柔之餘情、其女を以宗太郎に妻はせ、阮氏を授け、永く親屬の好を結ぶ、長崎地下人荒木するに、外蕃書翰に、此時渡海の圖をのす、左に出す、○圖省略

元和の頃、長崎より荒木宗太郎爲商賣、廣南に渡海し、國王に謁見し、數年馴親しみ、柔恩の情不淺、後

年迄互に商賣の利用を通すへしとて、國王の息女

を妻に與へ、廣南王歴代の阮氏を宗太郎に授け、親

族の盟約を結し趣の誓書一通を給たり、此書紙の

外廓に、金泥の花形有て、其中に眞文字にて書入た

り、是を金札と云習せり、右の妻女長崎に誘引し來

り、女子一人出生す、然處寛永十三年、日本より異

國渡海一切嚴禁たる旨被仰出れたり、依之此後廣

南國との通路永く斷絶し、妻女も是非なく長崎に

て一生を終れり、右の金札又は妻女手馴たる廣南

製作の器物等、今以其子孫持傳之、長崎志、

一自日本到交趾國舟也、

寛永六年

御印

右之御朱印、竹中采女正殿御奉行の時より、御老中

様御奉書にて、渡海被仰付云々、其後柳原飛騨守殿

御奉行の時、日本人異國渡海御停止被仰付候、貞享

丹後守書上載茶屋四郎次

郎書上、茶屋由緒書、

慶長十七壬子年正月十一日、廣南渡海の御朱印を出

さる、

一自日本到廣南舟也、

右慶長十七年壬子正月十一日

やようす

上包之上書に御朱印、くわうなんへやようすとあ

り、異國渡海御朱印帳、

通航一覽卷之百七十四

安南國部四

○渡來御朱印并渡海制令附官商規則

慶長九甲辰年、商船難風にあひ、いつれの浦に着すとも、遠亂なき旨の御朱印を出さる、元和二丙辰年八月廿二日また同じ、御朱印を賜はる、

慶長九甲辰年

交趾商船到來、本邦渡海節、縦遭風浪之災、雖令着岸日本國裡孰地、不可有違犯者也、

何の舶も御朱印被下、外國入津記、

元和二丙辰年八月廿一日

交趾商船到本邦渡海之節、縦遭風浪之災、雖令着岸日本國裡孰地、聊不可有違犯者也、

元和二年丙辰八月廿二日 御朱印令條録、令條記、令條、憲教類典、

慶長中、官商貞順、安南國渡海の商船に規則を示す、元和四戊午年十月十二日、老中本多上野介正純、土井大炊助利勝、賈人の制令を船本彌七郎に授く、

貞順資安南國船中規約

一凡回易之事者、通有無而以利人己也、非損人而益己矣、共利者雖小還大也、不共利者雖大還小也、所謂利者義之嘉會也、故曰貪賈五之、廉賈三之思焉、一異域之於我國、風俗言語雖異、其天賦之理、未嘗不同、忘其同怪其異、莫少欺慢罵、彼且雖不知之、我豈不知之哉、信及豚魚、機見海隅、惟天不容僞、欽不可辱我國俗、若見他仁人君子、則如父師敬之、以問其國之禁諱、而從其國之風教、
一上堪下與之間、民胞物與一視同仁、況同國人乎哉、況同舟人乎哉、有患難疾病凍餒、則同救焉、莫欲苟獨脫、
一狂瀾怒濤雖險也、還不若人欲之溺人、人欲雖多、不若酒色之尤溺人、到處同道者、相共匡正而誡之、古人云、畏途在筵席飲食之間、其然也、豈可不慎哉、一瑣碎之事、配於別錄、日夜置座右以鑑焉、
日本國慶長年月日、回易大使貞子元誌、撰高文集、○按貞順運商船于安南國因代之事あり、羅山文集目錄に、吉田與一郎諱玄之、一名貞順、洛の四條角倉に居し、後棄庵と號するよし載せ、また回易大使と記したれば、官商角倉與一なるへけれとも、貞子元とあれば、貞氏の子元なるにや、またその是非辨し、たし、元和四戊午年十月十二日、本多上野介正純、土井大炊助利勝、交趾船本彌七郎に與ふる制令、

自日本到交趾國渡海之諸商人、可爲船本彌七郎計付、於交趾非法之輩在之者、屋形次第可被成敗者也、

右相背者於有之者、歸朝之刻、隨言上、曲事可被仰付旨、執達如伴、

元和四年戊午十月十二日

土井大炊助利勝朱印

本多上野介正純朱印

船本彌七郎

右彌七郎に被遣候書も、傳按するに、傳とあるは、樂傳の略語なり、清書也、間に合鳥子をニツ折にして、奥を少切去て、折紙に書之也、是も正月十一日に、同時に大炊殿に渡し候、異國日記、

○諸來簡等

慶長十一庚戌年、安南國よりの地にいたりし商客に書を與へ、其後しは、書を附して柔遠の意を示す、

慶長十一丙午年、安南國王曉示日本國客商書

天南國欽差雄義營副都將行下順化廣南等處大尉瑞國公、爲曉示日本國客商事、蓋開爲國九經、一曰、

柔遠人、吾於上年、見日本國商人、有船參艘、遠來我國販賣、吾以恩撫之、厚燕待之、欲存信義使彼自感吾德也、彼等乃自逞惡、橫行國中、虜掠福建商人貨財、劫奸傍近居民婦女、傲物肆志、越法乖常、吾使人以義諭之、欲其改過遷善、彼乃弗遵吾命、願自決戰、吾不得已、加以兵威、非貪彼等貨利也、惡其無禮也、茲爾等亦日本富商大賈、再就販賣、欲得有懺悔焉、吾當嚴戒國人勿爲侵掠、爾等各自謹守所存財物、再整船艘、待順風時、回爾本國、以存吾恩信、慎勿疑懼、曉辭所至、爾等咸使聞知、須至曉示者、
弘定柒年肆月拾伍日按するに、弘定七年は、印、
外封題云、天南曉示日本國
天南國欽差雄義營副都將行下順化廣南等處大尉瑞國公、爲曉示日本國客商事、參艘遠來吾國販賣、吾以恩撫之、厚燕待之、欲存信義使彼自感吾德也、胡乃彼等肆惡橫行國中、劫奪福建商人貨財、脅姦傍近居民婦女、任意所爲、無所忌憚、吾使人以義諭之、欲其改過遷善、彼等乃弗遵吾命、願自決戰、吾不得已、仍差壹神將、來問彼罪、非貪其貨財也、惡其無禮也、茲爾亦日本商人、本欲就他國販賣、爾等因風勢

不順來、依吾國地方、自獻貼屏封五雙、吾見之亦有
怵惕之情、吾前已有曉辭、使爾等知吾德意、茲爾等
知吾德意、茲再來請命、吾錫以大海船壹艘、奉命旗
壹面、并寄賜日本國王方物沈香貳拾斤、白熟絹五
匹、待順風時、回爾本國、爾等宜具以事由稟白、使知
吾柔遠之德、曉辭所至、咸使聞知、須至曉示者、

弘定元年五月初捌日

曉示
方策新編、
古文書錄、

慶長十五庚戌年

都元帥總國政尙文平安王令旨、日本國艘長弟庄左
衛門按するに、弟とあるは、船主、客商甚右衛門、源右衛門、
多右衛門、善左衛門、傳兵衛等係所啓、謂上年跨岸
越海、五月五日、到又安處興元縣、復禮社開席、貿易
貨物、陸月拾陸日移船回國、至丹涯海門被風波、其
庄左及本船客商共壹百五人、寄跡淹久、恭乞許回
等、因應許就僑居、旅次裝整行李、任便回還本國、凡
所經過、巡司把截去處、驗買放行、倘或沿途稽滯生
事、國法孔嚴、必不容貸、茲令、

弘定拾壹年正月貳拾陸日

令旨

右之書白唐紙に書之、豎橫杉原程也、

安南國人安處總太監掌監事文理侯達書、與日本國
艘長弟庄左衛門、彥兵、忠左、甚右、源右、多右、傳
兵、彥二、善左、隆右、彌右、吉左、喜兵、又右、與次
右、善次、善三等、原行住角藏船尾合得壹百五人、
其本處官大都堂右府舒公文理侯駒馬官廣富侯公、
意欲功德、恰憫遠國饑饉之情、以家物給養、全生再
赴京拜稟、主上德廣、給與糧衣、旨判令回日本國幸
甚、其大都堂舒公等官結作船艘、許回本國、以全功
德之義、茲達書回日本國、

弘定拾壹年〇月姪日 判

右之書、白唐紙に書之、豎橫如杉原寸法也、

以上書四通、按するに、四通の内、慶長十五戌年六月十二日、於駿城門讀歸而寫之、本文は圓光寺へ返之者也、

寬永元甲子年

元帥統國政清都王令旨、日本國義客彌右衛門許、遞
年裝載各書物、就安南國、赴京拜稟買賣、以通兩國
交易、貨財副其恩義、茲令、

永祚六年五月二十三日

令旨

此書古き唐紙の三尺四方程成を、二つ折にして、片
面に入行、年號より書の字までは二行裏に書也、安
南國の字よりも、日本の字さけて書、甚無禮也、以
上、異國日記、

寬永五戊辰年

安南總鎮營、爲繳報事、茲有船主、問小左衛門、有中
鎗一件、已准買應用、爲此繳來、本國所該等員人、驗
實並停勾、授茲繳、

永祚十年正月二十六日

繳押長陽漫錄、

慶長十五庚戌年六月十二日、安南國より書簡二通を
贈る、此書簡上書のこまくなれども、元和二丙辰年六月、又
長崎奉行に贈りし所なるへし、元和二丙辰年六月、又
島津少將家久に書を贈りしかば、來簡所見、復書を與へ
て、交鄰の事を達す、これ公命あり、

慶長十五庚戌年六月十二日、於駿府御城、安南國之
書依命披覽、按するに、崇傳、其書曰、

安南國老中軍都督兼知太醫院掌院事舒郡公臺下、
裁探文書、冒達日本國王殿下、洞察淺言、往年有
日本船、艘長角藏、裝載貴物、五月十一日、總判本

國人安道地方販賣、臺下恭稟主上、令差回買日本福
建等船貴物進納、至陸月十一日、角藏等辭回、到丹
涯海門、急遇風波、其角藏等共十三人、沈溺而逝、其
弟庄左衛門及客商役目等共一百人餘、幸而擺脫、臺
下聞知、任差兵士、索救將回、分給衣食、茲臺下深
軫庄左等曹寄迹他鄉思回本國、仍差人遞引詣關拜
謁、其臺下冒讀迂言、轉撥聖意、幸蒙令辭、理作船
艘、饒庄左等曹、任便回國、仍撮事因謹備文書、冒達
國王裁察、庶成鄰好之義、書不盡言、謹具、

弘定拾壹年肆月初參日

文書自注、大
印

右書白唐絹、黑綠裏紅梅、豎二尺餘、橫三尺七八寸、
加籠あり、白唐絹上の中に縫目あり、謹封判、加籠
の幅五寸、たけ一尺計り、右の加籠の上書曰、
安南國老中軍都督府右都督兼知太醫院掌院舒郡公文
書、

遞至 日本國王 殿下、開拆案照、
裏書 弘定拾壹年肆月初參日 内有文書清套、
安南國揚武威勇功臣錦衣衛署衛事、駙馬都尉廣富

侯臺下、裁採文書、冒賚達日本國王殿下、俞允洞察淺言、往年有日本艘、艘長角藏等、盛載貨物、五月十一日、纔到本國人安處地方宿住、本處官謹備啓來、其臺下繼出將門、預操兵柄、以主上之義塔、受黎皇之厚恩、緣有家事、恭稟榮卿、伏蒙主上特差、其臺下奉辭、巡守日本福建等艘、開立庸舍、以便買賣、且臺下探知角藏心中謹厚、結爲義養、至六月十六日、角藏等辭回、到海門外、卒遇風波、其角藏等共十三人、投身跨浪、不幸俱逝、存親弟庄左衛門、及客商彦兵、中左、甚右、傳兵、源右、多右、彦次、善左、隆右、彌右并船役人善次、吉左、甚三等合百人餘、擺尋生路、幸而得活、其臺下任差兵卒、索救將回私第、給養四十九人、其臺下嚴侍大都堂右府舒郡公、憐養三十九人、與掌監文理侯祇養二十六人、共分貨衣食、其庄左等得聊其生、大抵皆由臺下仁慈力量、茲臺下業已施恩、欲全庄左等性命、再遞引等曹、詣闕拜謁、其臺下、冒牘聖意、曲降洪恩、伏乞令許、理作船艘、與庄左等、任便回國、庶其全歸鄉、貴庄左等、得成國王面目、得酬師父屋恩、得慰妻子願望、則其臺下之功之德、不特度得庄左餘曹、而臺下之譽之名、亦且

開於本鄰兩國、恭望殿下親覽嘉納、以知柔遠之心、以表和親之義、片言草草、謹備文書、

弘定十一年二月二十日

文書自注、大文字、

此書白唐絹、緣段子、堅二尺餘、橫二尺七八寸、加籠あり、幅五寸計、たけ一尺餘、上の中に縫目あり、右の加籠の上書曰、

安南國揚武威勇功臣特進輔國上將軍錦衣衛都指揮使署衛交駙馬都尉廣富侯、文書遞至、謹封、日本國王殿下開拆案照、

裏書 弘定十一年二月二十日、內有文書清雲、

以上、異國日記○按するに、弘定十一年は、我慶長十四年に當れば、前年贈るこの書翰、さし到來せしなり、また按するに、此書さきに奉る所の書翰と文體異にして、無禮の意味あれば、是上書にはあらた、長時奉行へ贈る所の書翰なるへし、よて御返翰にも及らへし、

元和二丙辰年六月

日本國薩隅日三州太守藤氏家久、復書于安南布政州右奇副將北軍都督府都督同知華郡公、我聞貴國土宜土風、而仰慕者年尙矣、今辱雲翰、展玩再回、宛然如拜貴於千里之外矣、幸甚甚、伏蒙珍贖、却之爲不恭、件件領焉、我國未嘗一有之、誠不意之芳惠

也、且復有都元帥總國政尙文平誓王之命而、欲通好交鄰、兩地雖隔萬里滄溟、交信之約豈有渝乎、伏願自今以往、歲歲以其所有易其所無、則兩國所須各得其所、是亦兩地聯遠之交、豈復有絕期乎、今也使船主洪玉山影長郭慧田二人、艘一隻船、裝載方物、且贈以戎衣拾領、長劍拾枝、弓韌各拾具、硫黃一萬斤、所愧少些之儀、聊伸通問之忱、伏惟笑留、

元和二年六月日異國日記、南浦文集、

元祿元戊辰年、長崎奉行并通事等へ書を贈りて、通信再修の事を願ふ、このとき書簡をさ、け方物を獻る、通商并呈書獻物御返簡等の條併せ見るへし、

元祿元戊辰年

安南國王、肅書于日本國長崎鎮守王閣下、書云、君子結兩國之信、當先以禮、眷念貴府本國、與國封域雖殊、乾坤則一、歷前世、貴府之國、曾已交鄰、結爲兄弟、期以晉秦之約也、自是以後、絕無通商行貨、其和好之意、杳若無聞、本國徒切懸河之遙望耳、今冲人恭承先志、欲結新恩、且前年自注、前年と有之儀、廣用、去年廣南より書簡并進、南にて去年と申事にも物參申候、舟行衛無之候、已寓資徵封賤物、用敬貴府、持欲親交之意、廣南にて右の字を用ふる由、奈此道途阻遠、音信途踈、其本國欽仰商風、未能一伸顏色也、今又聊

將薄物、用表佳情、冀以新親之好、念及本國經費爲助、所資惟錢、所可嫌者歲月、未能鍛鍊焉、遙聞貴府之國地產良銅、勢兼造幣、尤願貴府時中斟酌、財上加工、立九府之圖法、鑄三品之緡錢、通流本國、經商販賣、兩得其利、倘公之用、土產何物、後必重報、自茲向後兩國通商、隆恩厚義、信義往來、勿有計較、豈不偉哉、書不盡言、貴府其思之、令書、

計 一信物 琦楠香半斤 絹稅拾匹 魚皮拾

張 花藤拾株 楢木拾株

正和延年傍注、の延年は九の字なり、陸月拾參日

書自注、大文字、

安南國王より御奉行所へ參候書簡の和解安南國之國王謹而書簡を、日本國長崎鎮守王の閣下に進申候、

書簡にいはいく、君子の爲國土と、兩地の信義を結には、禮を先と致す筈に御座候、貴府御國之儀をおもんみるに、本國と異域たりといへども、天地の間に處して罷在儀は一致之事に候、依夫先代貴府之御國とは、既に鄰國の交りとなり、兄弟の親程に有之、永く好みの契約を期し罷在候處に、夫より以

後、商船の通路貨物の買賣も相絶候得は、以前のちなみ其間も無之罷成候ゆゑ、本國よりは遙に深望の心計に御座候、只今は某年若年先父之志を續、新に貴國之恩愛を結び申度存、去年も微少の音物貴府へ致進上候儀も、交を親く仕度心にて候、自注、去年廣南船に安南國王より書簡并に献上物參候、其後海路の隔に依へとも、其船當津へ着なく、行衛無之候、其後海路の隔に依て、音信疎意に罷成候、本國より御風儀を慕ひ申儀に候得共、不能向顔之縁候、今度重而微物を以懐情を表し、因み新にすへき儀所希に御座候、然は本國用費之助と仕候は、古錢を專と存儀に候、た、違念に存申所は鑄手無之候、乍遠方承候に、貴府之國土銅致出產、殊に鑄手も兼備之由に御座候、此上なから願申所は、貴府時として御了簡之上、互之財用と思召、被加鑄手、古之九府之圖法を御立、自注、古錢を鑄させ、其名を九府の圖法と申候、畢、公錢の事なり、三品は上中下の分ち也、上中下三品之錢を御鑄させ、本國へ流通いたし、買賣之用を相達申においては、兩國ともに其利を可得事に御座候、若本國之土產何色によらず、御用に候は、以後もつて報謝に可仕候、向後之儀兩國商通いたし、御恩愛の厚情を交、互に信義之往來可仕事、自他之差別有

之間敷候、左候は、樂之規模たらさらんや、書中不盡之旨、貴府御察可被下候、仍而書簡之趣如斯に御座候、

覺

一進物 伽羅香半斤 納絹十端 鮫十本 斑

藤十本 棕欄竹十本

正和元年陸月十三日

書判

安南國王、達書于日本國長崎宮保文官閣下、書云、有德則有鄰、當以信義爲重、眷惟貴官之國、與本國封域雖殊、人心則一、昔曾聞貴官之國、駕舟販賣、開市相通、期以四海皆兄弟也、此以後、絕無經商往返、何風馬牛之不相及哉、今冲人始親新政、欲復舊文、其親交之意、未嘗不私切惓惓焉、頗往年已寓聊資不資之物、用敬貴官、冀以始終膠漆之義、奈此懸望未副、本國不勝慕爾矣、今又薄來鄙物、永樹新恩、庶復結通商之好矣、念及本國經費之資、惟錢爲用、所可嫌者神運之術有疎焉、遙聞貴官之國土產美銅、權知鑄幣、敢煩貴官、施令調度、法古掌財、布一時之圖法、充四海之利源、通流本國、交易買賣、俱

獲泉利、自注、獲の字は獲の字なり、廣南にてやつし來るの由、如有土產所好、何物誠無所惜、尤願激江西之流水、潤及南國之餘波、則公之功德可勝言哉、自茲向後勿爲彼此之嫌、益篤相親之義、恩誼往來、豈不爲美觀乎、書不盡言、尙其昭覽、合書、

計 一信物 琦楠香半斤 絹拾匹 魚皮拾張

華藤拾株 楮木拾株

正和元年陸月十三日

書自注、大文字、

安南國王より御奉行所へ參候書簡和解

安南國之國王、書簡を日本國長崎宮保文官之閣下に致進達候、自注、宮保文官は、廣南王無案内にて、御奉行所、御兩所之内、一武一文、心得誤り奉存候、書簡に云く、徳あれば必同徳の隣有事は、信義を專とするに依ての故にて候、おもんみるに、貴官之御國、本國と異域たりといへとも、人心は一致之儀に御座候、兼而承候には、貴官之御國より、船をのり來商賣いたし、たかひに市をひらき、相共に合通路候得は、誠に四海皆兄弟之因みたりと存罷在候所に、夫より以來商賣之往返相絶、互に相隔り申候、只今某若年ながら、新に國政を司り候得は、舊規に准

し、親き交りをいたし度存趣、私意に含み申候に依て、去年もかろき微物を貴官へ進上いたし、始終の因みを所希御座候、今度又乍輕少鄙物を進申候、永く新なる恩愛を契り、通路の好みを結び申までに御座候、依て本國之儀、用費の助けには、古錢を用候、然るに遺念に存所は、鑄手不如意に御座候、遠方ながら承候にも、貴官之國、土產に銅有之、殊に古錢之鑄手有之由に御座候、御勞心之儀には可有御座候得共、貴官より被出調度之令を、古錢の式法に御准し、財物之助と御なし、被施古之圖法を、傍注、古周公錢を鑄、其法を四海の利潤もなり、本國へも圖法とまふすことなり、四海の利潤もなり、本國へも流通いたし、買賣仕候は、共に其利潤を可得事に候、もし此元土產物之御用候は、傍注、大海の水と申心なり、但、其注南國へ被及においては、則貴公之御功德勝て難し、彌西江の水を流され、傍注、大海の水と申心なり、但、其注南國へ被及においては、則貴公之御功德勝て難し、則貴公之御功德勝て難し、恩愛之往來仕候は、爲見事間敷候哉、書中之不盡御照覽所希に候、仍而書簡如此に御座候、

覺 一進物 伽羅香半斤 絹十端 鮫十本 斑

藤十本 棕欄竹十本

正和延年陸月十三日

書判

唐通詞共の安南國官役より差越候書簡

久仰臺範、望隆斗山、祇隔雲天、未由圖悟、遙想貴國盛榮、物華借新、雖不能至、心向往之、啓者聞數年來、貴國條規、生理定限銀額、而敵王聞此景色、姑爾中止、茲有船主黃寬官到敵港貿易、揚羨諸公老親臺、愛商柔遠、猶蒙感慰、不棄敵國之念、俾弟聞風慕德、乃立啓敵主、而敵主持令黃寬官及差官、資書菲儀、併令弟馳書、煩瀆諸公、極知事在人爲、非諸公者其誰乎、故特藉鼎力、披陳于貴上人、尙冀非常之待、格外之施、許寬官本船、盡爲貿易、永通往來之便、倘蒙垂顧、感佩不特弟已也、定交伊始、永好爲期、爰采微芹、聊申遠意、惟祈鑒茄、無任幸孔、

名具單
左 慎

和解

久敷御風儀を慕ひ申事、高き所を仰かこごとくに候、雲天を隔候事に御座候得は、向影之縁も無之候、只貴國之御風化、萬盛美之段及承、身雖難至、心底馳

せ參事に御座候、然は數年已來、貴國之御規法に、商賣之銀高限り被仰出候に依而、此元國主も右之模様を被承、發船之儀被致中止候、今度船頭黃寬官、爲商賣此方湊に參、各御事商人の御愛情、遠國之者を被惠候事を、別而致稱美候、殊に本國之儀無御見捨、時として御尊被下候段、我等も其風開承候、御德儀を感申候、即其旨國主へも披露候、然は今度黃寬官船に使之者を申付、書簡并輕儀持參致させ申候、其上我等より各の書簡を進申様この儀にて候、ごかく諸事は人之作爲に有之儀に候得は、各にて無之誰にて可有御座候哉、然るにより彌御情を被出、右之趣上の御披露候而、尋常に格外之御施を頼入申候間、黃寬船之儀、皆々商賣いたし、永日往來通路之便りと成し可被申候、若相叶ひ申候は、我等所存計にては無御座候、交りは是より始り、幾久敷好みを期し罷在候、仍而輕微之物、聊遠方之心を述申まてに候、御受納被下候は、幸甚此儀に御座候、

名具單 名付別紙に在り
申事、左に文字なしと
左 慎 申事

封袋之上充所

柳屋次左衛門 彭城仁左衛門 穎川藤左衛門

彭城久兵衛 各衆中之書

鮫十本 斑藤十本 棕欄竹十本

正和延年陸月十三日

書判

副啓

恭候

崇禱 儀狀一通 内司禮監得祿候拜

謹具

敬奉

琦楠捌兩
稅絹捌端

別紙之名付和解

名附赤紙

恭候自注、此四字は、御堅固を伺申事

崇禱

儀狀一通 自注、儀狀は目錄と申事

内司禮監得祿候拜

目錄之書付

音物赤紙之目錄

謹具 伽羅八十目

敬

奉申 納絹八端

唐通詞共の廣南通詞より差越候書簡寫

奉命致書、不叙浮文、藉以敵國之與上國往來交通由來舊矣、香牙皮糖我之所生也、銅料諸物則貴地生焉、以所有者易所無、非若他國利其寶財而歸也、茲者上國因清船衆多、以致定額寡少、敵國王上欲交鄰之舊貿易之需、由黃寬官史良舍韓挺政會四使船、與販上國、肅具書幣、奉通上國、請許貿易、盡船准賣、其傳達事情、仗在台臺鼎言、王家附貨、差逸哥未哥、前來經理、更祈格外施恩、准其盡脫、則感佩者寧有既哉、當此上瀆不盡欲言、上諸位老翁台覽、

睿弟吳秉綽具

諸位老翁

和解

主命を承進申書簡にて御座候、故簡言葉は用不申候、此元の國土上國と商賣之往來仕候事、元より久

敷事に御座候、香木、象牙、皮、砂糖此元より致出產候、銅其外諸品は御國より出立仕候得は、有之物を以て無之物に替へ申儀に御座候、他國のごとくに財寶を持歸にては無御座候、就は上國にも大清よりの諸船多く有之に付、銀高之御定少く罷成候、依之此元の國王儀は、鄰國之因み故例も有之、商賣之通路仕度被存候、依て黃寬官史良舍韓挺政會四使、此船々を上國へ赴かせ被申事にて、書簡并に禮物を調、上國へ通商被申付候、商賣之儀は、船中残らず御賣らせ可被下儀、御許容奉願候、右之段被仰上可被下儀は、各之御取なし頼み存申候、屋形之荷物には、逸哥未哥と申者を被差添、裁判仕筈に候間、是又格外に御恩を御施被成、賣切被仰付候は、辱儀限り御座有間敷候、依而書簡を進上申候、申度事難帯候、

各通事衆中御覽

眷弟吳秉綽 具華夷

外蕃書翰○按するに、華夷變態には、來簡の雛形を脱し、外蕃書翰にげ和解を脱せり、

通航一覽卷之百七十四終

通航一覽卷之百七十五

安南國部五

○御所望象始末、按するに、本朝に象を載せ渡しは、應永十五年南蠻國より貢獻せしよし、異國來往記に見え、其後慶長二年三月、唐國より象來りしと當代記に載す、同七年六月、この國より象其外禽獸を獻りし事あり、通商并獻書動物御返簡等の條に出す、

享保十一丙午年十二月、東京の船主吳子明に象牽渡るへき旨命せらる、よて同十三戊申年六月十三日、交趾國より牝牡二象を載せ渡り、同十九日唐人屋敷に牽入たり、其よし七月朔日江戸に注進す、
享保十一丙午年十二月、象引渡候儀に付申上候書付寫、

一蒙問委帶小象、可以帶來否、但此獸出在暹羅地方、唐山各省並無、若蒙諭委帶、明遵依帶來進上、一象之喂法、用稻穀野草芭蕉、使法用鐵鈎鈎搭身上皮破、入夜星出即愈、另無使法家伙、一象之能用、出戰時、擺立前隊、使禦敵軍、一象其帶來、小船不堪裝載、徒新定造大船二艘、每艘只裝得一隻、但欲定造大船二艘、要用銀一萬餘兩、又唐山發船到暹

羅、往來雜費、該用銀二萬餘兩、外別給暹羅港門信牌二張、方得到暹羅採辦帶來、其象之能用、及喂法使法并使法、所用家伙等様、須到暹羅地方、再查詳細、

上覆

一象容易帶來、爛熟者可以帶來、一小象大槩合如五牛之大、公者合十牛之大、一象帶到貴地、難離馴養之人否、若學喂養之法、在貴地可以使用否、帶來使象之人等、頃到暹羅地方、問其詳細、離得馴養之人、可以使用、則其人不用帶來、倘若離其馴養之人、難以使用、則當帶馴養之人過來、一前稟定造大船二艘、要用銀一萬餘兩、又唐山發船到暹羅雜費、該用一萬餘兩、將此二萬餘兩抵、給暹羅港門信牌七張、即發船七艘前來、以充雜費、或先賜銀一萬餘兩、又再給暹羅港門信牌四張、即發船四艘、前來將其羨餘、再償一萬餘兩之費、一象居如何之式、到暹羅探聽、帶象之日、圖其形式詳細、上覆、然帶在長崎、暫擱一隻、其房大槩約深五間、橫六七間、一象善於行步、牽遠遠方、險阻山坡、或窄道但無碍、深河能浮水而過、淺河更容易過、但內洋有二三里遠、不能浮水、

須用船渡、一象裝在日本船上、難過遠洋、宜須里路牽過、爲此具呈、

享保十一年十二月日

第三十八番東京船主吳子明

右和解

一象の子牽渡可申哉の儀、御尋被遊候、但この獸暹羅の地方より出もふすものにて、唐山の諸省にはこれなく候、若牽渡候やうに被仰付候は、私御請申上牽渡可申候、白象は、常にこれなく候付、灰毛一象の飼方は、粗草、芭蕉を飼ひ申候、遣ひ方は、齋口を象の身に打込遣ひ候、皮やぶれ候ても、夜に入星出候へは即愈申候、別に遣ひ方之具とて者御座なく候、一象の益は出戰のとき先備に立、敵軍を防かせ申候、一象小船にのせ、牽渡候儀は成かたぐ候付、新に大船二艘造り、一艘に一疋つ、のせ申儀御座候、但し大船二艘造り候には、銀百貫目餘入り、また唐山より船を仕立、暹羅に罷越候往來の雜費百貫目餘入可申と奉存候、この外別に暹羅港門の信牌二枚御與へ下され候は、暹羅へ罷越、相調牽渡可申候、尤象之益、飼ひ方、遣ひ方、ならびに遣

ひ方に附候具などの様子、暹羅へ罷越候上、また委細相尋候て可申上候、一象牽渡候儀手安く御座候間、人馴候象牽渡可申候、一象の子は大概牛五疋合せ候程、親象は牛十疋合候程御座候、一象御當地の牽來候とも、遣ひ方、かひ馴候もの離候ては成かたく可有之哉、飼方承候は、御當地にても牽廻候こと可相成事に候哉、象を遣ひ候もの乗せ可來哉の儀は、暹羅の罷越候て委細相尋、遣ひ方飼馴候もの離候て、牽廻し候事可相成候は、象を遣ひ候もの乗せ渡に及び申間敷候、若また飼馴候もの離れ、乗廻候事成かたく御座候は、飼馴候もの連渡可申候、一前々申上候大船二艘造候に銀二百貫目餘入、また唐山より船を仕立、暹羅へ罷越候雜費、百貫目餘入可申、奉存候、この二百貫目餘之代り、暹羅港門の信牌七枚御與へ下され候は、船を七艘仕出し、右之雜費に仕度奉存候、または先達て銀百貫目餘下し置れ、其上暹羅港門の信牌四枚御與へ下され候は、船を四艘仕出し、其餘計を以、相残り百貫目餘に償ひに仕度奉存候、一象の部屋如何様にいたし候哉之儀は、暹羅へ罷越承合せ、象

牽渡候節繪圖に仕、委細可申上候得とも、牽渡長崎にて當分一疋入置候部屋は、大槩入り五間、横六七間程にて、可有御座と奉存候、一象は歩行よく致し候付、遠方嶮岨の山坂、或は狭道等牽越候ても障不申候、尤深き川はおよぎ渡淺き川猶自由に渡候、但二三里も有之候内海などは、およぎ渡候儀成かたき候故、船にてわたし申候、一象日本船にて遠海のせ廻し候儀は相成申間敷候、陸地牽渡可然奉存候、依之以書付申上候、

譯者 彭城藤次右衛門和漢

享保十三戊申年六月十三日、鄭大威、廣南仕出之船一艘入津し、象二疋牽渡る、但牡象七歳に成、牝象五歳に成よし、南京造の大船にて、象遣ひの廣南人二人相添入津す、同十九日右の船を大波戸に引付、材木をならへ陸地に作續、象を本船よりおろし、唐人屋敷上段の明き部屋に被差置之、但同九月十一日夜牝象斃る、長崎紀事、

享保十三年六月十三日、南京船廣南^{自注}、より牡牝の象乘、十四日出船、^{按ずるに、著船の誤りなり、}十九日五時、長崎江戸町大波戸へ本船引付上陸之由、七月朔日出之

注進狀に左之通、

牡象七歳

- 一長さ一丈、高さ五尺五寸、胴廻り一丈一尺五寸、一足長さ二尺二寸、太さ一尺五寸、廻肉なし、杉丸太のことし、
- 一目一寸五分、耳一尺三寸、如蝙蝠之羽、また似蝶、一口は鼻下に隠れて、常に見えず、
- 一牙一尺四寸、太さ、元にて一尺六寸廻り、
- 一鼻の長さ三尺五寸、元にて一尺六寸、末にて六寸廻り、穴二つ、其際に爪のこきも三あり、此三のひらくにて自由に働き、水を鼻へ呑込、又口へ入申候、但身の痒きときは、鼻にて相應之木を巻取、かき申候、また鼻にて水を吸込、惣身を洗ひ申候、
- 一尾二尺七八寸、日本の牛のことし、先太し、
- 一毛色薄黒し、毛荒く、地はだ身ともに豕のことし、啼聲牛聲に似てすまじ、

牝象五歳^{傍注、異本四歳}

一長さ八尺、寸法牡象に准す、
但大象は長さ十四五間、或は十二三間有之由、
^{按ずるに、象狀諸記異同あり、その是非を知らず、但し柳烟雜錄に、牙より生ず、日本にて下より出し、こきく記するは誤りなり}

り記

- 一食物一日に草三荷つ、大豆七八升つ、水七升つ、
- 但、好物、芭蕉之葉にても根にても、あんなし饑頭、禁物、鼠蟻大にきらひ申候、
- 一男象遣ひ一人、四十五六歳、常の唐人とは相變り、亂髮官人、出立下に紅紗を著し、萌黄練綾を著し、二尺の齋口を手繩として、象に打込自由に引廻し申候、
- 一女象遣ひ一人、三十二歳、出立右に同し、この兩人ともに象に跨りながら、本船より役所へ乗移申候、
- 一幼童を愛する生得にて、異國にては里へ出、せなをくぼめ、稚兒を三四人も負ひ、茶之有之所へ連行、暮前にはまた連歸り申候、依之親とこどももし子ども見え不申候ても、象に乗參候様承り候へは安心いたし候、
- 一生れ附正直にて、よく聞分、此度も船中にて日本へ着候は、酒香を可申由、象遣ひ申候處に、着候時分忘、酒香せ不申揚申候處、揚不申候故、不審に存

し、彼酒の事を存し出し、呑せ候得者、早々揚申候由、

一象十二年懐胎にて、按ずるに、下の視聽草載するところは、
これは、大に異なり、この書十、壽命六七百歳生き申候、按ずるに、
二年とあるは不審なり、壽命六七百歳生き申候、按ずるに、
下の諸記あるは千年、あ、天竺にては無量壽と申候由、唐
人申候、何事にては象遣ひの申事よく聞入、檢使に
向ひ時宜せよと申候得は、前膝を折敷候、寝よと申
候得は、横に成申候、

一齋口にて引廻し候得は、血など出候事も有之候得
得とも、星の光にて元のごとく癒申候、尤道を行も
中々早き事にて、長崎廣馬場と申處にて、せめ候へ
は、駈出、中々馬より早く、惣して人をよく見知り
て、荒きことは致さず候、常に優なるものにて候
由、象に乗ながら石火矢打放し可申道具持參候、御
下知次第江戸表に送上云々、享保年録
享保十三年六月十三日、象牝牝渡來、二疋ともに尾
は牛のごとし、右は四歳より二十歳の餘に成候得
は、三間程にふどり申候、凡千年近く生る由、後々
は五間程に成候由、尤廣南より長崎までの間に、
三四寸も太り申候由、唯今二疋にて草六百斤程給

候、

但すもふ取草、つたの葉、芭蕉、小さ、

廣南船頭之名 鄭大威

同象奴 潭數歳四十五 漂綿歳三十五

右の象六月十九日の朝五時、大波戸場の假橋四間
程作掛、右の廣南船南京作りにて候故、船の表を
附、かすがひにて打留、端舟共に土を持込乗揚、尤
齋口一本つゝ持、自由に打込乗り行躰、誠に唐繪を
見申候ことし、

一歩行牛馬よりによく見え候得共、蹈張行候故、馬
のかけるより早く候、但通筋大橋小橋とも土置、猶
また添柱數多ゆひ添る、

一唐人も象を見申候もの、百人に一人にて、珍敷存
候、柳畑雜錄

享保十三年六月十九日、唐十五番船より牝牝象二
疋持渡もふし候、尤唐船汀の漕付木船より陸まで
道筋を作り陸へ上申候、本船より象遣ひ兩人、右之
象に乗、唐人屋敷まで乗込申候、右の象遣ひ廣東人
按ずるに、廣東は廣南の、長髮紅衣着申候、但唐人かねの
あやまりなり、下同し、長髮紅衣着申候、但唐人かねの
齋口のごとくなるものを直に打込、引廻しもふし

候て遣ひ申候、但引綱なし、飼葉類、さゝの葉、か
や、いたごり、葛、すもふ取草、芭蕉莖、饅頭、菓子類、
漳州人李陽明五十八歳 廣東人陳阿印三十八歳
右兩人象遣ひに通詞仕候、

- 御用掛 長崎奉行在番渡部出雲守殿 同町年寄
- 年番高木作右衛門、高橋作兵衛 御普請方
- 年番福田六左衛門、藥師寺九左衛門 年行
- 事 田邊數右衛門、西口太郎右衛門 御用
- 通事 彭城藤次右衛門、同姓輪右衛門
- 年番通事 穎川彌藤太 象附稽古通事 吳
- 藤次郎、五喜右衛門 普請方開合 島谷藤
- 介

象付支配町、東古川町、大村町、
一象品々有、凡象、野象、紫牙象、大象、今度渡申候
は凡象にて候、牛十疋程の力有、壽命は三四百歳餘
保ち申候、
一よく人の言葉を解し申候、當地の御奉行衆御覽
のとき禮など致し候、
一鼻の先にて萬事自在に仕、針など拾ひもふし候、
其外食物等も先鼻にて卷候て、其後食事申候、食事

度毎に、象遣ひに伺申候て食事申候、此度之象成長
仕候は、凡八九間にも成可申候、

一鼻の長さ、牙の長さなども、駝と知れもふさす
候、延候得は殊の外長く見え申候、

一水を好申候、水洗仕候節は、鼻にて青竹の類卷折
候て、其竹にて背中をかき廻し、其後水を鼻に含み、
背中にそゝき洗ひ申候、

一象遣ひ乗申候ときは、背中へ毛せんを敷、四方に
鐵釘を直に打付乗申候、

一歩行申候足音もなく、随分早きものにて候、
一四足ともにふしなし、臥申候時は、四足のはし、
うつぶき臥申候、

一象遣ひ言葉 居を、りやうちんく 喰を、ま
ふそみく 留を、をふはくく 勇めるを、は
いく 行を、あんく 叱を、をんくはいちや
世説談海

享保十三年六月、唐船より象二疋渡る、九月牝象
死、長崎覺書、
享保十四己酉年、象舶來、其節通詞より差出候書
付、左之通、

一象之益は、牡象三歳に成乳を放候て、段々教込熟練致し候て後、出陣之節先備にして、筒の重さ四十八貫目程の石火矢を一挺臺に仕掛、象の背の上に置、象奴二人騎居候て、則石火矢を打放し、かけひき仕候、筒の重さ十六貫目程の石火矢に候へは、二挺仕掛申候、尤敵勢の多少をも見計らひ、象も數拾疋、或は百疋も出し申儀御座候、但敵味方ともに右の通象を出し戦ひ候ときは、強勢の方打勝、弱き方敗北致し候儀は勿論に候、此外指て益と申事は無之候、牡象は十五六歳より軍用にたち、牝象は種を取候までにて、軍用にたち不申候、

一廣南市中に飼置候象も、皆國主軍用の象にて、官人方にて預居候、民間にて私に飼申儀成不申候、一象飼方は、青草を一疋に三百斤程つゝ、毎日飼申候、但青草之内相撲取草を別してこのみ申候、生芭蕉の草葉莖も飼候得とも、是は折節見合飼、平日は青草ばかり不斷喰也、尤飽候得は喰止み申候、若夜半の頃、飢候得は聲を立候故、其節又見合草飼申候、一冬に至り青草無之時は、糠を穂莖ともに飼、ある

ひはわら、竹の葉、この外青菜の類、大根等も喰せ申候、または大豆を煮さまして折節飼候儀も御座候、尤何にても喰せ申候とき、先鼻にてかぎ、このみ候ものを喰、さらひ候ものは鼻にて拂らひ捨申候、惣して食物一切鼻にてまき口中に入申候、

一象一疋に清水を田子三つ程つゝ、毎日飼申候、水を先鼻に吸入、鼻を口中に差入候て吞申候、一象遣ひ方は、象遣ひ候もの象に乗、又は牽廻候節、一切言葉を以申聞候節は、其中所をそれく、に開分けしたかひ申候、若申儀背き候時は、齧口を頭に深く五分程打込遣ひ申候、尤常には齧口を打込候にも不及、言葉を以遣ひ、或は齧口見せ候てもをそれ申候、但齧口打込候疵付候ても、夜に入候得は齧申候、

一象牽あるき候時は、銅にて拵へ候かぎ、細き草繩を八尺程付置、このかぎを象の耳際にかけて、右の草繩を以牽あるき候ても、飼馴候象はかけ出し申儀無御座候、一象に乗候は、銅の輪二つに糸打の小繩を三四十曲程ぬき通し、其輪一方に又別に細草繩を一筋付

置候具を、象の下首より廻し、上首にて右の輪に付置申候、繩をまた一方の輪にぬきむすびと、め、齧口を手に持、象を跪せ象の肩の上に騎り、右首に廻し置候小繩の具、首脇の左右に兩足踏入、馬の籠のこゝろにいたし、右に折廻し候ときは左の足をしめ、左に折廻し候ときは右の足をしめ、早め候ときは兩足をみ立申候、齧口は象の額にをし當居申候、もし背候ときは、齧口を頭に打込騎廻し申候、尤象より下候節も跪せ下申候、

但、牡象の首にかけ候小繩は四十四曲程、牝象の首にかけ候小繩は、三十曲程、一象部屋に放置候ても、前之柵をこひ越し候儀無御座候、常に靜なるものにて、荒候儀無御座候得とも、部屋のうちにて身を自由に振廻し、壁柱等に當り候、戒めのために牛角をもつて半目なりに拵候に、鐵釘を六本、釘さき五六分内め方へ打出し、其釘さき象の足に當り候様いたし、是に繩を付置候て、此具を以、前足何れにても一足くゝり、繫水あひせ候節も、同前に此具を用ひ申候、一象遣ひ方に付候具は、右之通齧口首に廻し候、小

繩耳にかけ置候て牽候、かぎ牛角にて拵候、足繫にて御座候、

一象生れ候て、眞年三年過、乳を離れ、草を飼育申候、但生れ候て三年たち、齒生し其後牙生し申候、一象は惣して大病を煩候儀無御座候、折節腹中瀉し候儀有之候、其節はあんなし饅頭を大概天目の大さ程に拵らへ、其内へ鹽を掛目一匁程入、四ツ五ツ喰せ候へは、早速快く成申候、又腹中張候へは、橙或は柚を、生にて丸ながら十程喰せ候得者、是又快く成申候、

一象部屋に放置、晝の間は寐不申、夜に入五ツ時分、或は四ツ時分より、大概一時計り鼻を枕に致し横に臥し、四足ともに伸し寐申候、但晝の間も人見不申、随分物靜なるときは、片時程寐候儀も有之、寐候うち少々物音致し候ても、其儘目をさまし起申候、一飼馴候象、常に走出候儀も無御座候、人乗り走らせ候儀も在之候へとも、馬よりはをそく御座候、一象飼置候は、軍用之益までにて、常に物を負せ候儀、または耕作に遣ひ候事無御座候、若物を負せ候

は、大象の力は重さ五六百斤程負ひ、一日に日本
路程の積にて凡三里程歩み可申候、但物をおひ不
申時は、一日に六七里程歩み可申候、此度牽渡候象
は、凡百斤程の物を負可申候、道を歩み候儀は、大
象同前にて御座候、尤長途嶮岨之山坂をも越申候、
一廣南山中に居申候象、自然は田畑を荒候儀有之
候へども、人家等に飼馴候象は、田畑を荒しいたつ
ら仕候儀は無御座候、

一象は一身の力全く鼻に有之、虎其外之猛獸も鼻
にてまき、はね上げ申候、大象は鼻にて凡千斤程の
重さをまき上げ候力有之候、此たひの象は鼻にて
二三百斤程之重さをまき上候力有之、時により人
にとひかゝり、または牙にてかけ候事は無御座候、
一象は懐胎十八ヶ月にして一疋つ、産申候、但種
をもとめ候ため、人家に飼置候牝象を山中に放置、
野象に付申候、惣して牡象を交候ては、精方薄く成
候に付、人家に飼置候牡象には付不申候、尤牝象を
山中に放置候て後に、折々象遺ひのもの参り笛を
吹申候へは、則放置候牝象笛により参候に付、懐胎
致し候を見定め候時、人家へ牽候て歸申候、

一象は長命なるものにて、二三百歳或は四五百歳
に成候て斃候も有之候由、

一象、廣南言葉にて申聞候事はよく聞知申候、惣し
て牽廻候一通の言葉、または飼料に付ての言葉は
勿論、其外何事にてもとくぞ致込候へは、よく聞知
申候、

一象を遣ひ候儀は、不斷附添仕習申候は、凡百日
程には遣ひ候儀、仕習可申候、

一象、廣南言葉計聞知り、日本言葉は聞知不申候、
日本人二人程不斷附添候て、何之事にて先は廣
南の言葉にて一通申聞、其跡にてまた同事を日本
言葉をもつて致込候は、漸々日本言葉聞知可申
候、尤跪せまたは立せ聲を立させ候儀、此外一切の
事ども仕形にて通し不申候、

一象、海中または川を見候ても飛込候儀無御座候、
渡候而は四五丈程有之所候深てもおよぎ渡申候、
急流も瀬早き所は渡得不申候、

一象は荒き犬のやうに喰付、または後足にてはね、
或は見馴不申人に荒けかゝり候儀は無御座候、
一象、人を見知候は飼料喰せ、手入致し候もの二人

ほど相究、このもの不斷附添居候は、日數十四五
日程には見知可申候、

一象首に廻し遣候、手繩のやうに致し候具、仕掛や
う日本人見申候は、仕ならひ可申候、

一象、惣別物之響または石火矢にも驚き不申候、こ
の外見候所により、さして驚き候儀無御座候、

一象に水あびせ候事は、川へ罷越候て、あびせ申
候、炎暑の節は、毎日一度つ、あびせ、秋に至り候
ても、暖氣の時節は、見合せあびせ申候、寒冷の節
はあびせ不申、尤川へ不参陸にてあびせ候、此時分
象を繋置、水を田子六程かけて、竹さゝら、鐵櫛こ
の兩品をもつて洗ひ、あびせ申候、川に罷越候てあ
びせ候節も、此具を用申候、

一廣南にて大象一疋入候部屋は、大概間口入り口
ともに二丈五尺程つ、瓦屋に建、壁は厚板にて
張、左右に窓を明、前之方都て角木にて間一尺程つ
つ透候様格子を組、其中之間一丈一尺程は象出入
のため、兩方ひらき候やうに致し、部屋の内中程に
一通り象の寐候處、幅一丈程に平物の角木を敷、兩
脇は土間にいたし、但中に敷候平物之脇に、大なる

丸柱二本掘立、柱の上横方一本渡し、象の前足左右
の内、何れにても一足を牛角にて拵らへ候具をも
つて、掘立候柱に繋ぎ申候、尤象は部屋一軒に一足
つ、入置申候、

一此度廣南より象二疋乗せ渡候、南京造之船、大概
長さ二十二丈八尺程、幅二丈二尺程、深さ一丈四尺程
御座候、

一先頃象乗渡申候、則一疋を、入六尺程横一丈二尺
程之所に入申候、

但上日數三十七日、その内土を踏みもふさす候、
水をあびせ申候儀不能成比は、前之方横木を打、
象留め仕置候、その内より鼻を出し罷在候、船中
象部屋の内に、跡の方へ引ふり返り候事罷成
候、

右之通、象遣ひ候廣南人申候、以上、
申七月 長崎通詞 彭城藤次右衛門

右二疋牽渡候象之内、牝象一疋申九月十一日之夜、
長崎表において斃申候、視聽草、

通航一覽卷之百七十五終

通航一覽卷之百七十六

安南國部六

○御所望象始末

享保十四己酉年二月、象長崎より江戸に牽來るへきにより、路次飼料の事、京師滞留中の事等を、洛中及び所々に觸らる、

享保十四己酉年二月、稻生下野守より按ずるに、御勘定奉行なり、道中宿々へ觸書之趣、

近日長崎より象來候に付、東海道通り美濃路より本坂へ掛り通候間、宿々に而左之通相心得候様、可被申渡候、

一象通候節、人大勢にて騒敷、象に障り候へは如何に候間、大勢人集り騒敷無之様いたし可被申候、尤警固指出儀に者無之候、惣而大造無之様可申付候、宿間に而も御代官所者勿論、小給所之分は、最前從御代官所可被申通候、尤其節家來一人遣可然事、
一飼料者、竹葉、青草、藁飼候よし、道筋青草を間もなく喰候由に候間、青草無之處者、竹之葉を用意い

たし可申候、但し青草一日に三百斤程充飼候由に候間、其積を以、少々充支度いたし置可申様事、
一象香水之儀、清水を飼候間、清水無之所者、濁不申水を支度いたし置可申事、
一早き瀬之川にても人多差添候へは、無構渡り候由に候間、歩行渡り之川に而も、其心得いたし置可申事、

一六郷船渡之儀、按ずるに、繪巻集年録に、大降雨に而、常乘掛馬三四疋程も乗候船候得者差支無之由に候間、其心得致し置可申事、

一道中泊宿に成候所に而、有來馬屋に差置候而不苦候間、大ふりに丈夫成馬屋心掛置可申候、但象寐候節計、馬之如く敷藁しき申由に候間、其心得いたし置可申事、

一象之長け七尺程、頭より尾先迄長さ一丈一尺、幅幅四尺も可有之由に候間、渡船并馬屋之儀、其積を以心掛置可申事、

右之通、宿々に而、大造無之様可仕旨、可被申渡候、
下ケ札、但見物に出候儀不苦候、
西二月享保年録、世説談海、落種雜談一言集、

享保十四年二月、京都町中觸書、

覺

一今度江戸に御牽寄候象、京都へ牽寄候道筋之儀、見物之者不苦候得共、物靜に有之様に相心得可申候、象近く人寄候へは怒り候に付而、怪我人無之様相心得、見物いたし候共、見世より内に可罷在候横竹を入、子供は後に差置、象片寄候とも、相騒申間敷候、且又道筋に何に而も投申間敷候、二階も見物之儀不苦候、辻々に扣罷在候見物、道筋へ少も出張不申様に可仕事、

一象道筋町々籬のうれん掛間敷候、異形之看板引込置可申事、

一象通候道筋、一町に一ヶ所充、清水手桶に入指置可申事、

一象道筋犬猫繫き隠し置、通候横小路、木戸もしめ切可申付候、其所々町之者共罷出、往來之者制道可仕事、

但、横小路木戸無之候は、竹垣申付候場は、猶町之者共罷出念入可申事、

一牛馬を見候へは怒候由候間、道筋は勿論横小路

迄も、牽通候儀無用に候、聲を聞候ても怒候間其心得可仕事、

一道筋町々木戸際に、立置候楮子火消道具、當日引込置可申候、尤非常之節不勝手に無之様に可仕候事、

一象通り候節、人留之儀、板橋より爲人留候、其節組之者可致差圖候之間、其趣上ね段々申送、無遅滯様に急度人留可仕事、

一象寄宿之日より逗留中、西は烏丸、東は河原限り、南は竹屋町、北は今出川迄晝夜自身番可仕事、

一象逗留中、石薬師今清和院口之間、寺町筋御車道牛馬不可牽通候、尤寄宿近所騒敷無之様可仕事、

一象寄宿中、三町内之寺院法事之鳴物停止之事、但、撞鐘時之太鼓、拍子木、五町四方無用之事、

一象逗留中、西は堀川限り、東は河原限り、南は三條通、北は鞍馬口迄之内出火候は、自身番申付候町々より、相定候火事人足外に八十人、象寄宿淨華院表門前へ可指出候事、

但、夜分挑灯持者、八十人之外に候事、
右之通、洛中洛外可相觸者也、

二月享保年録、水覽雜錄、大坂にて飼料一日に新藁二百斤、笹百五十斤、米六升、いたごかつら五十斤、姫草九十斤、九年甫五十、だいく、百、清水一石五斗、あんなしまんじう六十、酒九升、但三升充三度用ひ候由、象遣ひの名はたんすうきやうめんと申候となり、世説談海、同年三月十三日、長崎紀事、十四日とす、いま多分にしたる、ふ、象長崎を牽出し、四月八日京著して、淨華院に滞留す、この月廿三日叙覽あり、

享保十四年三月十四日、牡象一疋宰領十三人附添長崎發足す、但一日五里三里に而泊宿を定、諸國通り筋之所々、前以象之食物道橋等之用意可有之旨、御書付を以被仰越京都著之節、禁庭に被爲牽之、入叙覽、長崎紀事、享保十四年、今春漢南より按するに、漢南は廣南の誤りなり、下同し、象渡る、三月十三日象長崎出足、中國路下る、一日に五里充旅行すと云、

象遣ひ三人、通辭一人、長崎附人十三人承覽雜錄、享保十四年三月十三日、象長崎を出足、同廿四日小倉に到着、廿七日彼地にて乗船、下の關へ渡り、中

國路一日に五六里程充旅行仕候よし、象遣ひ二人、通詞二人、長崎より附來候者十三人、右象四月廿日比京著之節、叙覽に入へき旨也、四月八日漢南の象京著、淨華院へ止宿、葵祭りの節、御棧敷にて叙覽御座候よし、葵祭りは四月中の酉の日也、當月は酉の日二有之、廿三日末の酉の日なり、扱此度參候象は、象の子にて候よし、丈八尺、高さ六尺、幅五尺二寸、世説談海、享保十四年四月廿三日、漢南より渡る象、天子叙覽あり、但し築地之内へは不被入、葵祭の御棧敷にて叙覽なり、

御製

ときしあれは他の國なるけたものを

けふこのへに見るそうれしき

院御製

おのか名のきさらき彌生夏かけて

いくよろつ代の春を經ぬらむ

右に付、公家衆詠歌多く、象志、馴象集等出來のよしなり、承覽雜錄、

同年五月廿五日、象江戸に着す、濱御庭に入置れ、伺

料等の事は、伊奈半左衛門等御代官これを奉はる、同廿七日御城中御車寄において上覽あり、明年六月十一日、西丸山里に牽しめ給ふ、

享保十四年五月廿五日、象江戸表に着す、仍て濱之御庭境内に被爲牽入之、長崎紀事、享保十四年象舶來、五月廿五日江戸着、同廿七日上覽、視聽草、

享保十四年五月廿七日象上り申候に付勤方覺書五ッ時過、櫻田の方より象上り申候、御徒目付宮田平四郎方先達而參り申聞候者、人留ご申に而も無之候、行違之者を留騷敷無之様に可致候、騷敷候へは、象荒申候由申聞、象通り候節は、通り之者片付通し可申由申聞候、尤大御門入候以後、臺部屋へ附人いたし可申候、象臺部屋口へ入申候以後、人通可申旨被申聞候に付、其通り附人いたし、人片付相通し申候、象下り申候節、大御門出申候は、扉立人留いたし、象通り過見合、人通し可申旨、平四郎申尋候間、其通大御門扉立、人留いたし、下乗へは手明之同心不殘差出し、立番ご申にては無之、所々に立置留り居候人、象の方へ不參候様に同心立切申

候、櫻田御門象出候已後、人通し申候、以上、

西五月廿七日

石橋三郎左衛門公私拾芥

録○按するに、石橋三郎左衛門は、百人組與力なるへし、

享保十四年五月廿七日、大廣間御車よせへ出御、象上覽、大納言様入御、即刻還御、但於同所、布衣以上之御役人に見物被仰付候、享保通鑑、

享保十四年五月廿七日、大廣間御庭に而、象上覽有之、詰衆高家布衣以上諸役人見物、承覽雜錄、

享保十四年五月廿七日、象御城へ上り、御車寄し、上覽以後、御側衆布衣以上之諸役人見物被仰付、歸數寄屋橋御門罷通候、御女中様方御覽も相濟申候由申候、且濱御殿へ縁引無之者も、參掛り見物致し候處、餘り込合候故、同廿九日より見物人一切罷不成候、然處又六月に入候而、御殿の内に手引有之候得者、札にて見物罷成候、象御用掛りは本多彌八郎殿、自注、御目付衆、并御徒目付宮田平四郎殿、川勝右衛門八殿、御小人目付小川伊右衛門殿、岡空平、三浦彌五左衛門、木村市左衛門等被仰付候、世説談海、享保十四年五月廿四日、象通り候江戸町方へ御觸書、按するに、町觸ありし日次を聞く、

一長崎より象來候、來十七八日比品川へ着可申候、
 一品川八山より芝通り濱御殿へ參り候、町々人集
 込合可申候間、町々見世先へ立留り、不作法無之、
 高聲不仕候様可致候、
 一見合町屋店前、水桶差出置可申候、
 一牛馬を見候へは象怒り候由に候間、牛馬象通違
 候は、横小路へ除させ可申候、
 一道中宿々より段々申送可有之候間、川崎品川開
 合可申候、
 一象給候草其外、品川より濱御殿迄之給物、支度い
 たし參候間、江戸に而用意入不申候、
 一兩組與力同心差出し候、按ずるに、公私拾芥録には、此
 録家主共制し可申
 候の箇條あり、間に見物人不法無之嫌に、
 一火之用心可申付事、
 西五月享保年録、公
 私拾芥録、私拾芥録、
 享保十四年五月、象飼料之儀に付品々開合書
 象飼料之儀に付、伊奈半左衛門殿、鈴木平十
 郎殿手代能越承届候趣覺、
 一筐一日に百斤、但一斤百六十目之積之由、是
 は土手杯に生し候根笹之事也、但根より刈候積、村

方へ申付、村役に爲出候筈之由、
 一眞菰一日に百斤、但右同斷、是は家葺候葺之
 事也、尤和らかなるを用候積、但し半左衛門殿に而
 者、御立野葺を爲刈御納可被成由、又は村役にも可
 申付由に候、
 一眞菰一日に百斤、但右同斷、是は半左衛門殿
 に而は村方へ被申付、村役に爲出候筈之由、
 一まんちう一日に百、是は一分饅頭にして、あ
 んなし之積り、江戸御買上之筈、但し小むぎまんち
 う也、
 右之外、品々飼料有之由申來候得共、當分無之品有
 之候に付、右五品之分支度心かけ可申由、先達而稻
 生下野守殿へ書付御出被成候由、一日分之飼料員
 數右五品也、明朝之飼料を、前日暮六時迄之内、馬
 に而附送候積之由、尤右五品之分、象參着之節、
 日數廿一分は、半左衛門殿より御納候筈之由、
 濱御殿奉行石丸定右衛門殿に對談いたし置候由に
 候、
 一ばせう一日に二三本宛、是は土際より刈葉付
 にして、但在方にて拂底成もの、又は稀に有之候而

も、廻狀申觸候得は、所に無之由を申に付、寺方な
 ごに有之候は、代銀可被下思召に付、代付御取被
 成候由に候、
 一くねんば一日に二百、是は江戸に而八百屋共
 御吟味に而、御買上候筈之由、
 一藁、員數不知、是は申來次第納候筈之由、
 右三品者、毎日出候と申儀に而は無之候、象遣ひ望
 申來候得は遣候筈に付、兼て心掛置、支度いたし候
 筈之由、
 一眞かや百斤、此束積六把也、但し三尺繩、
 一眞菰百斤、此束積三把半、但し右同斷、
 一笹百斤、是者當分刈取束積様しがたきに付、
 束積不知候、
 右者束積、此度半左衛門殿に而、百斤分之束數被相
 積候由、
 一象來る廿四日江戸着之由、宿々先觸來候由、但し
 天氣不勝候間、日數延引之事も難計由、
 右者、伊奈半左衛門殿に而承合候趣如此、
 五月廿日
 以廻狀致啓上候、然者此間肥後守殿、按ずるに、御勘定
 奉行駒木根なり、

御渡被成候象飼料之内、別紙書付之趣、道中筋へ
 飛脚差越承合候處、書付參候に付相廻候、御順廻被
 成、留りより御返可被下候、以上、
 五月廿三日 小宮山奎進 覺
 一いたぶかづら 是は葛かづら之事之由、
 一ひめ草 是は春生し候麥之様成物にて、只今
 無之由、
 一まこも 是は何方にも有之、
 一まかや 是は常のすゝき之事也、
 一竹の葉笹 是は常の唐竹類之葉に而は無之
 由、別に手本笹參り候、外に道中に而飼料いたし候
 竹の子掛御目申候、
 一すまふ取草 是は紫の花咲候、すみれ草と世
 上に而申候由、
 右之通に御座候、外に、
 一あんなしまんちう 一赤大唐米 此二品は、
 伊奈半左衛門屋敷際三右衛門と申者方へ申付候得
 者、相調候筈に御座候、以上、
 象飼料之儀に付、濱御殿奉行石丸定右衛門殿へ鈴

木平十郎殿手代罷越承合候覺、

一眞萱之儀、先は半左衛門殿に而納候通之野かや能候得とも、夫には不限、此方より今廿六日致持參候手本萱に而も、又者ちかやに而も、薄にても不苦之由に候、然とも半左衛門殿に而御納之萱を能たへ候間、右品々取交可相納由、尤百斤之内野かや何程、其外之萱何程と員數分いたし、都合百斤之積可相納由に候、

一笹之儀、手本笹持參掛御目候處、則象遣ひ之者御呼出御尋被成候處、半左衛門殿に而御納之内、竹之笹は象給不申候間、納中間敷候由、眞竹、はちく、しちく之笹を能たへ候間、右類之根笹有之は可相納、若右之品拂底に候は、眞竹、はちく、しちく之枝を葉付にして可相納由に候、但し眞竹とは唐竹之葉之儀に而候、

一眞菰、通例之眞菰に候、
一赤とうぼうし之儀、村方御吟味之上無之候は、其譯御勘定所へも御伺可被成儀に候、御買上と申筋にも無之候得共、先は御心掛置、村方御吟味有無可被仰聞旨に候、且又とうぼうし飼料に成候と申

儀は、却而唐米は風味軽く候に付、只今迄とうぼうしを飼料に致し來候由、象遣ひ申之候、然處象遣の者、此間御臺所四之間之御料理たへさせ候處、殊之外食風味能候而、此類之米を飼料にいたし候ても不苦候由、定右衛門殿へ申上候由に候、左候得者、ひね米にて風味軽くさへ候へは能候由に候、員數之儀、八升と限り候儀にては無之間、相納候前廉、其段定右衛門殿へ可承合旨に候、

一まんぢう之儀、道中筋にても百宛用意、たへさせ候由に候、是は象荒立候節、機嫌直にたへさせ候由に候、尤象別而好物之由、然共道中節とは違候間、毎日百宛には限間敷段、御老中方よりも御吟味に付、其段象遣へ被仰渡候處、成程御當地に而小屋に差置往來不致、荒立候事も有之間敷間、まんぢう百宛には不限候由、依之納候前廉に員數御聞合有之候は、まんぢう入用之分常々可申進之旨、定右衛門殿被仰聞候、品に寄まんぢう五十に而も、三十に而も、又は一切無之候而も事濟候儀も可有之由に候、
一ばせを、九年母之儀、御買上と申儀にては無之

候、村方御吟味之上、有之候は、可相納、無之候は、其段御勘定所へも御書上に不及候由、右二品は有合候得者給させ、無之候へは、飼料に不致候ても不苦候よし被仰聞候、

一右納方道法遠近により、日着には難成場所所有之候、二日路も有之候得者、右之品々炎天之節に候間、殊之外葉しほれ申候、如何可仕候哉承合候處、枯しほれ候而者飼料に不成、象給不申候間、日着に難成場所は決而御吟味には不及候よし、兎角日着之場所に而、其日に付送り候場所計、御吟味可被成由之事、

一納方之儀、明日之飼料を前日暮六時迄に候得者可納由に候、初而納候節は、役人附添可參哉承合候處、是は初而納候節は左も可致由、其以後は村方宰領之者附添被遣候得者、事濟候よし、若納方員數好も候は、其者へ書付御渡、雙方之内役所へ可被遣候由、定右衛門殿被仰聞候、

一右納方之事に付、此上開合候事も有之候は、文通を以可申遣由に而、象掛り之同心名書付左之通、
高橋五右衛門 安田團六 直井甚左衛門

右三人の文通可仕由に候、
右者、西五月廿六日、右九定右衛門殿へ罷越承合候趣如此、

象給物直段附

- 一眞萱、長一尺八九寸、一把に付代銀一分充
 - 一眞菰、五寸廻り、一把に付代銀五分充
 - 一葉笹、長一尺四寸、五寸廻り、一把に付代銀三分三厘
 - 一あんなし饅頭、一つに付代銀一分二厘
 - 一赤大唐米、白米一升に付代銀四分五厘
 - 一九年母一つに付代銀二分四厘
 - 一ばせを、一本に付代銀四分五分
 - 一青蘆、長一尺五寸、一本に付代銀一分三厘
 - 一眞筍、三四寸廻り、一本に付代銀二分七厘
 - 一竹の子、一本に付代銀一分
 - 一すぐり藁、七八寸廻り、一把に付代銀一分
 - 一松眞木中材、一兩に付千二百本替
- 右品々直段付仕上申候、尤蘆萱眞菰葉笹之類は、古葉赤葉之分相除、若葉を撰、日々に取立候分計相納、いきれ候葉之分者、用立不申候に付、運送或は持運并たば拵、立等に過半之手間掛り、其外會所諸入用等掛り物多御座候、隨分吟味仕、書面之通書上

申候、右品々被仰付次第無御手支、急度相納可申候、以上、

酉五月

本行徳村
平 右 衛 門
松戸町
源五 右 衛 門
小金町
佐 兵 衛

小宮山空進様御役所

右は象飼料請負之儀、空進殿御代官所名主吟味之上、書面之通請負可申由之書付差出候由、格致累年録、享保十五庚戌年六月十一日、明十二日象西之丸山里へ四時罷越由、享保通鑑

有徳院様御代、享保十四年に、南越國より象を貢ものとし上覽に備へり、萬民これをあらそひ見たり、夫象は垂たる鼻長し、牙かしらも尾もおなく見ゆるなり、動く時は小山のゆるくか如し、頭をうつむくことならざる故に、首をまはされず、口はをこがひの下に隠れて、諸事のはたらき、ことごとく鼻計にてなすゆゑに、一身の力みな鼻にありと申傳へしなり、あゆみ行時は、先鼻を以て地に立て足をうつす、鼻の先にて何にてもひろひとる、其内に

肉のはさみありてはさみ入、芥子の如き物にても拾ひとる、鼻にて巻て足の爪に打つけて泥をさりと口へ入るなり、水酒杯も鼻に吸入るなり、足は柱の如くにしてゆびなし、五つの爪あり、大きな栗の如くなり、山坂あるひは水など渡るに甚た早く、五年に一度子をうむなり、六十年にして骨残らず足れり、其膽は四季にしたかひて足にあり、扱大豆、砂糖、酒を好て、烟火獅子蛇を恐れ、犬の聲をきらへり、交趾の象、山にて一年に一度も象をとるに石の牢をつくり、道を一方にあけて、其内に豆などを入、女象のよく馴たるを其内にかひ置て、砂糖を道筋にまきてをけは、野象來りて砂糖を喰ふ、其ひまに女象をはなちやれば、跡より野象隨ひ來りて牢の内へ入る、其時大石にて落し穴の口をふさきて、幾日も捨おけは、野象をのつからうゆるなり、扱牢の邊りにて女象に食をあたふれば、野象もまたなれて餌を求む、其時人々杖の先にて野象をなぶり、夫にてもかまはされは、人乗てつかふ、如此久しく飼こめは、人の言葉をも聞しり、人の心儘に隨ひなるなり、象をつかふには、齋口を持て象

の首にまたかり、左の方へつかふには頭の右へ齋口を打立、右の方へつかふには頭の左へうちたてる、跡へ引かへすには額へ打たて、前へやるには齋口におよはす、或は地にふしあるひはひさまつかんとする時は、齋口にて頭腦をおしつくる、痛めはなきて返事をする如きゆゑに、象は聲諾することも申なり、久しく飼なる、象は、象つかひを見れば頭をたれて、左の前足をひさまつけは、人ふみのほり、乗る時は、象あるき行となり、野象は民家に酒の熟する香をきけば、尋ね來りて壁を破り、其上田島をもあらずによりて、長さはに火を付追やる時は、象通行とかや、大勢の象は人の害をなさず、もし一疋の象荒る事あれば、人力に及かたし、鼻にて人を巻、なけ殺して血を吸ふとかや、又一象死する時は、其里肉にあけり、象の皮は甲冑につくる、或は其皮を長くたちて干かため、杖にこしらへるにはなはたかたしと云、落穂雜談一言集、

享保十五庚戌年六月晦日、奈良屋にて按ずるに、町奉行市右衛門なり、町々名主被申渡、
一濱御殿に被指置候象、望之者有之候者可被下置候間、町々申聞、望之者も有之者、可申上旨被申渡候、正實事録、
享保十七壬子年、象油、白牛油之儀御觸有之、
押立村平右衛門 中野村源助 柏木村彌兵衛
右三人之者、江戸内藤宿之末、淀橋と申所にて象油、白牛油賣弘め候儀願申に付、試候處、功能も有之、抱瘡麻疹疥其外難腫之藥に候間、望之者は右之所へ參り調可申候由、
寛保元辛酉年、先年漢南より渡る象、四谷中野村に移す、初御濱御殿之内に有之しなり、以上、承寛通鑑○源助といふものあつかり、小屋を建、阿彌往來の人に見せしよし記す、按ずるに、同書に、
寛保二壬戌年六月四日、中野に而象如何いたし候や、象小屋之柱不殘引拔、足留に打置候地より内へ八尺程打込有之杭を引拔、小屋を出、其近所に一抱程之板木を鼻にて卷引拔、から堀之土手をも崩し、から堀を向へ渡可申氣色に見え候に付、早々中野百姓共注進仕候に付、町與力一人、御小人目付兩

人、向方早駕籠に而參候處、中々寄付れ不申候に付、長齋口を遠方より打立候處、二本共に打込、飛口は脊中に殘候由、彼邊之細引を不殘買集め、めつたに打掛申候處、其内一筋鼻に掛り候間、段々卷付候處、是にて狂止候ゆゑ、漸繫留候よし、同十二月十一日、先比より於中野、象相煩、饅頭之内へ藥入用候へども快事無之、今日落申候、依之石河土佐守殿按するに、町奉行なり、御番所へ中野より御届申候之由、弘識録。

通航一覽卷之百七十七

安南國部七

○漂着

永祿九丙寅年、三河國片濱浦瀨美郡に異船漂着す、よて高力左近、本多作左衛門、天野三郎兵衛の三士、船中を點檢し、積來る貨物の内唐の頭といへる獸皮數多を獻りしかば、東照宮御喜悅ありて、後儒醫等にかの獸の事を問はせられしか、對ふるものなかりしに、僧物外安南國にある猛獸のよし言上す、

永祿九丙寅年の頃、蠻船三州片濱の浦に着船す、時の奉行高力左近直次自注、此時權七、本多作左衛門重次、天野三郎兵衛康景三人、船中を改め見るに、三十二尋の船にして、色々のものを積のせ、殊に船底にからの頭といふ獸の皮を夥しく積て來る、三奉行是を取て神君へ奉る處、御喜悅な、めならず、蠻人どもへ米鳥目を賜はり、すみやかに送り返さる、扱神君には儒醫知識等を召て、唐の頭の毛を御見せありて、獸の形はいかやうなるものぞと御尋あ

通航一覽卷之百七十六終

りけるに、誰も御答へ申上るものなし、然るに三州明大寺村禪宗龍海院物外和尚かいはいく、唐の頭と申獸は、安南國にありて、すくれて猛獸たり、よく人の善惡を見わけ、心中に惡意ある者を忽ち喰ひ殺す、善なるものにはなつき従ふゆゑに、安南國において朝敵退治の時は、眞先に進て駟入、惡賊をくらひ殺す、その勇猛にあやからんか爲、唐土にては兜の眞甲へ、からの頭の毛をふりて着用す、其からの頭の獸の形は、獅子のこごとくにして、毛のななき事二三尺に及びたりと、明細に言上有しかば、神君大きに感し思召、物外は博識なるを稱美し給ひ、則僧家の例を御したひありて、諸軍士にからの頭をわかち與へて、武器とすへき旨上意ありしかば、是よりして徳川家の諸士各からの頭を以てさしものとし、又一年武田家と一旦和睦有りし時、駿馬一疋と唐の頭五房を送らせ給ふ、甲州に其珍物なる事をよろこび、かつは其繁多なる事を稱美せり、あまりに唐の頭たくさんなるゆゑに、忠勝か武勇と唐の頭とは、家康公にすぎたりとは狂歌に詠したり、又ある説には、一言坂の軍に、内藤四郎左

衛門正成、唐の頭のさし物にて、忠勝と同しく武勇を振ひしゆゑに、内藤をさして唐の頭と稱し、忠勝と並へてかくの如く詠したりともいへり、其説色々にしてわけ難くといへども、いつれ唐の頭繁多なるゆゑに、つらねしに治定せり、九六騷動記、元祿六癸酉年八月、安南國の船破船に及びしを、暹羅船より長崎に連來る、よて歸帆の安南船二艘に分ちのせ歸國せしむ、同八乙亥年、かの國王よりその謝儀として、長崎奉行に書簡方物を贈る、天明七丁未年、またかの國の漂民阿蘭陀船に乗組來る、よて僉議の上、蘭船より送り歸さしめ、衣米を與へらる、

元祿六癸酉年八月、暹羅船より洋中にて破船の廣南人男女十八人助け來る、皆々館内に被差置、同年歸帆の廣南船一艘に男五人、女四人、今一艘に男四人、女五人連歸しむ、長崎志、元祿六どりのとし八月四日、暹羅船一そう入津す、此ふねに交趾のおんなどう人九人按するに、女九人來る、すなはち船よりあけ、御せんさくのごころに、海上にて破損にあひ、たすけのせ來るよし、しやむ人中によつて、またしやむじん船よりきはんす、

長崎出眼鏡○按するに、此書暹羅船より連歸りしとあるは誤りなり、

元祿八乙亥年、安南國より長崎奉行へ差越書簡
安南國國王、達書于日本貴國長崎鎮守王閣下、蓋聞
天本至仁、使品彙各得其所、鄰交有道、信義每篤諸
心、此常理也、曩者有安南民漂到貴國、賴鎮守王廣
包含量、德體好生、纔有大明客船主李却官經商至于
貴國、聞有安南民在此、乃領取九人、遞回本國、常竊
念個恩甚重、何以加焉、茲有土產微物琦楠香上品
一斤、付與船主李却官、奉將敬謝、以表寸誠、以酬厚
意、且使往來販賣通利兩邦、日居月諸、殊域亦同壽
域、天長地久、義交豈謂財交、書不盡言、諒其少監、
茲書、

正和拾五年閏伍月貳拾貳日

書

安南國屋形より奉行所の書簡之和解

安南國之王より書簡を、日本貴國長崎鎮守王閣下
に呈上仕候、蓋承候に、天は本より仁を施し候故、
萬物其潤ひを以安堵仕、殊に鄰國に道を正敷行ひ
被遊候得は、彌信義厚く相見え申候事は、始終不相
替義、常之道理に而御座候、依之前廉安南國之民、

御貴國に漂着仕、鎮守王を奉頼候處、廣大之御惠を
施し、尤德義を以生命を御助け之儀專と被遊候故、
大明國よりの船頭李却官と申者仕出しの船、御貴
國に爲商賣罷渡申候而、安南國よりの漂民共有之
候段承、則九人相請取、本國に儘に送り届け申候、其
御厚恩を奉慕候得者、更難堪御事に御座候、此御高
情の旨、何を以か可奉酬哉と奉存候、隨而爰元土產
の物御座候間、乍輕少伽羅宜を撰ひ一斤、船頭李却
官に言傳進上仕候、前々より御好身を御加被下候
に付、彌御貴國の商賣の往來も仕能御座候間、猶更
年月を重ね、永々互に國家寧謐に御座候而、商賣の
通路も絶不申、其上信義を用ひ申所、天地同前長久
に有之候得は、曾て財を以交り申計に而無御座候、
委曲は書中に難申盡候間、御照察可被下候、依之奉
呈書簡候、

正和十五年閏五月廿二日

右年號の下に屋形の朱印御座候、

書 此下に黒印御座候、

安南國王、達書于日本貴國長崎鎮守王閣下、竊聞信
以交鄰、是聖經之明訓、恩推涵育、乃仁者之本心、曩

者有安南民漂到貴國、賴鎮守王、德體好生、量宏惠
養、纔有大明客船主李才官經到貴國、聞有安南民在
此、乃領取九人、遞回本國、其恩竊念難勝、固義將何
以答、茲有土產薄物琦楠香上品一斤、附與船主李才
官、肅將敬謝、如其情者、必款納之、始終結好相親、
使兩國利通販賣、前後愈加惠愛、則億年義重丘山、
茲書、

正和拾伍年閏伍月貳拾貳日

書

安南國屋形より奉行所の書簡の和解

安南國之王より書簡を、日本貴國長崎之鎮守王閣
下に呈上仕候、竊承候に、信は以て隣國迄も交り及
はれ候御事、是則聖人の經典有之明教にて御座候、
恩は汎萬民迄育を被推及候儀、誠に仁者之本意御
叶被成候御事に御座候、前廉安南國の民御貴國に
漂着仕、鎮守王を奉頼候處に、御徳は人を御助の
道を以て本と被成、御量は物を御惠之御志を專被
遊之旨感佩仕候、然所に大明國より船頭李才官と
申者、御貴國に罷渡り居申候而、安南國よりの漂民
共有之段承、則九人相請取、本國に儘に送り届け申

候、其御鴻恩奉慕候得は、更に難堪御事御座候、此
御高情の旨、何を以歟可奉酬哉と奉存候、隨て爰元
土產之物御座候間、乍輕少伽羅宜を撰ひ一斤、船頭
李才官に言傳進上仕候、右之段聊奉展謝意迄御座
候、此志不被御捨置御受納奉希候、前々より御好身
を被御加被下候に付、彌御貴國の商賣之往來も仕
能御座候間、猶更以後以御惠愛を御垂被下候儀、偏
奉仰候、幾萬年も丘山之不替ごとく、奉義を重し御
事御座候、依之奉呈書簡候、

正和十五年閏五月廿二日

右年號の下に屋形の朱印御座候、

書 此下に黒印御座候、以上、華夷變態、

天明七丁未年、入津紅毛船より異國人四人載渡る
に付、被遊吟味之處、言語一向に不通、國所等不相
分、仍之先出島内に被差置、夜具並諸道具等相與、
撫育を加へられ、尙又甲必丹其外紅毛人共の内、國
所等存したるもの無之や御尋有しに、折節アンナ
と云事計り相分りたる由にて、安南人にて可有
之趣申出る、依之在館唐人どもへも對談被仰付之
處、安南國郷里之者にて、言語十句之内、漸二三句

も相分り、漂流の次第年月なども覚え不申由、尤四人とも海獵を業とし、兼て關帝觀音を信仰致し、邪宗之輩にも無之段申出るに付、江府御下知之上、歸帆の紅毛船より本國へ可連歸旨被命之、衣類並米四俵被給之、九月廿日出帆紅毛船より載歸る、長崎志續編、

○漂流

明和四丁亥年七月十六日、安南國仕出しの唐船より、去々年十二月十七日、かの地に漂到せし、常陸國磯原村のもの多賀郡に四人、去年正月廿五日、また同所に漂到の陸奥國小名濱村の磐城郡にもの三人、すへて現存のもの七人を護送し來る、よて僉議のうへ、船頭財副通辨の者まで俵米を賜はる、各差あり、漂流は例のにかへされしなるへし

明和四丁亥年七月十六日、安南出し曹體三王世吉船より、水戸殿領知常州多賀郡磯原村沖船頭佐平太を始、七人送り來る、按するに、四人の誤りなり
一此者共、姫宮九十二端帆船、去々西十月中旬、國元出帆し、奥州小名濱にて米を積、同廿八日銚子に着して、積米相渡し、小船に而は江戸廻難成に付、

可令歸國、十一月五日船を出せし處、西風烈しく、雨降り、船危きゆゑ、橋を伐折相働くと云へとも、次第に風吹替りて、一圓不相止、數日大洋に漂ひ、十二月十七日山を見懸、陸地に上りければ、總髮の者百人はかり、竹鎗鉦等を持ち、辭を掛けとも互に不通に付、數十日逢難風、及饑渴住形をしければ、承知の様子にて、米五升程與へ、俄に磯邊に小屋を掛け、六人共に足絨を掛て小屋に入れ、番人六七十八附置き、日々飯粥鹽肴等と與へ、同廿三日村役人跡の者來り、足絨をはつし、二三町隔りし所に連れ行て明家に入置、西十二月より戊二月まで逗留せし處、唐人三人通り掛り、如何して此所に來るやと日本詞にて問し故、漂流の次第語りければ、少し通したる躰にて、村役人跡の者の宅に連行き對談して、又明家に連歸り、其身共計らひ日本に可連渡、安堵すへしと云て歸りけり、其後右の内一人來て、日本船に乘加り、外に七八人乗組たる小船挽立けれ共、風順悪しくして川内に十四五日繋居、三月朔日頃乘出し、同夜安南國の内會安といふ所に着船し、翌朝役所と見えし所に連行、對談して歸り、一處に船

住居しける内、此船にては逆も日本に渡し難し、先づ船具等賣拂ふへしといふに隨ひ、綱碇を賣拂ふて米野菜の料とせり、四月上旬、又役所に連行、歸りたる上にて、歸國の事歎きければ、金銀さへあれは、随分早く成る事と云へり、依て佐平太所持の金子四兩渡しければ、直に陸に持上り、再び船に不來故、行方尋出し金子の事問ければ、一向不通詞而已を云て、何事も決不知、其後も一兩度見當りければ、同前たる故役所に訴出けれ共、是又詞不通故、無可爲様、如何してか可歸國哉と案し煩ひ居たる處に、所の者一人來りて役所に伴ひしに、奥州小名濱村の七兵衛、與三郎、久治三人來居けり、元より知音の事なれば、且喜ひ且悲み、互に漂流の次第語りけるに、是等は異國に漂着し、其所より會安に送り來る由なり、
一奥州磐城郡小名濱村沖船頭善四郎始六人、十二端帆住吉丸に乗組、此内上乘同村七兵衛米四百三十俵積、下總國銚子に渡るとて、西十一月三日、小名濱村出船せしに、同夜半逆風に成り、まきり居ければ、翌々朝大西風荒波にて、楫を損し、吹流さる

に付、橋を切折、米二十五六俵糧米に残し、餘は悉く海に捨、皆共切髮、并七兵衛所持の脇指投海雖相凌、種々に風變り、凡三十日何國ともなく漂ひ、久雨不降、十二月十日頃より香水切、同廿日善之丞、翌日甚四郎、同廿四日善四郎渴死したる故、孤に包み船中片付置けり、同廿六日の夜雨降に付、端船桶等に受溜め、漸く渴を凌ぎ、戊正月廿五日、初て山を見出し乗掛る處、翌晝乗付け、三人共に陸に上り、何國とも不知行く程に、遙か先に人家少し見えけるか、惣髮唐人衣裳の者五六十人、竹柄の鎗を持三人の者取巻く故、日本人漂着したるといへ共、互に詞不通、七兵衛砂上に日本人無水と書たれば、山陰に連行き、池を掘ければ、水出たるを吞て渴を凌ぎけり、時に役人跡の者大勢を引連來て、船具衣類俵米等まで悉く持運はせ、船具を以て濱邊に小屋を懸け、三人を入れ、品々の物は外に置せける時、何卒日本に歸し吳候様にと書て見せけれども、此度は一向不通、役人は引取り、暮方より番人八九人つゝ、晝夜付置き、養肴少々呉ける故、船具を薪にして炊飯食せり、翌朝役人兩人來るに付、船に死人

三人を書き見せければ、人夫五人船に遣すに付、與三郎、久平治も共に行き、三人の死骸を水桶一つに入れ、山中一里程持て埋めけり、七兵衛は小屋に残り、役人の前にて改を請けるに、金六兩二分錢一貫二百文有之、内金子は取上、外之品々は封印して歸りけり、二月二日頃、右役人一人来て、米手廻を人足に持せ、三人の者を連れ、三里程行き、安南内ナンエツと云在所の明家に入置、米手廻も其内に積み、晝十人、夜十四五人程宛附置、其後乗捨の船解たるを見へて、船釘三包にして送遣しけり、六月十日頃、右の役人來り、米手廻人足に持せ三人を連れ、同十六日安南の内ホイホンコト云ふ在所に着き、直に役所に連行ければ、役人一通り三人の者を見たる儘にて、米手廻計を人足に持せ、三人の者を一町程脇の明家に入、翌日役所に呼出し、先達て取上げる金六兩二分、帆十二端、碇四頭、船釘を並へ置き、何か云ひけれども、一向に不通、丁錢十八貫文相渡すに付、定て右品々を買取る代錢と推量して請取之、明家に歸る、尤番人一人つゝ晝夜附置けり、同十九日役人來り、是より又他所に送るに

難所多して、重荷難持間、米は賣拂ふへしと仕形するに依て、丁錢六百文に賣拂ひ、役人と一所に川船に乗り、翌日陸に上り、十四五里行き、同十一日又川船に乗り、安南の内會安に着き、役人同道にて役所に行ければ、常陸國磯原村佐平太、庄兵衛、友七、吉四郎、善右衛門、十三郎六人來るに引渡され、俱に日本船に住居、都合九人と成れり、七月六日、十三日頃、兩度不殘役所に行き、歸國の事歎きけれども、承引の様子不見受、落力歸りし後、善右衛門腹合悪しくして、同廿四日死し、十三郎亦同病にて、九月五日死し、残り七人と成たり、右の度ことに役所に訴へければ、錢六百文宛貰ひ、野外に葬り營みけり、久しき滯留心細く、月日を送りし處、亥二月十六日、此度護送の唐人來り、長崎に可連渡間、其身旅宿に可來と云て、翌々日迎ひ一人遣しけるに隨ひ、七人共に行て對面し、爲無如在、佐平太所持の金三兩二歩預置ければ、木綿二端、日本向の雪駄二足宛呉けるを、木綿は單物に仕立けり、其上又煙草料として、都合七人に丁錢一貫四百文呉れけり、五月二日頃、乗捨の船丁錢三貫六百文に賣拂

ひ、此錢不殘唐人に預け、小名濱村の者も、遣ひ殘丁錢十五貫六百文有しを唐人に預ければ、唐人方にて遣用とし、代りに紗綾七端調へ遣はしけるを、是又唐人に預けり、旅宿逗留中、丁寧の撫育に預り、並能日本詞心得たる唐人一人有て、始終此者の世話に成り、六月廿日會安出船し、何國にも不寄船、七月十六日長崎に着船す、右被途吟味、追て船頭曹體三王世吉へ米七十俵、又曹體三へ三十俵、王世吉へ二十俵、財副呂大經に二十俵、通辨林崇徳へ二十俵被下之、長崎志、

明和四年十二月
水戸様御領磯原村彌八船姫宮丸 十二反帆乗組 六人 一禪宗 船頭佐平太才三十六 同宗 水主友七才五十 同宗 庄兵衛才四十一 日蓮宗 善四郎才四十四 同宗 善右衛門才三十三 同宗 重三郎才四十四 右六人、當亥年十二月、生國に罷歸り、御役所にて御尋有之、口上之趣、
一私共儀難風にて、安南國に漂着仕候處、南京の亥年に、四番船安南國の商に渡り候故、便船仕、右安南國より直に長崎の御役所へ、當七月十六日着船

仕、長崎御役所にて宗門御札、せいた踏繪被仰付、漂流の次第一通り御穿鑿の上、揚屋に被遣、猶又御吟味に付、委細申上候、

一水戸様御領磯原村彌八船姫宮丸、十二反帆六人乗、明和四酉年十月十五日、奥州小名濱に罷越、牧野越中守様御米六百俵受取、同廿五日積立、其夕方出帆、同廿八日九時分、下總國銚子浦に着船仕候、十一月朔日、米俵不殘河岸揚仕、役人より請取之證文を取、それより十一月五日辰の刻、順風にまかせ歸帆に赴候、しかるに六七里ばかりも北の方へ參候頃、西より難風俄に吹來り、東の沖へ被吹飛候ゆゑ、帆をさげ碇を二つまで繼候得共、風次第にはけじく、船留り兼候故、帆柱を切倒、大綱をたらしに引せ、同六日の晩方まで、東北のかたへ吹流され候、最早方角不相知候得共、奥州相馬沖かと存候、然る處六日の晩方より、風靜になり、少々戌亥風に替り候故、たらしを引あげ、帆桁を抜て柱にこしらへ、十二反帆を八反にして、風にまかせて辰巳の沖へ吹返され、八日夕方より、又大北風大雨にて、西南の方へ同十日の晩方まで走り候、然れども島も

山も見あたり不申候、夫より戌亥風吹出し、十一日
まで辰巳へはしり候、方角何國とも相しれず、途方
にくれ罷在候、又其夜より十三日まで、電雜りの大
嵐にて、酉の方より東沖へ吹かけ候故、綱ありたけ
たらしに引て流れ候得共、風はますくつよくな
り候故、又帆桁柱をも伐折、てんま船をもつきはな
しなかし捨候、この時は別して難儀仕候、この嵐十
一日より十三日までつ、ひて吹、三日三夜東へ東
へとふかれ、唯凡晝夜かけて五百里計なかれ出、同
日五ツ時分風少し和らき候間、たらしを取あけ、前
日伐折候帆桁、幸船中にたをれあるを、又々これへ
水棹をつなきすへ、柱にこしらへ、切残りの帆をか
け、辰巳の沖へ走り候、元來糧米國を出候節五斗程
所持仕、水も銚子にて汲入候計ゆる、此時は餘程減
し申候、此以後何日までに着岸仕候も計かたく存
候間、米水を大切に仕、水桶に鎖をおろし、猥には
のませ申さす候、雨降には器物を殘らす出し傘を
とり、常座はこれを用ひ申候、米も一日六人にて一
升位つ、炊き候、薪も盡果候故、船の道具を伐割焚
候に、食事不足故、力も落て薪もわれ兼申候、十三

日より、戌亥風毎日吹候間、辰巳の方へ廿三日迄、
風にまかせ走り申候、此時見しらざる大鳥、船の前
後を飛廻り候、同日四ツ時頃より東風に替り申、西
へ吹はしらせ候、此時は糧米も盡て、一日に米五合
を粥にいたし、六人にて給、その後は段々飯に仕、
六人に米二タ握位、一日の食事にいたし候、此時ま
んびきと申魚、船の前後を游やう致候間、板釘を抜
て釣針に作り、麻苧にて飼のこごくなるものをこ
しらへ、三日に三疋つりあげ食事として、四日の飯
米をのばし候、同廿三日より十二月十日まで、毎日
西へくく東風にて走り候、十日の朝、はしめて山
を見つけ申候、定て一里計も可有と船を寄せ候所
に、人も栖ざる焼山の島なり、その外六七島も相見
え候得とも、いづれも人すみ申さす候ゆる、兎角人
のすみ候所へど、また風にまかせて十日より十七
日迄、七日七夜休ますはしらせ申候、この時は糧
米一升五合計御座候、一日に一合つ、粥に焚、六人
にて此をたへ、食事に致し候故、殊の外つかれ、船
中にも中々働事叶不申候、十七日朝五ツ時、西南
の方に陸山見え候間、大ひによろこひ、地方へ近付

候處、漁船一艘見付て、高聲に呼度候得とも、聲立
申さす候間、ごまむしろ等持たまねき申に、力も御
座なく候て立兼、度々たをれて必死と存候、漁船も
私どもを見付驚候やうすにて、見失ひ候、それより
汀へこぎ寄せ候得とも、遠淺にて船付かたく候間、
碇をおろし善右衛門庄兵衛兩人陸へ上り、てんま
もなくなり候故、裸になり衣類をさ、げ渡り候、船
中にては足も立申さす候程につかれ候得とも、陸
へあかるうれしさに、波にゆられて覺えず安々こ
越渡り候、此ときは米水一切御座なく候故、米を買
申度錢四百文持參致候、里のものども七八十人手
に、竹鎗山刀など持、一同に渚に來り候、人體惣
髪に齒黒く、何か赤きものを喰候躰にて、口の兩脇
赤汗にてよこれ、恐しき有様にて候得とも、所詮命
は不逃と覺悟仕、譬鬼なりとも逃歸るへきこゝろ
なく、おちく側へ寄、砂に書候て本國日本水戸の
者と書見せ候得者、本の字不審のやうに見え候故、
本の字を眞に書替候得は、合點の躰にて御座候、飢
におよひ候間、食事與へ吳候様に仕方にて知ら
せ申候、先よりも色々物を申候得とも、少も通し

申さす候、庄兵衛は船へ歸り、その次第をしらせ、
船頭佐平太、重三郎も陸へあかりて、米といふ字を
書て見せ候は、早速米四升ばかり持來り候、こごこ
ごく飢候故、四人ともに一握つ、かみ申候、又一握
宛手をかけ候處、唐人ども手をおさへ、米は腹へあ
たり候間、飯を焚あたへべき仕かたを致候間、我も
船中の兩人へも給させたく候と、仕方にてしらせ
舟へ持行、少々宛かませ、残り飯を炊申候、然る
處里人ども粥を持來候間、陸の四人少しつ、給へ、
船のものにも食せ、またしはらく有て、日も暮方
にまた粥を持來り候間、これをも給申候、その後角
柱に穴を明けたる足械を持來り、我々四人の足を
片足宛その木にはめ、兩端を繩にてしばり、其夜は
砂の上に臥せ申候、併殊の外暖國にて、砂の上あた
たかに御座候、銚子出帆より四十三日に罷成候、翌
日残りの二人も船よりあけ、これにも足械をはめ、
唐人ども船より衣類荷物を持はこひ、船をは川の
内へ引込くれ候、我々持候錢も四貫文御座候を引
上られ、右砂の上に七日居申候、食事は所の役人よ
り拵へ運ひくれ候、番人も相付申候、初め上り候時

分は八十人計にて御座候、後には六七人計、四日
目よりは四十人計番仕候、寒中御座候とも、晝は
照つよく堪かたく候故、山より木を切出し、日陰を
いたし吳申候、廿三日の夜五ツ時分、足かせを解き、
二三町陸の町里の明家へつれられ、爰にて食事い
たし候、後に所の役人と覺しき家へ引連れられ、いろ
いろ物語候得とも、少しも通し申さず候、又明家へ
歸り、繩にて片足つ、縛られ居候得とも、廿五日に
繩もどかれ、其所にて越年仕候、安南國の内マイニ
チハマと申所にて御座候よし、正月の様子は、葉竹
一本つ、門々へ立祝ひ候のみ、あまり替り候事御
座なく候、十五日より人足二人つ、私共へ相添、近
所の家々より米を買て給申候、十五日前の食は、先
達て渡し候、四貫文にて扶持致し候こゝろと相見
え申候、その錢を返し申さず候、我々も漸々近付も
出立候故、春挽などの手傳働いたし、米を求め身命
をつなぎ申候、然る所に二月になつて、南京のコッ
クハンサンと申ものなりとて、日本の言にて物語
仕候間、私共も殊の外床しく存候て、日本へ歸り申
へく便を相尋候得者、こゝろ安き事なりとて、我々

を役所へつれ立、役人と何やらん相談して立歸候、
いよく長崎へ渡らるへきやと相尋候得者、こゝろ
易しとはかり挨拶して、何方へか參申候、其後二
月廿三日、コックハンサン參候て、いよく日本へ
同伴致へく、まつこれより十四五里南に會安とい
ふ大湊へ行へしとて、廿六日私共つれ立、所の役人
にも暇乞して、手前船に乗り、コックハンサン一同
に會安へ趣候、順風宜からざる故、所々に懸り、内
川は引船にて、漸々三月朔日に會安へ着船仕候、翌
日コックハンサン同道にて、會安の役人方へ參り、
何か致物語、我等には通し申さず、役人より米錢な
と貰ひ船へ歸り、これよりコックハンサン世話に
て、六月まで船に居候、船道具の内大綱引網みなほ
碇一水樽一、コックハンサン取計にて賣拂申候、代
物は何程ともしれ申さず、此間の食料になり候な
ど相見え申候、此時南京船十八艘、會安に逗留いた
し候間、何とそ便船日本へは叶はずとも、せめて南
京迄も渡り候やうにとねかひ候得者、コックハン
サン申は、金子さへあらは、米薪等の入目を前金に
て船頭方へ相渡し、急に便船に乗すへしと申候付、

金四兩相渡し、偏に世話相頼申候、コックハンサ
ン金子請取、六月十五日船を出し、その後は沙汰な
しにいたし候故、所の役人にも罷出、行衛尋候得
共言も通せず埒明申さず候、然る所に廿二日奥州
岩城郡小名濱の者三人、これも此邊へ漂流いたし
候由、役人よりしらせ候故、我等三人まいり候て對
面致し候、是等は船も損し候故、私共の船へ同道い
たし、一所に居候、七月十日になり、役人に呼出さ
れ、南京へ便船の事相願候、はじめは相成様挨拶御
座候間、又候願候得者、その節は當年は相叶はざる
趣にて返事有之候故、みなく力を落し、これを泣
悲て、その後は其所の仕事或は春挽等の手傳いた
し候て、日履を取、米錢志次第申請、食事を求め暮
らし候、善右衛門事、五月末より不快に罷在、痢病に
なり、所醫師療治致され候得とも、七月十五日より
至極重り、廿四日に三十三歳にて相果申候、所の役
人へ申出候得者、錢一貫文并棺二三人にて持出し、
墓所へ葬申候、尤も僧も出導師も御座候て、經をよ
み申候、八月十三日になり、重三郎も痢病を相煩
ひ、これも醫藥相叶はず、九月五日、四十四歳にて

相果申候、前々の通葬申候、則此所にて越年仕、當
亥の二月十五日、南京船の船頭トントンタイバンと申
人着岸いたし、日本人此地に漂着の事を聞、其旅宿
へ我等をまねき、日本へ便船にて送へく候間、此方
へ參り食事致し、出帆を相待申すへしと、日本の言
にて申候故、十八日より七人残らす船よりあかり、
南京人の扶持を貰ひ、トントンタイバン并タイフツサン
游撲庵等、何れもなさけ深き人にて懇意に致し候、
就中トントンタイバンは親方と相見え、年頃六十餘に
て、威高人品にて御座候、私共七人、單もの十四、
雪踏十四足、錢九貫文合力いたし候、其外煙草等は
時々貰ひ申候、五月二日私共船賣候事、南京人の
世話にて、安南錢六貫文に賣拂、代物受取、六月廿
日に出帆仕候、トントンタイバン游撲庵などは跡舟に
て、私共乘來候船頭は、ツセキツボ、イチャウサン、
タイフツサン其外水主とも六十七人、私共四人小
名濱の者三人、都合乗組七十四人、七月十六日に長
崎へ着船いたし候、道すから左の方に大清國の陸
山を幽に見て通り申候、日本の海よりも波靜にて、
島なく、一灘にて走り、但し臺灣島を右に見候、餘

程大きな島に御座候、夫よりウルシン島を目當にて日本へ近寄申候、安南國より長崎まで晝夜休まず丑寅の方へ向て、日數廿七日にて着船仕候、道法八百六十里と承候、會安にて爰かしこより貫候品々、

一扇子六本 一羅沙たばこ入一 一孔雀羽 一ゆひ金二つ 一革たばこ入二つ 一數珠玉五貫 一絹たばこ入十二 一はさみ三挺 一櫛一つ 一すき櫛三つ 一小鏡二つ 一筆一本 一安南錢 一古曆二冊 一木綿たばこ入一つ
臺灣島といふは、むかし國姓爺か切り取し國にて御座候由、船中にて咄致申候、

南國逗留中見聞之次第


一私共漂着仕候マイニチハマ、家數五六十軒、みな草葺、内は土間、寢所は床の上にごさを敷てふせり申候、扉は根柢の類を集めてをしふちを當、まわし戸にこしらへ、引戸は御座なく候、食事はしつぽくと申て、差渡二尺計の丸き膳に、大きな瀬戸物皿へ菜を入、三つ四つならべ、三四人宛集まりて、匕器にてすくひあけ、寄合給申候、但各茶碗に飯を

盛り一人切に給申候、貧者も皆米はかり給、かては御座なく、菜は魚類あるひは豕鶏家鴨等常に用申候、

一衣類は貧者は木綿を着し、中以上は絹布、縫様は唐人と同様に御座候、髮髻すらす、又油附ず、男女共櫛を後へさかさまにさし、卷髪にいたし、日本の卷櫛といふ様な物、冠は木綿或は縮緬にて頭をつゝみ候、男女は同じ衣類故分らず、指かねははめ候、但女は耳金とて環を下け申候、それゆゑ男女わから相見え申候、會安と申所にて、五歳計の女の子に耳金をはめ申所を見物いたし候、針の様成る物にて、耳たぶへ穴を明け通し、血留に粉薬を付、暫くさし置申候、併苦痛もなく候體に相見え、泣もおどろきも致さず、にこ／＼して居り申候、會安は海口より一里ほど川上の湊にて御座候、家數大概五六百軒、表向は瓦管塗塀、裏家はかり草葺にて御座候、表の家方は二枚皆廻し戸にて、内は土間その内に少々縁板はり候所も御座候、疊と申は一切これなく候、又寺三ヶ寺何も小寺にて御座候、一ヶ寺本尊は女の面躰にて、海國尊親と書申候額も御座候、

一ヶ寺の額は、配徳金山宮と書き、一ヶ寺は本尊樂師、前に關羽の像御座候、

一男女共生れ付、日本の人の如くにして、色白く人品宜しく御座候、就中女は美麗にて化粧も致さす候、中以上の人は衣類縹子等相用、官人らしき人は日傘をさしかけさせ出入致申候、

一安南錢は日本の錢と同様にて、政和通寶太平通寶杯真字に書申候、金の性は宜しからず候間、碎け易く御座候、とたんどやらを入造り候よし、南京人の物語に候、南京錢も多くまじり通用いたし候、これは金の性日本にて見當り申候、安南錢はふち太く文字細く御座候、惣して錢通用よく、金銀通用は稀にや見不申候、小粒等も相見え不申候、會安にて或人私共に金を見せ申候、長さ二寸四五歩、厚さ三歩ばかり、斯のこどくのものにて、

中くぼと割印御座候、平生は無之候、錢は六十文を百文と定め候間、安南國の一貫は、日本の長錢六百文にて、さしはどうにてより申候、トンタイバンも南京より亞鉛を積來り、安南にて錢一萬二千貫請取申候時、私共并小名の濱の者とも七人頼まれ、

四五百貫さしへ錢をさし手傳致申候、

一安南國より買積候産物は、砂糖、胡椒、牛角、平皮、象牙、蠟、琦楠、柄鮫、藥種の類、其外孔雀四十羽、鸚鵡四羽、鷹の如くなる鳥、猫の尾長き獸など、活象の牙を拔取、賣ものに成たるは、長さ四尺まわり八九寸有之候、

一會安にて氷砂糖、白砂糖俵にするを見候、俵は竹をへき箕箒のこどく造り、入る時は庭へ砂糖山の如くまけ出し並、俵へ入り次第に入れて杵にてつき込、日本の五斗俵程に作り、はかりにふり候、私共の乗候船へも二千俵積み候、その外十七八艘の南京船何も買積候、安南國の産物は砂糖第一、大分出ると相見え申候、

一安南國の去年の曆を貫候、國號、年號も南京とは違ひ、越景興二十七年とあり、當亥年閏月、安南と日本は九月なり、南京は七月にて御座候、然者安南は大熱國、今は別州別王と相見え申候、

一安南人も南京人も人に對して禮致す時は、必立て兩手をむすひ、腰をふしかへめ、頭をさけて禮いたし候、安南の猿は尾長く猫の如し、尻赤からず、

手飼にいたし候時は、尾を切申候、安南人の太刀は、日本の刀のことし、柄糸縁目貫鏝鞘等作り様日本と同じ、鞘は巻金など致し、鞘と柄とを絲の兩端にてしはり、左の手にかけ、右の脇にぶらさけ申候、上着に帶なき故と存候、それゆゑ帶刀はならず、劍と申はなく候、南京人船中にて、刀劍帶候事無之候、安南にて蠟燭を燵へ鹽漬に致し貯へ候、卵も同様に貯申候、

一安南の剃刀はたばこ庖丁の如く、廻先角にて柄を付引廻し、刃へかふせ置候、南京人の用ひ候も同様に御座候、安南の履は皮革にて、甲は羅紗縹子などの切を用ひ申候、木履は鼻緒あつて日本のことくはき申候、雪踏も日本の造りと同様に御座候、草鞋はからむしにて造り、爪先へ引かふせ包申候、稻のわらを用ひ不申候、惣て蘇細工は無御座候、繩網等も藤棕欄竹杯にて御座候、別て竹を多く相用、大綱小綱にも竹を細かにわり、寄せ申候、大竹これあり、川邊の小家は皆竹の柱にて造り申候、會安の湊に、正月頃より南京船十七八艘、或は二十艘、その外諸國の舟七月末迄逗留、商物仕入致し候、南京

人計も千二三百人居候間、上半年は町家至極に賑敷、市の如くおし合候て通り候よし、迷復記、

通航一覽卷之百七十七終

通航一覽卷之百七十八

安南國部八止

○漂流

寛政七乙卯年十二月、南京船二艘渡來す、去歲閏十一月、陸奥國仙臺領の者十六人、安南國に漂到せしによて、存在のもの八人護送し來る、

寛政六甲寅年九月、奥州仙臺領大乘丸船頭清藏、楫取松平、水主清藏、忠吉、幸太郎、平五郎、巳之松、源三郎、周藏、門次郎、清之丞、惣八、藤吉、久之丞、與五郎、炊兵吉十六人、房州沖にて難風に逢ひ漂流、閏十一月廿二日、安南へ着、同七乙卯年四月、安南より阿媽港へ送り、七月阿媽港より廣東へ送り、江西を歴て乍浦に到り、十一月乍浦より長崎に歸着す、初め甲寅の八月、清藏等十六人、奥州名取郡閉上濱彦十郎船二十五端帆大乘丸へ乗組、南部慶次郎江戸廻米二千六百餘俵積受、廿三日石之巻川口出船、翌日寒風、澤湊に風待し、九月廿七日晝、亥子の風にて出船、颯のほるに晦日朝、北風暴雨、逆浪

はけしく、夜房州沖と思ひし所にて體を破り、楫を折り、舟覆らんとせしに、帆柱を伐り米を刎ね、髪を拂ひ神に祈り、流に任せて漂ふに、十月四日、四十町程隔て辰巳の方に島を見る、嘗て故老の話を聞に、八丈島はその形鋸のことしといへは、豆州にてもあるへきやと楫柄を柱に立、帆を掛け、綱二房挽かけ乗寄すべしとすれど、大風荒波にては叶はず、五日も五十町南隔小島を見れども、端舟なれば寄する事能はず、十一月四日迄逆浪に漂ひ、大洋へ流れ出、是より途方を失ひ、飲水も絶へ、米を煎りて嚼し、龍神、雷神へ祈り雨乞せしに、八日雨降り、桶鉢に貯へ、漸々渴を凌ぎ、風に任せて漂蕩す、十七日二三里も隔、一里四方ばかりの島を見て皆歡ひしに、遙に見失ひて、廿七日夕、又大島を見る、仍て太神宮の圖を取るに、唐國の島と出たり、閏十一月朔日、其島へ十町程も寄りて見るに、人家草もなし、二日又大風雨にして、船破れ支へ難く、再び米を刎捨、或は風變し、廿日朝晴に島を見出し、風順もよろしく漸くに乗附し處、舟底岩に當りて破壊し、水入る故、船を捨て、皆島に上りたれど、

人家もなく、是非なく其所に夜を明しけるに、翌廿一日朝六半時の頃、漁船一艘遙に見かけたるゆゑ、招きけれど近つかず、皆合掌して救を乞ふに、漸く漕寄せたり、此漁船は五人乗にて、人皆惣髪白き鉢巻し、服は木綿の筒袖の縮袴の如きを着し、見馴さる人物故、唐國にてもあるへきやと、源三郎日本人と書き見せければ、其中の老人にヤワホン歟按するに、此語唐人に問して、西洋にて日本をヤツハン、ヤツホン、ニツホンなど唱ふれども、ヤワホン云方言は未だ聞ざるよし答ふまじ、或書と云し故、又何國と書ければ、安南國と書にみゆ、云し故、又何國と書ければ、安南國と書き出したり、夫より漂流十六人を漁船に乗せ、人家有る島へつれゆき、われ等二人岸に登、八時頃役人二人駕籠に乗、其外十人計も乗りて漂流を外へ連れ越し、役所様の所へ入れ粥を啜らせ、翌日間口五間程の明き屋を補理入置、番人二人小使一人附け、朝夕の飯は番人より與ふ、此地は西山と云よし、十二月朔日、役人二人來り、安南國行と書見せ、漂流の内船頭一人船に乗り參るへき様仕形致し見せられ共、船頭は病に臥し、幸源三郎頗字を知るにより、一人船に乗り、同日四時頃出船、晝夜乗り三日安南へ着し、城の様なる場へ連れ行、國王の前へ出

しに、役人筆紙墨を出して何を書見すべき仕形せし故、源三郎日本人、病人三人と書く、此時軍陣の調練を見たり、夫より長屋に入をき、五日船二艘仕立、一艘は役人二人、通事一人、醫師一人、水主八人、源三郎乗組、一艘は迎船とみえ、水主七人乗にて出船、十日七時頃、西山へ連歸り、もとの明屋へ十六人共一同に置く、十五日役人來り、迎船へ十六人及通事一人水主七人乗組、朝五時頃出船、廿日八時頃に、安南へ着上陸、此地は國王の都とみえ、城郭廣大にして、人居も稠密嚴然たる大都會なり、江濱には外國の船も繫居、殊に賑はしきなり、郭門を入り、四十町南隔りたる明屋へ十六人を置、番人二人、醫師一人、通事一人、小使一人附き添ふ、此通事はもと南京の者にて、昔年長崎にも渡來し、天貫といへる者のよし、此方の語は少し通ず、同所に四箇月の間逗留の内、國王より錢五十貫文給はり、日用に遣ひ、又出行の時は、番人へ請て遊觀し、遠路は番人も添來る、然るに船頭清藏及松平、與五郎、久之丞、惣八、藤吉漸々に腫氣を病み、醫藥效なし、みな歿死す、葬送を請しに、長四尺餘幅二尺五六寸

の棺へ入れ、衣類雜具等も入、臨濟宗永長寺といへる觀音など安置せし境内に葬る、乙卯の四月、マツカラ傍注、阿といふ所の船のよし、四艘貿易のため入津のころ、其船より外へ送り遣すゆゑ、便乞すへきと役所より命せらる、旨、通事天貫より傳へ聞、此マツカラの船頭は、ガボウといふ、外に船頭二人水主五十人來るよし、出船の前天貫源三郎を伴ひ役所へ出しに、ガボウも來り居、引渡のやうすなれども分らず、此時カントン、傍注、への送狀一枚を渡す、廿四日ガボウは居残り、外船頭二人漂流十人便乞し、水主六十人乗る、時に役人來り、安南國王より給ふ由にて、白米十六俵をわたす、五ツ時出船、五日路も行、川口番所にて人別改あり、送狀を見せ、マツカラ船も改をうけ通り、夫より大洋へ颯出す、此船中には至て苛酷に取扱ひ、帆を揚げ碇を巻き、垢を汲み、働きたた少も油斷すれば、杖を以て打つへきやうすゆゑ、みな力を盡し働いたれど、船頭よりは食物も與へず、安南にて貰ひたる米を手煎して飢を凌ぐ、五月五日、マツカラ入津の時は、船にて石火矢を放ちたり、此マツカラといへる所

はカントンののはつれの島にて、人物は紅毛人と同しく、人家も多し、着船の後、二人の船頭漂流を伴ひ、山上の城に登りけるに、門番十人計り鎗鐵砲を手に持て、立並ひ居、中門を通り上段にも門あり、門外に扣をき、船頭二人内へ入り、少時すき出來り、ニヤホンハカムと言たれども、按するに、このカムといふ方言に、機織道具等にカムと言事あれども、取あげなく、機はさる事をカムといふ語は聞ざるよし答へしと、或書に見ゆれども、下文によるに、取上げなき、何ゆゑにや分らず、互に手まね仕かたにて問答せしに、日本は宗門違ひゆゑ、取上げなく送り歸す事叶はずと言事と見えたり、又船へ歸り、六月廿一日迄舟居せしに、玆の日ガボウ着岸しけり、ガボウの宅は至て手廣く、門番には黒坊數人居たり、海岸より此宅の後揚りし場ゆゑ、漂流みな宅へ行、歸國の願せしに、ガボウ計ひにて、大清へ送り遣すへし、糧米も與ふへしやと言しに、安南にて給りたる米ありしゆゑ、辭して受す、その後も時々歸國の事願たり、此地はカントン及ヒウルマネヲ國の者も來り、その外も數艘繫り居たり、然るに七月十六日、カントンの内ヒヤウサン傍注、香山、こいふ所の役人一人外二人水主五人、川船にて來り

しに、漂民の事、カボウより附屬して越すへきよし、カボウ仕形にて言開け、即日出船せり、安南にて與へられし殘米は、マツカラに捨置き、是よりは皆ヒヤウサン役人の支料をうけ、翌十七日四時頃、ヒヤウサンへ着す、此所にも城もあり人家も多し、十八日五ツ時頃、別船にて役人二人添出船、晝夜來り、此日カントンへ着上陸す、城郭あり市街も富庶、至て繁華のやうすにて、湊には大船千艘餘も繋り居、紅毛人の住居もあり、マツカラ及びモウル國の者も來り居る、漂民どもは明屋を補理しおく、時に安南よりの漂流人も七人内女二人來り居るゆゑ、彼國の話説などし居たり、食物は二度つゝ持運ひて與へ、菓子、漬物等日々を送り、番人は附され共、漂民を見物に來るもの多きゆゑ、内より戸を扇し居たり、然るに、清之丞腫氣の處、役所より醫師を遣し療養せしに、効なく歿死す、葬送の事願しに前の如く箱を作て雜具を入、彼方にて何方へか葬りけり、八月十三日、役人來り、何か書き見せけれどもわからず、江西送とあるところ、源三郎讀めしゆゑ、日本へ送り歸すこと、思ひみな悦び居たり、

同日船二艘したて、一艘へは役人二人水主十人餘乗組、一艘へは漂民九人、足輕やうのもの二人乗くみけり、此時カントンの役所より與へられしよしにて、乍浦への送狀一枚渡され、自注、送狀下、漂民とにうつす。もへは日本仕立の木綿わた入れ二つ、銀四枚あたへらる、直に出船し、江中にて數度船乗かへたれど、何等のわけにやしらす、所々川岸番所にて役人出會ひ、銅鑼太鼓など打挨拶するやうすに見ゆ、コンサイといへる所には、自注、江西といへる、城もあり人家も多く見えたれど、一切上陸せざるゆゑ、くはしくはしれず、此船中にては、役人を始め至て愛憐を加へ、美味を與ふる外、菓子砂糖漬など贈り、漂民舷へ出る時は、後より帶を取護る程の事にて、十月六日乍浦へ着、今度附き添ひ渡來する龍官といへる、通事、唐人出役所にてカントンより來りし役人と對談の後引渡すやうに見ゆ、其後漂民どもを二階の明きやへ入置、食事は手煎にいたさせ、米魚野菜等持來り與へ、番人二人通事一人晝夜附け置、此所にも城あり、人民も富庶、湊内には所々の船繋り居たり、逗留中錢一貫文つゝ、三度あたへ、船主願軍

遠より木綿口反贈り、近邊より漂民を見に來るものよりは、繪并菓子等を贈る、又芝居もあり、今度渡來の船主宅のよし、問屋とみえ、奴婢多く仕ひ居たり、漂民を招き卓袱等にて種々馳走せり、十一月初旬、近々日本へ送り歸すへきと、龍官をして命せしにより、是までの謝辭をのへ、七日乍浦湊船場迄役人つき添ひ、漂民九人ともつれ越し、荷物帳を渡され自注、此の帳末に寫す。清藏、忠吉、幸太郎、平五郎、巳之松五人へ通辨唐人添ひ、その外唐人七八十一艘に乗りくみ出船、同月廿二日長崎着船し、源三郎、周藏、門次郎、兵吉四人は別船にて、通辨龍官其外唐人乗組、同時出船、洋中風惡敷乗後れ、同月廿三日薩摩國片浦へ漂着し、其所より引送られ、十二月十四日長崎に着船す、

安南送狀

源三良等十八書

欽差扁内談荷官左衛左軍營副將知船務官副知船務官、

計

一日本船船長清藏、由被船漂風、寅閏十一月二十

日、就本港、船被壞、船人救人數十六人、而被病六人、醫士診視、藥飲無効、故止存十人、給錢米、乞搭從瑪瑤船、尋回本所、合付許行、便呈巡守驗、

一返回本所十名、
源三良、清之丞、清七、忠吉、幸太郎、平五良、門次良、周藏、巳之松、兵吉、

一被病死六名、
船長清藏、惣八、松平、久之丞、藤吉、與五良、

景興五十六卯年四月初二日

廣東送狀自注、朱紙書之。

封筒白紙朱簽

源三良等九人書

護送難夷回國官廣東廣州府南海縣典史江樹本、爾等至本國、稟知國王、因七月遭風、飄到大皇帝廣東省香山縣地方、予奉廣省巡撫部院委官、江樹本送至浙江交乍浦、同知衙門竟有使船、附搭回國、天氣漸寒、沿途每名置辦棉衣二件、此一路照應皆我等臣子仰體聖天子恩施外國之意、爾等回國、亦當上達國王、得知我朝大皇帝恩德、所謂愛其主、以及其民也、遭風至香山、原係拾人、內清之進一名來已患病、兼

之水土不服、數日在廣東病死、止存九人、送回本國、又照、

護送船主申報

具呈、錢局卯九番南京船主陸名齋、公局同十番南京船主馮聲遠、爲祈轉啓、申報事切、有貴國難民共計九名、漂到安南國、由該地送至廣東、該地方官、今年十月初六日、解送浙江平湖縣乍浦衙門、即據訊供、係貴國仙臺人民遇颶受難等情、該通船十六名、內六名在安南病故、又一名廣東病故、所存九名、又委着辨銅、兩局商總收管、加意撫養等、因於十一月初一日、府臺奉旨、諭令兩局商總、各發船隻、護送回國、等因故分撥兩艘錢局陸名齋船上、護帶平五郎、忠吉、巳之松、清七、幸太郎五名、公局馮聲遠船上、護帶源三郎、門次郎、周藏、兵吉四名、於十一月初七日、兩艘一同由乍開駕、平安護送到港、此等情由備情稟報、再在唐官府囑令名等兩艘、援照舊例、期限三個月、准令回棹、須將平安護送情由、報銷等語爲此狀、乞^{當年}經督、各位老參轉啓王上、恩准三個月爲限、飭令回棹、報明各憲庶使轉請題覆、則不特名等感激、在唐商總亦均感無窮矣、

寬政七年十二月日 卯九番南京船主陸名齋印
同十番南京船主馮聲遠印

右和解

以書付申上候由は、錢氏卯九番南京船主陸名齋十家同十番南京船主馮聲遠に而御座候、言上仕候儀被仰上被下度奉願御事、然者貴國の難民九人、安南の地方に被致漂流候を、廣東表へ送越、同所官所より當十月六日、浙江省平湖縣乍浦の官所に送來候に付、口相糺候處、貴國仙臺之人に而風難に逢候由、元十六人乗組の内六人安南に而病死、一人廣東に而被致病死候、相殘九人早速官所より舊例調達、唐商錢氏十二家、雙方荷主に引請、叮嚀被致介抱候様被申付、十一月朔日官所より上意の由に而、雙方荷主の船を仕立届吳候様被申付候に付、則二艘に引分、錢氏方陸名齋船に平五郎、忠吉、巳之松、清七、

朱書此清七儀、漂流人申候に而は清藏と有之候得共、船頭同名に付、安南國逗留中、清七と呼候由に御座候、

幸太郎以上五人爲乗組、十二家馮聲遠船に、源三

郎、門次郎、周藏、兵吉以上四人爲乗組、兩艘共十一月七日、一同乍浦より致出船、無恙護送仕候、依之右之次第御訴申上候、且又舊例に被准、兩艘共三箇月を限り歸唐被仰付、無滯致護送候段相届候様、官所より被申付候に付、此段年番并掛り通事衆迄頼入候條、御奉行所に被仰上、三箇月を限り歸唐仕、諸官所に申達、被遂奏聞候様被仰付被下候は、私共儀は不及申上、在唐荷主共迄、一同難有仕合奉存候、

寬政七年十二月

卯九番南京船主 陸名齋
同十番南京船主 馮聲遠

右書付之通、和解仕差上申候、以上、

唐通事 平野善右衛門 同 穎川四郎太
唐通事年番 河副作十郎 同 太田市右衛門

具供、錢局卯九番南京船主陸名齋、公局同十番南京船主馮聲遠切名等兩艘、船上護送貴國難民九名前來、茲傳令、通船人衆喚至公衙、即蒙查詢、緣由俱謹領悉、今所護送之平五郎等九名、本係貴國仙臺人

民、原船通共十六名、於甲寅年九月廿七日、裝載米石發船、該應解運江戶、于同三十日夜、在洋遇颶、折壞桅、船隨風漂蕩、乃於十二月二十日、漂到安南洋面、打壞船身、拾上孤嶼、于廿一日漁戶撈救、擲領到岸上、即刻報知衙門、而安頓宿歇、其十六人內清藏、惣八、松平、久之丞、藤吉、與五郎等六人、陸續病故、所存十名、于四月廿四日、由安南開船、押到廣東遞解、其清之丞者又于該本地身故、尙存九名、于八月十三日、由廣東開駕、于十月初六日、一同押解到乍、即日示仰名等財東錢恩榮楊春水、加意安置、留心撫養、令其回國等、因奉命之下、打點房屋、安排食劑、置備衣服被褥等、供給布置、至十一月初一日、衙門囑附此番洋船、艘帶難民、送回貴國、等因是以將該九人、內分派錢公兩局、發辦船兩艘、在錢局陸名齋船攜帶五人、公局馮聲遠船攜帶四人、于十一月初七日、由乍同開、而平安抵港以卸、押解之責成、其該人民在唐居停之日、留心撫恤、並不敢勸誘邪教等事、以上所供情由委屬、實情爲此具供、上覆、

寬政七年十二月日

卯九番南京船主 陸名齋印 財副朱耀山印 服侍陶得貴

印 同唐永隆印 總管薛恩功 水主等
同十番南 馮聲遠印 財副王宗鼎印 同陳國振印
京船主 服侍徐雲觀印 同黃兆龍印 總管全存開印
水主等

右和解

以口書申上候者は、錢氏卯九番南京船主陸名齋、十
二家同十番南京船主馮聲遠等に而御座候、然者私
共兩艘より、貴國の難民九人連渡候付、一艘之者共
御役所に被召出、御吟味被仰付候趣、謹而奉長候、
此度致護送候、平五郎等九人者、貴國仙臺之人、元
十六人乗組、去寅年九月廿七日、米を積乘、江戸御
運送可被致積りに而、出船有之候處、同晦日夜難
風に逢ひ、帆柱楫を損し、風に任せ漂ひ、同十二月
廿日、自注、朱書、此十一月之儀、漂流人申候に者、閏十一月有
之候に付、此方閏十一月は、唐國十二月相
當候に付、漂流人申候に符合不仕候、安南の海外にて及
破船、小島に取揚り居候を、翌廿一日漁人共救揚、
陸手方に連越、夫より役所訴、安置仕候處、右十
六人之内清藏、惣八、松平、久之丞、藤吉、與五郎此
六人追々被致病死、殘十人當四月廿四日、安南出
船、廣東表に送越候處、清之丞と申者、同所に而

被致病死、相殘九人、八月十三日廣東出船、十月六
日乍浦表に一同送來候に付、即刻私とも荷主錢恩
榮楊春水に心を付、叮嚀に撫育を加へ、本國に差送
候様被申付候に付、其旨を承り、居所を設、食物并
衣類等致手當、介抱仕罷在候處、十一月朔日、右難
民此度渡海之船より、遣國に可送遣旨、於官所被申
渡、右九人之内、錢氏十二家雙方仕出之船二艘に引
分、此度錢氏陸名齋船に五人為乗組、十二家馮聲遠
船に四人為乗組、兩艘共十一月七日、一同乍浦よ
り致出船、無恙御當地に護送仕候、尤唐國滯留之
内、心を付介抱仕、邪宗門勸等之儀、決而無御座候、
右之趣實情にて、聊相違無御座候、仍一同口上を以
申上候、

寛政七年十二月

卯九番南 陸名齋 財副朱耀山 介抱人陶得貴
京船主 同唐永隆 總管薛恩功 水主共
同十番南 馮聲遠 財副王宗鼎 同陳國振 介抱
京船主 人徐雲觀 同黃兆龍 總管全存開 水主共
右唐人共口書之通、和解差上申候、
唐通事 平野善右衛門 同 穎川四郎太

同年番 河副作十郎 同太田市右衛門

咨送難夷源三郎隨帶行李冊

浙江嘉興府平湖縣為稟明事、本縣今將日本國難夷
源三郎等、附搭銅船回國、携帶行李、物件開後、

計開

官商金萬安船、配搭難夷五名、

- 清七 忠吉 巳之松 平五郎 幸太郎
- 携帶行李物件 綿毯五條 洋布棉被五條 藍
- 布褥子五條 黒斗紋布馬掛五件 雜色斗紋布棉
- 長衣五件 嗶吱爽外套五件 布單衣五件 布褲
- 五條 布帶五條 緞帶五條 布襪五雙 布鞋五
- 雙 緞鞋五雙 草蓆五條 雨傘五把 手巾五條
- 扇子五把 烟管五枝 竹箱五隻
- 額商高泳利船、配搭難夷四名、
- 源三郎 幸吉 周藏一名門次郎 不足本ノマ、
- 携帶行李物件 綿毯四條 洋布棉被四條 蒸
- 布褥子四條 黒斗紋布馬掛四件 雜色斗紋布棉
- 長衣四件 嗶吱爽外套四件 布單衣四件 布褲
- 四條 布帶四條 緞帶四條 布襪四雙 布鞋四
- 雙 草蓆四條 雨傘四把 手巾四條 扇子四把

烟管四枝 竹箱四隻

大清乾隆陸拾正拾壹月 日 咨

外國難夷書載 阿馮港記
寛政六年九月廿七日、奥州石の巻の者十六人乗組
出帆せし處、難風に逢ひ漂流して、同年閏十一月廿
二日、安南國の屬國西山小村といふへ着、夫より王
城へ送らる、此頃瓜、茄子、西瓜、竹の子、野菜の類
多し、北極地を出る事十五六度にて、至ての暖國な
り、時に安南の景興五十五年なり、城下にては毎朝
五時より晝時迄市あり、賣買皆女計りなり、錢十二
文遣せば、五合入程の鉢にて米を山盛にして二盃
賣なり、錢は太祖順天之年に鑄る處にして、則順天
之寶也、百八十文を一本といふ、百文つなきといふ
はなし、安南國は力弱し、米五六斗入の俵を、二三
人にて荷ひ行なり、或日此俵を漂流人曲持して見
せければ、見物群集して押も分られず、關取の相撲
のごとく評判せり、逗留の内六人死たり、永長寺と
いふへ葬る、其途中の町にて、線香菓子類など持出
送りて、棺を拜し涙を流す、いたつて深切にて、情愛
深し、斯て翌年四月廿五日、阿媽港へ送り届らるへ
きよし、申渡されしによりて、皆々安堵して用心に

灸治をしければ、近隣の人聞傳へて、來り參り逢、向ふにて顔をしかめて見物せり、灸といふ事は此國には曾て知らず、艾は藥種に用る故に制法し置たり、安南の内西山國といふは、長にあたりて百里餘、一萬戸餘の大島なり、去年四月より叛逆せしめて、此頃討手を向らるゝ、兵船三百艘にて出帆すといへり、四月晦日、漂流人共安南より送られて、海上六百里計り走りて、五月七日阿媽港へ着して、七月十七日阿媽港を出帆して、同廿一日廣東へ着、海上三百五十里といふ、廣東の城下は方三里あり、時に清朝乾隆六十年也、此所の米は安南よりはよし、日本米よりは遙に劣りたり、當所までは漂流人十人にて來りしか、一人死、八月十三日河船にて送らる、是より九人にて出帆せり、二日目にコンサイといふ所を通る、其跡先三里計り、兩川端蜜柑の林也、此所を過れば、皆白鳥にて黒きからず一羽もなし、十三日にシツコンの川口へ入、此所汐の満干には、一丈五六尺計りも水かさまさり、津浪のごとく打成る、毎日の如し、十一月三日、浙江省寧波府乍浦へ着、城の二方は外堀大河を帶、一方は海へ築

出し、一方は平地也、乍浦にて初て寒氣を覺えたり、是より商船に送られ長崎へ歸りしとぞ、落穂雜談、一言集、野翁物語、寛政六年、仙臺の本船安南の地へ漂着し、同七年乙卯の年、安南より便船を以て、其四月阿媽港へ送られ、七月阿媽港より廣東に到り、同所より厚き取扱にて、護送の官人附添ひ、乍浦へ送届、同所より長崎迄の商船へ乗せて、歸朝せしめし事あり、この節の書上にも、其經歷せし阿媽港を隠して、唐山人も西洋國といふ名を認め出せり、尤護送の乍浦船も、漂流人等に船中にて傳へしは、長崎へ至りなは、かならず阿媽港へ至りしと云事は口開きせまし、此地名申出しては、そこも我も吟味六ヶ敷、汝等は久しく籠舎の困窮あり、我々は歸帆をそなわるとの迷惑ありと、くれ／＼告げ示せしと也、唐人迄もこの心得になり居る様子なり、依之始終アマカワといふ事は申出さず、經歷の諸國の内、ばつとしたる西洋國といふ名にて事濟たり、漂流客實は阿媽港をアウチツと覺え來れり、これは香山澳の澳中の唐音と云きこゆ、土人はマカワといふよしも覺え來れり、右

通航一覽卷之百七十九

南蠻呂宋部一

マカワにて、漂客共の取扱甚た不人情なる云々の物語あり、固より彼等此かたの人に、初めより聊の憐みを加へされは、中々宗躰を勸めし杯といふ事なく、幸に廣東より來りし巡檢の人に助けられて、廣東には至りし由、絶て怪しき事はなき趣なり、然れどもアマカワの名あらわに申出では、吟味六ヶ敷とて、掩ひかくさしめたり、嘆詠餘語、

通航一覽卷之百七十八終

按するに、南蠻といふは、此國及び阿媽港、臥亞、伊スバニヤ、新伊スバニヤ、意大里亞等の總稱なり、其辨總括之部にあれば、こゝに贅せず、呂宋は亞細亞洲の内にして、本邦西南の海中にあり、采覽異言に、正訓をロソンと記し、羅呼ロクソン、和呼ルマニヤとあり、異國日記に、ルソンと傍訓す、今采覽異言の訓を採る、華夷通商考に、肥前國長崎より海路本邦の里數にして八百餘里と記す、華夷一覽志、嘆詠餘話等によるに、古昔は國王ありしか、我元龜三年、西洋伊スバニヤ併有して、都督及び僧官の長を置、此地より耶蘇の法徒を本邦に渡來せしめて、其宗法を弘めしむ、又異國日記に、はしめ唐土に屬す、ノビスパニヤと南蠻との間にある國なり、此國を南蠻にとらされは、ノビスパニヤに往來なりかたき故、近年南蠻に取るなり、今はノビスパニヤより此國に守護を置、三年に交替すと記し、外國通

信事略に、伊斯把爾亞より治むる國なるによりて、我國へ渡來せし使は、呂宋國王よりの使にはあらず、伊斯把爾亞官人よりの使なりとあり、また近代翻譯の西書に、一名は非利皮那といふ、是其近傍一千二百餘の小嶼を合したる總名にて、數十の酋長處々に割據す、其大府を瑪泥兒訶城といふ、伊斯把爾亞に屬す、支那及び西洋の旅客毎に往來して、互市繁盛なり、しかれども、土人面色黃黒にして、身材矮小、風俗甚だ野鄙なり、産物木綿を上とす、其他熊、虎、麝香、靈猫、鰐、鸚鵡等あり、此國先年啖咭喇に併せられしの後、和議成て、また伊斯把爾亞に復すと記す、萬國夢物語に、北極出地七八度の國にして、氣候酷熱、一年春秋八季なりといひ、松倉家傳に載る寛永七年渡海せし松倉豊後守重政か家人の説話も、これと同じ、彼家傳は渡海の條に載せられたる就て見るへし、

○漂着

慶長元丙申年九月八日、土佐國葛木濱に吾川郡に屬す呂宋船漂着す、豊臣太閤其荷物を沒收し、薪水食物等を與へて歸帆せしむ、彼蠻物は禁裡及公家諸大名等に配

分あり、東照宮も其配分を受させ給ふ、同六年丑年秋、同國の船上總國大多喜浦夷隅郡に屬す、此項本多出雲守忠朝が所領なりに漂着す、十月六日本多佐渡守正信に命せられ、正信が印書を授けしめ給ひ、かつ唐造御船此御船の事は、附録海防に詳及び食物等を賜はりて、同九甲辰年六月二日歸帆なり、同十一年六月十五日、同國の船相摸國三浦郡浦賀に入津し、書儀を獻して此事を謝し奉る、事は入津拜禮呈書御返簡并獻上の條にあり、同七壬寅の秋、また土佐國に漂着せしか、國主山内對馬守一豊か番船の備堅固ならざるにより、圍を破りて去る、時に使節として蠻人二三人殘し留む、同年九月東照宮より、彼國の守護に御書をもて、この漂着の事を仰遣はされ、かつ信牌八通を其商客に賜ふ、こぼの殘留のものなるにや、詳ならず、其事また入津拜禮呈書御返簡并獻上の條にあり、貞享四丁卯年八月廿六日、紀伊國熊野浦牟婁郡に屬すに着す、紀伊殿より肥前國長崎彼杵郡に護送せられしか、彼地にて病死す、

慶長元丙申年、蠻船流來于土佐桂濱宇羅戸湊邊之濱、國守長曾我部元親聞之、馳小艇問其事實、則南蠻商賈往來之船、被甚風觸、而檣摧檣折、崑崙兒自注、名黑斯、俗號黑坊二百五十人、商人三十人許、凡五百餘人皆溺死、幸免者今僅漂泊于此、元親憐之、糧米酒肴、翌日馳書于增田長盛告秀吉、秀吉大悅曰、長盛

乘輕舟馳至、命工人記其舟之廣狹、其長三十間、其橫二十二間、長盛即欲檢舟中之所有、時通事言曰、若欲悉檢之、則可費五六日、即出目錄而示之、長盛見之、歸而與元親及通事議曰、欲獻之于秀吉、而如何之可、通事曰、載之于小舟百五十艘而到大坂耳、長盛元親同之、悉聚四國近邊之船以相載之、長盛監之乃到大坂、以其目錄先呈秀吉、烏捌絲五萬端、木綿布二十六萬端、金襴純子五萬端、白絲十六萬斤、印子金千五百箇、麝香一箱、生麝香十頭、生猿十五頭、鸚鵡二翼也、秀吉悅、捧生鸚鵡一匹、麝香箱、及金襴純子二萬端于禁中、其餘攝家清華雲客諸侯大夫各頒賜之、又分界于京都大坂泉塚奈良庶人有差、而取其價銀幾千萬矣、且賜銀五千枚于元親、銀五百枚于長盛、又賜米穀八百人之料、酒肴炭薪每日五百人之用於船中之南蠻人、乃命船工修補其番船、而使歸于本國、船已成矣、蠻人來謝、且告歸暇、秀吉使人問其所欲、蠻人答曰、米五百石、豚百頭、雞千匹也、秀吉乃賜米千石、豚二百頭、雞二千匹、大樽百箇、雜肴五十盛、餛飩粉五百石、長盛受命悉調以與之、蠻人大悅而即歸、雜話燭談、續武家評林

慶長元年九月八日、土州葛木濱へ蠻船漂着す、是は延須蠻へ商賣の爲に渡海する處、逆風に臨て檣折れ檣摧け水に渴し、且饑て五百人餘死歿し、殘るものは三百人に不足、國主長曾我部元親精米五十俵、酒肉を贈り、水を授け、船中を愛育し、輕舸を大坂にはせて此事を達す、秀吉則增田右衛門尉長盛を輕船に乗しめ、土州に遣し給ふ、廿日長盛土佐の港において蠻船の中を點檢し、其在所縵子五萬端、金襴純子五萬端、白絲十六萬斤、印子千五百兩、木綿二十六萬端、麝香一箱、生麝香十疋、生猿十五疋、鸚鵡二羽是を收め取て、船百五十艘に移し、大坂へ運送す、蠻夷には精米千俵、酒肉雜品若干を授く、十月六日、土州よりの廻船大坂に着岸し、蠻船沒收の品々秀吉の府庫に入る處、禁闕及び公卿殿上人、且神君等の諸將に配分あり、蠻船堅三十間、橫二十二間、八帆柱、風に折て殘る處三抱餘なり、秀吉下知せられ、船悉く修補す、翌慶長二丁酉年三月歸帆す、武德編年集成

慶長六年辛丑秋の頃、上總の國大瀧の浦へ黒船流れより船損す、是は呂宋國よりノビヘバンへ按す、